

岐阜県公報

号外(一) 平成二十一年三月三十日

目次

| | | |
|--------------------------------------|-------------------|-----|
| 岐阜県総務関係手数料徴収条例 | (危機管理課 財政課) | 八 |
| 岐阜県積立基金条例の一部を改正する条例 | (財政課) | 二七 |
| 岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例 | (人事課) | 二七 |
| 岐阜県部等設置条例の一部を改正する条例 | (同) | 二七 |
| 岐阜県振興局等設置条例の一部を改正する条例 | (同) | 二八 |
| 岐阜県公告式条例の一部を改正する条例 | (法務・情報公開課) | 二八 |
| 審議会等の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例 | (行政改革課) | 二九 |
| 岐阜県条例の一部を改正する条例 | (税務課) | 二九 |
| 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例 | (総合政策課 産業政策課) | 二九 |
| 岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 | (市町村課) | 五九 |
| 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例 | (環境生活政策課・健康福祉政策課) | 六〇 |
| 岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例 | (廃棄物対策課) | 九六 |
| 岐阜県地球温暖化防止基本条例 | (地球環境課) | 一〇七 |
| 岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | (人づくり文化課) | 一一二 |
| 岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例 | (医療整備課) | 一一二 |
| 岐阜県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 | (同) | 一一三 |
| 岐阜県立看護大学条例の一部を改正する条例 | (同) | 一一三 |

| | | |
|----------------------------------|---------------|-----|
| 岐阜県興行場法施行条例の一部を改正する条例 | (生活衛生課) | 一一四 |
| 岐阜県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例 | (高齢福祉課) | 一一四 |
| 岐阜県立国際情報科学芸術アカデミー条例の一部を改正する条例 | (情報産業課) | 一一四 |
| 情報科学芸術大学院大学条例の一部を改正する条例 | (同) | 一一五 |
| 岐阜県農林関係手数料徴収条例 | (農政課・林政課) | 一一六 |
| 岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例 | (農地整備課) | 一二三 |
| 岐阜県森林整備担い手対策基金条例の一部を改正する条例 | (森林整備課) | 一二四 |
| 岐阜県土木関係手数料徴収条例 | (建設政策課、都市政策課) | 一二四 |
| 岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例 | (都市政策課) | 一五三 |
| 岐阜県教育委員会関係手数料徴収条例 | (教育総務課) | 一五四 |
| 岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | (同) | 一五六 |
| 岐阜県立学校以外の教育機関の設置に関する条例の一部を改正する条例 | (社会教育文化課) | 一五六 |
| 岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例 | (スポーツ健康課) | 一五六 |
| 岐阜県警察本部組織条例の一部を改正する条例 | (警務課) | 一五七 |
| 岐阜県警察関係手数料徴収条例 | (会計課) | 一五七 |
| 知事の給与等の特例に関する条例 | (人事課) | 一八一 |
| 岐阜県職員給与の特例に関する条例 | (同) | 一八一 |
| 知事及び副知事の給与に関する条例の一部を改正する条例 | (同) | 一八三 |

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) 休日に当たる
ときは翌日

平成二十一年三月三十日

岐阜県職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び岐阜県教育職員等の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部を改正する条例
岐阜県職員等旅費条例の一部を改正する条例

(同) (一八三)
(同) (一八六)

本号で公布された条例のあらまし

岐阜県総務関係手数料徴収条例(条例第九号)

一 岐阜県手数料徴収条例を政策分野別に分割することとし、総務関係の手数料の名称、額等を定めることとした。(第二条関係)

二 手数料の額の改定(別表第一関係)

1 火薬類製造保安責任者等試験手数料の額を改定することとした。

2 製造保安責任者等試験手数料の額を改定することとした。

3 液化石油ガス設備士試験手数料の額を改定することとした。

三 この条例の施行に伴い必要となる関係条例の規定の整理を行うこととした。(附則第五項及び第六項関係)

四 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

岐阜県積立基金条例の一部を改正する条例(条例第一〇号)

一 岐阜県有施設整備基金の目的に県有施設の整備の財源とした県債の償還に必要な財源に充てることを加えることとした。(第二条関係)

二 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例(条例第一一号)

一 岐阜県職員定数条例の一部改正

県職員の定数を六六人減員することとした。

(内訳)

1 増員するもの

(一) 希望が丘学園及び病院

(二) 教育委員会の事務部局

(三) 学校

2 減員するもの

(一) 知事の事務部局(県立看護大学及び情報科学芸術大学院大学、希望が丘学園及び病院並びに企業会計職員(都市建築部)を除く。)

(二) 県立看護大学、情報科学芸術大学院大学、国際情報科学

三九人

五人

四四人

一三八人

芸術アカデミー、国際園芸アカデミー及び森林文化アカデ

ミ

- (三) 議会の事務部局 五人
- (四) 監査委員の事務部局 二人
- (五) 人事委員会の事務部局 一人
- (六) 労働委員会の事務部局 一人
- (七) 警察 五人

二 岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正

市町村立学校職員の定数を三一人増員することとした。

(内訳)

- 1 増員するもの 三三人
- 2 減員するもの 一人
- 特別支援学校

三 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

岐阜県等設置条例の一部を改正する条例(条例第一二二号)

一 産業労働観光部を商工労働部に変更することとした。(第一条関係)

二 観光の振興に関する事項を産業労働観光部から総合企画部へ移管することとした。(第二条関係)

三 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

岐阜県振興局等設置条例の一部を改正する条例(条例第一二三号)

一 岐阜県西濃保健所揖斐センターの位置を揖斐郡大野町から揖斐郡揖斐川町に変更することとした。(第三条関係)

二 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

岐阜県公告式条例の一部を改正する条例(条例第一四四号)

一 岐阜県公報の発行を電子化することとした。(第七条関係)

二 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

審議会等の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例(条例第一五五号)

一 審議会等の見直しに伴い、関係条例の整備等を行うこととした。

1 岐阜県風致地区条例の一部改正

岐阜県風致地区審議会を岐阜県都市計画審議会に統合することとした。

2 次の条例を廃止することとした。

- (一) 岐阜県二十一世紀ビジョン委員会条例
- (二) 岐阜県生活保護法医療扶助審議会条例
- (三) 岐阜県臨時補助金等合理化審議会条例
- (四) 岐阜県成人病予防対策審議会条例
- (五) 岐阜県行政機構審議会設置条例
- (六) 岐阜県農村地域工業導入促進審議会設置条例

二 その他所要の規定の整理を行うこととした。

三 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県税条例の一部を改正する条例(条例第一六六号)

一 「地方税法」の一部改正に伴い、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を創設することとした。(附則第七条関係)

二 この条例は、平成二十二年六月四日から施行することとした。

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例(条例第一七七号)

一 岐阜県手数料徴収条例を政策分野別に分割することとし、企画経済関係の手数料の名称、額等を定めることとした。(第二条関係)

二 手数料の新設(別表第一関係)

産業技術センター、機械材料研究所、情報技術研究所、セラミックス研究所及び生活技術研究所において行う工業試験等に関する試験項目の拡充に伴い、一般理化学試験(顕微赤外吸収スペクトル)に要する費用等として一般理化学試験手数料(顕微赤外吸収スペクトル)等を新たに徴収することとした。

三 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第一八八号)

一 市町村への権限移譲に伴い、次の分野における知事及び教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとするために必要な事項を定めることとした。(別表第一及び別表第二関係)

- 1 消防防災関係(「高圧ガス保安法」他三法令二四六項目)
- 2 環境・生活関係(「特定非営利活動促進法」他一法令三五五項目)
- 3 保健・福祉関係(「老人福祉法」他一法令六項目)
- 4 商工・産業関係(「商工会議所法」他一法令一九九項目)

5 農地・農業関係（「土地改良法」他一法令三六項目）

6 土地利用・都市計画関係（「土地区画整理法」他七法令一一〇項目）

7 教育関係（「岐阜県文化財保護条例」一三項目）

二 この条例は、平成二二年四月一日から施行することとした。

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例（条例第一九号）

一 岐阜県手数料徴収条例を政策分野別に分割することとし、厚生環境関係の手数料の名称、額等を定めることとした。（第二条関係）

二 手数料の新設及び額の改定（別表第一関係）

1 「介護保険法」の一部改正等に伴い、介護支援専門員の再研修に要する費用として介護支援専門員再研修手数料を新たに徴収し、介護サービス情報調査手数料の額を改定することとした。

2 狩猟免許申請手数料等の額を改定することとした。

3 尿・ふん便等検査実施手数料等の額を改定することとした。

三 この条例の施行に伴い必要となる関係条例の規定の整理を行うこととした。

（附則第三項～第六項関係）

四 この条例は、平成二二年四月一日から施行することとした。

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例（条例第二〇号）

一 産業廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化と透明性の確保を図り、もって産業廃棄物処理施設等の設置等に係る合意の形成及び生活環境の保全に寄与することを目的として、産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事業計画の周知の手続、これに対する関係住民等の意見を求めるための手続その他必要な事項を定めることとした。（第一条関係）

二 県、事業者及び関係住民の責務について規定することとした。（第三条及び第四条関係）

三 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請等を行うとする事業者は、あらかじめこの条例に規定する手続を実施しなければならないこととした。（第五条関係）

四 知事は、事業者が三の手続を実施しない場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可等をしないこと又は当該許可等にこの条例に規定する手続を実施するべき旨の条件を付すことができること

とした。（第六条関係）

五 事業者が行うべき手続について規定することとした。（第七条～第二二条関係）

六 合意の形成及び手続の終結について規定することとした。（第二三条～第二九条関係）

七 岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会について規定することとした。（第三〇条～第三五条関係）

八 知事は、この条例に規定する手続の進捗状況等を公表することとした。（第三七条関係）

九 知事は、事業者が正当な理由なくこの条例に規定する手続を行わない場合等には、必要な措置を講ずるよう勧告することができることとし、勧告を受けた事業者が正当な理由なく勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができることとした。（第三八条関係）

十 その他必要な事項について規定することとした。

十一 この条例の施行後三年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第三項関係）

十二 この条例の施行に伴い必要となる関係条例の規定の整理を行うこととした。

（附則第四項及び第五項関係）

十三 この条例は、平成二二年一月一日から施行することとした。

岐阜県地球温暖化防止基本条例（条例第二二号）

一 地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、「岐阜県環境基本条例」第三条に定める基本理念のつとめ、地球温暖化の防止について県、事業者、県民及び観光旅行者その他の滞在者の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化を促進するための基本的事項を定めることとした。（第一条関係）

二 県、事業者、県民及び観光旅行者等の責務について規定することとした。（第二三条～第六条関係）

三 県による地球温暖化対策について規定することとした。（第七条～第九条関係）

四 事業活動に係る地球温暖化対策について規定することとした。（第一〇条～第一五条関係）

五 日常生活に係る地球温暖化対策について規定することとした。（第一六条及び

第一七条関係)

六 自動車の使用に係る地球温暖化対策について規定することとした。(第一八条
〜第二四条関係)

七 建築物に係る地球温暖化対策について規定することとした。(第二五条〜第二
九条関係)

八 森林の保全及び整備等による地球温暖化対策について規定することとした。
(第三〇条関係)

九 再生可能エネルギーの利用等による地球温暖化対策について規定することとし
た。(第三一条及び第三二条関係)

十 地球温暖化の防止に関する教育及び学習等について規定することとした。(第
三三条〜第三五条関係)

十一 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者等に対し必要な事項
について報告又は資料の提出を求めることができることとした。(第三七条関係)

十二 知事は、事業者等が正当な理由なくこの条例に規定する温室効果ガス排出削
減計画書の提出を行わない場合等には、これを提出すること等を勧告することが
できることとした。(第三八条関係)

十三 知事は、勧告を受けた事業者等が正当な理由なく勧告に従わなかったときは、
その旨を公表することができることとした。(第三九条関係)

十四 その他必要な事項について規定することとした。

十五 この条例は、一部の規定を除き、平成二十二年四月一日から施行することとし
た。

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第二二
号)

一 公の施設としての岐阜県歴史資料館及び岐阜県県政資料館を廃止することとし
た。(別表第一及び別表第三関係)

二 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例(条例第二三三号)

一 「地方独立行政法人法」の規定に基づき、岐阜県地方独立行政法人評価委員会
の組織及び運営に関し必要な事項を定めることとした。(第一一条関係)

二 岐阜県地方独立行政法人評価委員会は、委員四人以内で組織することとした。
(第二一条関係)

三 岐阜県地方独立行政法人評価委員会に、専門委員四人以内を置くこととした。
(第五条関係)

四 その他岐阜県地方独立行政法人評価委員会に関し必要な事項について規定する
こととした。

五 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第二四号)

一 岐阜県総合医療センターに小児外科及び小児脳神経外科を新たに設置すること
とした。(第一一条関係)

二 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

岐阜県立看護大学条例の一部を改正する条例(条例第二五号)

一 「教育職員免許法」の一部改正に伴い、教員免許更新制に係る教員免許状更新
講習に要する費用として、教員免許状更新講習受講料を新たに徴収することとし
た。(第三一条及び別表関係)

二 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

岐阜県興行場法施行条例の一部を改正する条例(条例第二六号)

一 興行場において講じなければならない構造設備の公衆衛生上必要な基準及び入
場者の衛生に必要な措置の基準を変更することとした。(第一一条及び第三一条関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例(条例第二七号)

一 岐阜県介護保険財政安定化基金への市町村等の拠出金の拠出率を零とすること
とした。(第三一条関係)

二 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

岐阜県立国際情報科学芸術アカデミー条例の一部を改正する条例(条例第二八号)

一 岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーの入学金の額を改定することとした。
(第三一条関係)

二 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

情報科学芸術大学院大学条例の一部を改正する条例(条例第二九号)

一 情報科学芸術大学院大学の授業料の納入期限を変更することとした。(第四条
関係)

二 情報科学芸術大学院大学の入学金の額を改定することとした。(別表関係)

三 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

岐阜県農林関係手数料徴収条例(条例第三〇号)

一 岐阜県手数料徴収条例を政策分野別に分割することとし、農林関係の手数料の名称、額等を定めることとした。(第二条関係)

二 手数料の新設(別表関係)

「薬事法」の一部改正に伴い、動物用医薬品の販売等に従事しようとする者の登録の審査に要する費用等として、動物用医薬品販売従事登録申請手数料等を新たに徴収することとした。

三 この条例の施行に伴い必要となる関係条例の規定の整理を行うこととした。

(附則第二項及び第三項関係)

四 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例(条例第三二号)

一 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業を農道整備事業として再編成することとした。(第四条関係)

二 その他所要の規定の整理を行うこととした。

三 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

岐阜県森林整備担い手対策基金条例の一部を改正する条例(条例第三三号)

一 岐阜県森林整備担い手対策基金の元本を取り崩し、事業に充てることができることとした。(第四条及び第五条関係)

二 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

岐阜県土木関係手数料徴収条例(条例第三三三号)

一 岐阜県手数料徴収条例を政策分野別に分割することとし、土木関係の手数料の名称、額等を定めることとした。(第二条関係)

二 手数料の額の改定(別表第一関係)

二級建築士木造建築士試験手数料の額を改定することとした。

三 この条例の施行に伴い必要となる関係条例の規定の整理を行うこととした。

(附則第二項関係)

四 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例(条例第三三四号)

一 「屋外広告物法」の規定に基づき、景観行政団体である多治見市及び下呂市が屋外広告物の規制等を定める条例の制定及び改廃に関する事務を処理することとした。(第四九条関係)

二 この条例の施行に伴い必要となる関係条例の規定の整理を行うこととした。

(附則第二項及び第三項関係)

三 下呂市に係る改正規定については公布の日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日から、多治見市に係る改正規定については公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

岐阜県教育委員会関係手数料徴収条例(条例第三三五号)

一 岐阜県手数料徴収条例を政策分野別に分割することとし、教育委員会関係の手数料の名称、額等を定めることとした。(第一条関係)

二 手数料の新設(別表関係)

「教育職員免許法」の一部改正に伴い、教育職員免許状の有効期間の更新に要する費用等として、教育職員免許状有効期間更新手数料等を新たに徴収することとした。

三 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第三六号)

一 岐阜県立加茂高等学校の白川校舎を利用しなくなるため、所要の規定の整備を行うこととした。(別表第一関係)

二 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

岐阜県立学校以外の教育機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(条例第三七号)

一 岐阜県文化財保護センターを岐阜市に設置することとした。(第二条関係)

二 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例(条例第三八号)

一 岐阜メモリアルセンターの第一体育館の使用料を改定することとした。(別表第四関係)

二 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

岐阜県警察本部組織条例の一部を改正する条例(条例第三九号)

一 総務室の所掌事務に、被疑者取調べの監督に関する事項を加えることとした。(第二条関係)

二 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

岐阜県警察関係手数料徴収条例(条例第四〇号)

- 一 岐阜県手数料徴収条例を政策分野別に分割することとし、警察関係の手数料の名称、額等を定めることとした。(第二項関係)
- 二 手数料の新設及び額の改定(別表第一関係)
 - 1 「道路交通法」の一部改正等に伴い、認知機能検査に要する費用等として認知機能検査手数料等を新たに徴収し、運転免許証交付手数料等の額を改定することとした。
 - 2 自動車運転代行業認定申請手数料の額を改定することとした。
- 三 この条例は、一部の規定を除き、平成二十二年四月一日から施行することとした。
 - 一 現下の厳しい財政状況にかんがみ、知事の給料の月額等を次のとおり減額することとした。(本則関係)

| 区 分 | 給料の月額又は報酬の月額から減額する率 |
|--|---------------------|
| 知事 | 一〇〇分の一五 |
| 副知事、教育長及び常勤の監査委員 | 一〇〇分の一〇 |
| 教育委員会委員、選挙管理委員、人事委員会委員、公安委員会委員、監査委員(常勤の監査委員を除く)、労働委員会委員及び収用委員会委員 | 一〇〇分の七 |

- 二 この条例は、平成二十二年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。(附則第二項関係)
- 三 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。
 - 一 現下の厳しい財政状況にかんがみ、職員給料の月額を次のとおり減額することとした。(本則関係)

| 区 分 | 給料の月額から減額する率 |
|--|--------------|
| 秘書広報統括監、危機管理統括監、総務部長、総合企画部長、環境生活部長、健康福祉部長、商工労働部長、農政部長、林政部長、県土整備部長、都市建築部長、ぎふ清流国体推進局 | 一〇〇分の七 |

| 管理職 | | 長、振興局長、会計管理者、議事事務局長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長及び労働委員会事務局長 |
|----------|----------|---|
| その他の職員 | 一〇〇分の六 | |
| 課長補佐級の職員 | 一〇〇分の四 | |
| その他の職員 | 一〇〇分の三・五 | |

- 二 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。
 - 一 知事及び副知事の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第四三号)知事及び副知事の退職手当を改定することとした。(第四項関係)
 - 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
 - 一 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第四四号)
 - 一 岐阜県人事委員会の平成二〇年一〇月九日付けの給与についての勧告にかんがみ、次の条例について所要の規定の整備を行うこととした。
 - 1 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
 - (一) 医師の初任給調整手当の支給限度額を二六八、五〇〇円から三六五、五〇〇円に引き上げることとした。(第一〇条の二関係)
 - (二) 副校長、主幹教諭及び指導教諭の設置に伴い、教育職給料表を改定することとした。(別表第二関係)
 - 2 岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例
 - 副校長、主幹教諭及び指導教諭の設置に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
 - 二 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。
 - 岐阜県職員等旅費条例の一部を改正する条例(条例第四五号)
 - 一 社会情勢の変化に対応し、及び職員等の旅行実態により即した旅費制度とするため、次のとおり旅費の見直しを行うこととした。
 - 1 新規採用職員の赴任旅費を廃止することとした。(第二項関係)
 - 2 日帰り旅行に係る旅行諸費を廃止し、及び宿泊を伴う旅行に係る旅行諸費の級区分を廃止するとともに額を減額することとした。(第六条及び第一九条並

びに別表第一関係)

- 3 外国旅行に係る支度料を廃止することとした。(第七条及び第三八条関係)
- 4 宿泊料、移転料等の級区分を廃止することとした。(第二六条、第三二条、第三三条並びに別表第一及び別表第二関係)

第三の他所要の規定の整備を行うこととした。

三 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

条 例

岐阜県総務関係手数料徴収条例をここに公布する。
平成二十一年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第九号

岐阜県総務関係手数料徴収条例

(手数料の徴収)

第一条 県は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十七条の規定に基づき、別に条例で定めるものを除くほか、この条例の定めるところにより、総務関係の手数料を徴収するものとする。

(手数料の名称、額等)

第二条 手数料の名称、額等は、別表第一のとおりとする。

2 別表第二の中欄に掲げる手数料については、それぞれ同表の下欄に掲げる機関に納入しなければならない。

3 前項の規定により同項に規定する機関に納入された手数料は、当該機関の収入とする。

(手数料の徴収方法等)

第三条 手数料は、申請の際に徴収する。ただし、事務の性質上申請の際に徴収することができないものとして規則で定めるものについては、この限りでない。

2 納入された手数料は、返還しない。

(手数料の減免等)

第四条 知事は、公益その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減免し、又は手数料の納入を猶予することができる。

(過料)

第五条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料を科する。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(岐阜県手数料徴収条例の廃止)

2 岐阜県手数料徴収条例(平成十二年岐阜県条例第三号)は、廃止する。

(岐阜県手数料徴収条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の前日に前項の規定による廃止前の岐阜県手数料徴収条例(以下「旧条例」といふ。)の規定により納入義務が生じた手数料(次項に規定する手数料を除く。)の徴収については、なお従前の例による。

4 旧条例別表第一六十一の項第十三号に規定する医薬品販売先等変更許可申請手数料の徴収については、平成二十一年五月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(岐阜県税条例の一部改正)

5 岐阜県税条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「岐阜県手数料徴収条例(平成十二年岐阜県条例第三号)」を「岐阜県総務関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第九号)」に改める。

(岐阜県証紙条例の一部改正)

6 岐阜県証紙条例(昭和三十九年岐阜県条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り

| 事務の内容 | | 手数料の名称 | 区分 | 単位 | 額 (円) |
|---|----------|----------------|---|-------|--|
| 一 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)以下この表において「法」といふ(第十一條第一項前段の規定による移送取扱所の設置の許可の申請に対する審査) | | 移送取扱所設置許可申請手数料 | 1 危険物を移送するための配管の延長(当該配管の起点又は終点が二以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のものを除く。)が十五キロメートル以下の移送取扱所(2に掲げるものを除く。)に係るもの | 一件につき | 二一、〇〇〇 |
| 2 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が〇・九五メガ | | | | 一件につき | 八七、〇〇〇 |
| 別表第一(第二條關係) 一 消防法の施行に関する事務 16 岐阜県警察関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第四十号) 第二條の規定による手数料(規則で定めるものを除く)。 15 岐阜県教育委員会関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十五号) 第二條の規定による手数料(規則で定めるものを除く)。 14 岐阜県土木関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十三号) 第二條の規定による手数料(規則で定めるものを除く)。 13 岐阜県農林関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十号) 第二條の規定による手数料(規則で定めるものを除く)。 12 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十九号) 第二條の規定による手数料(規則で定めるものを除く)。 11 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十七号) 第二條の規定による手数料(規則で定めるものを除く)。 10 岐阜県総務関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第九号) 第二條の規定による手数料(規則で定めるものを除く)。 上げ、同表に次の七号を加える。 | | | | | |
| 四 法第十一條第五項ただし | 移送取扱所仮使用 | 移送取扱所変更許可申請手数料 | 1 設置の完成検査に係るもの | 一件につき | 一の項区分の欄に掲げる区分に応じそれぞれ額の欄に掲げる額に二分の一を乗じて得た額 |
| | | | 2 変更の完成検査に係るもの | 一件につき | 一の項区分の欄に掲げる区分に応じそれぞれ額の欄に掲げる額に四分の一を乗じて得た額 |
| | | | 3 危険物を移送するための配管の延長が十五キロメートルを超える移送取扱所に係るもの | 一件につき | 八七、〇〇〇円に危険物を移送するための配管の延長が十五キロメートル又は十五キロメートルに満たない端数を増すことに二二、〇〇〇円を加えた額 |
| | | | パスカル以上であつて、かつ、危険物を移送するための配管の延長が七キロメートル以上十五キロメートル以下の移送取扱所に係るもの | | |

| | | | | | | |
|--------------------------------------|--|--------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--|---|
| <p>書の規定による移送取扱所の仮使用の承認</p> | <p>五 法第十三条の第二項の規定による危険物取扱者免状の交付</p> | <p>六 法第十三条の第三項に規定する甲種危険物取扱者試験</p> | <p>七 法第十三条の第三項に規定する乙種危険物取扱者試験</p> | <p>八 法第十三条の第三項に規定する丙種危険物取扱者試験</p> | <p>九 法第十三条の二十三に規定する危険物の取扱作業の保安に関する講習</p> | <p>十 法第十四条の第三項に規定する移送取扱所の保安に関する検査</p> |
| <p>承認手数料</p> | <p>危険物取扱者免状交付手数料</p> | <p>甲種危険物取扱者試験手数料</p> | <p>乙種危険物取扱者試験手数料</p> | <p>丙種危険物取扱者試験手数料</p> | <p>危険物取扱者保安講習手数料</p> | <p>移送取扱所保安検査手数料</p> |
| <p></p> | <p></p> | <p></p> | <p></p> | <p></p> | <p></p> | <p>1 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が〇・九五メガパスカル以上であつて、かつ、危険物を移送するための配管の延長が</p> |
| <p></p> | <p>一通につき</p> | <p>一人につき</p> | <p>一試験区分につき</p> | <p>一人につき</p> | <p>一人につき</p> | <p>一件につき</p> |
| <p></p> | <p>二、八〇〇</p> | <p>五、〇〇〇</p> | <p>三、四〇〇</p> | <p>二、七〇〇</p> | <p>四、七〇〇</p> | <p>七〇、〇〇〇</p> |
| <p>七キロメートル以上十キロメートル以下の移送取扱所に係るもの</p> | <p>二 危険物を移送するための配管の延長が十五キロメートルを超える移送取扱所に係るもの</p> | <p>十一 法第十七条の七第一項の規定による消防設備士免状の交付</p> | <p>十二 法第十七条の八第二項に規定する甲種消防設備士試験</p> | <p>十三 法第十七条の八第二項に規定する乙種消防設備士試験</p> | <p>十四 法第十七条の十に規定する工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習</p> | <p>十五 危険物の規制に関する</p> |
| <p></p> | <p></p> | <p>消防設備士免状交付手数料</p> | <p>甲種消防設備士試験手数料</p> | <p>乙種消防設備士試験手数料</p> | <p>消防設備士講習手数料</p> | <p>危険物取扱者免状</p> |
| <p></p> | <p></p> | <p></p> | <p></p> | <p></p> | <p></p> | <p>1 規制政令第三十三条第五号に掲げる事項に</p> |
| <p></p> | <p>一件につき</p> | <p>一通につき</p> | <p>一試験区分につき</p> | <p>一試験区分につき</p> | <p>一講習区分につき</p> | <p>一通につき</p> |
| <p></p> | <p>七〇、〇〇〇円</p> | <p>二、八〇〇円</p> | <p>五、〇〇〇円</p> | <p>三、四〇〇円</p> | <p>七、〇〇〇円</p> | <p>一、六〇〇円</p> |

| 事務の内容 | 手数料の名称 | 区分 | 単位 | 額(円) |
|---|---|-----------------------------------|--|---------|
| 二 火薬類取締法の施行に関する事務 | 十八 施行令第三十六条の六第一項に規定する消防設備士免状の再交付 | | 一通につき | 一、八〇〇 |
| | 十七 消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)以下この表において「施行令」という。(第三十六条の五に規定する消防設備士免状の書換え) | 消防設備士免状書換え手数料 | 1 施行令第三十六条の四第五号に掲げる事項に係るもの 2 1に掲げるもの以外のもの | 一通につき |
| 十六 規制政令第三十五条第一項に規定する危険物取扱者免状の再交付 | 危険物取扱者免状再交付手数料 | | 一通につき | 一、八〇〇 |
| 政令(昭和三十四年政令第三百六号)以下この表において「規制政令」という。(第三十四条に規定する危険物取扱者免状の書換え) | 書換え手数料 | 2 1に掲げるもの以外のもの | 一通につき | 七〇〇 |
| 六 法第十七条第一項に規定する火薬類の譲渡の許可(法第五十条の二第一項の | 火薬類譲渡許可申請手数料 | | 一件につき | 一、二〇〇 |
| 五 法第十五条に規定する火薬庫の完成検査 | 火薬庫完成検査手数料 | 1 設置又は移転に係るもの 2 構造又は設備の変更に係るもの | 一件につき | 一三、〇〇〇 |
| 四 法第十五条に規定する火薬類の製造施設の完成検査 | 火薬類製造施設完成検査手数料 | | 一件につき | 四一、〇〇〇 |
| 三 法第十二条第一項に規定する火薬庫の設置等の許可の申請に対する審査 | 火薬庫設置等許可申請手数料 | 1 設置又は移転に係るもの 2 構造又は設備の変更に係るもの | 一件につき | 八、三〇〇 |
| 二 法第五条に規定する火薬類の販売営業の許可の申請に対する審査 | 火薬類販売営業許可申請手数料 | 1 競技用紙雷管のみに係るもの 2 1に掲げるもの以外のもの | 一件につき | 一一〇、〇〇〇 |
| 一 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四十九号)以下この表において「法」という。(第三条に規定する火薬類の製造の許可の申請に対する審査) | 火薬類製造許可申請手数料 | | 一件につき | 二二〇、〇〇〇 |

| | | | | | |
|-------------------------------------|--|--|---|---|---------------------|
| <p>規定により読み替えられる場合を除く。)の申請に対する審査</p> | <p>七 法第十七条第一項に規定する火薬類の譲受けの許可(法第五十条の二第一項の規定により読み替えられる場合を除き、火工品のみに係るものに限る。)の申請に対する審査</p> | <p>八 法第十七条第一項に規定する火薬類の譲受けの許可(法第五十条の二第一項の規定により読み替えられる場合を除き、火工品のみに係るものを除く。)の申請に対する審査</p> | <p>九 法第二十四条第一項に規定する火薬類の輸入の許可(法第五十条の二第一項の規定により読み</p> | | |
| | <p>火工品譲受け許可申請手数料</p> | <p>火薬類譲受け許可申請手数料</p> | <p>火薬類輸入許可申請手数料</p> | | |
| | <p>1 2に掲げるもの以外 1 申請に係る火薬類(火工品を除く。)の数量が二十五キログラム以下のもの</p> | <p>1 2に掲げるもの以外 2 申請に係る火薬類(火工品を除く。)の数量が二十五キログラム以下のもの</p> | <p>1 2に掲げるもの以外 2 申請に係る火薬類(火工品を除く。)の数量が二十五キログラム以下のもの</p> | | |
| <p>一件につき</p> | <p>一件につき</p> | <p>一件につき</p> | <p>一件につき</p> | | |
| <p>二、四〇〇</p> | <p>二、四〇〇</p> | <p>六、九〇〇</p> | <p>二五、〇〇〇 二一、〇〇〇</p> | | |
| <p>み替えられる場合を除く。)の申請に対する審査</p> | <p>十 法第三十一条第三項に規定する丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状に係る試験</p> | <p>十一 法第三十条第三項の規定による丙種火薬類製造保安責任者免状の交付</p> | <p>十二 法第三十条第三項の規定による火薬類取扱保安責任者免状の交付</p> | <p>十三 法第三十条第七項において準用する法第十七条第八項に規定する丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の再交付</p> | <p>十四 法第三十条第一項に</p> |
| <p>火薬類製造保安責任者等試験手数料</p> | <p>丙種火薬類製造保安責任者免状交付手数料</p> | <p>火薬類取扱保安責任者免状交付手数料</p> | <p>火薬類製造保安責任者免状等再交付手数料</p> | <p>特定施設等保安検査</p> | |
| <p>一人につき</p> | <p>一通につき</p> | <p>一通につき</p> | <p>一通につき</p> | <p>一件につき</p> | |
| <p>一七、〇〇〇</p> | <p>二、四〇〇</p> | <p>二、四〇〇</p> | <p>二、四〇〇</p> | <p>四一、〇〇〇</p> | |

| 事務の内容 | | 手数料の名称 | 区分 | 単位 | 額(円) |
|--|--|---------------|--|-------|---------|
| 一 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)以下この表において「法」という。(第五條第一項に規定する高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査) | | 高圧ガス製造許可申請手数料 | 1 法第五條第一項第一号に該当する者(2に掲げる者を除く) | 一件につき | 三一、〇〇〇 |
| 二 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)以下この表において「法」という。(第五條第一項に規定する高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査) | | 高圧ガス製造許可申請手数料 | イ 処理容量(圧縮、液化その他の方法で一日に処理することができるガスの容積をいう。以下この表において同じ。)が百立方メートル以上二百立方メートル未満の設備に係るもの | 一件につき | 五四、〇〇〇 |
| 三 行政書士法の施行に関する事務 | | 事務の内容 | 行政書士試験手数料 | 一人につき | 七、〇〇〇 |
| 四 高圧ガス保安法の施行に関する事務 | | 事務の内容 | 行政書士試験手数料 | 一人につき | 七、〇〇〇 |
| 五 規定する特定施設又は火薬庫に係る保安検査 | | 査手数料 | | | |
| 六 千立方メートル以上五千立方メートル未満の設備に係るもの | | | | 一件につき | 八六、〇〇〇 |
| 七 二 処理容量が五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満の設備に係るもの | | | | 一件につき | 一四〇、〇〇〇 |
| 八 水 処理容量が二万五千立方メートル以上十立方メートル未満の設備に係るもの | | | | 一件につき | 一一〇、〇〇〇 |
| 九 〇 処理容量が二百立方メートル以上千立方メートル未満の設備に係るもの | | | | 一件につき | 五六〇、〇〇〇 |
| 一〇 一 処理容量が百立方メートル以上千立方メートル未満の設備に係るもの | | | | 一件につき | 三四〇、〇〇〇 |
| 一一 二 処理容量が五十立方メートル以上百立方メートル未満の設備に係るもの | | | | 一件につき | 二二〇、〇〇〇 |
| 一二 三 処理容量が十立方メートル以上五十立方メートル未満の設備に係るもの | | | | 一件につき | 一四〇、〇〇〇 |
| 一三 四 処理容量が千立方メートル以上五千立方メートル未満の設備に係るもの | | | | 一件につき | 八六、〇〇〇 |
| 一四 五 処理容量が五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満の設備に係るもの | | | | 一件につき | 一四〇、〇〇〇 |
| 一五 六 処理容量が二万五千立方メートル以上十立方メートル未満の設備に係るもの | | | | 一件につき | 一一〇、〇〇〇 |
| 一六 七 処理容量が百立方メートル以上千立方メートル未満の設備に係るもの | | | | 一件につき | 三四〇、〇〇〇 |
| 一七 八 処理容量が五十立方メートル以上百立方メートル未満の設備に係るもの | | | | 一件につき | 二二〇、〇〇〇 |
| 一八 九 処理容量が十立方メートル以上五十立方メートル未満の設備に係るもの | | | | 一件につき | 一四〇、〇〇〇 |
| 一九 一〇 処理容量が千立方メートル以上五千立方メートル未満の設備に係るもの | | | | 一件につき | 八六、〇〇〇 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|--|---|---|--|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| <p>2 法第 五 条 第 一 項 第 一 号 に 該 当 す る 者 で あ っ て 移 動 式 製 造 設 備 (高 圧 ガ ス の 製 造 の た め の 設 備 で 移 動 す る こ と が で き る よ う に 設 計 し た も の を い う。 以 下 こ の 表 に お い て 同 じ。)</p> | | | | | | | |
| 千 万 立 方 メー トル 以 上 の 設 備 に 係 る も の | イ 処 理 容 積 が 百 立 方 メー トル 以 上 二 百 立 方 メー ト ル 未 満 の 設 備 に 係 る も の | ロ 処 理 容 積 が 二 百 立 方 メー トル 以 上 千 立 方 メー ト ル 未 満 の 設 備 に 係 る も の | ハ 処 理 容 積 が 千 立 方 メー ト ル 以 上 五 千 立 方 メー ト ル 未 満 の 設 備 に 係 る も の | ニ 処 理 容 積 が 五 千 立 方 メー トル 以 上 二 万 五 千 立 方 メー トル 未 満 の 設 備 に 係 る も の | ホ 処 理 容 積 が 二 万 五 千 立 方 メー ト ル 以 上 十 万 立 方 メー トル 未 満 の 設 備 に 係 る も の | ヘ 処 理 容 積 が 十 万 立 方 メー トル 以 上 五 十 | |
| つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | |
| | 七、四〇〇 | 一、〇〇〇 | 一三、〇〇〇 | 一六、〇〇〇 | 二一、〇〇〇 | 二七、〇〇〇 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| <p>3 法第 五 条 第 二 号 に 該 当 す る 者</p> | | | | | | | |
| 万 立 方 メー トル 未 満 の 設 備 に 係 る も の | ト 処 理 容 積 が 五 十 万 立 方 メ ー ト ル 以 上 百 万 立 方 メー ト ル 未 満 の 設 備 に 係 る も の | チ 処 理 容 積 が 百 万 立 方 メー トル 以 上 五 百 万 立 方 メー ト ル 未 満 の 設 備 に 係 る も の | リ 処 理 容 積 が 五 百 万 立 方 メ ー ト ル 以 上 千 万 立 方 メー ト ル 未 満 の 設 備 に 係 る も の | ヌ 処 理 容 積 が 千 万 立 方 メー トル 以 上 の 設 備 に 係 る も の | イ 冷 凍 能 力 が 二 十 トン 以 上 百 トン 未 満 の 設 備 に 係 る も の | ロ 冷 凍 能 力 が 百 トン 以 上 三 百 トン 未 満 の 設 備 に 係 る も の | |
| | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | |
| | 四四、〇〇〇 | 六〇、〇〇〇 | 七五、〇〇〇 | 九一、〇〇〇 | 三六、〇〇〇 | 五四、〇〇〇 | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|---|---|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------|--------------------|
| | <p>二 法第十四条 第一項に規定 する高圧ガス の製造のため の施設等の変 更の許可の申 請に対する審 査</p> | <p>高圧ガス 製造施設 等変更許 可申請手 数料</p> | <p>1 法第 五条第 一項第 一号に 該当す る同項 の許可 を受け た者 (2に 掲げる 者を除 く)</p> | <p>八 冷凍能力が 三百トン以上 千トン未満の 設備に係るも の</p> | <p>二 冷凍能力が 千トン以上三 千トン未満の 設備に係るも の</p> | <p>ホ 冷凍能力が 三千トン以上 の設備に係る もの</p> | <p>イ 変更後の処 理容積が、変 更前の処理容 積(当該変更 が設備の全部 又は一部の撤 去をし、当該 撤去をする設 備に代えて新 たに設備を設 置するもので ある場合)にあつ ては、変更前 の処理容積か ら当該撤去す る設備に係る 処理容積を控 除した容積を いう。以下こ の項において 同じ。)と同 一であるもの 又は変更前の 処理容積より</p> | <p>一件に つき</p> | <p>一件に つき</p> | <p>一件に つき</p> | <p>六八、 〇〇〇</p> | <p>八七、 〇〇〇</p> | <p>一一〇、 〇〇〇</p> | <p>一六、 〇〇〇</p> |
| | <p>減少するもの</p> | <p>ロ 変更後の処 理容積が変更 前の処理容積 を超える場合 における変更 後の処理容積 から変更前の 処理容積を控 除した容積 (以下この項 において「増 加容積」とい う。)が二百 立方メートル 未満のもの</p> | <p>ハ 増加容積が 二百立方メー トル以上千立 方メートル未 満のもの</p> | <p>ニ 増加容積が 千立方メート ル以上五千立 方メートル未 満のもの</p> | <p>ホ 増加容積が 五千立方メー トル以上二万 五千立方メー トル未満のも の</p> | <p>ヘ 増加容積が 二万五千立方 メートル以上 十立方メー トル未満のも の</p> | <p>一件に つき</p> | <p>一件に つき</p> | <p>一件に つき</p> | <p>二六、 〇〇〇</p> | <p>五七、 〇〇〇</p> | <p>六一、 〇〇〇</p> | <p>六九、 〇〇〇</p> | |

| | | | | | | | | | |
|---------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 2 法第 | | | | | | | | | |
| 五条第 | | | | | | | | | |
| 一項第 | | | | | | | | | |
| 一号に | | | | | | | | | |
| 該当す | | | | | | | | | |
| る同項 | | | | | | | | | |
| の許可 | | | | | | | | | |
| を受け | | | | | | | | | |
| た者で | | | | | | | | | |
| あつて | | | | | | | | | |
| 移動式 | | | | | | | | | |
| 製造設 | | | | | | | | | |
| 備のみ | | | | | | | | | |
| を使用 | | | | | | | | | |
| して高 | | | | | | | | | |
| 圧ガス | | | | | | | | | |
| の製造 | | | | | | | | | |
| の | | | | | | | | | |
| ト 増加容積が | | | | | | | | | |
| 十立方メー | | | | | | | | | |
| トル以上五 | | | | | | | | | |
| 立方メー | | | | | | | | | |
| ト未満のも | | | | | | | | | |
| の | | | | | | | | | |
| チ 増加容積が | | | | | | | | | |
| 五立方メー | | | | | | | | | |
| トル以上百 | | | | | | | | | |
| 立方メー | | | | | | | | | |
| ト未満のも | | | | | | | | | |
| の | | | | | | | | | |
| リ 増加容積が | | | | | | | | | |
| 百立方メー | | | | | | | | | |
| トル以上千 | | | | | | | | | |
| 立方メー | | | | | | | | | |
| ト未満のも | | | | | | | | | |
| の | | | | | | | | | |
| 又 増加容積が | | | | | | | | | |
| 千立方メー | | | | | | | | | |
| トル以上 | | | | | | | | | |
| の | | | | | | | | | |
| イ 変更後の処 | | | | | | | | | |
| 理容積が変 | | | | | | | | | |
| 更 | | | | | | | | | |
| 前 | | | | | | | | | |
| の処 | | | | | | | | | |
| 理容積 | | | | | | | | | |
| と同一であ | | | | | | | | | |
| る | | | | | | | | | |
| もの又は変 | | | | | | | | | |
| 更 | | | | | | | | | |
| 前 | | | | | | | | | |
| の処 | | | | | | | | | |
| 理容積 | | | | | | | | | |
| より減少す | | | | | | | | | |
| るもの | | | | | | | | | |
| の | | | | | | | | | |
| 口 増加容積が | | | | | | | | | |
| 二百立方メー | | | | | | | | | |
| トル未満の | | | | | | | | | |
| もの | | | | | | | | | |
| の | | | | | | | | | |
| ハ 増加容積が | | | | | | | | | |
| 二百立方メー | | | | | | | | | |
| トル以上千 | | | | | | | | | |
| 立方メー | | | | | | | | | |
| ト未 | | | | | | | | | |
| の | | | | | | | | | |
| 一件に | | | | | | | | | |
| つき | | | | | | | | | |
| 八、 | | | | | | | | | |
| 二〇〇 | | | | | | | | | |
| 一件に | | | | | | | | | |
| つき | | | | | | | | | |
| 五、 | | | | | | | | | |
| 一〇〇 | | | | | | | | | |
| 一件に | | | | | | | | | |
| つき | | | | | | | | | |
| 三、 | | | | | | | | | |
| 二〇〇 | | | | | | | | | |
| 一件に | | | | | | | | | |
| つき | | | | | | | | | |
| 三七〇、 | | | | | | | | | |
| 〇〇〇 | | | | | | | | | |
| 一件に | | | | | | | | | |
| つき | | | | | | | | | |
| 二二〇、 | | | | | | | | | |
| 〇〇〇 | | | | | | | | | |
| 一件に | | | | | | | | | |
| つき | | | | | | | | | |
| 一五〇、 | | | | | | | | | |
| 〇〇〇 | | | | | | | | | |
| 一件に | | | | | | | | | |
| つき | | | | | | | | | |
| 九三、 | | | | | | | | | |
| 〇〇〇 | | | | | | | | | |
| を | | | | | | | | | |
| する | | | | | | | | | |
| もの | | | | | | | | | |
| の | | | | | | | | | |
| 満 | | | | | | | | | |
| のもの | | | | | | | | | |
| の | | | | | | | | | |
| 二 増加容積が | | | | | | | | | |
| 千立方メー | | | | | | | | | |
| トル以上五 | | | | | | | | | |
| 立方メー | | | | | | | | | |
| ト未 | | | | | | | | | |
| 満 | | | | | | | | | |
| のもの | | | | | | | | | |
| の | | | | | | | | | |
| ホ 増加容積が | | | | | | | | | |
| 五立方メー | | | | | | | | | |
| トル以上二 | | | | | | | | | |
| 万立方メー | | | | | | | | | |
| ト未 | | | | | | | | | |
| 満 | | | | | | | | | |
| のもの | | | | | | | | | |
| の | | | | | | | | | |
| ヘ 増加容積が | | | | | | | | | |
| 二万五千立 | | | | | | | | | |
| 方メー | | | | | | | | | |
| トル以上 | | | | | | | | | |
| 十立方メー | | | | | | | | | |
| トル未 | | | | | | | | | |
| 満 | | | | | | | | | |
| のもの | | | | | | | | | |
| の | | | | | | | | | |
| ト 増加容積が | | | | | | | | | |
| 十立方メー | | | | | | | | | |
| トル以上五 | | | | | | | | | |
| 立方メー | | | | | | | | | |
| ト未 | | | | | | | | | |
| 満 | | | | | | | | | |
| のもの | | | | | | | | | |
| の | | | | | | | | | |
| チ 増加容積が | | | | | | | | | |
| 五十立方メー | | | | | | | | | |
| トル以上百 | | | | | | | | | |
| 立方メー | | | | | | | | | |
| ト未 | | | | | | | | | |
| 満 | | | | | | | | | |
| のもの | | | | | | | | | |
| の | | | | | | | | | |
| リ 増加容積が | | | | | | | | | |
| 百立方メー | | | | | | | | | |
| トル以上五 | | | | | | | | | |
| 立方メー | | | | | | | | | |
| ト未 | | | | | | | | | |
| 満 | | | | | | | | | |
| のもの | | | | | | | | | |
| の | | | | | | | | | |
| 又 増加容積が | | | | | | | | | |
| 五百立方メー | | | | | | | | | |
| トル以上千 | | | | | | | | | |
| 立方メー | | | | | | | | | |
| ト未 | | | | | | | | | |
| 満 | | | | | | | | | |
| のもの | | | | | | | | | |
| の | | | | | | | | | |
| 一件に | | | | | | | | | |
| つき | | | | | | | | | |
| 五三、 | | | | | | | | | |
| 〇〇〇 | | | | | | | | | |
| 一件に | | | | | | | | | |
| つき | | | | | | | | | |
| 四四、 | | | | | | | | | |
| 〇〇〇 | | | | | | | | | |
| 一件に | | | | | | | | | |
| つき | | | | | | | | | |
| 三一、 | | | | | | | | | |
| 〇〇〇 | | | | | | | | | |
| 一件に | | | | | | | | | |
| つき | | | | | | | | | |
| 一八、 | | | | | | | | | |
| 〇〇〇 | | | | | | | | | |
| 一件に | | | | | | | | | |
| つき | | | | | | | | | |
| 一四、 | | | | | | | | | |
| 〇〇〇 | | | | | | | | | |
| 一件に | | | | | | | | | |
| つき | | | | | | | | | |
| 二一、 | | | | | | | | | |
| 〇〇〇 | | | | | | | | | |
| 一件に | | | | | | | | | |
| つき | | | | | | | | | |
| 九、 | | | | | | | | | |
| 二〇〇 | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---|--|---|---|--------------------------------------|--------------|--|----------------------|--------------|---------------|---------------------------|--------------|---------------|----------------------|--------------|---------------|--------------|--------------|-------------------------------------|
| <p>五 法第二十条 第一項又は第三項に規定する高圧ガスの施設等の完成検査</p> | <p>高压ガス 製造施設 等完成検査 手数料</p> | <p>1 法第五条第一項又は法第十四条第一項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)第三十七条の三第一項の完成検査を受け、かつ、同法第三十七条の技術上の基準に適合していると認められたもの</p> | <p>2 第一種貯蔵所(法第二十条第一項の規定による完成検査をする場合)</p> | <p>3 第一種貯蔵所(法第二十条第一項の規定による完成検査をする場合) イ 変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積を超える場合 ロ イに掲げる場合以外の場合</p> | <p>4 1から3までに掲げる施設以外のもの</p> | <p>審査</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>一件につき</p> | <p>六、一〇〇</p> | <p>一件につき</p> | <p>一八、七五〇</p> | <p>一件につき</p> | <p>一〇、五〇〇</p> | <p>一件につき</p> | <p>八、二五〇</p> | <p>一の項又は二の項区分の欄に掲げる区分に応じそれぞれ額の欄に掲げる額に四分の三を乗じて得た額</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>六 法第二十二條第一項に規定する輸入した高圧ガス等の検査</p> | <p>輸入高圧ガス等検査手数料</p> | <p>1 圧縮ガス</p> | <p>2 液化ガス</p> | <p>七 法第二十九條第一項に規定する製造保安責任者免状又は販売主任者免状の交付</p> | <p>八 法第二十九條第一項に規定する製造保安責任者免状又は販売主任者免状の再交付</p> | <p>九 法第三十一條第一項に規定する製造保安責任者等試験手数料</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>イ 容積が三百立方メートル未満のもの</p> | <p>一件につき</p> | <p>一三、〇〇〇</p> | <p>ハ 容積が千立方メートル以上のもの</p> | <p>一件につき</p> | <p>二七、〇〇〇</p> | <p>ロ 容積が三百立方メートル以上千立方メートル未満のもの</p> | <p>一件につき</p> | <p>二一、〇〇〇</p> | <p>イ 質量が三トン未満のもの</p> | <p>一件につき</p> | <p>二一、〇〇〇</p> | <p>ロ 質量が三トン以上十トン未満のもの</p> | <p>一件につき</p> | <p>二一、〇〇〇</p> | <p>ハ 質量が十トン以上のもの</p> | <p>一件につき</p> | <p>二七、〇〇〇</p> | <p>一通につき</p> | <p>二、四〇〇</p> | <p>九、〇〇〇円。ただし、行政手続等における情報通信の技術の</p> |

| | | | | | | | |
|---|--|---|--|---|--|--|--|
| | | | | 又は販売主任者試験 | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 二 第二種冷凍機械責任者免状に係るもの つき 一人に | | 八 乙種機械責任者免状に係るもの つき 一人に | | 口 丙種化学責任者免状に係るもの つき 一人に | | 利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあつては、八、五〇〇円 | |
| 九、〇〇〇円。 ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、八、五〇〇円 | | 九、〇〇〇円。 ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、八、五〇〇円 | | 八、四〇〇円。 ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、七、九〇〇円 | | | |
| 十 法第三十五条第一項に規定する特定施設の保安検査 保安検査手数料 1 法第五十条第一項第一号に該当する同項の許可を受ける者(2に掲げる者を除く) | | | | 2 販売主任者試験 | | ホ 第三種冷凍機械責任者免状に係るもの つき 一人に 八、四〇〇円。 ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、七、九〇〇円 | |
| 八 処理容積が千立方メートル以上五千立方メートル未満のもの つき 一件に 七五、〇〇〇 | | 口 第二種販売主任者免状に係るもの つき 一人に 六、〇〇〇円。 ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、五、五〇〇円 | | イ 第一種販売主任者免状に係るもの つき 一人に 七、六〇〇円。 ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、七、一〇〇円 | | イ 処理容積が百立方メートル以上二百立方メートル未満のもの つき 一件に 三三、〇〇〇 | |
| ロ 処理容積が二百立方メートル以上千立方メートル未満のもの つき 一件に 六〇、〇〇〇 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|---------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------|--|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 満の施設に係るもの | 二 処理容量が五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満の施設に係るもの | ホ 処理容量が二万五千立方メートル以上十立方メートル未満の施設に係るもの | ヘ 処理容量が十立方メートル以上五十立方メートル未満の施設に係るもの | ト 処理容量が五十立方メートル以上百万立方メートル未満の施設に係るもの | チ 処理容量が百万立方メートル以上千万立方メートル未満の施設に係るもの | リ 処理容量が千万立方メートル以上の施設に係るもの | |
| | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | |
| | 九五、〇〇〇 | 一一〇、〇〇〇 | 一五〇、〇〇〇 | 二五〇、〇〇〇 | 三七〇、〇〇〇 | 六一〇、〇〇〇 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 2 法第五條第一項第一号に該当する者であつて移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの | イ 処理容量が百立方メートル以上二百立方メートル未満の施設に係るもの | ロ 処理容量が二百立方メートル以上千立方メートル未満の施設に係るもの | ハ 処理容量が千立方メートル以上五千立方メートル未満の施設に係るもの | ニ 処理容量が五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満の施設に係るもの | ホ 処理容量が二万五千立方メートル以上十立方メートル未満の施設に係るもの | ヘ 処理容量が十立方メートル以上五十立方メートル未満の施設に係るもの | |
| | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | |
| | 七、七〇〇 | 一一、〇〇〇 | 一五、〇〇〇 | 二〇、〇〇〇 | 二二、〇〇〇 | 三二、〇〇〇 | |

| | | | | | | | | | | |
|--|--|---|---------------------------------------|--|--|--|--------------------------------------|-----------|-----------|-----------|
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 3 法第 五條第 一項第 二号に 該当す る者 | | | | | | | | | | |
| ト 処理容積が 五十万立方メ ートル以上百 万立方メー トル未満の施設 に係るもの | チ 処理容積が 百万立方メー トル以上五百 万立方メー トル未満の施設 に係るもの | リ 処理容積が 五百立方メ ートル以上千 万立方メー トル未満の施設 に係るもの | 又 処理容積が 千万立方メー トル以上の施設 に係るもの | イ 冷凍能力が 二十トン以上 百トン未満の 施設に係るもの | ロ 冷凍能力が 百トン以上三 百トン未満の 施設に係るもの | ハ 冷凍能力が 三百トン以上 千トン未満の 施設に係るもの | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき |
| 四七、〇〇〇 | 六四、〇〇〇 | 八〇、〇〇〇 | 九五、〇〇〇 | 四二、〇〇〇 | 六〇、〇〇〇 | 七六、〇〇〇 | | | | |
| 十一 法第四十 四條第一項に 規定する容器 検査又は法第 四十九條第一 項に規定する 容器再検査 | | | | | | | | | | |
| 容器検査 等手数料 | | | | | | | | | | |
| 1 温度 零下五 十度以 下の液 化ガス を充て んする ための 容器 | | | | | | | | | | |
| 2 繊維 強化プ ラスチ ック複 合容器 又は圧 縮天然 ガス自 動車燃 料装置 用容器 (1 に 未満のもの | | | | | | | | | | |
| の 二 冷凍能力が 千トン以上三 千トン未満の 施設に係るもの | ホ 冷凍能力が 三千トン以上 の施設に係る もの | イ 内容積が五 百リットル未 満のもの | ロ 内容積が五 百リットル以 上千リットル 未満のもの | ハ 内容積が千 リットル以上 のもの | イ 内容積が一 リットル未満 のもの | ロ 内容積が一 リットル以上 五リットル未 満のもの | ハ 内容積が五 リットル以上 三十リットル 未満のもの | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき |
| 九五、〇〇〇 | 一一〇、〇〇〇 | 六、六〇〇 | 一六、〇〇〇 | 一六、〇〇〇円 に千リットル又 は千リットルに 満たない端数を 増すことに一、 六〇〇円を加え た額 | 一五〇 | 一八〇 | 二六〇 | | | |

| | | | | | | | | |
|---|-----------------------------------|--|--|---|---|--|---|-----|
| <p>4 1 か ら3ま でに掲 げるも の以外 のもの</p> | | <p>3 高強 度鋼容 器(1 及び2 に掲げ るもの を除く)</p> | | <p>掲げる ものを 除く)</p> | | | | |
| <p>ロ 内容積が一 リットル以上 五リットル未 満のもの</p> | <p>イ 内容積が一 リットル未満 のもの</p> | <p>二 内容積が三 十リットル以 上のもの</p> | <p>ハ 内容積が五 リットル以上 三十リットル 未満のもの</p> | <p>ロ 内容積が一 リットル以上 五リットル未 満のもの</p> | <p>イ 内容積が一 リットル未満 のもの</p> | <p>ホ 内容積が百 五十リットル 以上のもの</p> | <p>二 内容積が三 十リットル以 上五十リット トル未満のも の</p> | |
| 一個に つき | 一個に つき | 一個に つき | 一個に つき | 一個に つき | 一個に つき | 一個に つき | 一個に つき | |
| 一一〇 | 九〇 | 二二〇円に十リッ トル又は十リッ トルに満たない 端数を増すこと に四円を加えた 額 | 二二〇 | 一六〇 | 一四〇 | 三三〇円に十リッ トル又は十リッ トルに満たない 端数を増すこと に五七円を加え た額 | 三三〇 | |
| <p>十二 法第四十 九条の二第一 項に規定する 附属品検査又 は法第四十九 条の四第一項 に規定する附 属品再検査</p> | | <p>附属品検 査等手数 料</p> | | | | | | |
| <p>1 圧縮 天然ガ ス自動 車燃料 装置用 容器、 圧縮水 素自動 車燃料 装置用 容器又 は圧縮</p> | | <p>イ 内容積が百 五十リットル 未満のもの</p> | <p>ト 内容積が千 リットル以上 のもの</p> | <p>ヘ 内容積が五 百リットル以 上千リットル 未満のもの</p> | <p>ホ 内容積が百 五十リットル 以上五百リッ トル未満のも の</p> | <p>二 内容積が三 十リットル以 上五十リット トル未満のも の</p> | <p>ハ 内容積が五 リットル以上 三十リットル 未満のもの</p> | |
| | | 一個に つき | 一個に つき | 一個に つき | 一個に つき | 一個に つき | 一個に つき | |
| | | 三一 | 二四 | 七、一〇〇円に 千リットル又は 千リットルに満 たない端数を増 すことに三八〇 円を加えた額 | 七、一〇〇 | 八〇〇 | 二二〇 | 一七〇 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|------------------------|----|-------------|----------------|---|---------------|-------------------------|----------|---------------------|-------------------|-------------------|--------------------------|------------------|-----------------|----------------|----------------|--------------|-------------|
| 事務の内容 一 武器等製造法(昭和十八年法律第四百四十五号)以下 | 手数料の名称 猟銃等製造許可申請手数料 | 区分 | 単位 一件につき | 額(円) 八五、〇〇〇 | 十三 法第五十条第一項に規定する容器検査所の登録又はその更新の申請に対する審査 | 容器検査所登録等申請手数料 | 十四 法第五十条第二項に規定する容器への刻印等 | 容器刻印等手数料 | 水素運送自動車用容器に装着される付属品 | 2 1に掲げるもの以外のもの | イ 内容積が五百リットル未満のもの | ロ 内容積が五百リットル以上千リットル未満のもの | ハ 内容積が千リットル以上のもの | 一件につき 一六、〇〇〇 | 一件につき 一、四〇〇 | 一個につき 一、一〇〇 | 一個につき 五四〇 | 一個につき 二二 |
| | | | | | | | | | | 五 武器等製造法の施行に関する事務 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---------------------------|-------------|---------------|---|-------------------|---------------|---------------|--|----------------|---------------|---------------|--------------------------------------|----------------|---|--------|--------|--------|--------|--------|
| 事務の内容 一 電気工事士法(昭和三十一年法律第三十九号)以下この表における | 手数料の名称 第一種電気工事士免状交付手数料 | 単位 一通につき | 額(円) 五、九〇〇 | 四 法第二十条において準用する法第十二条第一項に規定する猟銃等の製造に係る工場等の移転の許可の申請に対する審査 | 猟銃等製造工場等移転許可申請手数料 | 1 猟銃等の製造に係るもの | 2 猟銃等の販売に係るもの | 三 法第二十条において準用する法第八条第一項に規定する猟銃等の種類の変更の許可の申請に対する審査 | 猟銃等種類変更許可申請手数料 | 1 猟銃等の製造に係るもの | 2 猟銃等の販売に係るもの | 二 法第十九条第一項に規定する猟銃等の販売の事業の許可の申請に対する審査 | 猟銃等販売事業許可申請手数料 | 下この表において「法」という。(第十條第一項に規定する猟銃等の製造の許可の申請に対する審査 | 七三、〇〇〇 | 三六、〇〇〇 | 二五、〇〇〇 | 七八、〇〇〇 | 六一、〇〇〇 |
| | | | | | | | | | | | | | | 六 電気工事士法の施行に関する事務 | | | | | |

| 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額(円) |
|---|------------------------------|--------------|--|
| <p>七 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行に関する事務</p> <p>一 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下この表において「法」という。)第三条第一項に規定する液化石油ガス販売事業の登録の申請に対する審査</p> | <p>液化石油ガス販売事業登録申請手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>三一、〇〇〇</p> |
| <p>二 法第三条の二第三項に規定する液化石油ガス販売事業者登録簿の贈本の交付</p> | <p>液化石油ガス販売事業者登録簿贈本交付手数料</p> | <p>一通につき</p> | <p>六三〇</p> |
| <p>三 法第三条の二第三項に規定する液化石油ガス販売事業者登録簿の閲覧</p> | <p>液化石油ガス販売事業者登録簿閲覧手数料</p> | <p>一回につき</p> | <p>四六〇</p> |
| <p>四 法第二十九条第一項に規定する保安業務の認定の申請に対する審査</p> | <p>保安業務認定申請手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>六、九〇〇円に新たにを行う保安業務区分の数を乗じて得た額と三四、〇〇〇円との合計額</p> |
| <p>五 法第三十二条第一項に規定する保安業務の認定の更新の申請に対する審査</p> | <p>保安業務認定更新申請手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>六、九〇〇円に保安業務区分の数を乗じて得た額</p> |
| <p>六 法第三十三条第一項に規定する保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可の申請に対する審査</p> | <p>保安業務一般消費者等数増加認可申請手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>六、九〇〇円に保安業務区分の数を乗じて得た額と二〇、〇〇〇円との合計額</p> |
| <p>七 法第三十五条の六第一項に規定する保安確保機器の設置等の認定の申請に対する審査</p> | <p>保安確保機器設置等認定申請手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数(以下この項において「一般消費者等数」という。)が千戸未満のものにあつては五五、〇〇〇円、一般消費者等数が千戸以上一万戸未満のものにあつては八〇、〇〇〇円、一般消費者等数が一万戸以上のものにあつては一〇、〇〇〇円</p> |
| <p>八 法第三十六条第一項に規定する貯蔵施設等の設置の許可の申請に対する審査</p> | <p>貯蔵施設等設置許可申請手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>二一、〇〇〇円に貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額</p> |
| <p>九 法第三十七条の二第一項に規定する貯蔵施設等の変更の許可の申請に対する審査</p> | <p>貯蔵施設等変更許可申請手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>一七、〇〇〇円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額</p> |

| | | | |
|--|--------------------------|--------------|--|
| <p>十 法第三十七条の三第一項に規定する貯蔵施設等の設置に係る完成検査</p> | <p>貯蔵施設等設置完成検査手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>三一、〇〇〇円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第二十條第一項又は第三項に規定する完成検査を受け、又は自ら行い、かつ、同法第八條第一号の技術上の基準に適合していると認められたる液化石油ガスに係る施設（以下この項において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と五八〇〇円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額</p> |
| <p>十一 法第三十七条の三第一項に規定する貯蔵施設等の変更に係る完成検査</p> | <p>貯蔵施設等変更完成検査手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>二四、〇〇〇円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設であるものを除く。）の数を乗じて得た額と五、八〇〇円に変更に係る完成検査合格施設である貯蔵</p> |
| <p>十二 法第三十七条の四第一項に規定する充てん設備の許可の申請に対する審査</p> | <p>充てん設備許可申請手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>二八、〇〇〇円に充てん設備の数を乗じて得た額</p> |
| <p>十三 法第三十七条の四第三項において準用する法第三十七条の第二項に規定する充てん設備の変更の許可の申請に対する審査</p> | <p>充てん設備変更許可申請手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>一九、〇〇〇円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た額</p> |
| <p>十四 法第三十七条の四第四項において準用する法第三十七条の第三項に規定する充てん設備に係る完成検査</p> | <p>充てん設備完成検査手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>三六、〇〇〇円に充てん設備の数を乗じて得た額</p> |
| <p>十五 法第三十七条の四第四項において準用する法第三十七条の第三項に規定する充てん設備の変更に係る完成検査</p> | <p>充てん設備変更完成検査手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>二七、〇〇〇円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た額</p> |
| <p>十六 法第三十七条の六第一項に規定する充てん設備に係る保安検査</p> | <p>充てん設備保安検査手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>二七、〇〇〇円に保安検査に係る充てん設備の数を乗じて得た額</p> |
| <p>十七 法第三十八条の四第一項の規定による液化石油ガス設備士免状の交付</p> | <p>液化石油ガス設備士免状交付手数料</p> | <p>一通につき</p> | <p>三、三〇〇</p> |
| <p>十八 法第三十八条の四第五項に規定する液化石油ガス設備士免状の再交付</p> | <p>液化石油ガス設備士免状再交付手数料</p> | <p>一通につき</p> | <p>二、三〇〇</p> |
| <p>十九 法第三十八条の四第五項に規定する液化石油ガス設備士免状の書換え</p> | <p>液化石油ガス設備士免状書換え手数料</p> | <p>一通につき</p> | <p>一、二〇〇</p> |
| <p>施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額</p> | | | |

| | | | |
|--|--------------------|-------|-------|
| 六 法第十六条に規定する登録電気 工事業者登録簿の閲覧 | 登録電気工事業者登録簿閲覧手数料 | 一回につき | 四四〇 |
| 五 法第十六条に規定する登録電気 工事業者登録簿の贈本の交付 | 登録電気工事業者登録簿贈本交付手数料 | 一枚につき | 六〇〇 |
| 四 法第十二条に規定する電気工事 業の登録証の再交付 | 電気工事業登録証再交付手数料 | 一件につき | 二、二〇〇 |
| 三 法第十条第一項に規定する電気 工事業の登録証の訂正 | 電気工事業登録証訂正手数料 | 一件につき | 二、二〇〇 |
| 二 法第三条第三項に規定する電気 工事業の更新の登録の申請に対す る審査 | 電気工事業更新登録申請手数料 | 一件につき | 二、〇〇〇 |
| 一 電気工事業の業務の適正化に関 する法律(昭和四十五年法律第九 十六号。以下この表において「法 とていう。)第三条第一項に規定す る電気工事業の登録の申請に対す る審査 | 電気工事業登録申請手数料 | 一件につき | 二、〇〇〇 |

八 電気工事業の業務の適正化に関する法律の施行に関する事務

| | | | |
|------------------------------------|----------------|-------|---|
| 二十 法第三十八条の五第一項に規 定する液化石油ガス設備士試験 | 液化石油ガス設備士試験手数料 | 一人につき | 二〇、七〇〇円 ただし、行政手 続等における情 報通信の技術の 利用に関する法 律第三条第一項 の規定により同 項に規定する電 子情報処理組織 を使用して受験 願書を提出する 場合にあつては 二〇、二〇〇円 |
|------------------------------------|----------------|-------|---|

| | | | |
|-----------------------|---|-------|-----|
| 三 行政書士法の施行に関する 事務 | 行政書士試験手数料 | 一枚につき | 四〇〇 |
| 二 火薬類取締法の施行に関す る事務 | 火薬類製造保安責任者等試験手数料 | 一枚につき | 四〇〇 |
| 一 消防法の施行に関する事務 | 甲種危険物取扱者試験手数料 乙種危険物取扱者試験手数料 丙種危険物取扱者試験手数料 甲種消防設備士試験手数料 乙種消防設備士試験手数料 | 一枚につき | 四〇〇 |

九 岐阜県条例の施行に関する事務

| | | | |
|---|----------------|-------|------|
| 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額(円) |
| 岐阜県条例(昭和二十五年岐阜 県条例第二十二号)第十七条第二項 本文に規定する納税証明書の交付 | 納税証明書交付 手数料 | 一枚につき | 四〇〇 |

備考 納税証明書は、地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第六条の
二十一第一項各号(第四号を除く。)に掲げる事項ごとに一枚の証明書であるもの
とし、その証明書が二以上の年度に係る県税に関するものであるときは、証明を受
けようとする事項が未納の徴収金である場合を除き、その年度の数に相当する枚数
の証明書であるものとして計算する。

別表第二(第二条関係)

| | | |
|-------------------|---|--|
| 事務の種類 | 手数料の名称 | 納入機関の名称 |
| 一 消防法の施行に関する事務 | 甲種危険物取扱者試験手数料 乙種危険物取扱者試験手数料 丙種危険物取扱者試験手数料 甲種消防設備士試験手数料 乙種消防設備士試験手数料 | 財団法人消防試験研究センター(昭和五十九年十月一日に財団法人消防試験研究センターという名称で設立された法人をいう。) |
| 二 火薬類取締法の施行に関する事務 | 火薬類製造保安責任者等試験手数料 | 社団法人全国火薬類保安協会(昭和四十七年四月一日に社団法人全国火薬類保安協会という名称で設立された法人をいう。) |
| 三 行政書士法の施行に関する事務 | 行政書士試験手数料 | 財団法人行政書士試験研究センター(平成十二年四月十四日に財団法人行政書士試験研究センター |

| | | | |
|--|--|-----------------|---------------------------|
| <p>四 高圧ガス保安法の施行に関する事務</p> <p>五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行に関する事務</p> | <p>製造保安責任者等試験手数料</p> <p>液化石油ガス設備士試験手数料</p> | <p>高圧ガス保安協会</p> | <p>という名称で設立された法人をいう。）</p> |
|--|--|-----------------|---------------------------|

岐阜県積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十号

岐阜県積立基金条例の一部を改正する条例

岐阜県積立基金条例（昭和三十九年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表岐阜県県有施設整備基金の項中「整備資金」の下に「及び県有施設の整備の財源とした県債の償還に必要な財源」を加える。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十一号

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

（岐阜県職員定数条例の一部改正）

第一条 岐阜県職員定数条例（昭和二十四年岐阜県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表知事の事務部局（県立看護大学及び情報科学芸術大学院大学、希望が丘学園及び病院並びに企業会計職員（都市建築部）を除く。）の項中「四、三三六六人」を「四、一九八八人」に改め、同表県立看護大学、情報科学芸術大学院大学、国際情報科学芸術アカデミー、国際園芸アカデミー及び森林文化アカデミーの項中「一六一人」を「一五六六人」に改め、同表希望が丘学園及び病院の項中「一、九〇七人」を「一、九四六六人」に改め、同表議会の事務部局の項中「三三〇人」を「二八八人」に改め、同表監査委員の事務部局の項中「二五人」を「三三人」に改め、同表人事委員会の事務部局の項中「二三人」を「二二人」に改め、同表労働委員会の事務部局の項中「四七一人」を「四七六六人」に改め、同表学校の項中「五、一八三三人」を「五、二二七七人」に、「四、三三〇人」を「四、四二一人」に改め、同表警察の項中「三、八六二二人」を「三、八六七七人」に、「三、四三三三人」を「三、四三三三人」に、「二二二人」を「二二〇人」に、「二、〇〇三人」を「二、〇二〇人」に、「二、〇四七人」を「二、〇五〇人」に改め、同表合計の項中「一六、〇六六六人」を「一六、〇一〇人」に改める。

（岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正）

第二条 岐阜県市町村立学校職員定数条例（昭和二十八年岐阜県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校及び中学校の項中「二二、一〇八人」を「二二、一四〇人」に、「二一、三三〇人」を「二一、四四三人」に改め、同表特別支援学校の項中「二三人」を「二三人」に、「二六六人」を「二一五人」に改め、同表合計の項中「二二、二六二人」を「二二、二九三人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

岐阜県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十二号

岐阜県部等設置条例の一部を改正する条例

岐阜県部等設置条例(平成十一年岐阜県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「産業労働観光部」を「商工労働部」に改める。

第二条第三号中二をホとし、八をニとし、口の次に次のように加える。

ハ 観光の振興に関する事項

第二条第六号中「産業労働観光部」を「商工労働部」に改め、同号中八を削り、二を八とする。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

岐阜県振興局等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十三号

岐阜県振興局等設置条例の一部を改正する条例

岐阜県振興局等設置条例(平成十一年岐阜県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項の表岐阜県西濃保健所の項中「揖斐郡大野町」を「揖斐郡揖斐川町」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

岐阜県公告式条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十四号

岐阜県公告式条例の一部を改正する条例

岐阜県公告式条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「見易い」を「見やすい」に、「かえる」を「代える」に改める。

第四条中「第二条第二項」を「第二条第二項」に、「又は掲示場等に掲示し」を「若しくは掲示場等に掲示し、又は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものをいう。以下同じ。)により不特定多数の者が公布し、若しくは公表すべき事項の情報提供を受けることができる状態に置く措置であつて規則で定めるもの(以下「電磁的措置」という。)をとる」に改める。

第五条第二項中「第二条第二項」を「第二条第二項」に、「又は掲示場等に掲示し」を「若しくは掲示場等に掲示し、又は電磁的措置をとる」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。
(県公報の発行)

第七条 県公報は、電磁的方法により不特定多数の者が県公報に掲載すべき事項の情報提供を受けることができる状態に置く措置であつて規則で定めるものをとる方法により発行するものとする。

2 前項に規定する方法による県公報の発行は、県公報に掲載すべき事項を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに記録された情報の提供を受けようとする者の求めに応じてその使用に係る電子計算機に県の使用に係る電子計算機から送信し得る状態となつた時に行われるものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、事故その他特別の事情により、同項に規定する方法により県公報を発行することができないとき、又は著しく困難であるときは、これに代えて書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして規則で定めるものをいう。)をもつて県公報を発行することができる。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

審議会等の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十五号

審議会等の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例

(岐阜県風致地区条例の一部改正)

第一条 岐阜県風致地区条例(昭和四十五年岐阜県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項及び第三条第二項中「岐阜県風致地区審議会」を「岐阜県都市計画審議会」に改める。

第十三条から第十六条までを削り、第十七条を第十三条とし、第十八条から第二十一条までを四条ずつ繰り上げる。

(岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第二条 岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一五十七の項第二号及び第六号中「岐阜県風致地区審議会」を「岐阜県都市計画審議会」に改める。

(岐阜県二十一世紀ビジョン委員会条例等の廃止)

第三条 次に掲げる条例は、廃止する。

一 岐阜県二十一世紀ビジョン委員会条例(昭和二十五年岐阜県条例第三十一号)

二 岐阜県生活保護法医療扶助審議会条例(昭和三十年岐阜県条例第十六号)

三 岐阜県臨時補助金等合理化審議会条例(昭和三十四年岐阜県条例第一号)

四 岐阜県成人病予防対策審議会条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十六号)

五 岐阜県行政機構審議会設置条例(昭和四十六年岐阜県条例第六号)

六 岐阜県農村地域工業導入促進審議会設置条例(昭和四十六年岐阜県条例第三十四号)

号)

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十六号

岐阜県税条例の一部を改正する条例

岐阜県税条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。附則第七条中第三十一項を第三十二項とし、第三十項の次に次の一項を加える。

31 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)第十条第二号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を平成二十二年三月三十一日までにした場合における第五十三条第一項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)第十条第二号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り」と、「千二百万円」とあるのは「千三百万円」とする。

附則

1 この条例は、平成二十一年六月四日から施行する。

2 改正後の附則第七条第三十一項の規定は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十七号

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例

(手数料の徴収)

| | | | |
|---|-------------------------------|------------------------|---|
| <p>事務の内容 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十条の二第一</p> | <p>手数料の名称 報告書等写し交付手数料</p> | <p>単位 一枚につき</p> | <p>額（円） 一〇</p> |
| <p>第一条 県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づき、別に条例で定めるものを除くほか、この条例の定めるところにより、企画経済関係の手数料を徴収するものとする。 （手数料の名称、額等）</p> | | | |
| <p>第二条 手数料の名称、額等は、別表第一のとおりとする。</p> | | | |
| <p>2 別表第二の中欄に掲げる手数料については、それぞれ同表の下欄に掲げる機関に納入しなければならぬ。</p> | | | |
| <p>3 前項の規定により同項に規定する機関に納入された手数料は、当該機関の収入とする。 （手数料の徴収方法等）</p> | | | |
| <p>第三条 手数料は、申請の際に徴収する。ただし、事務の性質上申請の際に徴収することができないものとして規則で定めるものについては、この限りでない。</p> | | | |
| <p>2 納入された手数料は、返還しない。</p> | | | |
| <p>（手数料の減免等）</p> | | | |
| <p>第四条 知事は、公益その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減免し、又は手数料の納入を猶予することができる。</p> | | | |
| <p>（過料）</p> | | | |
| <p>第五条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する。 （委任）</p> | | | |
| <p>第六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> | | | |
| <p>附 則</p> | | | |
| <p>この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。</p> | | | |
| <p>別表第一（第二条関係）</p> | | | |
| <p>一 政治資金規正法の施行に関する事務</p> | | | |
| <p>項に規定する報告書等の写しの交付</p> | | | |
| <p>備考 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。</p> | | | |
| <p>二 通訳案内士法の施行に関する事務</p> | | | |
| <p>事務の内容</p> | | | |
| <p>一 通訳案内士法（昭和二十四年法律第二十号。以下この表において「法」という。）第十八条に規定する通訳案内士の登録の申請に対する審査</p> | | | |
| <p>二 法第二十三条第一項に規定する通訳案内士の登録事項の変更</p> | | | |
| <p>三 法第二十四条に規定する通訳案内士登録証の再交付</p> | | | |
| <p>手数料の名称 通訳案内士登録手数料</p> | <p>単位 一件につき</p> | <p>額（円） 五、一〇〇</p> | <p>手数料の名称 通訳案内士登録事項変更手数料 通訳案内士登録証再交付手数料</p> |
| <p>一件につき</p> | <p>一件につき</p> | <p>一件につき</p> | <p>一件につき</p> |
| <p>五、一〇〇</p> | <p>四、〇〇〇</p> | <p>四、〇〇〇</p> | <p>三三、〇〇〇</p> |
| <p>三 採石法の施行に関する事務</p> | | | |
| <p>事務の内容</p> | | | |
| <p>一 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号。以下この表において「法」という。）第三十二条に規定する採石業の登録の申請に対する審査</p> | | | |
| <p>二 法第三十二条の四第一項第五号に規定する業務管理者と同等以上の能力を有する者とする認定の申請に対する審査</p> | | | |
| <p>三 法第三十二条の十三第一項に規定する業務管理者試験</p> | | | |
| <p>四 法第三十三条に規定する採取計画の認可の申請に対する審査</p> | | | |
| <p>五 法第三十三条の五第一項に規定する採取計画の変更の認可の申請</p> | | | |
| <p>手数料の名称 採石業登録申請手数料</p> | <p>単位 一件につき</p> | <p>額（円） 一八、〇〇〇</p> | <p>手数料の名称 採石業務管理者相当能力認定申請手数料</p> |
| <p>一件につき</p> | <p>一人につき</p> | <p>一人につき</p> | <p>一人につき</p> |
| <p>一八、〇〇〇</p> | <p>六、七〇〇</p> | <p>八、〇〇〇</p> | <p>五二、〇〇〇</p> |
| <p>八、〇〇〇</p> | <p>五二、〇〇〇</p> | <p>三三、〇〇〇</p> | <p>三三、〇〇〇</p> |

| に対する審査 | | 料 | |
|---|----------------------|-----------|-------------|
| 四 旅券法の施行に関する事務 | | | |
| 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額(円) |
| 一 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号。以下この表において「法」といふ。)第五条第一項本文に規定する有効期間が十年の一般旅券の発給 | 十年旅券発給手数料 | 一件につき | 二、〇〇〇 |
| 二 第五条第一項ただし書に規定する有効期間が五年の一般旅券の発給 | 五年旅券発給手数料 | 一件につき | 二、〇〇〇 |
| 三 第五条第一項に規定する一般旅券以外の一般旅券の発給 | その他旅券発給手数料 | 一件につき | 二、〇〇〇 |
| 四 一般旅券の渡航先の追加 | 旅券渡航先追加手数料 | 一件につき | 三〇〇 |
| 五 一般旅券の記載事項の訂正 | 旅券記載事項訂正手数料 | 一件につき | 二〇〇 |
| 六 一般旅券の査証欄の増補 | 旅券査証欄増補手数料 | 一件につき | 五〇〇 |
| 五 旅行業法の施行に関する事務 | | | |
| 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額(円) |
| 一 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号。以下この表において「法」といふ。)第四条第一項に規定する旅行業の登録の申請に対する審査 | 旅行業登録申請手数料 | 一件につき | 二一、〇〇〇 |
| 二 第四条第一項に規定する旅行業者代理業の登録の申請に対する審査 | 旅行業者代理業登録申請手数料 | 一件につき | 一五、〇〇〇 |
| 三 第六条の三第一項に規定する | 旅行業更新登録 | 一件につき | 一七、〇〇〇 |
| 六 登録免許税法の施行に関する事務 | | | |
| 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額(円) |
| 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第三の十三の項に規定する建物又は土地に関する証明書の交付 | 登録免許税非課税証明書交付手数料 | 一通につき | 五〇〇 |
| 七 砂利採取法の施行に関する事務 | | | |
| 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額(円) |
| 一 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号。以下この表において「法」といふ。)第三条に規定する砂利採取業の登録の申請に対する審査 | 砂利採取業登録申請手数料 | 一件につき | 一三、〇〇〇 |
| 二 第六条第一項第五号ロに規定する業務主任者と同等以上の能力を有する者とする認定の申請に対する審査 | 砂利採取業務主任者相当能力認定申請手数料 | 一人につき | 八、四〇〇 |
| 三 第十五条第一項に規定する砂利採取業務主任者試験 | 砂利採取業務主任者試験手数料 | 一人につき | 八、〇〇〇 |
| 四 第十六条に規定する砂利採取計画の認可の申請に対する審査(河川管理者として行うものを除く。) | 砂利採取計画認可申請手数料 | 一件につき | 三七、七〇〇 |
| 八 旅行業の有効期間の更新の登録の申請に対する審査 | | | |
| 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額(円) |
| 旅行業の有効期間の更新の登録の申請に対する審査 | 旅行業変更登録申請手数料 | 一件につき | 一一、〇〇〇 |

備考 現地調査のため職員が出張を要する場合には、当該現地調査に要する職員の旅費に相当する額を加算する。

| 事務の内容 | | 手数料の名称 | 区分 | 単位 | 額(円) |
|---|--|------------------|---|-------|--------------------------|
| 一 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)以下この表において「法」という。第二十八条第一項に規定する職業訓練指導員免許の申請に対する審査 | | 職業訓練指導員免許申請手数料 | | 一件につき | 二、三〇〇 |
| 二 法第二十八条第三項に規定する職業訓練指導員の免許証の再交付 | | 職業訓練指導員免許証再交付手数料 | | 一通につき | 二、〇〇〇 |
| 三 法第三十条第一項に規定する職業訓練指導員試験 | | 職業訓練指導員試験手数料 | 1 学科試験 2 実技試験 | 一人につき | 三、一〇〇 一五、八〇〇 |
| 四 職業能力開発促進法施行令(昭和四十四年政令第二百五十八号)以下この表において「施行 | | 技能検定試験手数料 | 1 学科試験 2 実技試験 イ 特級 ロ 一級 ク ニカルクニカル | 一人につき | 三、一〇〇 一五、七〇〇 一、五〇〇 |
| 五 法第二十条第一項に規定する砂利採取計画の変更の申請に対する審査(河川管理者として行うものを除く) | | 砂利採取計画変更認可申請手数料 | | 一件につき | 一七、〇〇〇 |
| 八 職業能力開発促進法の施行に関する事務 | | | | | |
| 令「という。」 第三条第一号に規定する技能検定試験 | | | | | |
| 五 施行令第三条第二号に規定する技能検定の合格証書 | | | | | |
| 技能検定合格証書再交付手数料 | | | | | |
| 一級 イラスト 二級 レーシヨ 三級 (在)ン、建築 (在) 図製 校生 図製 が受 機械・プ 検す ラント製 る場 図及び電 合を 気製図 除く 機械検査 一級 及び婦人 基礎 子供服製 二級 造 及び 単一 職種の 等級 | | | | | |
| 和裁、テ クニカル イラスト レーシヨ ン、建築 図製 図製 機械・プ ラント製 図及び電 気製図 機械検査 及び婦人 子供服製 その他の 職種 | | | | | |
| 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき | | | | | |
| 七、七〇〇 一五、七〇〇 一三、〇〇〇 一〇、五〇〇 二、〇〇〇 | | | | | |

の再交付

備考 この表において在校生とは、次に掲げる者をいう。

- 一 公共職業能力開発施設（法第十五条の六第一項各号に掲げる施設をいう。）において職業訓練を受けている者又は法第二十七条第一項の規定による職業能力開発総合大学校において指導員訓練若しくは職業訓練を受けている者（短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者（以下「短期訓練生」という。）を除く。）
- 二 認定職業訓練施設（法第二十五条に規定する職業訓練施設をいう。）において職業訓練を受けている者（短期訓練生及び就職している者を除く。）
- 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程、専修学校又は各種学校在学する者
- 四 前三号に掲げる者のほか、知事が認める者

九 貸金業法の施行に関する事務

| 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額（円） |
|---|---------------|-------|---------|
| 一 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号。以下この表において「法」という。）第三条第一項に規定する貸金業者の登録の申請に対する審査 | 貸金業者登録申請手数料 | 一件につき | 一五〇、〇〇〇 |
| 二 法第三条第一項に規定する貸金業者の登録の更新の申請に対する審査 | 貸金業者登録更新申請手数料 | 一件につき | 一五〇、〇〇〇 |

十 計量法の施行に関する事務

| 事務の内容 | 手数料の名称 | 区分 | 単位 | 額（円） | |
|--|----------|--------------|------------|-------|-------|
| 一 計量法（平成四年法律第五十一号。以下この表において「法」という。）第十四条第一項 | 計量器検査手数料 | 法第八 | 一個につき | 五五〇 | |
| | | イ タクシーメーター | 一個につき | 一、〇五〇 | |
| | | ロ 質非自動計はかり | 一個につき | 一、〇五〇 | |
| | | 検出部が電氣式又は光電式 | ひょうが三キログラム | 一個につき | 一、〇五〇 |

て「法」という。）
第十六条
第一項第
二号イに
規定する
特定計量
器の検定

第十九条第四項において準用する場合を含むもの（以下「表」といふ。）の施行に關するもの

のもの
であつ
てひょう
量が三
十キログ
ラムを超
えるもの
以下の
もの

| 事務の内容 | 手数料の名称 | 区分 | 単位 | 額（円） |
|------------------------------|------------------------------|------------------------------|-------|-------|
| 計量器（器）特定された付された示がの表（む）を合する場合 | 計量器（器）特定された付された示がの表（む）を合する場合 | 計量器（器）特定された付された示がの表（む）を合する場合 | 一個につき | 一、六五〇 |
| 計量器（器）特定された付された示がの表（む）を合する場合 | 計量器（器）特定された付された示がの表（む）を合する場合 | 計量器（器）特定された付された示がの表（む）を合する場合 | 一個につき | 一、二五〇 |
| 計量器（器）特定された付された示がの表（む）を合する場合 | 計量器（器）特定された付された示がの表（む）を合する場合 | 計量器（器）特定された付された示がの表（む）を合する場合 | 一個につき | 一、〇五〇 |

| | | | | | | | | | |
|---|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| ひょう 量が三 つぎ | ひょう 量が二 つぎ | ひょう 量が二 つぎ | ひょう 量が二 つぎ | ひょう 量が二 つぎ | ひょう 量が二 つぎ | ひょう 量が二 つぎ | ひょう 量が二 つぎ | ひょう 量が二 つぎ | ひょう 量が二 つぎ |
| 一八、九〇〇 | | | 一四、一五〇 | | | | | 六、一五〇 | 二、四五〇 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| は定量 もり又 は定量 もの | 定量お り又 は定量 もの | 定量お り又 は定量 もの | 定量お り又 は定量 もの | 定量お り又 は定量 もの | 定量お り又 は定量 もの | 定量お り又 は定量 もの | 定量お り又 は定量 もの | 定量お り又 は定量 もの | 定量お り又 は定量 もの |
| グラム以下 の 質量が二 百グラムを 超えるもの | グラム以下 の 質量が二 百グラムを 超えるもの | グラム以下 の 質量が二 百グラムを 超えるもの | グラム以下 の 質量が二 百グラムを 超えるもの | グラム以下 の 質量が二 百グラムを 超えるもの | グラム以下 の 質量が二 百グラムを 超えるもの | グラム以下 の 質量が二 百グラムを 超えるもの | グラム以下 の 質量が二 百グラムを 超えるもの | グラム以下 の 質量が二 百グラムを 超えるもの | グラム以下 の 質量が二 百グラムを 超えるもの |
| 一個に つき | 一個に つき | 一個に つき | 一個に つき | 一個に つき | 一個に つき | 一個に つき | 一個に つき | 一個に つき | 一個に つき |
| 二〇 | 二〇 | 二〇 | 二〇 | 二〇 | 二〇 | 二〇 | 二〇 | 二〇 | 二〇 |
| 備考 最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下この表及び十三の表において同じ。)又は表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下この表及び十三の表において同じ。)がひょう量の一万分の一未満のものにあつては、額の欄に掲げる額に二を乗じて得た額とする。 | | | | | | | | | |

| 3 又は 2 掲げ | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--------------------|---|--------------------------------------|---|---|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|
| 自動 (非) | イ 量計 はかり | へ 施行 則 第九 第二 項 第五 号に 掲げ るア ネ口 イド 型圧 力計 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 非自動 はかり ひょう量が五 キログラム以 下のもの | | 計ることができる最 大の圧力が百メガパ スカルを超えるもの | | 計ることができる最 大の圧力が五十メガ パスカルを超える百メ ガパスカル以下のもの | | 計ることができる最 大の圧力が五十メガ パスカル以下のもの | | 計ることができる最 大の圧力が五十メガ パスカル以下のもの | | ガスの体積が 三十リットル を超えるもの | | | | |
| つき | 一個に | つき | 一個に | つき | 一個に | つき | 一個に | つき | 一個に | つき | 一個に | つき | 一個に | つき | 一個に | |
| | 一七〇 | | 一、〇〇〇 | | 四七〇 | | 九〇 | | 六一〇 | | 三三〇 | | 一八〇 | | | |
| るもの以外のも | | | | | | | | | | | | | | | | |
| はかりの表示及び検出部が電気式のものを除く | | | | | | | | | | | | | | | | |
| トンを超えるもの | ひょう量が二 トンを超えるもの | ひょう量が一 トンを超えるもの | ひょう量が五 百キログラム を超えて一ト ン以下のもの | ひょう量が二 百五十キログ ラムを超え五 百キログラム 以下のもの | ひょう量が二 百五十キログ ラムを超え五 百キログラム 以下のもの | ひょう量が百 キログラムを 超えて二百五十 キログラム以 下のもの | ひょう量が五 十キログラム を超えて百キ ログラム以下 のもの | ひょう量が二 十キログラム を超え五十キ ログラム以下 のもの | ひょう量が二 十キログラム を超え五十キ ログラム以下 のもの | ひょう量が二 十キログラム を超え五十キ ログラム以下 のもの | ひょう量が二 十キログラム を超え五十キ ログラム以下 のもの | ひょう量が二 十キログラム を超え五十キ ログラム以下 のもの | ひょう量が二 十キログラム を超え五十キ ログラム以下 のもの | ひょう量が二 十キログラム を超え五十キ ログラム以下 のもの | ひょう量が二 十キログラム を超え五十キ ログラム以下 のもの | |
| つき | 一個に | つき | 一個に | つき | 一個に | つき | 一個に | つき | 一個に | つき | 一個に | つき | 一個に | つき | 一個に | |
| | 六、六〇〇 | | 二、九〇〇 | | 一、七〇〇 | | 一、〇〇〇 | | 五六〇 | | 三六〇 | | 二七〇 | | 二〇〇 | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|---|--|---|---|---|---|--------------------------------------|---------------------------------|--|---|--|---------------------|
| 三 九 法 第 十 一 条 第 一 項 | 計 量 器 の 定 期 検 査 に 対 す る 審 査 の 手 続 に 関 し て の 特 殊 の 手 続 に 関 し て の 特 殊 の 手 続 に 関 し て の 特 殊 の 手 続 | 二 法 第 十 七 条 第 一 項 の 規 定 に よ り 特 殊 の 手 続 に 関 し て の 特 殊 の 手 続 に 関 し て の 特 殊 の 手 続 | | | | | | | | | | | | |
| 定期 検査 | 計 量 器 | 特 殊 の 手 続 | | | | | | | | | | | | |
| 1 自 動 | 非 自 動 | | | | | | | | | | | | | |
| イ 電 気 式 又 は キ ロ グ ラ ム 以 下 の も の | 検 出 部 が キ ロ グ ラ ム 以 下 の も の | 計 量 器 の 定 期 検 査 に 対 す る 審 査 の 手 続 に 関 し て の 特 殊 の 手 続 に 関 し て の 特 殊 の 手 続 | チ 浮 ひ よ う 型 の も の | ト 酒 精 度 浮 ひ よ う 型 の も の | ヘ ア ネ ロ イ ド 型 血 圧 計 (検 出 部 が 電 気 式 の も の を 除 く) | ハ ア ネ ロ イ ド 型 血 圧 計 (検 出 部 が 電 気 式 の も の を 除 く) | ホ 密 度 浮 ひ よ う 型 の も の | 水 密 度 浮 ひ よ う 型 の も の | ク タ ン 尺 付 の も の | 二 量 器 用 の も の | 全 量 が 二 千 リ ッ ト ル 以 下 の も の | 全 量 が 二 千 リ ッ ト ル を 超 え る も の | 全 量 が 二 千 リ ッ ト ル 以 下 の も の | |
| つき | 一 個 に | 一 個 に | 一 個 に | 一 個 に | 一 個 に | 一 個 に | 一 個 に | 一 個 に | 一 個 に | 一 個 に | 一 個 に | 一 個 に | 一 個 に | |
| 一、 四〇〇 | 一、 六二六〇〇 | 八〇 | 一、 〇五〇 | 八〇 | 一五〇 | 八〇 | 八〇 | 一、 一〇〇 | 四、 二〇〇 | 二、 二五〇 | 二、 二五〇 | 二、 二五〇 | 二、 二五〇 | |
| 項に規定する特定計量器の定期検査 | | | | | | | | | | | | | | |
| 査料 | | | | | | | | | | | | | | |
| 手数料 | | | | | | | | | | | | | | |
| はかりに係るもの | | | | | | | | | | | | | | |
| 光電式のものであってひょう量が一トン以下のもの | | | | | | | | | | | | | | |
| ひょう量が五百キログラムを超え一トンの以下のもの | ひょう量が五百キログラムを超え五百キログラム以下のもの | ひょう量が二百五十キログラム以下のもの | ひょう量が二百五十キログラム以下のもの | ひょう量が二百五十キログラム以下のもの | ひょう量が二百五十キログラム以下のもの | ひょう量が二百五十キログラム以下のもの | ひょう量が二百五十キログラム以下のもの | ひょう量が二百五十キログラム以下のもの | ひょう量が二百五十キログラム以下のもの | ひょう量が二百五十キログラム以下のもの | ひょう量が二百五十キログラム以下のもの | ひょう量が二百五十キログラム以下のもの | ひょう量が二百五十キログラム以下のもの | ひょう量が二百五十キログラム以下のもの |
| 一 個 に | 一 個 に | 一 個 に | 一 個 に | 一 個 に | 一 個 に | 一 個 に | 一 個 に | 一 個 に | 一 個 に | 一 個 に | 一 個 に | 一 個 に | 一 個 に | 一 個 に |
| 二、 一〇〇 | 一、 五〇〇 | 九〇〇 | 五〇〇 | 二五〇 | 三、 一〇〇 | 二、 二〇〇 | 一、 八〇〇 | 二、 二〇〇 | 二、 二〇〇 | 二、 二〇〇 | 二、 二〇〇 | 二、 二〇〇 | 二、 二〇〇 | 二、 二〇〇 |

| | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|
| 規定する計量証明書の事業の登録簿の付 規定する計量証明書の事業の登録簿の付 規定する計量証明書の事業の登録簿の付 | | 十一 法第百十六條第一項に規定する計量証明書の事業の登録簿の閲覧 十一 法第百十六條第一項に規定する計量証明書の事業の登録簿の閲覧 | | 十 法第百十五條に規定する計量証明書の事業の登録簿の閲覧 十 法第百十五條に規定する計量証明書の事業の登録簿の閲覧 | | 付 録 簿 の 交 付 付 録 簿 の 交 付 | | 規定する計量証明書の事業の登録簿の付 規定する計量証明書の事業の登録簿の付 | | | |
| 六 濃度計に係るもの 濃度計 濃度計 | | 五 振動レベル計に係るもの 振動レベル計 | | 四 騒音計に係るもの 騒音計 騒音計 | | 三 ポンベ型熱量計に係るもの ポンベ型熱量計 | | 二 ベックマン温度計に係るもの ベックマン温度計 | | 一 三の項区分の欄に掲げる特定計量器に係るもの 三の項区分の欄に掲げる特定計量器に係るもの | |
| イ ジルコニア式酸素濃度計 又は磁気式酸素濃度計 濃度計 | | 一個につき 一個につき 一個につき | | 九三、一〇〇 一三、五〇〇 九二、七〇〇 | | 一個につき 一個につき 一個につき | | 三三、四〇〇 三三、三〇〇 二二、七〇〇 | | 一個につき 一個につき 一個につき | |
| 八 紫外線式二酸化硫黄濃度計 濃度計 | | 一個につき 一個につき | | 九二、七〇〇 一三、五〇〇 | | 一個につき 一個につき | | 五、七〇〇 三五、〇〇〇 | | 一個につき 一個につき | |
| 十二 法第百二十七條第一項に規定する適正計量管理事業所の指定手数料 適正計量管理事業所の指定手数料 | | 一件につき 一件につき | | 二、五五〇 二、五五〇 | | 二 紫外線式窒素酸化物濃度計 水 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計 へ 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計 ト 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計 チ 化学発光式窒素酸化物濃度計 リ ガラス電極式水素イオン濃度指示計 備考 一 八に掲げる濃度計と二に掲げる濃度計とが構造上一体となっているものに係る手数料の額は、八に掲げる手数料の額と二に掲げる手数料の額の合計額から五〇、九〇〇円を控除した額とする。 二 水からトまでに掲げる濃度計で二以上の検出部を有するものに係る手数料の額は、水からトまでに掲げる手数料の額に検出部が増すごとに水からトまでに掲げる手数料の額に二分の一を乗じて得た額を加えた額とする。 三 八からチまでに掲げる濃度計で四以上の表示機構を有するものに係る手数料の額は、表示機構が三を超えて一増すことに八からチまでに掲げる手数料の額に二、一〇〇円を加えた額とする。 | | 一個につき 一個につき 一個につき 一個につき 一個につき 一個につき | | 一三〇、七〇〇 九八、二〇〇 一一三、五〇〇 九九、一〇〇 一〇五、七〇〇 二五、三〇〇 | |

| | | | |
|--|-------------------------|-----------|-------|
| 十三 法第 百二十七 条第三項 に規定す る計量管 理の方法 の検査 | 計量管 理方法 検査手 数料 | 一件に つき | 四、二〇〇 |
|--|-------------------------|-----------|-------|

備考

一 計量器検定手数料、計量器定期検査手数料、計量器装置検査手数料、品質管理方法検査手数料、基準器検査手数料、計量証明検査手数料及び計量管理方法検査手数料にあつては、依頼人の請求に応じ職員が出張して検定等を行う場合は、当該検定等を行うために要する職員の旅費及び検査用具を運搬するのに要する経費に相当する額を加算する。

二 計量器検定手数料、計量器定期検査手数料、基準器検査手数料及び計量証明検査手数料にあつては、他の都道府県に検定等の事務の一部を委託する場合その他の特別な事情がある場合は、当該委託等に要する経費に相当する額を加算する。

十一 畜産研究所において行う分析等に関する事務

| 事務の内容 | | 手数料の名称 | 単位 | 額(円) |
|-------|----------------------|-------------|--------|-------|
| 一 | 飼料の成分分析 | 飼料成分分析手数料 | 一試料につき | 一、二六〇 |
| 二 | 飼料中の 定 カロテン含量の測 | カロテン含量測定手数料 | 一試料につき | 一、二六〇 |
| 三 | 牛胚 ^は の性別別 | 牛胚性別別手数料 | 一胚につき | 八、四〇〇 |

十二 産業技術センター、機械材料研究所、情報技術研究所、セラミックス研究所及び生活技術研究所において行う工業試験等に関する事務

| 事務の内容 | | 手数料の名称 | 区分 | 単位 | 額(円) |
|-------|-----|--------|----|------------|------|
| 一 | 一般理 | 一般理 | 1 | 一成分につき | 七四〇 |
| 化学試験 | 化学試 | 分析 | イ | 定性極めて簡単なもの | |

料 験 手 数

2 試験

イ 水質

口 定量

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----------|--------|---------|--------|----------|----------|--------|---------|--------|
| 酸消費量 | 電気伝導率 | PH | 透視度 | 臭気 | 外観 | 温度 | 極めて複雑なもの | 複雑なもの | やや複雑なもの | 簡単なもの | 極めて複雑なもの | 極めて簡単なもの | 複雑なもの | やや複雑なもの | 簡単なもの |
| 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一成分につき | 一成分につき | 一成分につき | 一成分につき | 一成分につき | 一成分につき | 一成分につき | 一成分につき | 一成分につき |
| 一、〇一〇 | 一、四〇〇 | 一、二二〇 | 九〇〇 | 四五〇 | 五六〇 | 五一〇 | 五、六八〇 | 四、二六〇 | 二、八〇〇 | 二、一〇〇 | 一、二六〇 | 五、〇四〇 | 三、八三〇 | 二、四三〇 | 一、八二〇 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---|---|--------------------------------------|---------------------------------|------------------|--|--|--|--|------------------------------|---------------------------------|-----------------------|---------|
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| チ 動 粘 度 | ト 十 パ ー セ ン ト 残 留 炭 素 | ヘ 残 留 炭 素 分 | 水 反 応 | 二 重 さ | 八 長 さ | 口 比 重 | | | | | | | | |
| | | | | | | 真 比 重 | 見 掛 け 比 重 | う き ば か り 法 | 質 へ キ サン 抽 出 物 | 化 学 的 酸 素 消 費 量 (CO_2) | 懸 濁 物 質 (SS) | 蒸 発 残 留 物 | 硬 度 | アルカリ消費量 |
| つき | つき | つき | つき | つき | つき | つき | つき | つき | つき | つき | つき | つき | つき | |
| 二、三〇〇 | 三、四八〇 | 三、〇八〇 | 一、四六〇 | 一、四六〇 | 一、六一〇 | 二、九四〇 | 二、三八〇 | 一、一二〇 | 五、九七〇 | 三、一三〇 | 三、五一〇 | 二、六九〇 | 一、二三〇 | 一、〇一〇 |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| ナ 比 表 面 積 測 定 (BET プ ロ ット 法) | ネ 原 子 間 力 顕 微 鏡 観 察 (一か所一枚の画像情報 の提供を含む。) | ツ 赤 外 線 熱 画 像 分 析 | ソ 測 色 簡 易 色 差 計 に よ る 測 色 | ソ 反 射 率 曲 線 測 定 | レ エ ク ス 線 回 折 | タ 熱 特 性 | ヨ 顕 微 赤 外 吸 収 ス ペ ク ト ル | カ 赤 外 吸 収 ス ペ ク ト ル 特 性 | ワ 電 子 顕 微 鏡 観 察 (一か 所一枚の写真撮影を含む。) | ヲ 光 学 顕 微 鏡 観 察 (一か 所一枚の写真撮影を含む。) | ル 熱 伝 導 率 | 又 粒 度 分 布 レーザ回折法 | リ 灼 熱 減 量 | |
| | | | | | | | | | | | | | | つき |
| 四、一二〇 | 五、八三〇 | 五、八三〇 | 二、七四〇 | 二、九四〇 | 六、四四〇 | 五、六五〇 | 六、三四〇 | 四、四四〇 | 五、一六〇 | 一、九八〇 | 四、三七〇 | 五、一四〇 | 三、三六〇 | 二、八〇〇 |

| 二 食品試験 | | | | | | | | | | | | | 三 プラスチック試験 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|------------------------------|--------|---------------------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|
| 食品試験 料 手数 | | | | | | | | | | | | | プラスチック 試験手 数料 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 特殊試験 | | | | | | | | | | | | | 8 寒天不溶解性残さい物 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ラ 吸着等温線測定 | | | | | | | | | | | | | 7 引張り | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ム 細孔径分布測定 | | | | | | | | | | | | | 6 ぬれ | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ 質量分析 | | | | | | | | | | | | | 5 吸水率 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ロ エックス線マイクロアナライザー | | | | | | | | | | | | | 4 容量 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ハ 放射率測定 | | | | | | | | | | | | | 3 重量 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ニ NMR | | | | | | | | | | | | | 2 角度 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 複雑なもの | | | | | | | | | | | | | 1 寸法 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 簡単なもの | | | | | | | | | | | | | 16 酵母の静置培養 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一件につき | | | | | | | | | | | | | 15 構成アミノ酸分析 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一件につき | | | | | | | | | | | | | 14 生体アミノ酸分析 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 六、五七〇円に測定回数が増すことに三、〇九〇円を加えた額 | | | | | | | | | | | | | 13 食物繊維 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一件につき | | | | | | | | | | | | | 12 酒類の比重 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一件につき | | | | | | | | | | | | | 11 寒天簡易水分 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一件につき | | | | | | | | | | | | | 10 寒天抽出試験 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一件につき | | | | | | | | | | | | | 9 寒天ジェリー強度 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一件につき | | | | | | | | | | | | | 8 寒天不溶解性残さい物 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 五、〇〇〇 | 五、三九〇 | 二、四九〇 | 二、一四〇 | 四、四〇〇 | 三、七九〇 | 一、一五〇 | 二、三〇〇 | 五、八一〇 | 二八、七二〇 | 一七、四七〇 | 六、五七〇円に測定回数が増すことに三、〇九〇円を加えた額 | 一六、〇六〇 | 六、三五〇 | 五、〇〇〇 | 二、四六〇 | 一、二六〇 | 八、六四〇 | 九六〇 | 六九〇 | 一九、八五〇 | 四〇、六四〇 | 二二、五三〇 | 一、四八〇 | 一、六六〇 | 一、六六〇 | 一、四六〇 | 七八〇 | 一、四六〇 | 一、〇二〇 | 四、一三〇 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------------------|-------|-------|-----------|-------|-----------|-----------------|-------|---------|-----------|-------|---------|-------|-------|-----------|
| 21 | 20 | 19 | 18 | 17 | 16 | 15 | 14 | | | 13 | 12 | 11 | 10 | 9 | 8 |
| 流れ性 | 耐候堅ろつ度 (ウエザ) (十時 間以内) | 耐久性 | 耐油性 | 耐寒性 | 耐熱性 | 耐薬品性 | 形 熱変 | | | 摩 耗 | 衝 撃 | 硬 さ | はく 離 | 曲 げ | 圧 縮 |
| | | | | | | | ハ | ロ | イ | | | | | | |
| | | | | | | | ボ | ピ | 熱 | | | | | | |
| | | | | | | | ール | カ | 変 | | | | | | |
| | | | | | | | プレ | ット | 形 | | | | | | |
| | | | | | | | ッシャー | 軟 | 温 | | | | | | |
| | | | | | | | | 化 | 度 | | | | | | |
| | | | | | | | | 点 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一件に | つき | 一件に | つき | 一件に | つき | 一件に | つき | 一件に | つき | 一件に | つき | 一件に | つき | 一件に | つき |
| 四、三九〇 | 六、二五〇 | 三、七〇〇 | 三、三六〇 | 二、一三〇 | 一、八四〇 | 三、三六〇 | 四、五九〇 | 五、一八〇 | 五、二二〇 | 四、七四〇 | 三、〇八〇 | 一、八二〇 | 四、一三〇 | 四、一三〇 | 四、一三〇 |
| <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>四 織維試 料 織維試 驗 手数</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>1 物性</p> </div> </div> | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | 22 | 成 形 加 工 性 |
| カ | ワ | ヲ | ル | 又 | リ | チ | ト | へ | ホ | 二 | 八 | 口 | イ | | |
| 摩 耗 | テークアップ | 密 度 | 厚 さ | 幅 及 び 長 さ | 質 量 | 伸 長 弾 性 率 | 引 張 り 及 び 伸 び 率 | よ り 数 | 正 量 番 手 | 見 掛 け 番 手 | 糸 長 | 織 維 本 数 | 水 分 率 | | |
| つき | 一件に | つき | 一件に | つき | 一件に | つき | 一件に | つき | 一件に | つき | 一件に | つき | 一件に | つき | 一件に |
| 一、八二〇 | 一、三四〇 | 一、一七〇 | 七七〇 | 七九〇 | 九六〇 | 四、三六〇 | 三、九八〇 | 一、九一〇 | 一、四六〇 | 一、〇五〇 | 一、九〇〇 | 一、六七〇 | 一、九八〇 | 四、一〇〇 | 四、一〇〇 |

| ク 縫目強さ | | オ 破裂 | | ノ 乾熱処理 | ハ 蒸熱処理 | ウ 織物の組織分解設計 | ム 静電気量 | ラ ドライクリーニングによる寸法変化 | ナ 寸法変化 | ネ 防水度 | ツ ピリング | ソ はく離 | レ 引き | | タ 剛軟度 | ヨ 曲げ特性 |
|-----------|-------|---------------|-----------------|----------|---------|-------------|----------|--------------------|----------|-------|--------|----------|---------|---------------|-------|--------|
| 要とする場合 | | 自己記録計を必要とする場合 | | | | | | | | | | | 要とする場合 | 自己記録計を必要とする場合 | | |
| 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき |
| 三、八一〇 | 二、八二〇 | 一、二九〇 | 七〇〇 | 一、〇二〇 | 七、七四〇 | 二、六五〇 | 三、三二〇 | 一、四二〇 | 一、一七〇 | 一、六一〇 | 三、五六〇 | 二、九九〇 | 一、四六〇 | 一、四六〇 | 一、三二〇 | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 又その他の堅ろう度 | | チ 昇華堅ろう度 | ト ホットプレッシング堅ろう度 | ヘ 摩擦堅ろう度 | ホ 汗堅ろう度 | ニ 水堅ろう度 | ハ 熱湯堅ろう度 | ロ 洗濯堅ろう度 | イ 耐光堅ろう度 | | | マ その他の物性 | ヤ 滑脱抵抗力 | | | |
| 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき |
| 一、四〇〇 | 一、四六〇 | 八四〇 | 八四〇 | 七六〇 | 八八〇 | 八四〇 | 八四〇 | 八〇〇 | 二、一〇〇 | 一、七八〇 | 七六〇 | 一、九一〇 | 三、九一〇 | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|----------------------------|------------------|--|-----------------------|---|--|-----------------------|--|--|-------------|-----------------------|--|-------------|-------------|-------------|-------------|------------------|--|----------------------------|------------------|--|-----------------------|-------------|--|---|------------------|--|-----------------------|------------------|--|-------|-------------|--|--|--|--|--|--|--|--|-------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 五 窯業試 験 | | | | | | | | | | | | | 窯業試 験手 数 | | | | | | | | | | | | | 1 試 験 | | | | | | | | | | | | | 4 他 そ の 他 | | | | | | | | | | | | | 3 加 工 | | | | | | | | | | | | |
| 二 曲 げ | | | 八 凍 結 融 解 (耐 寒) 零 下 六 十 五 度 以 上 零 下 二 十 度 未 満 の 物 の | | | ロ オ ー ト ク レ ー プ 試 験 | | | イ 急 冷 (五 百 度 以 下 の 物) | | | チ 燃 焼 性 試 験 | | | ト 外 観 変 化 | | | ヘ 編 成 試 験 | | | ホ 染 色 | | | ニ 漂 白 | | | ハ 精 練 | | | ロ 織 維 混 用 率 | | | イ 織 維 鑑 別 | | | ね ん 糸 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一件に つき | | | 一件に つき | | | 一件に つき | | | 一件に つき | | | 一件に つき | | | 一件に つき | | | 一件に つき | | | 一件に つき | | | 一件に つき | | | 一件に つき | | | 一件に つき | | | 一件に つき | | | 一 キ ロ グ ラ ム に つ き | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 二、九四〇 | | | 四、一八〇 | | | 三、七五〇 | | | 二、八〇〇 | | | 二、四三〇 | | | 二、九四〇 | | | 七七〇 | | | 一、二三〇 | | | 一、四〇〇 | | | 一、二三〇 | | | 一、二二〇 | | | 一、六八〇 | | | 一、〇七〇 | | | 一、一六〇 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| タ 衝 撃 試 験 | | | | | | | | | | | | | ヨ 弾 性 率 | | | カ 陶 磁 器 タ イ ル の 溶 出 試 験 (鉛 及 び カ ド ミ ウ ム に 係 る 物 の に 限 る 。) | | | ワ 陶 磁 器 容 器 の 溶 出 試 験 (鉛 及 び カ ド ミ ウ ム に 係 る 物 の に 限 る 。) | | | ヲ 素 地 調 整 | | | ル 焼 成 | | | 又 熱 膨 脹 | | | リ 耐 火 度 | | | チ 比 重 | | | ト 気 孔 率 | | | ヘ 吸 水 率 | | | ホ 圧 縮 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一件に つき | | | 一件に つき | | | 一件に つき | | | 一件に つき | | | 一件に つき | | | 一件に つき | | | 一件に つき | | | 一件に つき | | | 一件に つき | | | 一件に つき | | | 一件に つき | | | 一件に つき | | | 一件に つき | | | 一件に つき | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 二、一一〇 | | | 四、二六〇 | | | 七、三四〇 | | | 三、五一〇 | | | 八、一四〇 | | | 九、七六〇 | | | 四、八二〇 | | | 四、九三〇 | | | 三、六〇〇 | | | 八、五〇〇 | | | 三、六六〇 | | | 三、六六〇 | | | 三、三三〇 | | | 二、三六〇 | | | 二、九四〇 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | 六紙・パ ルプ試験 | | |
|-----------------|------------|-------------------------------|--------------|-------------------------|----------|--------------|----------------|---|----------------|--------------|------------|-----------------|--------------|-----------------|----------|
| | | | | | | | | | | | | | 料 験 手 数 | | |
| | | | | | | | | | | | | | 1 試 験 | 2 特 殊 試 験 | |
| ワ 透 湿 度 | ヲ 吸 水 度 | ル ろ 水 度 (こごり解度を含 む。) | ヌ 平 滑 度 | リ 透 気 度 (気密度を含む。) | チ 耐 折 | ト 引 裂 き | ヘ 破 裂 | ホ 引 張 り (裂 断長、 抗張力 及び伸 びを含 む。) | | ニ 密 度 | ハ 寸 法 | ロ メー ト ル 坪 量 | イ 紙 厚 | 焼 成 (高温炉) | |
| | | | | | | | | ロ ードセル式 | シ ョ ッ パ ー 式 | | | | | | |
| 一件に | つき | 一件に | つき | 一件に | つき | 一件に | つき | 一件に | つき | 一件に | つき | 一件に | つき | 一件に | つき |
| 三、三六〇 | 一、六一〇 | 一、六七〇 | 一、二二〇 | 一、二二〇 | 一、六七〇 | 一、一七〇 | 一、一七〇 | | 二、六六〇 | 六四〇 | 六四〇 | 六四〇 | 六四〇 | 三七、三二〇 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| ク 原 料 蒸 解 | 平 が ま | オ 曲 げ | ノ P H 溶 出 | ヰ 圧 縮 | ウ 摩 耗 | ム 蛍 光 判 定 | ラ 繊 維 長 分 布 | ナ 繊 維 組 成 | ネ ビ ッ キ ン グ | ツ は っ 水 度 | ソ 柔 軟 度 | レ 防 炎 度 | タ 灰 分 | ヨ サ イ ズ 度 | カ 水 分 |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 四、六〇〇 | | 二、四五〇 | 二、一九〇 | 二、四九〇 | 一、六一〇 | 五〇〇 | 四、〇六〇 | 二、二五〇 | 一、六一〇 | 九五〇 | 一、二二〇 | 一、五三〇 | 三、七二〇 | 一、一七〇 | 一、七五〇 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---|--|--------------------|--|----------------|--|---|--|----------------------------|--|---|--|
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 12 めつき膜厚試験 | | 11 エックス線透過試験 | | 10 残留オーステナイト測定 | | 9 エックス線応力測定 | | 8 ひずみ測定 | | 7 マクロ試験（一か所一枚の写真撮影を含む。） | | 6 摩耗（スガ式） | |
| □ 顕微鏡法（一か所一枚の写真撮影を含む。） | | □ イ 電解法 | | | | | | □ 複雑なもの | | □ イ 簡単なもの（二時間以内） | | | |
| つき | | つき | | つき | | つき | | つき | | つき | | つき | |
| 四、八九〇 | | 一、一二〇 | | 五、二九〇 | | 三、五一〇 | | 九、三八〇円に試験時間が四時間を超えて一時間又は一時間に満たない端数を増すごとに一、七三〇円を加えた額 | | 五、六三〇 | | 四、七二〇円に試験の回数が千回を超えて二百回又は二百回に満たない端数を増すごとに四五〇円を加えた額 | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | 16 耐食性試験 | | 15 密着性試験（折り曲げ法） | | 14 フェロキシル試験 | | 13 溶融亜鉛めっき試験 | | | | | |
| □ イ 浸漬法 | | □ イ 塩水噴霧法 | | | | | | □ イ 均一法（硫酸銅法） | | □ イ 附着量（間接法） | | | |
| つき | | つき | | つき | | つき | | つき | | つき | | つき | |
| 一、九六〇円に試験時間が二十四時間を超えて二十四時間又は二十四時間に満たない端数を増すごとに三二〇円を加えた額 | | 三、三七〇円に試験時間が二十四時間を超えて二十四時間又は二十四時間に満たない端数を増すごとに二、〇四〇円を加えた額 | | 四、七八〇 | | 一、四六〇 | | 一、二三〇 | | 一、六七〇 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| □ イ ガス腐食試験法 | | □ イ 八 時期割れ | | | | | | | | | | | |
| つき | | つき | | | | | | | | | | | |
| 三、六〇〇円に試験時間が四時間を超えて四時間に満たない端数を増 | | 四、七八〇 | | | | | | | | | | | |

| 試験項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|---------------------|----------------|-----------------|----------------|----------------------|-------------------------|--------------------|-------------------------|---------------------|---------------------------|--------------------------|---|-----------|-------|-------|-------|-------|---|-----------------|
| 22 疲労試験 | 21 冷熱衝撃試験(一時間以内) | 20 測定工具類測定 | 19 真円度 | 18 表面性状測定 | 17 鑄物砂試験 | | | | | | | | | | | | | 備考 試験体の状況写真を必要とする場合の手数料の額は、当該手数料の額に試験体の状況写真を一枚追加することに二七〇円を加えた額とする。 | すことに二、二〇〇円を加えた額 |
| | | | | | 口 非接触式表面性状測定 | イ 接触式表面性状測定 | ト 砂膨脹 | ハ 活性粘土分 | ホ 全粘土及び粒度分布 | ニ 粒形写真(一か所一枚の写真撮影を含む。) | ハ 抗圧力(硬度、通気度及び水分を含む。) | ロ コンパクタビリティ(表面安定度を含む。) | イ 強熱減量 | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | | |
| 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 四、一七〇円 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 一、六三〇 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 二、九四〇 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 一、五〇〇 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 二、八三〇 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 一、八二〇 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 五、四四〇 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 四、一八〇 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 五、五二〇 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 三、四八〇 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 一、四〇〇 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 九〇〇 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 一、九一〇 | |
| 九 木工試験 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 八 電気試験 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 料 験 手 数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 料 験 手 数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 割裂(五測定以内) | 4 せん断(五測定以内) | 3 曲げ(五測定以内) | 2 引張り(五測定以内) | 1 圧縮(五測定以内) | 5 周波数解析試験(四十五分以内) | 4 高周波回路解析試験(一試料に限る。) | 3 電圧測定(対電圧を含む。) | 2 電力測定(漏れ電流皮相電力を含む。) | 1 抵抗測定(絶縁抵抗を含む。) | 24 形状測定(二測定以内) | 23 弾性率 | | | | | | | つき | |
| 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | | | | | | | | |
| 一、六四〇 | 二、〇五〇 | 二、〇五〇 | 二、〇五〇 | 二、〇五〇 | 二、六二〇 | 二、五七〇 | 一、四六〇 | 一、四六〇 | 一、四六〇 | 八六〇 | 二、三〇〇 | に試験時間が九十分を超えて六十分又は六十分未満たない端数を増すことに五八〇円を加えた額 | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|---|-------|------------|------------|---|-------|-------------------|------------|----------------------|-------|-------|----------------|----------------|------------|------------|
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 21 | 20 | 19 | 18 | 17 | 16 | 15 | 14 | 13 | 12 | 11 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 |
| 比重 | 含水率 | 表面粗さ | 濁度 (五測定以内) | 光沢 (五測定以内) | 塗膜硬さ | 耐薬品性 | 耐熱性 (八時間以内) | 耐候 (八時間以内) | 摩耗 | 密着 | 製品破壊 | 繰り返し開閉 (一万回以内) | 繰り返し荷重 (四千回以内) | 耐久 (五千回以内) | 硬さ (五測定以内) |
| つき | つき | つき | つき | つき | つき | つき | つき | つき | つき | つき | つき | つき | つき | つき | つき |
| 一、四六〇 | 一、五四〇 | 一、二九〇 | 一、二八〇 | 一、二八〇 | 三、五六〇 | 二、〇五〇 | 一、四六〇 | 五、一六〇 | 二、一〇〇 | 一、五四〇 | 四、〇二〇 | 九、六一〇 | 五、一九〇 | 六、六八〇 | 二、一〇〇 |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 26 | 25 | | | | 24 | | 23 | | 22 | | | | | | |
| 衝撃 | グリップチャンバー式環境試験 | | | | ホルムアルデヒド測定 | | 体圧分布測定 | | 変位測定 | | | | | | |
| イ 落球式 (五測定以内) | 口 空調設備一機使用 | | | | イ デシケータ法 | | ハ レーザー変歪測定装置によるもの | | イ 簡易計測器によるもの (五か所以内) | | | | | | |
| つき | つき | | | | つき | | つき | | つき | | | | | | |
| 一、七二〇 | 六、二〇〇円に試験時間が一時間を超えて一時間又は一時間に満たない端数を増すことに一、一五〇円を加えた額 | | | | 三、八五〇円に試験時間が一時間を超えて一時間又は一時間に満たない端数を増すことに一、〇二〇円を加えた額 | | 一四〇、四九〇 | | 一、一七〇 | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|---|--|--|--|--|--|--|--|----------------------------|--|---|--|--|--|---|--|
| 十 整 試料調 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 料 整 手 数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 作 成 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ 簡 単 な 調 整 | | 30 製 品 静 的 荷 重 (十 回 以 内) | | 29 長 期 荷 重 | | 28 塗 膜 硬 さ | | 27 製 品 落 下 (十 回 以 内) | | ロ デ ュ ボ ン 式 (五 測 定 以 内) | | | | | | | | | | | |
| 口 や や 複 雑 な 調 整 | | ハ 複 雑 な 調 整 | | 口 微 小 硬 度 計 | | イ 鉛 筆 ひ っ か き | | 水 砂 袋 式 (十 回 以 内) | | 二 い ず 座 面 衝 撃 式 (十 回 以 内) | | ハ 家 具 強 度 ハ ン マ ー 式 (十 回 以 内) | | | | | | | | | |
| 一件につき | | 一件につき | | 一件につき | | 一件につき | | 一件につき | | 一件につき | | 一件につき | | | | | | | | | |
| 一、六五〇 | | 三、五三〇 | | 三、五六〇 | | 二、九三〇 | | 二、三三〇 | | 二、二二〇 | | 二、二二〇 | | | | | | | | | |
| | | 額 〇 円 を 加 え た | | 二、七七〇円 に 試 験 時 間 が 二 十 四 時 間 を 超 え て 二 十 四 時 間 又 は 二 十 四 時 間 に 満 た な い 端 数 を 増 す こ と に 三 七 〇 円 を 加 え た | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 十三 複 本 又 は 報 告 書 の 交 付 | | 十二 オ ン ラ イ ン シ ス テ ム よ る 技 術 情 報 の 検 索 | | 十一 図 案 又 は 模 型 の 調 製 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 複 本 等 交 付 手 数 料 | | 技 術 情 報 検 索 手 数 料 | | 図 案 等 調 製 手 数 料 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 英 文 | | 1 和 文 | | 2 株 式 会 社 パ ト リ ス が 提 供 す る フ ァ イ ル | | 1 独 立 行 政 法 人 科 学 技 術 振 興 機 構 等 が 提 供 す る フ ァ イ ル | | 5 極 め て 複 雑 な も の | | 4 複 雑 な も の | | 3 平 均 的 な も の | | 2 簡 単 な も の | | 1 極 め て 簡 単 な も の | | 2 環 境 指 定 に よ る 試 料 調 整 | | 二 極 め て 複 雑 な 調 整 | |
| 一通につき | | 一通につき | | 一件につき | | 一件につき | | 一件につき | | 一件につき | | 一件につき | | 一件につき | | 一時間につき | | 一件につき | | 一件につき | |
| 四六〇 | | 四六〇 | | 四二〇円に株 式会社パトリ スから情報の 提供を受ける のに要する経 費(電話料を 含む)を加え た額 | | 二一〇円に独 立行政法人科 学技術振興機 構等から情報 の提供を受け るのに要する 経費(電話料 を含む)を加 えた額 | | 三五、〇八〇 | | 一五、九四〇 | | 七、九七〇 | | 四、五九〇 | | 八四〇 | | 五、八一〇 | | | |

| 事務の内容 | 手数料 の名称 | 区分 | 単位 | 額 (円) |
|---|---|--|-----------|---|
| 一 計量器 (計量法) 等依 施行令第 検査手 二条及び 同令第 二 十五条第 一項第一 号に規定 する計量 器を() 等の検査 | 一 計 量法 第十 六条 第一 項第 二号 に規 定す るに 係る 検査 内容 同等 の検 査内 容で ある | 1 計 量法 | 一個に つき | 十の表一の項 第一号口区分 の欄に掲げる 区分に応じそ れぞれ額の欄 に掲げる額。 ただし、最小 の目量又は表 記された感量 がひょう量の 一万分の一未 満のものにあつ ては、額の欄 に掲げる額に 二を乗じて得 た額とする。 |
| | | イ 質 量計 | 一個に つき | 十の表一の項 第一号口区分 の欄に掲げる 区分に応じそ れぞれ額の欄 に掲げる額。 ただし、最小 の目量又は表 記された感量 がひょう量の 一万分の一未 満のものにあつ ては、額の欄 に掲げる額に 二を乗じて得 た額とする。 |
| | | 口 温 度計 | 一個に つき | 六〇 |
| | | ガラス製温度計(計る ことができる温度が零 下五度以上百五度以下 | 一個に つき | 六〇 |
| 十三 計量器等の依頼検査等に関する事務 | | | | |
| 備考 一 依頼人の請求に応じ職員が出張して試験等をする場合又は特別な原材料を要する試験等をする場合にあつては、当該試験等に要する職員の旅費及び試験器具の運搬費に相当する額又は実費に相当する額を加算する。 二 技術情報検索手数料にあつては、検索に要する実費に相当する額を加算する。 | | | | |
| もの | | | | |
| 八 体 積 計 | | | | |
| 燃料油 ーター の | 使用最大流量 が一リットル 毎分以下のも の | 一個に つき | 五九〇 | |
| 水道メ ーター | 口径が二十五 ミリメートル を超え四十ミ リメートル以 下のもの | 一個に つき | 一七〇 | |
| 抵抗体温計 | 口径が二十五 ミリメートル 以下のもの | 一個に つき | 八〇 | |
| ガラス製体温計 | | 一個に つき | 九〇 | |
| のものに限り、ガラス 製体温計を除く。 | | 一個に つき | 一〇 | |
| その他 | 口径が 一、 六〇〇 | 一個に つき | 一、 六〇〇 | |

| | | | | |
|---|--------------------------------------|--|---|-----------------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 2 計 量法 第十 九条 第一 項に 規定 する 定期 検査 に係 る検 査内 | イ 非自 動は かり に係 るも の | のもの 三十三 リメー トル以 下のも の | つき 三三 四〇〇 | |
| | | 液化石 油ガス スメー ター | つき 六、 四〇〇 | つき 三、 四〇〇 |
| | | アネロ イド型 圧力計 (アネ ロイド 型血圧 計を除 き、計 ることが できる 最大の 圧力が 五十五 メガパ スカル 以下の ものに 限る。) | つき 九〇 | つき 一五〇 |
| 備考 最小の 目量又 は表記 された 感量が ひょう 量の一 万分の 一未満 のもの にあつ ては、 額の欄 に掲げる 額に二 を乗じ て得た 額とする。 | つき 一〇 | つき 一〇 | 十の表 三の項 第一号 区分の 欄に掲 げる区 分に応 じそれ ぞれ額 の欄に 掲げる 額 | |
| 職務の 種類 職業能 力開発 促進法 の施行 | 手数料 の名称 技能検 定試験 手数料 | 納入機 関の名 称 岐阜県 職業能 力開発 協会 | 別表第 二(第 二条関 係) 備考 計量器 等依頼 検査手 数料に あつて は、依 頼人の 請求に 応じ職 員が出 張して 検査を 行う場 合は、 当該検 査を行 うため に要す る職員 の旅費 及び検 査用具 を運搬 するの に要す る経費 に相当 する額 を加算 する。 | |
| 二 証 明書 の交付 | 計量器 関係証 明書交 付手数 料 | つき 一通に 三〇〇 | 3 計 量法 第二百 一条第 一項に 規定す る検査 と同等 の検査 内容 のため のも | |
| | | つき 一個に | 検査を 受けよ うとする 分銅 又はおも りの 区分に最 も類 似した区 分に従 い、十の 表六の項 区分の 欄に掲 げる区 分に応 じそれ ぞれ額 の欄に 掲げる 額 | |

に関する事務

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十八号

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一三の項及び四の項を次のように改める。

三及び四 削除

別表第一十四の項中「美濃加茂市」の下に、「土岐市」を加え、同表十五の三の項中「岐阜市、多治見市」の下に、「関市、美濃市」を加え、「及び北方町」を、「北方町及び羽島郡広域連合」に、「高山市、関市、中津川市、美濃市」を、「高山市、中津川市」に、「白川村及び羽島郡広域連合については」を「及び白川村については」に改め、同表十七の二の項市町村又は広域連合の欄を次のように改める。

岐阜市、多治見市、関市、美濃市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、養老町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町及び羽島郡広域連合

別表第二十八の三の項中「各務原市」の下に、「郡上市」を加え、同表十八の四の項中「関市」の下に、「瑞浪市、羽島市」を加え、「及び各務原市」を、「各務原市及び飛騨市」に改め、同表十八の五の項中「多治見市」の下に、「関市、美濃市」を、「海津市」の下に、「養老町」を加え、「及び北方町」を、「北方町及び羽島郡広域連合」に改め、同表十九の項市町村又は広域連合の欄を次のように改める。

大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、

美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、八百津町及び御嵩町

別表第二十二の項中「中津川市」の下に、「美濃市」を、「飛騨市」の下に、「本巣市」を加え、「及び池田町」を、「池田町、北方町及び坂祝町」に改め、同表二十八の項中「各務原市」を削り、同表三十二の二の項中「中津川市」を「岐阜市、中津川市」に改め、同表三十三の項中「可児市」を「岐阜市、高山市、多治見市、瑞浪市、各務原市及び可児市」に改め、同表三十五の項中「中津川市」の下に、「美濃市」を加え、「美濃加茂市及び瑞穂市」を「高山市、美濃市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、瑞穂市、本巣市、養老町及び大野町」に改め、同表三十六の二の項中「第五十七号に掲げるもの」は「岐阜市、多治見市、関市、美濃市」に、「海津市、揖斐川町、大野町、池田町及び北方町、同欄第五十二号」を「海津市、養老町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町及び羽島郡広域連合、同欄第五十二号」に、「掲げるもの」は「多治見市、羽島市」を「掲げるもの」は「多治見市、関市、美濃市、羽島市、各務原市」に、「海津市、揖斐川町、大野町及び北方町、同欄第五十八号及び第五十九号に掲げるもの」は「岐阜市、多治見市、羽島市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、揖斐川町、大野町、池田町及び北方町」を「海津市、養老町、揖斐川町、大野町、北方町及び羽島郡広域連合」に改め、同表四十三の項中「掲げるもの」は「各務原市」を「掲げるもの」は「土岐市、各務原市」に改め、同表四十三の二の項中「高山市」を「岐阜市、高山市」に改め、「関市」の下に、「瑞浪市」を、「土岐市」の下に、「各務原市、山県市、飛騨市」を加え、同表四十五の項中「関市」の下に、「各務原市」を加え、同表五十の二の項中「養老町」を「大垣市、関市、養老町、池田町」に改め、同表五十の四の項中「大垣市」の下に、「瑞浪市、各務原市」を加え、同表五十一の項中「関市」の下に、「可児市、下呂市」を加え、同表五十三の項を削り、同表五十二の三の項中「中津川市」の下に、「美濃市」を、「恵那市」の下に、「美濃加茂市」を、「池田町」の下に、「北方町、坂祝町」を加え、同項を同表五十三の項とし、同表五十四の項を次のように改める。

| | | |
|-------------------|-----------------------|------|
| 五十四 統計法（平成十九年法律第五 | 1 法第十四条に規定する統計調査員の候補者 | 県内のす |
| 成十九年法律第五 | を決定すること（統計法施行令（平成二十年 | べての市 |

十三号。以下この項において「法」という。）に基づく事務

政令第三百三十四号（別表第二一の項から六の項まで及び同表八の項から十の項までに規定する基幹統計に係るものに限る。）。

町村

別表第一五十五の項第四号中「第三十六条第二項」を「第三十七条第二項」に改め、同表五十七の項中「岐阜市、多治見市」の下に「関市」を加え、同表六十六の二の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|------------|
| 六十六の三 岐阜県統計調査条例（平成二十年岐阜県条例第五十三号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務 | <p>1 条例の施行のための規則に基づく事務のうち岐阜県人口動態統計調査に関するものであって別に規則で定めるもの</p> <p>2 条例の施行のための規則に基づく事務のうち岐阜県輸出関係調査に関するものであって別に規則で定めるもの</p> | 県内のすべての市町村 |
|---|---|------------|

別表第二二の項中「第三号までに掲げるものにあつては大垣市、高山市、多治見市」の下に「関市、羽島市」を加え、「中津川市、恵那市、各務原市、可児市」を「中津川市、瑞浪市、羽島市、恵那市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市」に、「下呂市、養老町」を「下呂市、海津市、養老町、垂井町」に、「及び八百津町」を「八百津町及び白川町」に改め、「多治見市、関市」の下に「瑞浪市、羽島市」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の岐阜県事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）により市町村又は広域連合が処理することとなる事務に関し、この条例の施行の際現にその効力を有する知事又は教育委員会がした処分その他の行為に係るこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の法令の適用については、新条例の規定により当該事務を処理することとなる市町村の長若しくは市町村の教育委員会又は広域連合の長が、それぞれ当該行為をしたものとみなす。

3 新条例により市町村又は広域連合が処理することとなる事務に関し、施行日前に知事又は教育委員会に対してなされた申請その他の行為に係る施行日以後の法令の適用については、それぞれ当該行為が、新条例の規定により当該事務を処理することとなる市町村の長若しくは市町村の教育委員会又は広域連合の長に対しなされたものとみなす。

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十九号

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例

(手数料の徴収)

第一条 県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づき、別に条例で定めるものを除くほか、この条例の定めるところにより、厚生環境関係の手数料を徴収するものとする。

(手数料の名称、額等)

第二条 手数料の名称、額等は、別表第一のとおりとする。

2 別表第二の中欄に掲げる手数料については、それぞれ同表の下欄に掲げる機関に納入しなければならない。

3 前項の規定により同項に規定する機関に納入された手数料は、当該機関の収入とする。

(手数料の徴収方法等)

第三条 手数料は、申請の際に徴収する。ただし、事務の性質上申請の際に徴収することができないものとして規則で定めるものについては、この限りでない。

2 納入された手数料は、返還しない。

(手数料の減免等)

第四条 知事は、公益その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減免し、又は手数料の納入を猶予することができる。

(過料)

第五条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する。

（委任）

第六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から平成二十一年四月十五日までの間における別表第三十九の表四の項から八の項までの規定の適用については、同表四の項中「五、二〇〇円」とあるのは「五、三〇〇円」と、「三、九〇〇円」とあるのは「四、〇〇〇円」と、同表五の項中「一、〇〇〇円」とあるのは「一、一〇〇円」と、同表六の項中「二、八〇〇円」とあるのは「二、九〇〇円」と、同表七の項及び八の項中「一、八〇〇円」とあるのは「一、九〇〇円」とする。

（岐阜県食品衛生条例の一部改正）

3 岐阜県食品衛生条例（昭和五十六年岐阜県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「岐阜県手数料徴収条例（平成十二年岐阜県条例第三号）」を「岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十九号）」に改める。

（岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部改正）

4 岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年岐阜県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「岐阜県手数料徴収条例（平成十二年岐阜県条例第三号）」を「岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十九号）」に改める。

（岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正）

5 岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十八年岐阜県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「岐阜県手数料徴収条例（平成十二年岐阜県条例第三号）」を「岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十九号）」に改める。

（岐阜県埋立て等の規制に関する条例の一部改正）

6 岐阜県埋立て等の規制に関する条例（平成十八年岐阜県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「岐阜県手数料徴収条例（平成十二年岐阜県条例第三号）」を「岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十九号）」に改める。

別表第一（第二条関係）

一 児童福祉法の施行に関する事務

| 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額（円） |
|--|----------------|-------|-------|
| 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下この表において「法」という。）第十八条の八第二項に規定する保育士試験 | 保育士試験手数料 | 一人につき | 一、七〇〇 |
| 二 法第十八条の十八第一項に規定する保育士の登録の申請に対する審査 | 保育士登録申請手数料 | 一件につき | 四、二〇〇 |
| 三 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下この表において「施行令」という。）第十七条第一項に規定する保育士登録証の書換え交付 | 保育士登録証書換え交付手数料 | 一件につき | 一、六〇〇 |
| 四 施行令第十八条第一項に規定する保育士登録証の再交付 | 保育士登録証再交付手数料 | 一件につき | 一、一〇〇 |

二 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の施行に関する事務

| 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額（円） |
|---|----------------------|-------|------|
| あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百七号）第九条の二第一項の規定による施術所の開設の届出があった旨の証明書の交付 | あん摩業等施術所開設届出証明書交付手数料 | 一通につき | 五〇〇 |

三 食品衛生法の施行に関する事務

| 事務の内容 | | | | | | | | | | 手数料 | 区分 | |
|---|-------|-------|-----------------------|-------|-------|-----------------------|-------|-----------------------|--------------------|----------|--------|-------|
| 一 食品衛生法(昭和二十二二年法律第百三十三号、以下この表において「法」という。)第二十六條第一項から第三項までに規定する食品等の検査 | | | | | | | | | | 食品等検査手数料 | | |
| 3 器具又は容器包装 | | | 2 食品添加物 | | | | 1 食品 | | | 単位 | 額(円) | |
| イ 物理化学的検査(規格適合検査に限る。) | | 定性 | 口 物理化学的試験(規格適合検査を除く。) | | 定性 | イ 物理化学的検査(規格適合検査に限る。) | | 口 物理化学的試験(規格適合検査を除く。) | | 定性 | 単位 | 額(円) |
| 複雑なもの | 簡易なもの | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき |
| 五、〇〇〇 | 三、三〇〇 | | 六、四〇〇 | 二、三〇〇 | 五、〇〇〇 | 一、九〇〇 | 五、三〇〇 | 三、四〇〇 | 二五、〇〇〇 | 二二、〇〇〇 | 一九、〇〇〇 | 二、六〇〇 |
| 二 法第五十二條第一項に規定する飲食店営業等申請料 | | | | | | | | | | | | |
| 1 食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号、以下この表において「施行令」という。)第三十五條第一号に規定する飲食店営業に係るもの | | | | | | | | | | | | |
| 2 施行令第三十五條第二号に規定する喫茶店営業に係るもの | | | | | | | | | | | | |
| 3 施行令第三十五條第三号に規定する菓子製造業に係るもの | | | | | | | | | | | | |
| イ 新規許可の場合 | | 一件につき | 二 臨時に営業する場合 | | 一件につき | イ 新規許可の場合 | | 一件につき | 口 継続許可の場合 | | 一件につき | 一件につき |
| 八 季節的に期間を定めて営業する場合 | | 一件につき | 八 季節的に期間を定めて営業する場合 | | 一件につき | 八 季節的に期間を定めて営業する場合 | | 一件につき | 八 季節的に期間を定めて営業する場合 | | 一件につき | 一件につき |
| 三、五〇〇 | | | 一、二〇〇 | | | 四、八〇〇 | | | 八、〇〇〇 | | | 八、一〇〇 |
| 一四、〇〇〇 | | | 二、四〇〇 | | | 九、六〇〇 | | | 一六、〇〇〇 | | | 五、〇〇〇 |
| 七、〇〇〇 | | | 二、〇〇〇 | | | 二、〇〇〇 | | | 二二、〇〇〇 | | | 二、〇〇〇 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|--|---|---|--|--|--|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 24 施行令第三十五 条第二十四号に規 定するマーガリン 又はショートニン グ製造業に係るも の | 23 施行令第三十五 条第二十三号に規 定する食用油脂製 造業に係るもの | 22 施行令第三十五 条第二十二号に規 定する冰雪販売業 に係るもの | 21 施行令第三十五 条第二十一号に規 定する冰雪製造業 に係るもの | 20 施行令第三十五 条第二十号に規定 する乳酸菌飲料製 造業に係るもの | 19 施行令第三十五 条第十九号に規定 する清涼飲料水製 造業に係るもの | 18 施行令第三十五 条第十八号に規定 する食品の放射線 照射業に係るもの | 17 施行令第三十五 条第十七号に規定 する食品の冷凍又 は冷蔵業に係るも の | 16 施行令第三十五 条第十六号に規定 する食品の加熱殺 菌業に係るもの | 15 施行令第三十五 条第十五号に規定 する食品の乾燥業 に係るもの | 14 施行令第三十五 条第十四号に規定 する食品の包装業 に係るもの | 13 施行令第三十五 条第十三号に規定 する食品の加工業 に係るもの | 12 施行令第三十五 条第十二号に規定 する食品の調製業 に係るもの | 11 施行令第三十五 条第十一号に規定 する食品の貯蔵業 に係るもの | 10 施行令第三十五 条第十号に規定す る食品の製造業に 係るもの | 9 施行令第三十五 条第九号に規定す る食品の製造業に 係るもの |
| 口 継続許可の 場合 | イ 新規許可の 場合 | 口 継続許可の 場合 | イ 新規許可の 場合 | 口 継続許可の 場合 | イ 新規許可の 場合 | 口 継続許可の 場合 | イ 新規許可の 場合 | 口 継続許可の 場合 | イ 新規許可の 場合 | 口 継続許可の 場合 | イ 新規許可の 場合 | 口 継続許可の 場合 | イ 新規許可の 場合 | 口 継続許可の 場合 | イ 新規許可の 場合 |
| 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき |
| 一〇、五〇〇 | 二一、〇〇〇 | 一〇、五〇〇 | 二一、〇〇〇 | 一〇、五〇〇 | 二一、〇〇〇 | 一〇、五〇〇 | 二一、〇〇〇 | 一〇、五〇〇 | 二一、〇〇〇 | 一〇、五〇〇 | 二一、〇〇〇 | 一〇、五〇〇 | 二一、〇〇〇 | 一〇、五〇〇 | 二一、〇〇〇 |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 32 施行令第三十五 条第三十二号に規 定するそうざい製 造業に係るもの | 31 施行令第三十五 条第三十一号に規 定するめん類製造 業に係るもの | 30 施行令第三十五 条第三十号に規定 する納豆製造業に 係るもの | 29 施行令第三十五 条第二十九号に規 定する豆腐製造業 に係るもの | 28 施行令第三十五 条第二十八号に規 定する酒類製造業 に係るもの | 27 施行令第三十五 条第二十七号に規 定するソース類製 造業に係るもの | 26 施行令第三十五 条第二十六号に規 定する醤油製造業 に係るもの | 25 施行令第三十五 条第二十五号に規 定するみそ製造業 に係るもの | 24 施行令第三十五 条第二十四号に規 定するみそ類製造 業に係るもの | 23 施行令第三十五 条第二十三号に規 定するみそ類製造 業に係るもの | 22 施行令第三十五 条第二十二号に規 定するみそ類製造 業に係るもの | 21 施行令第三十五 条第二十一号に規 定するみそ類製造 業に係るもの | 20 施行令第三十五 条第二十号に規定 するみそ類製造業 に係るもの | 19 施行令第三十五 条第十九号に規定 するみそ類製造業 に係るもの | 18 施行令第三十五 条第十八号に規定 するみそ類製造業 に係るもの | 17 施行令第三十五 条第十七号に規定 するみそ類製造業 に係るもの |
| 口 継続許可の 場合 | イ 新規許可の 場合 | 口 継続許可の 場合 | イ 新規許可の 場合 | 口 継続許可の 場合 | イ 新規許可の 場合 | 口 継続許可の 場合 | イ 新規許可の 場合 | 口 継続許可の 場合 | イ 新規許可の 場合 | 口 継続許可の 場合 | イ 新規許可の 場合 | 口 継続許可の 場合 | イ 新規許可の 場合 | 口 継続許可の 場合 | イ 新規許可の 場合 |
| 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき |
| 一〇、五〇〇 | 二一、〇〇〇 | 七、〇〇〇 | 一四、〇〇〇 | 七、〇〇〇 | 一四、〇〇〇 | 八、〇〇〇 | 一六、〇〇〇 | 八、〇〇〇 | 一六、〇〇〇 | 八、〇〇〇 | 一六、〇〇〇 | 八、〇〇〇 | 一六、〇〇〇 | 八、〇〇〇 | 一六、〇〇〇 |

| | | | | | |
|---|--|--|--|-------------------------|--|
| <p>三 法第五 十二条第 一項に規 定する飲 食店営業 等の許可 をを受けた 旨の証明 書の交付</p> | <p>飲食店 営業等 許可証 明書交 付手数 料</p> | <p>34 施行令第三十五 条第三十四号に規 定する添加物製造 業に係るもの</p> | <p>イ 新規許可の 場合 口 継続許可の 場合</p> | <p>一件に つき</p> | <p>額(円) 一〇、五〇〇 二一、〇〇〇 一〇、五〇〇</p> |
| <p>四 理容師法の施行に関する事務</p> | | | | | |
| <p>事務の内容</p> | <p>理容師法(昭和二十二年法律第二 百三十四号)第十一条の二に規定す る理容所の使用前の検査</p> | <p>手数料の名称 理容所使用前検 査手数料</p> | <p>単位 一件に つき</p> | <p>額(円) 一六、〇〇〇</p> | |
| <p>五 栄養士法の施行に関する事務</p> | | | | | |
| <p>事務の内容</p> | <p>一 栄養士法(昭和二十二年法律第 二百四十五号。以下この表におい て「法」という。)第二条第一項 に規定する栄養士の免許</p> | <p>手数料の名称 栄養士免許手数 料</p> | <p>単位 一件に つき</p> | <p>額(円) 五、六〇〇</p> | |
| <p>二 栄養士法施行令(昭和二十八年</p> | <p>栄養士免許証書</p> | <p>一件に</p> | <p>額(円) 三、二〇〇</p> | | |
| <p>六 大麻取締法の施行に関する事務</p> | | | | | |
| <p>政令第二百三十一号。以下この表 において「施行令」という。(第 五条第一項に規定する栄養士の免 許証の書換え交付</p> | <p>換え交付手数料</p> | <p>つき</p> | <p>額(円) 三、六〇〇</p> | | |
| <p>三 施行令第六条第一項に規定する 栄養士の免許証の再交付</p> | <p>栄養士免許証再 交付手数料</p> | <p>一件に つき</p> | <p>額(円) 三、六〇〇</p> | | |
| <p>七 温泉法の施行に関する事務</p> | | | | | |
| <p>事務の内容</p> | <p>一 大麻取締法(昭和二十三年法律 第二百二十四号。以下この表におい て「法」という。)第五条第一項 に規定する大麻取扱者の免許の申 請に対する審査</p> | <p>手数料の名称 大麻取扱者免許 申請手数料</p> | <p>単位 一件に つき</p> | <p>額(円) 六、七〇〇</p> | |
| <p>二 法第十条第五項に規定する大麻 取扱者名簿の登録事項の変更</p> | <p>大麻取扱者登録 事項変更手数料</p> | <p>一件に つき</p> | <p>額(円) 三、二〇〇</p> | | |
| <p>三 法第十条第六項に規定する大麻 取扱者の免許証の再交付</p> | <p>大麻取扱者免許 証再交付手数料</p> | <p>一通に つき</p> | <p>額(円) 三、二〇〇</p> | | |
| <p>七 温泉法の施行に関する事務</p> | | | | | |
| <p>事務の内容</p> | <p>一 温泉法(昭和二十三年法律第百 二十五号。以下この表において 「法」という。)第三条第一項に規 定する土地の掘削の許可の申請に 対する審査</p> | <p>手数料の名称 土地掘削許可申 請手数料</p> | <p>単位 一件に つき</p> | <p>額(円) 一一〇、〇〇〇</p> | |
| <p>二 法第六条第一項又は法第七条第 一項に規定する土地の掘削の許可 を受けた者の地位の承継の承認の 申請に対する審査</p> | <p>土地掘削許可地 位承継承認申請 手数料</p> | <p>一件に つき</p> | <p>額(円) 七、四〇〇</p> | | |
| <p>三 法第七条の二第一項に規定する 掘削のための施設等の変更の許可 の申請に対する審査</p> | <p>掘削施設等変更 許可申請手数料</p> | <p>一件に つき</p> | <p>額(円) 二四、〇〇〇</p> | | |

| | | | |
|--|-------------------------|-------|---------|
| 四 法第十一条第一項に規定するゆう出路の増掘又は動力の装置の許可の申請に対する審査 | ゆう出路増掘動力装置許可申請手数料 | 一件につき | 一一〇、〇〇〇 |
| 五 法第十一条第二項において準用する法第六条第一項若しくは法第七条第一項に規定するゆう出路の増掘の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請又は法第十一条第三項において準用する法第六条第一項若しくは法第七条第一項に規定する動力の装置の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査 | ゆう出路増掘動力装置許可地位承継承認申請手数料 | 一件につき | 七、四〇〇 |
| 六 法第十一条第二項において準用する法第七条の二に規定する増掘のための施設等の変更の許可の申請に対する審査 | 増掘施設等変更許可申請手数料 | 一件につき | 二四、〇〇〇 |
| 七 法第十四条の二第一項に規定する温泉の採取の許可の申請に対する審査 | 温泉採取許可申請手数料 | 一件につき | 三五、〇〇〇 |
| 八 法第十四条の三第一項又は法第十四条の四第一項に規定する温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査 | 温泉採取許可地位承継承認申請手数料 | 一件につき | 七、四〇〇 |
| 九 法第十四条の五第一項に規定する可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請に対する審査 | 可燃性天然ガス濃度確認申請手数料 | 一件につき | 七、四〇〇 |
| 十 法第十四条の七第一項に規定する温泉の採取のための施設等の変更の許可の申請に対する審査 | 温泉採取施設等変更許可申請手数料 | 一件につき | 二四、〇〇〇 |
| 十一 法第十五条第一項に規定する温泉の利用の許可の申請に対する審査 | 温泉利用許可申請手数料 | 一件につき | 三五、〇〇〇 |
| 十二 法第十六条第一項又は法第十七条第一項に規定する温泉の利用七条第一項に規定する温泉の利用 | 温泉利用許可地位承継承認申請 | 一件につき | 七、四〇〇 |

| | | | | |
|--|--|------------------------------|-------|--|
| <p>の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査</p> <p>十三 法第十九条第一項に規定する温泉成分分析を行う者の登録の申請に対する審査</p> | | 手数料 | 一件につき | 五〇、〇〇〇 |
| <p>八 興行場法の施行に関する事務</p> <p>事務の内容</p> <p>興行場法（昭和二十三年法律百三十七号）第二条第一項に規定する興行場の営業の許可の申請に対する審査</p> | | 興行場営業許可申請手数料 | 一件につき | 二二、〇〇〇円 ただし、臨時興行場又は仮設興行場に係るものにあつては、七三〇〇円 |
| <p>九 旅館業法の施行に関する事務</p> <p>事務の内容</p> <p>一 旅館業法（昭和二十三年法律百三十八号）以下この表において「法」といふ。（第三条第一項に規定する旅館業の営業の許可の申請に対する審査</p> <p>二 法第三条の二第一項又は法第三条の三第一項に規定する地位の承継の承認の申請に対する審査</p> | | 旅館業許可申請手数料 旅館業地位承継承認申請手数料 | 一件につき | 二二、〇〇〇円 ただし、季節的その他の期間を定めて営業するものにあつては、七、四〇〇円 七、四〇〇円 |
| <p>十 公衆浴場法の施行に関する事務</p> <p>事務の内容</p> <p>公衆浴場法（昭和二十三年法律百三十九号）第二条第一項に規定する公衆浴場の営業の許可の申請に対する</p> | | 公衆浴場営業許可申請手数料 | 一件につき | 二二、〇〇〇円 |

| する審査 | 十一 化製場等に関する法律の施行に関する事務 | 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額(円) |
|---|---|---|--|-------|--------|
| | | 一 化製場等に関する法律(昭和二十三年法律第四百十号。以下この表において「法」という。)第三条第一項に規定する化製場の設置の許可の申請に対する審査 | 化製場設置許可申請手数料 | 一件につき | 二二、〇〇〇 |
| | | 二 第三条第一項(法第八条において準用する場合を含む。)に規定する死亡獣畜取扱場(法第八条に規定する施設を含む。)の設置の許可の申請に対する審査 | 死亡獣畜取扱場設置許可申請手数料 | 一件につき | 一五、〇〇〇 |
| | | 三 第九条第一項に規定する動物の飼養又は収容の許可の申請に対する審査 | 動物飼養等許可申請手数料 | 一件につき | 八、〇〇〇 |
| <p>備考 動物飼養等許可申請手数料にあつては、一個の施設又は同一の構内にある二個以上の施設に同じ同時に二件以上の申請が行われる場合は、当該二件以上の申請を一件の申請とみなす。</p> <p>十二 保健師助産師看護師法の施行に関する事務</p> | | | | | |
| 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額(円) | | |
| 一 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号。以下この表において「法」という。)第八条に規定する准看護師の免許 | 准看護師免許手数料 | 一人につき | 五、六〇〇 | | |
| 二 法第十五条の二第二項に規定する准看護師再教育研修 | 准看護師再教育研修手数料 | 一人につき | 法第十四条第二項第一号に規定する処分を受けた者にあつては四一、〇〇〇円、同項第二号又は | | |
| 三 法第十五条の二第四項に規定する准看護師再教育研修を修了した旨の登録の申請に対する審査 四 法第十六条に規定する准看護師の再教育研修修了登録証の書換交付 五 法第十六条に規定する准看護師の再教育研修修了登録証の再交付 六 法第十八条に規定する准看護師試験 七 保健師助産師看護師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十六号。以下この表において「施行令」という。)第六条第二項(法附則第六十条において準用する法附則第五十三条第二項の規定により准看護師に関する規定を準用することとされている場合及び施行令附則第二項において準用する場合を含む。)に規定する准看護師、法附則第五十一条第一項の保健師免許を受けた者、法附則第五十三条第一項の看護婦免許を受けた者及び法附則第六十条の看護人(以下この表においてこれらを「准看護師等」という。)の免許証又は免状の書換交付 八 施行令第七条第二項(法附則第六十条において準用する法附則第五十三条第二項の規定により准看護師に関する規定を準用すること | 准看護師再教育研修修了登録申請手数料 准看護師再教育研修修了登録証書換交付手数料 | 一件につき 一通につき | 第三号に規定する処分を受けた者にあつては七、〇〇〇円 五、六〇〇 三、四〇〇 四、一〇〇 三、四〇〇 | | |
| 准看護師試験手数料 | 一人につき | 六、九〇〇 | | | |
| 准看護師免許証等書換交付手数料 | 一通につき | 三、四〇〇 | | | |
| 准看護師免許証等再交付手数料 | 一通につき | 四、一〇〇 | | | |

| | | | |
|--|---|--|--|
| <p>とされている場合及び施行令附則第二項において準用する場合を含む。)に規定する准看護師等の免許証又は免状の再交付</p> | <p>助産婦名簿謄本 交付手数料</p> | <p>一通につき</p> | <p>四、三〇〇</p> |
| <p>九 施行令附則第二項において読み替えて準用する施行令第二条第二項に規定する助産婦名簿の謄本の交付</p> | <p>准看護師試験合格証明書交付手数料</p> | <p>一通につき</p> | <p>三、〇〇〇</p> |
| <p>十三 医療法の施行に関する事務</p> | | | |
| <p>事務の内容</p> <p>一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下この表において「法」という。)第七条第一項に規定する病院の開設の許可</p> <p>二 法第七条第一項に規定する診療所の開設の許可</p> <p>三 法第七条第一項に規定する助産所の開設の許可</p> <p>四 法第八条の規定による診療所等の開設の届出があつた旨の証明書の交付</p> <p>五 法第二十七条に規定する病院の使用前の検査</p> <p>六 法第二十七条に規定する診療所の使用前の検査</p> <p>七 法第二十七条に規定する助産所の使用前の検査</p> | <p>手数料の名称</p> <p>病院開設許可手数料</p> <p>診療所開設許可手数料</p> <p>助産所開設許可手数料</p> <p>診療所等開設届出証明書交付手数料</p> <p>病院検査手数料</p> <p>診療所検査手数料</p> <p>助産所検査手数料</p> | <p>単位</p> <p>一件につき</p> <p>一件につき</p> <p>一件につき</p> <p>一通につき</p> <p>一件につき</p> <p>一件につき</p> <p>一件につき</p> | <p>額(円)</p> <p>四一、〇〇〇</p> <p>一八、〇〇〇</p> <p>一一、〇〇〇</p> <p>五〇〇</p> <p>四三、〇〇〇</p> <p>二二、〇〇〇</p> <p>一六、〇〇〇</p> |
| <p>十四 死体解剖保存法の施行に関する事務</p> | | | |
| <p>事務の内容</p> <p>死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)第十九条第一項に規定する死体の保存の許可</p> | <p>手数料の名称</p> <p>死体保存許可手数料</p> | <p>単位</p> <p>一体につき</p> | <p>額(円)</p> <p>三、四〇〇</p> |
| <p>十五 クリーニング業法の施行に関する事務</p> | | | |
| <p>事務の内容</p> <p>一 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号。以下この表において「法」という。)第五条の二に規定するクリーニング所の使用前の検査</p> <p>二 法第六条に規定するクリーニング師の免許</p> <p>三 法第七条第一項に規定するクリーニング師の試験</p> <p>四 クリーニング業法施行令(昭和二十八年政令第二百三十三号。以下この表において「施行令」という。)第一条第二項の規定によるクリーニング師の免許証の訂正</p> <p>五 施行令第一条第三項に規定するクリーニング師の免許証の再交付</p> | <p>手数料の名称</p> <p>クリーニング所使用前検査手数料</p> <p>クリーニング師免許手数料</p> <p>クリーニング師試験手数料</p> <p>クリーニング師免許証訂正手数料</p> <p>クリーニング師免許証再交付手数料</p> | <p>単位</p> <p>一件につき</p> <p>一人につき</p> <p>一人につき</p> <p>一人につき</p> <p>一通につき</p> <p>一通につき</p> | <p>額(円)</p> <p>一六、〇〇〇</p> <p>一六、〇〇〇</p> <p>七、〇〇〇</p> <p>二、九〇〇</p> <p>三、四〇〇</p> |
| <p>十六 狂犬病予防法の施行に関する事務</p> | | | |
| <p>事務の内容</p> <p>一 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号。以下この表において「法」という。)第二十三</p> | <p>手数料の名称</p> <p>未登録犬等飼養管理手数料</p> | <p>単位</p> <p>抑留一日につき</p> | <p>額(円)</p> <p>六七〇</p> |

| | | | |
|--|-------------------|-------------------|--------------|
| <p>条第二の三の規定により犬等の所有者がその費用を負担すべきこととされている法第六条第一項の規定による未登録犬等の抑留中の飼養管理</p> | <p>未登録犬等返還手数料</p> | <p>一頭に つき</p> | <p>三、二六〇</p> |
|--|-------------------|-------------------|--------------|

十七 毒物及び劇物取締法の施行に関する事務

| 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額(円) |
|---|--------------------------|--------------|---------------|
| <p>一 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三三号。以下この表において「法」という。)第四条第二項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請(製剤製造業者等(毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号。以下この表において「施行令」という。)第三十六条の七第一項第一号に規定する製剤製造業者等をいう。以下この表において同じ。)(に係るものを除く。)(に係る理由</p> | <p>毒物劇物製造業等登録申請理由手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>二〇、六〇〇</p> |
| <p>二 法第四条第二項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請(製剤製造業者等に係るものに限る。)(に対する審査</p> | <p>毒物劇物製剤製造業等登録申請手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>二七、二〇〇</p> |
| <p>三 法第四条第三項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査</p> | <p>毒物劇物販売業登録申請手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>一四、七〇〇</p> |
| <p>四 法第四条第四項に規定する毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録又は劇物の製造業又は輸入業の登録更新申請</p> | <p>毒物劇物製造業等登録更新申請</p> | <p>一件につき</p> | <p>六、八〇〇</p> |

| | | | |
|--|----------------------------|--------------|---------------|
| <p>録の更新の申請(製剤製造業者等に係るものを除く。)(に係る理由</p> | <p>經由手数料</p> | | |
| <p>五 法第四条第四項に規定する毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請(製剤製造業者等に係るものに限る。)(に対する審査</p> | <p>毒物劇物製剤製造業等登録更新申請手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>一〇、二〇〇</p> |
| <p>六 法第四条第四項に規定する毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査</p> | <p>毒物劇物販売業登録更新申請手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>六、四〇〇</p> |
| <p>七 法第八条第一項第三号に規定する毒物劇物取扱者試験</p> | <p>毒物劇物取扱者試験手数料</p> | <p>一人につき</p> | <p>一〇、五〇〇</p> |
| <p>八 法第九条第二項において準用する法第四条第二項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請(製剤製造業者等に係るものを除く。)(に係る理由</p> | <p>毒物劇物製造業等登録変更申請理由手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>三、二〇〇</p> |
| <p>九 法第九条第二項において準用する法第四条第二項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請(製剤製造業者等に係るものに限る。)(に対する審査</p> | <p>毒物劇物製剤製造業等登録変更申請手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>五、二〇〇</p> |
| <p>十 施行令第三十五条に規定する毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付</p> | <p>毒物劇物販売業登録票書換え交付手数料</p> | <p>一通につき</p> | <p>二、四〇〇</p> |
| <p>十一 施行令第三十六条に規定する毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付</p> | <p>毒物劇物販売業登録票再交付手数料</p> | <p>一通につき</p> | <p>四、〇〇〇</p> |
| <p>十八 宗教法人法の施行に関する事務</p> | | | |
| <p>事務の内容</p> | <p>手数料の名称</p> | <p>単位</p> | <p>額(円)</p> |
| <p>宗教法人法(昭和二十六年法律第</p> | <p>宗教法人証明書</p> | <p>一通に</p> | <p>五〇〇</p> |

| | | | |
|--|---|----------------------------------|--|
| <p>百二十六号)第十二条第一項に規定する認証を受けた宗教法人の規則に関する証明書その他の証明書の交付</p> | <p>交付手数料</p> | <p>つき</p> | |
| <p>十九 診療放射線技師及び診療エックス線技師法の施行に関する事務</p> | | | |
| <p>事務の内容 一 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律(昭和五十八年法律第八十三号)附則第五条第六項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第八条第二項に規定する診療エックス線技師免許証の再交付 二 診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令の一部を改正する政令(昭和五十九年政令第二百八十六号)附則第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十五号)第三条第一項に規定する診療エックス線技師免許証の書換え交付</p> | <p>診療エックス線技師免許証再交付手数料</p> | <p>一通につき</p> | <p>四、二〇〇</p> |
| <p>二十 覚せい剤取締法の施行に関する事務</p> | | | |
| <p>事務の内容 一 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号。以下この表において「法」という。)第四条第一項(法第三十条の五において準用する場合を含む。)の規定に</p> | <p>覚せい剤製造業者等指定申請経由手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>一七、六〇〇</p> |
| <p>よる覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定の申請に係る理由</p> | | | |
| <p>二 法第四条第二項(法第三十条の五において準用する場合を除く。)の規定による覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定の申請に対する審査 三 法第十一条第一項(法第三十条の五において準用する場合を含む。)の規定による覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定証の再交付に係る理由 四 法第十一条第一項(法第三十条の五において準用する場合を含む。)の規定による覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定証の再交付 五 法第三十条の五において準用する法第四条第二項の規定による覚せい剤原料取扱者の指定の申請に対する審査 六 法第三十条の五において準用する法第四条第二項の規定による覚せい剤原料研究者の指定の申請に対する審査</p> | <p>覚せい剤施用機関等指定申請手数料 覚せい剤製造業者等指定証再交付経由手数料 覚せい剤施用機関等指定証再交付手数料 覚せい剤原料取扱者指定申請手数料 覚せい剤原料研究者指定申請手数料</p> | <p>一件につき 一通につき 一通につき</p> | <p>三、九〇〇 二、九〇〇 二、七〇〇 一、五〇〇 三、九〇〇</p> |
| <p>二十一 麻薬及び向精神薬取締法の施行に関する事務</p> | | | |
| <p>事務の内容 一 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号。以下この表において「法」という。)第三</p> | <p>麻薬卸売業者免許申請手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>一四、六〇〇</p> |

| | | | | | | | | |
|------------------------------------|---|--|--|--|--|--|--|---|
| <p>条第一項に規定する麻薬卸売業者の免許の申請に対する審査</p> | <p>二 法第三条第一項に規定する麻薬小売業者の免許の申請に対する審査</p> | <p>三 法第三条第一項に規定する麻薬施用者の免許の申請に対する審査</p> | <p>四 法第三条第一項に規定する麻薬管理者の免許の申請に対する審査</p> | <p>五 法第三条第一項に規定する麻薬研究者の免許の申請に対する審査</p> | <p>六 法第十条第一項（法第五十条の四又は法第五十条の七において準用する場合を含む。）に規定する麻薬卸売業者の免許証等の再交付</p> | <p>七 法第五十条第一項に規定する向精神薬卸売業者の免許の申請に対する審査</p> | <p>八 法第五十条第一項に規定する向精神薬小売業者の免許の申請に対する審査</p> | <p>九 法第五十条の五第一項に規定する向精神薬試験研究施設設置者の登録の申請に対する審査</p> |
| <p>麻薬卸売業者免許申請手数料</p> | <p>麻薬小売業者免許申請手数料</p> | <p>麻薬施用者免許申請手数料</p> | <p>麻薬管理者免許申請手数料</p> | <p>麻薬研究者免許申請手数料</p> | <p>麻薬卸売業者免許証等再交付手数料</p> | <p>向精神薬卸売業者免許申請手数料</p> | <p>向精神薬小売業者免許申請手数料</p> | <p>向精神薬試験研究施設設置者登録申請手数料</p> |
| <p>一件につき</p> | <p>一件につき</p> | <p>一件につき</p> | <p>一件につき</p> | <p>一件につき</p> | <p>一通につき</p> | <p>一件につき</p> | <p>一件につき</p> | <p>一件につき</p> |
| <p>三、九〇〇</p> | <p>三、九〇〇</p> | <p>三、九〇〇</p> | <p>三、九〇〇</p> | <p>三、九〇〇</p> | <p>二、七〇〇</p> | <p>一四、六〇〇</p> | <p>三、九〇〇</p> | <p>三、九〇〇</p> |

二十二 一と畜場法の施行に関する事務

| | | | | |
|--|---|--|----------------|-----------------------|
| <p>第四条第一項に規定する一般と畜場の設置の許可の申請に対する審査</p> | <p>二 法第四条第一項に規定する簡易と畜場の設置の許可の申請に対する審査</p> | <p>三 法第十四条第一項から第三項まで（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する獣畜のと殺又は解体の検査</p> | <p>と畜検査手数料</p> | <p>簡易と畜場設置許可申請手数料</p> |
| <p>一件につき</p> | <p>一件につき</p> | <p>一件につき</p> | <p>一件につき</p> | <p>一件につき</p> |
| <p>一〇、〇〇〇</p> | <p>七二〇</p> | <p>三六〇</p> | <p>一一〇</p> | <p>一、三〇〇</p> |

| | | | |
|---|--|--------------|------------|
| <p>2 法第十三条第一項第二号若しくは第三号に該当する獣畜又は畜はと畜検査員が起立不能、歩行困難若し</p> | <p>イ 生後一年以上の牛又は馬に係るもの</p> <p>ロ 豚又は生後一年未満の牛若しくは馬に係るもの</p> <p>ハ めん羊又はやぎに係るもの</p> | <p>一件につき</p> | <p>二六〇</p> |
| <p>1 2に掲げる場合以外の場合</p> | <p>イ 生後一年以上の牛又は馬に係るもの</p> <p>ロ 豚又は生後一年未満の牛若しくは馬に係るもの</p> <p>ハ めん羊又はやぎに係るもの</p> | <p>一件につき</p> | <p>七二〇</p> |

| | | | | |
|---|--|--|------------------------|---------------------------|
| <p>事務の内容</p> <p>一 臨床検査技師等に関する法律</p> | | <p>手数料の名称</p> <p>衛生検査所登録</p> | <p>単位</p> <p>一件に</p> | <p>額(円)</p> <p>八〇、〇〇〇</p> |
| <p>事務の内容</p> <p>美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)第十二条に規定する美容所の使用前の検査</p> | | <p>手数料の名称</p> <p>美容所使用前検査手数料</p> | <p>単位</p> <p>一件につき</p> | <p>額(円)</p> <p>一六、〇〇〇</p> |
| <p>二十五 臨床検査技師等に関する法律の施行に関する事務</p> | | | | |
| <p>事務の内容</p> <p>一 歯科技工士法(昭和三十年法律第六十八号。以下この表において「法」という。)第三条に規定する歯科技工士試験</p> | | <p>手数料の名称</p> <p>歯科技工士試験手数料</p> | <p>単位</p> <p>一人につき</p> | <p>額(円)</p> <p>三六、〇〇〇</p> |
| <p>事務の内容</p> <p>二 法第二十一条第一項の規定による歯科技工所の開設の届出があつた旨の証明書の交付</p> | | <p>手数料の名称</p> <p>歯科技工所開設届出証明書交付手数料</p> | <p>単位</p> <p>一通につき</p> | <p>額(円)</p> <p>五〇〇</p> |
| <p>事務の内容</p> <p>三 歯科技工士法施行規則(昭和三十年厚生省令第二十三号)第十条に規定する歯科技工士試験の合格証明書の交付</p> | | <p>手数料の名称</p> <p>歯科技工士試験合格証明書交付手数料</p> | <p>単位</p> <p>一通につき</p> | <p>額(円)</p> <p>三、〇〇〇</p> |
| <p>二十四 美容師法の施行に関する事務</p> | | | | |
| <p>事務の内容</p> <p>一 昭和三十三年法律第七十六号。以下この表において「法」という。)第二十条の三第一項に規定する衛生検査所の登録の申請に対する審査</p> | | <p>申請手数料</p> | <p>つき</p> | <p>額(円)</p> <p>六、〇〇〇</p> |
| <p>事務の内容</p> <p>二 法第二十条の四第一項に規定する衛生検査所の登録の変更の申請に対する審査</p> | | <p>衛生検査所登録変更申請手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>額(円)</p> <p>六、〇〇〇</p> |
| <p>事務の内容</p> <p>三 臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第二十四号。以下この表において「施行規則」という。)第十八条第一項に規定する衛生検査所の登録証明書の書換え交付</p> | | <p>衛生検査所登録証明書書換え交付手数料</p> | <p>一通につき</p> | <p>額(円)</p> <p>八、二〇〇</p> |
| <p>事務の内容</p> <p>四 施行規則第十九条第一項に規定する衛生検査所の登録証明書の再交付</p> | | <p>衛生検査所登録証明書再交付手数料</p> | <p>一通につき</p> | <p>額(円)</p> <p>八、二〇〇</p> |
| <p>二十六 調理師法の施行に関する事務</p> | | | | |
| <p>事務の内容</p> <p>一 調理師法(昭和三十三年法律第一百四十七号。以下この表において「法」という。)第三条第一項に規定する調理師の免許</p> | | <p>調理師免許手数料</p> | <p>一人につき</p> | <p>額(円)</p> <p>五、六〇〇</p> |
| <p>事務の内容</p> <p>二 法第三条の二第一項に規定する調理師試験</p> | | <p>調理師試験手数料</p> | <p>一人につき</p> | <p>額(円)</p> <p>六、一〇〇</p> |
| <p>事務の内容</p> <p>三 調理師法施行令(昭和三十三年政令第三百三三号。以下この表において「施行令」という。)第十三条第一項に規定する調理師免許証の書換え交付</p> | | <p>調理師免許証書換え交付手数料</p> | <p>一通につき</p> | <p>額(円)</p> <p>三、二〇〇</p> |
| <p>事務の内容</p> <p>四 施行令第十四条第一項に規定する調理師免許証の再交付</p> | | <p>調理師免許証再交付手数料</p> | <p>一通につき</p> | <p>額(円)</p> <p>三、六〇〇</p> |

くは呼
吸困難
と認め
る獣畜
に係る
もので
ある場
合

二十七 薬事法の施行に関する事務

| 事務の内容 | 手数料の名称 | 区分 | 単位 | 額(円) |
|---|------------------|--|----------------------------------|--|
| 一 薬事法(昭和三十三年法律第四十五号。以下この表において「法」といふ。)第四条第一項に規定する薬局の開設の許可の申請に対する審査 | 薬局開設許可申請手数料 | | 一件につき | 二九、〇〇〇 |
| 二 法第四条第二項に規定する薬局の開設に係る許可の更新の申請に対する審査 | 薬局開設許可更新申請手数料 | | 一件につき | 一一、〇〇〇 |
| 三 法第十二条第一項に規定する医薬品等の製造販売業の許可の申請に対する審査 | 医薬品等製造販売業許可申請手数料 | 1 第一種医薬品製造販売に係るもの(3に掲げるものを除く) 2 第二種医薬品製造販売に係るものを除く(3に掲げるものを除く) 3 薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号。以下この表において「施行令」といふ。)第三条第三号に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売に係るもの 4 医薬部外品製造販売に係るもの(5に掲 | 一件につき 一件につき 一件につき 一件につき | 一四九、八〇〇 一三一、六〇〇 七、五〇〇 一三一、六〇〇 |

| 事務の内容 | 手数料の名称 | 区分 | 単位 | 額(円) |
|---|--------------------|---|---|--|
| 四 法第十二条第二項に規定する医薬品等の製造販売業に係る許可の更新の申請に対する審査 | 医薬品等製造販売業許可更新申請手数料 | 1 第一種医薬品製造販売に係るもの(3に掲げるものを除く) 2 第二種医薬品製造販売に係るものを除く(3に掲げるものを除く) 3 施行令第三条第三号に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売に係るもの 4 医薬部外品製造販売に係るもの(5に掲げるものを除く) 5 特別審査対象外医薬部外品のみ製造販売に係るもの | 一件につき 一件につき 一件につき 一件につき 一件につき | 一三八、二〇〇 一一五、五〇〇 四、〇〇〇 一一五、五〇〇 四七、二〇〇 |
| 5 施行令第二十条第二項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬部外品以外の医薬部外品(以下この表において「特別審査対象外医薬部外品」といふ。)のみの製造販売に係るもの | | | 一件につき | 五八、八〇〇 |
| 6 化粧品製造販売に係るもの | | | 一件につき | 五八、八〇〇 |
| 7 第一種医療機器製造販売に係るもの | | | 一件につき | 一四九、八〇〇 |
| 8 第二種医療機器製造販売に係るもの | | | 一件につき | 一三一、六〇〇 |
| 9 第三種医療機器製造販売に係るもの | | | 一件につき | 九五、二〇〇 |

| | | | | | | | | | |
|--|--|---|--|---|--|---|--|--|--|
| | | 五 法第十三条 第一項に規定 する医薬品等 の製造業の許 可の申請に対 する審査 | | 医薬品等 製造業許 可申請手 数料 | | | | | |
| | | 1 医薬 品に係 るもの | | 9 第三種医療機器製造 販売業に係るもの | | 8 第二種医療機器製造 販売業に係るもの | | 7 第一種医療機器製造 販売業に係るもの | |
| | | イ 薬事法施行 規則(昭和三十 六年厚生省 令第一号。以 下この表にお いて「施行規 則」という。) 第二十六条第 一項第三号に 規定する製造 工程を行うもの | | 二 施行令第三 のもの | | 八 施行規則第 二十六条第一 項第五号及び 第二項第三号 に規定する製 造工程を行う もの | | | |
| | | 一件に つき | | 一件に つき | | 一件に つき | | 一件に つき | |
| | | 七三、四〇〇 | | 七〇、〇〇〇 | | 一一五、五〇〇 | | 一三八、二〇〇 | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | 3 化粧 品に係 るもの | | 2 医薬 部外品 に係る もの | | 4 医療 機器に 係るもの | | | |
| | | イ 施行規則第 二十六条第四 項第一号に規 定する製造工 程を行うもの | | イ 施行規則第 二十六条第三 項第二号に規 定する製造工 程を行うもの | | イ 施行規則第 二十六条第五 項第二号に規 定する製造工 程を行うもの | | 条第三号に規 定する薬局製 造販売医薬品 の製造に係る もの | |
| | | 一件に つき | | 一件に つき | | 一件に つき | | つき | |
| | | 三四、八〇〇 | | 二九、四〇〇 | | 七三、四〇〇 | | | |

| | | | | | |
|------------|--|--|---|---|---|
| | | 六 法第十三条 第三項に規定 する医薬品等 の製造業に係 る許可の更新 の申請に対す る審査 | | | |
| | | 医薬品等 製造業許 可更新申 請手数料 | | | |
| 2 | 医薬 | 1 医薬 品に係 るもの | | | |
| イ | 施行規則第 二 条第三号に規 定する薬局製 造販売医薬品 の製造に係る もの | 二 施行令第三 条第三号に規 定する薬局製 造販売医薬品 の製造に係る もの | 八 施行規則第 二十六条第一 項第五号及び 第二項第三号 に規定する製 造工程を行う もの | ロ 施行規則第 二十六条第一 項第四号及び 第二項第二号 に規定する製 造工程を行う もの | イ 施行規則第 二十六条第一 項第三号に規 定する製造工 程を行うもの |
| 一件に | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき |
| 五〇、 四〇〇 | 五、 六〇〇 | 二〇、 二〇〇 | 四七、 六〇〇 | 五〇、 四〇〇 | 六九、 四〇〇 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | 4 医療 機器に 係るもの | 3 化粧 品に係 るもの | | 部外品 に係る もの |
| ハ | 施行規則第 二十六条第五 項第三号に規 定する製造工 程を行うもの | イ 施行規則第 二十六条第五 項第二号に規 定する製造工 程を行うもの | ロ 施行規則第 二十六条第四 項第二号に規 定する製造工 程を行うもの | イ 施行規則第 二十六条第四 項第一号に規 定する製造工 程を行うもの | ロ 施行規則第 二十六条第三 項第二号に規 定する製造工 程を行うもの |
| 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき |
| 二〇、 二〇〇 | 四七、 六〇〇 | 五〇、 四〇〇 | 二〇、 二〇〇 | 二一、 二〇〇 | 二一、 二〇〇 |

| | | | | | | | | | |
|---|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---|---|---|---------------------------------|---------------------------------|--------------------|
| | | | | 七 法第十三条第六項に規定する医薬品等の製造業の許可の区分の変更又は追加の申請に対する審査 | | | | | |
| | | | | 医薬品等製造業許可区分変更等申請手数料 | | | | | |
| | | 2 医薬部外品に係るもの | | 1 医薬品に係るもの | | | | | |
| 八 施行規則第三十六條第三項第三号に規定する製造工程を行うもの | 口 施行規則第三十六條第三項第二号に規定する製造工程を行うもの | イ 施行規則第三十六條第三項第一号に規定する製造工程を行うもの | イ 施行規則第二十六條第一項第三号に規定する製造工程を行うもの | イ 施行規則第二十六條第一項第二号に規定する製造工程を行うもの | 口 施行規則第二十六條第一項第四号及び第二項第二号に規定する製造工程を行うもの | 口 施行規則第二十六條第一項第四号及び第二項第二号に規定する製造工程を行うもの | イ 施行規則第二十六條第一項第三号に規定する製造工程を行うもの | イ 施行規則第二十六條第一項第三号に規定する製造工程を行うもの | 項第四号に規定する製造工程を行うもの |
| 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | |
| 一八、一〇〇 | 三一、二〇〇 | 六六、〇〇〇 | | 一八、一〇〇 | | 六二、四〇〇 | 六六、〇〇〇 | | |
| 八 法第十四条第一項に規定する医薬品等の製造販売の承認の申請に対する審査 | | 医薬品等製造販売承認申請手数料 | | 4 医療機器に係るもの | | 3 化粧品に係るもの | | | |
| 1 施行令第八十條第二項第五号に規定する厚生労働大臣の権限を知事が行うこととされている医薬品（以下この表において「知事承認医薬品」という。）のうち法第四十九條第一項の規定により厚生労働大臣の指定するもの | | 八 施行規則第二十六條第五項第四号に規定する製造工程を行うもの | 口 施行規則第二十六條第五項第三号に規定する製造工程を行うもの | イ 施行規則第二十六條第五項第二号に規定する製造工程を行うもの | イ 施行規則第二十六條第五項第二号に規定する製造工程を行うもの | 口 施行規則第二十六條第四項第二号に規定する製造工程を行うもの | イ 施行規則第二十六條第四項第一号に規定する製造工程を行うもの | イ 施行規則第二十六條第四項第一号に規定する製造工程を行うもの | 程を行うもの |
| 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | |
| 一九五、二〇〇 | 一八、一〇〇 | | 六二、四〇〇 | | 六六、〇〇〇 | 一八、一〇〇 | 三一、二〇〇 | | |

| | |
|--|---|
| <p>九 法第十四条第六項(同条第九項において準用する場合を含む。)又は法第八十条第一項に規定する医薬品等の適合性の調査の申請に</p> | |
| <p>1 施行規則第二十六号第一項第三号、第三項第一号又は第五項第二号に規定する製造工程を行う製造所(以下この表において「無菌等製造所」という。)に係るもの(製造販売の承認を受けようとするとき又は輸出用の医薬品、</p> | <p>(以下この表において「処方せん医薬品」という。)の製造販売に係るもの(2及び4に掲げるものを除く)</p> <p>2 知事承認医薬品のうち日本薬局方に収められているものの製造販売に係るもの(4に掲げるものを除く)</p> <p>3 知事承認医薬品のうち1、2及び4に掲げる医薬品以外の医薬品の製造販売に係るもの</p> <p>4 施行令第三条第三号に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売に係るもの</p> <p>5 施行令第八十条第二項第五号に規定する厚生労働大臣の権限を知事が行うこととされている医薬部外品(以下この表において「知事承認医薬部外品」という。)の製造販売に係るもの</p> |
| <p>一件につき</p> | <p>一件につき</p> |
| <p>四八、八〇〇</p> | <p>三四、五〇〇</p> <p>六九、三〇〇</p> <p>九〇</p> |
| <p>4 無菌等製造所に係るもの(製造販売の承認</p> | <p>3 施行規則第二十六号第一項第五号、第二項第三号、第三項第三号、第四項第二号又は第五項第四号に規定する製造工程を行う製造所(以下この表において「包装等製造所」という。)に係るもの(製造販売の承認を受けようとするとき又は輸出用医薬品等を製造しようとするときに受けるものに限る。)</p> <p>2 施行規則第二十六号第一項第四号、第二項第二号、第三項第二号、第四項第一号若しくは第五項第三号に規定する製造工程を行う製造所又は1若しくは3に掲げる製造所以外の施設(以下この表において「一般製造所等」という。)に係るもの(製造販売の承認を受けようとするとき又は輸出用医薬品等を製造しようとするときに受けるものに限る。)</p> |
| <p>一件につき</p> | <p>一件につき</p> |
| <p>九八、八〇〇円</p> | <p>二八、七〇〇</p> |
| <p>に一品目ごとに</p> | <p>に対する審査</p> |

| | | | | | | | | | |
|--------|----------------------------------|--|---|--|---|--|--|---|-------------|
| | | <p>十 法第十四条 第九項に規定 する医薬品等 の製造販売の 承認事項の一 部変更に係る 承認の申請に 対する審査</p> | | | | | | | |
| | | <p>医薬品等 製造販売 変更承認 申請手数 料</p> | | | | | | | |
| 5 | <p>知事承認医薬部外品 の製造販売に係るもの</p> | <p>4 施行令第三条第三号 に規定する薬局製造販 売医薬品の製造販売に 係るもの</p> | <p>3 知事承認医薬品のう ち1、2及び4に掲げ る医薬品以外の医薬品 の製造販売に係るもの</p> | <p>2 知事承認医薬品のう ち日本薬局方に収めら れているものの製造販 売に係るもの(4に掲 げるものを除く)</p> | <p>1 知事承認医薬品のう ち処方せん医薬品の製 造販売に係るもの(2 及び4に掲げるものを 除く)</p> | <p>6 包装等製造所に係る もの(製造販売の承認 の取得後又は輸出入医 薬品等の製造開始後期 間を経過することを受 けるものに限る。)</p> | <p>5 一般製造所等に係る もの(製造販売の承認 の取得後又は輸出入医 薬品等の製造開始後期 間を経過することを受 けるものに限る。)</p> | <p>の取得後又は輸出入医 薬品等の製造開始後期 間を経過することを受 けるものに限る。)</p> | |
| つき | 一件に | つき | 一件に | つき | 一件に | つき | 一件に | つき | |
| 二〇、三〇〇 | 九〇 | 三〇、一〇〇 | 二〇、三〇〇 | 九三、六〇〇 | 二七、八〇〇円 に一品目ごとに 一、二〇〇円を 加えた額 | 五八、二〇〇円 に一品目ごとに 二、〇〇〇円を 加えた額 | 二、七〇〇円を 加えた額 | | |
| 十六 | <p>法第三十 五 身分証明 書の再交付</p> | <p>十四 身分証明 書の書換え交 付</p> | <p>十三 法第三十 三条第一項に 規定する医薬 品の配置販売 業者又はその 配置員に対す る配置従事者 の身分証明書 (以下この表 において単に 「身分証明書 」という。)の 交付</p> | <p>十二 法第二十 四条第二項に 規定する医薬 品の販売業に 係る許可の更 新の申請に対 する審査</p> | <p>十一 法第二十 四条第一項に 規定する医薬 品の販売業の 許可の申請に 対する審査</p> | <p>医薬品販 売業許可 申請手数 料</p> | <p>配置従事 者身分証 明書交付 手数料</p> | <p>配置従事 者身分証 明書再交 付手数料</p> | <p>登録販売</p> |
| 一人に | 一通に | 一通に | 一通に | 一通に | 一件に | つき | 一件に | 一通に | |
| 一五、〇〇〇 | 二、九〇〇 | 二、〇〇〇 | 七、一〇〇 | 一、〇〇〇 | 二九、〇〇〇 | | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|--|--|---|---------------|--------------|---------------|
| <p>六条の四第一項に規定する一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとする者の資質の確認に係る試験(以下この表において「登録販売者試験」という。)</p> | <p>十七 登録販売者試験の合格証の再交付 付手数料</p> | <p>十八 法第三十六条の四第二項に規定する医薬品の販売又は授与に従事しようとする者の登録の申請に対する審査 販売従事登録申請手数料</p> | <p>十九 法第三十九條第一項に規定する高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の申請に対する審査 高度管理医療機器等販売業等許可申請手数料</p> | <p>二十 法第三十九條第四項に規定する高度管理医療機器等販売業等許可更</p> | <p>者試験手数料</p> | <p>つき</p> | <p>二、九〇〇</p> |
| <p>等の販売業又は賃貸業に係る許可の更新の申請に対する審査</p> | <p>二十一 法第四十條の二第一項に規定する医療機器の修理業の許可の申請に対する審査 医療機器修理業許可申請手数料</p> | <p>二十二 法第四十條の二第三項に規定する医療機器の修理業に係る許可の更新の申請に対する審査 医療機器修理業許可更新申請手数料</p> | <p>二十三 法第四十條の二第五項に規定する医療機器の修理業の許可の区分の変更又は追加の申請に対する審査 医療機器修理業許可区分変更等申請手数料</p> | <p>二十四 施行令第四十五條に規定する薬局開設の許可証等書換え交付 薬局開設許可証等書換え交付手数料</p> | <p>新申請手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>六九、四〇〇</p> |
| <p>二十五 施行令第四十六條に規定する薬局再交付等</p> | <p>薬局開設許可証等再交付手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>一七、五〇〇</p> | <p>一通につき</p> | <p>二、九〇〇</p> | <p>二、九〇〇</p> | |

| | | | | | | |
|---|--|---------------------------|--|-----------------------------|-----------|-------|
| 二二 法第四条第一項に規定する製菓 一 製菓衛生師法（昭和四十一年法 律第百十五号。以下この表におい て「法」という。）第三条に規定 する製菓衛生師の免許 二 法第四条第一項に規定する製菓 | 開設の許可証 等の再交付 | 数量 | 二二六 施行規 則第百五十九 条の十一第一 項に規定する 販売従事登録 証の書換え交 付 | 販売従事 登録証書 換え交付 手数料 | 一通に つき | 二、〇〇〇 |
| | 二二七 施行規 則第百五十九 条の十二第一 項に規定する 販売従事登録 証の再交付 | 販売従事 登録証再 交付手数 料 | 一通に つき | 二、九〇〇 | | |
| 二二八 三の項、 五の項又は二 十一の項に規 定する許可に 係る許可証の 書換え交付 | 医薬品製 造販売業 許可証等 書換え交 付手数料 | 一通に つき | 二、〇〇〇 | | | |
| 二二九 三の項、 五の項又は二 十一の項に規 定する許可に 係る許可証の 再交付 | 医薬品製 造販売業 許可証等 再交付手 数料 | 一通に つき | 二、九〇〇 | | | |

二十八 製菓衛生師法の施行に関する事務

| | | | | | | |
|--|----------------------------------|--------------------|---|--------------------------|-----------|-------|
| 三十一 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行に関する事務 一 建築物における衛生的環境の確 保に関する法律（昭和四十五年法 律第二十号。以下この表において 「法」という。）第十二条の二第一 | 衛生師試験 | 手数料 | 三 製菓衛生師法施行令（昭和四十 一年政令第百八十七号。以下こ の表において「施行令」という。） 第五条第一項に規定する製菓衛生 師免許証の書換え交付 | 製菓衛生師免許 証書換え交付手 数料 | 一通に つき | 二、八〇〇 |
| | 四 施行令第六条第一項に規定する 製菓衛生師免許証の再交付 | 製菓衛生師免許 証再交付手数料 | 一通に つき | 三、五〇〇 | | |
| 二十九 登録免許税法の施行に関する事務 事務の内容 登録免許税法（昭和四十二年法律 第三十五号）別表第三一の項、五の 二の項、十の項、十二の項及び二十 四の項第二号に規定する建物又は土 地に関する証明書の交付 | 登録免許税非課 税証明書交付手 数料 | 一通に つき | 五〇〇 | | | |
| 三十 柔道整復師法の施行に関する事務 事務の内容 柔道整復師法（昭和四十五年法律 第十九号）第十九条第一項の規定に よる施術所の開設の届出があつた旨 の証明書の交付 | 柔道整復施術所 開設届出証明書 交付手数料 | 一通に つき | 五〇〇 | | | |

備考 現地調査のため職員が出張を要する場合には、当該現地調査に要する職員の旅費に相当する額を加算する。

三十一 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行に関する事務

| | | | |
|---|---|--|---|
| <p>項第一号に規定する建築物清掃業を営む者に係る同項の登録</p> <p>二 法第十二条の第二項第二号に規定する建築物空気環境測定業を営む者に係る同項の登録</p> <p>三 法第十二条の第二項第三号に規定する建築物空気調和用ダクト清掃業を営む者に係る同項の登録</p> <p>四 法第十二条の第二項第四号に規定する建築物飲料水水质検査業を営む者に係る同項の登録</p> <p>五 法第十二条の第二項第五号に規定する建築物飲料水貯水槽清掃業を営む者に係る同項の登録</p> <p>六 法第十二条の第二項第六号に規定する建築物排水管清掃業を営む者に係る同項の登録</p> <p>七 法第十二条の第二項第七号に規定する建築物ねずみ昆虫等防除業を営む者に係る同項の登録</p> <p>八 法第十二条の第二項第八号に規定する建築物環境衛生総合管理業を営む者に係る同項の登録</p> | <p>建築物空気環境測定業者登録手数料</p> <p>建築物空気調和用ダクト清掃業者登録手数料</p> <p>建築物飲料水水质検査業者登録手数料</p> <p>建築物飲料水貯水槽清掃業者登録手数料</p> <p>建築物排水管清掃業者登録手数料</p> <p>建築物ねずみ昆虫等防除業者登録手数料</p> <p>建築物環境衛生総合管理業者登録手数料</p> | <p>一件につき</p> <p>一件につき</p> <p>一件につき</p> <p>一件につき</p> <p>一件につき</p> <p>一件につき</p> <p>一件につき</p> | <p>三五、〇〇〇</p> <p>三五、〇〇〇</p> <p>三五、〇〇〇</p> <p>三五、〇〇〇</p> <p>三五、〇〇〇</p> <p>三五、〇〇〇</p> <p>四五、〇〇〇</p> |
| <p>三十一 公害紛争処理法の施行に関する事務</p> | | | |
| <p>事務の内容</p> <p>一 公害紛争処理法（昭和四十五年法律第八号。以下この表において「法」という。）第二十三条の四第一項に規定する参加の許可又は法第二十六条第一項に規定する調停の申請に対する審査</p> | <p>公害紛争調停等申請手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>調停を求める事項又は参加により調停を求める事項（以下この表において「調停を求める事項」という。）の価額に応じて</p> |
| <p>二 法第二十六条第一項に規定する仲裁の申請に対する審査</p> | <p>公害紛争仲裁申請手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>仲裁を求める事項の価額に応じて</p> |
| <p>備考 調停を求める事項の価額を増加するときの手数料の額は、増加後の価額について算定した手数料の額と増加前の価額について算定した手数料の額との差額とする。</p> <p>次に定めるところにより算定して得た額</p> <p>(一) 調停を求める事項の価額が百万円まで一、〇〇〇円</p> <p>(二) 調停を求める事項の価額が百万円を超え一千万円までの部分その価額一千万円までごとに七円</p> <p>(三) 調停を求める事項の価額が一千万円を超え一億円までの部分その価額一千万円までごとに六円</p> <p>(四) 調停を求める事項の価額が一億円を超える部分その価額一千万円までごとに五円</p> | | | |

備考

一 調停の申請人又は参加人が法第三十六条第一項の規定により当該調停が打ち切

| | | | | |
|---|-----------------------------|---|---|---|
| | | | | |
| 備考 仲裁を求める事項の価額を増加するときの手数料の額は、増加後の価額について算定した手数料の額と増加前の価額について算定した手数料の額との差額とする。 | (一) 仲裁を求める事項の価額が百万円まで二、〇〇〇円 | (二) 仲裁を求める事項の価額が百万円を超え一千万円までの部分その価額一千万円まで二〇〇円 | (三) 仲裁を求める事項の価額が一千万円を超え一億円までの部分その価額一千万円まで二〇〇円 | (四) 仲裁を求める事項の価額が一億円を超える部分その価額一千万円まで二〇〇円 |

られ、又は同条第二項の規定により当該調停が打ち切られたものとみなされた案件につきその旨の通知を受けた日から二週間以内に当該調停の目的となった事項について仲裁の申請をする場合における手数料の額は、当該調停の申請又は当該調停の手続への参加の申立てについて納めた額と仲裁を求める事項の価額に応じて算定した額との差額とする。

二 調停を求める事項又は仲裁を求める事項の価額は、調停の申請又は仲裁の申請により主張する利益によって算定する。この場合において、価額を算定することができないときは、その価額は、五百万円とする。

三十三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関する事務

| 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額(円) |
|--|-------------------------|-------|---------|
| 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下この表において「法」という。)第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設(同条第四項の政令で定めるものを除く。)の設置の許可の申請に対する審査 | 要告示縦覧一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料 | 一件につき | 一三〇、〇〇〇 |
| 二 法第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設(同条第四項の政令で定めるものを除く。)の設置の許可の申請に対する審査 | 告示縦覧外一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料 | 一件につき | 一一〇、〇〇〇 |
| 三 法第九条第一項に規定する一般廃棄物処理施設(法第八条第四項の政令で定めるものに限る。)の変更の許可の申請に対する審査 | 要告示縦覧一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料 | 一件につき | 一二〇、〇〇〇 |
| 四 法第九条第一項に規定する一般廃棄物処理施設(法第八条第四項の政令で定めるものを除く。)の変更の許可の申請に対する審査 | 告示縦覧外一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料 | 一件につき | 一〇〇、〇〇〇 |
| 五 法第九条の五第一項に規定する一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請に対する審査 | 一般廃棄物処理施設譲受等許可申請手数料 | 一件につき | 七三、〇〇〇 |

| | | | |
|--|-----------------------------|-------|---------|
| 六 法第九条の六第一項に規定する一般廃棄物処理施設設置者の合併又は分割による承継の認可の申請に対する審査 | 一般廃棄物処理施設設置者合併等認可申請手数料 | 一件につき | 七三、〇〇〇 |
| 七 法第十四条第一項に規定する産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査 | 産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料 | 一件につき | 八一、〇〇〇 |
| 八 法第十四条第二項に規定する産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査 | 産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 | 一件につき | 七三、〇〇〇 |
| 九 法第十四条第六項に規定する産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査 | 産業廃棄物処分業許可申請手数料 | 一件につき | 一〇〇、〇〇〇 |
| 十 法第十四条第七項に規定する産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査 | 産業廃棄物処分業許可更新申請手数料 | 一件につき | 九四、〇〇〇 |
| 十一 法第十四条の二第一項に規定する産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更に係る許可の申請に対する審査 | 産業廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可申請手数料 | 一件につき | 七一、〇〇〇 |
| 十二 法第十四条の二第一項に規定する産業廃棄物処分業の事業範囲の変更に係る許可の申請に対する審査 | 産業廃棄物処分業事業範囲変更許可申請手数料 | 一件につき | 九二、〇〇〇 |
| 十三 法第十四条の四第一項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査 | 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料 | 一件につき | 八一、〇〇〇 |
| 十四 法第十四条の四第二項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査 | 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 | 一件につき | 七四、〇〇〇 |
| 十五 法第十四条の四第六項に規定する特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査 | 特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料 | 一件につき | 一〇〇、〇〇〇 |
| 十六 法第十四条の四第七項に規定する特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査 | 特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料 | 一件につき | 九五、〇〇〇 |
| 十七 法第十四条の五第一項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可の申請に対する審査 | 特別管理産業廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可申請手数料 | 一件につき | 七二、〇〇〇 |
| 十八 法第十四条の五第一項に規定する特別管理産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可の申請に対する審査 | 特別管理産業廃棄物処分業事業範囲変更許可申請手数料 | 一件につき | 九五、〇〇〇 |
| 十九 法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設（同条第四項の政令で定めるものを除く。）の設置の許可の申請に対する審査 | 要告示縦覧産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料 | 一件につき | 一四〇、〇〇〇 |
| 二十 法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設（同条第四項の政令で定めるものを除く。）の設置の許可の申請に対する審査 | 告示縦覧外産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料 | 一件につき | 一二〇、〇〇〇 |
| 二十一 法第十五条の二の四第一項に規定する産業廃棄物処理施設（法第十五条第四項の政令で定めるものを除く。）の変更の許可の申請に対する審査 | 要告示縦覧産業廃棄物処理施設変更許可申請手数料 | 一件につき | 一三〇、〇〇〇 |
| 二十二 法第十五条の二の四第一項に規定する産業廃棄物処理施設（法第十五条第四項の政令で定めるものを除く。）の変更の許可の申請に対する審査 | 告示縦覧外産業廃棄物処理施設変更許可申請手数料 | 一件につき | 一一〇、〇〇〇 |
| 二十三 法第十五条の四において準用する法第九条の五第一項に規定する産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請に対する審査 | 産業廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料 | 一件につき | 七三、〇〇〇 |
| 二十四 法第十五条の四において準用する法第九条の六第一項に規定 | 産業廃棄物処理施設設置者合併 | 一件につき | 七三、〇〇〇 |

| | | | |
|---|---------------------------|--------------|--|
| <p>する産業廃棄物処理施設設置者の合併又は分割による承継の認可の申請に対する審査</p> | <p>等認可申請手数料</p> | | |
| <p>二十五 法第二十條の二第一項に規定する廃棄物再生事業者の登録の申請に対する審査</p> | <p>廃棄物再生事業者登録申請手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>四〇、〇〇〇</p> |
| <p>三十四 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関する事務</p> | | | |
| <p>事務の内容</p> | <p>手数料の名称</p> | <p>単位</p> | <p>額(円)</p> |
| <p>一 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第五号。以下この表において「法」という。)第十條第一項に規定する動物取扱業の登録の申請に対する審査</p> | <p>動物取扱業登録申請手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>一五、〇〇〇</p> |
| <p>二 法第十三條第一項に規定する動物取扱業の登録の更新の申請に対する審査</p> | <p>動物取扱業登録更新申請手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>九、〇〇〇</p> |
| <p>三 法第十四條第一項に規定する動物取扱業の登録の変更の届出に対する審査</p> | <p>動物取扱業登録変更手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>五、〇〇〇</p> |
| <p>四 法第二十二條第三項に規定する動物取扱責任者研修</p> | <p>動物取扱責任者研修手数料</p> | <p>一人につき</p> | <p>六〇〇</p> |
| <p>五 法第二十六條第一項に規定する特定動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査</p> | <p>特定動物飼養等許可申請手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>二〇、〇〇〇円 ただし、継続して許可を受けようとする場合にあっては、二二、〇〇〇円</p> |
| <p>六 法第二十八條第一項に規定する特定動物の飼養又は保管の変更の許可の申請に対する審査</p> | <p>特定動物飼養等変更許可申請手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>一〇、〇〇〇</p> |
| <p>七 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成十八年環境省令第一号。以下この表において「省</p> | <p>動物取扱業登録証再交付手数料</p> | <p>一通につき</p> | <p>一、〇〇〇</p> |
| <p>令」という。)第二條第六項に規定する動物取扱業に係る登録証の再交付</p> | | | |
| <p>八 省令第十五條第六項に規定する特定動物の飼養又は保管に係る許可証の再交付</p> | <p>特定動物飼養等許可証再交付手数料</p> | <p>一通につき</p> | <p>一、〇〇〇</p> |
| <p>三十五 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行に関する事務</p> | | | |
| <p>事務の内容</p> | <p>手数料の名称</p> | <p>単位</p> | <p>額(円)</p> |
| <p>一 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号。以下この表において「法」という。)第三條に規定する食鳥処理の事業の許可の申請に対する審査</p> | <p>食鳥処理事業許可申請手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>一九、〇〇〇</p> |
| <p>二 法第六條第一項に規定する食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査</p> | <p>食鳥処理場変更許可申請手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>一〇、〇〇〇</p> |
| <p>三 法第十五條第一項から第三項までに規定する食鳥検査</p> | <p>食鳥検査手数料</p> | <p>一羽につき</p> | <p>三</p> |
| <p>四 法第十六條第一項に規定する確認規程の認定の申請に対する審査</p> | <p>確認規程認定申請手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>五、五〇〇</p> |
| <p>五 法第十六條第二項に規定する確認規程の変更の認定の申請に対する審査</p> | <p>確認規程変更認定申請手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>二、三〇〇</p> |
| <p>三十六 介護保険法の施行に関する事務</p> | | | |
| <p>事務の内容</p> | <p>手数料の名称</p> | <p>単位</p> | <p>額(円)</p> |
| <p>一 介護保険法(平成九年法律第九十二号。以下この表において</p> | <p>介護支援専門員実務研修受講試験手数料</p> | <p>一人につき</p> | <p>七、〇〇〇</p> |

| | | | | | |
|--|---|---|--|--|--|
| <p>「法という」 第六十九條の 二第一項に規 定する介護支 援専門員実務 研修受講試験</p> | <p>二 法第六十九 條の二第一項 に規定する介 護支援専門員 実務研修</p> | <p>三 法第六十九 條の七第一項 に規定する介 護支援専門員 証の交付の申 請に対する審 査</p> | <p>四 法第六十九 條の七第二項 に規定する研 修</p> | <p>五 法第六十九 條の七第五項 に規定する登 録の移転に伴 う介護支援專 門員証の交付 の申請に対す る審査</p> | <p>六 法第六十九 條の八第一項 に規定する介 護支援専門員 証の有効期間 の更新の申請 に対する審査</p> |
| | <p>介護支援 専門員実 務研修手 数料</p> | <p>介護支援 専門員証 交付申請 手数料</p> | <p>介護支援 専門員再 研修手 数料</p> | <p>介護支援 専門員証 登録移転 交付申請 手数料</p> | <p>介護支援 専門員証 有効期間 更新申請 手数料</p> |
| | <p>一人に つき</p> | <p>一人に つき</p> | <p>一人に つき</p> | <p>一人に つき</p> | <p>一通に つき</p> |
| | <p>二、〇〇〇</p> | <p>二、〇〇〇</p> | <p>二、〇〇〇</p> | <p>二、〇〇〇</p> | <p>二、〇〇〇</p> |
| <p>七 法第六十九 條の八第二項 に規定する介 護支援専門員 に係る更新研 修</p> | | | | <p>八 介護支援專 門員証の書換 え交付</p> | <p>九 介護支援專 門員証の再交 付</p> |
| <p>介護支援 専門員更 新研修手 数料</p> | | | | <p>介護支援 専門員証 書換え交 付手数料</p> | <p>介護老人 保健施設 開設許可 手数料</p> |
| <p>1 介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者に対する更新研修</p> | <p>2 介護専門員証の有効期間中に介護支援専門員の業務に従事しているか又は従事していた経験を有する者に対する更新研修</p> | <p>イ 初回の更新に係るもの ロ 二回目以降の更新に係るもの</p> | | | |
| <p>一人に つき</p> | <p>一人に つき</p> | <p>一人に つき</p> | | <p>一通に つき</p> | <p>一件に つき</p> |
| <p>二、〇〇〇</p> | <p>二六、〇〇〇円 ただし、更新研修の課程に相当するものとして知事が指定する研修の課程を修了した者については、二二、〇〇〇円</p> | <p>二、〇〇〇</p> | | <p>二、〇〇〇</p> | <p>六三、〇〇〇</p> |

| | | | |
|---|-----------------------------|-----------|--------|
| 十一 法第九十四 条第二項に 規定する介護 老人保健施設 の変更の許可 (構造設備の 変更を伴うも のに限る。) | 介護老人 保健施設 変更許可 手数料 | 一件に つき | 三三、〇〇〇 |
| 十二 法第一百 五条の二十九 第二項に規定 する介護サー ビス情報の調 査 | 介護サー ビス情報 調査手数料 | 一件に つき | 二〇、五〇〇 |
| 十三 法第一百 五条の二十九 第三項に規定 する介護サー ビス情報の公 表 | 介護サー ビス情報 公表手数料 | 一件に つき | 八、〇〇〇 |

三十七 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の施行に関する事務

| 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額(円) |
|--|-----------------------------|-----------|-------|
| 一 特定製品に係るフロン類の回収 及び破壊の実施の確保等に関する 法律(平成十三年法律第六十四号、 以下この表において「法」という。 第九条第一項に規定する第一種フ ロン類回収業の登録の申請に対す る審査 | 第一種フロン類 回収業登録申請 手数料 | 一件に つき | 五、〇〇〇 |
| 二 法第十二条第一項に規定する第 一種フロン類回収業の登録の更新 の申請に対する審査 | 第一種フロン類 回収業登録更新 申請手数料 | 一件に つき | 四、〇〇〇 |

三十八 使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に関する事務

| 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額(円) |
|--|---------------------------|-----------|---------|
| 一 使用済自動車の再資源化等に関 する法律(平成十四年法律第八十 七号、以下この表において「法」 という。)第四十二條第一項に規 定する引取業者の登録の申請に対 する審査 | 引取業者登録申 請手数料 | 一件に つき | 四、〇〇〇 |
| 二 法第四十二條第二項に規定する 引取業者の登録の更新の申請に対 する審査 | 引取業者登録更 新申請手数料 | 一件に つき | 三、〇〇〇 |
| 三 法第五十三條第一項に規定する フロン類回収業者の登録の申請に 対する審査 | フロン類回収業 者登録申請手 料 | 一件に つき | 五、〇〇〇 |
| 四 法第五十三條第二項に規定する フロン類回収業者の登録の更新の 申請に対する審査 | フロン類回収業 者登録更新申 請手数料 | 一件に つき | 四、〇〇〇 |
| 五 法第六十條第一項に規定する解 体業の許可の申請に対する審査 | 解体業許可申 請手数料 | 一件に つき | 七、八、〇〇〇 |
| 六 法第六十條第二項に規定する解 体業の許可の更新の申請に対する 審査 | 解体業許可更新 申請手数料 | 一件に つき | 七、〇、〇〇〇 |
| 七 法第六十七條第一項に規定する 破砕業の許可の申請に対する審査 | 破砕業許可申 請手数料 | 一件に つき | 八、四、〇〇〇 |
| 八 法第六十七條第二項に規定する 破砕業の許可の更新の申請に対す る審査 | 破砕業許可更新 申請手数料 | 一件に つき | 七、七、〇〇〇 |
| 九 法第七十條第一項に規定する破 砕業の事業範囲の変更に係る許可 の申請に対する審査 | 破砕業事業範囲 変更許可申 請手数料 | 一件に つき | 七、五、〇〇〇 |

三十九 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する事務

四十 母体保護法施行令の施行に関する事務

| 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額(円) |
|--|---------------|-------|---|
| 一 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下この表において「法」という。)第十九条第一項に規定する鳥獣の飼養の登録 | 鳥獣飼養登録手数料 | 一件につき | 三、四〇〇 |
| 二 法第十九条第五項に規定する鳥獣の飼養の登録の更新 | 鳥獣飼養登録更新手数料 | 一件につき | 三、四〇〇 |
| 三 法第十九条第六項に規定する鳥獣の飼養の登録に係る登録票の再交付 | 鳥獣飼養登録票再交付手数料 | 一件につき | 三、四〇〇 |
| 四 法第四十一条に規定する狩猟免許の申請に対する審査 | 狩猟免許申請手数料 | 一件につき | 五、二〇〇円。 ただし、法第四十九条各号に掲げる者が申請する場合にあっては、三、九〇〇円 |
| 五 法第四十六条第一項に規定する狩猟免許の再交付 | 狩猟免許再交付手数料 | 一件につき | 一、〇〇〇 |
| 六 法第五十一条第一項に規定する狩猟免許の更新の申請に対する審査 | 狩猟免許更新申請手数料 | 一件につき | 二、八〇〇 |
| 七 法第五十五条第一項に規定する狩猟者登録 | 狩猟者登録手数料 | 一件につき | 一、八〇〇 |
| 八 法第六十一条第一項に規定する狩猟者登録の変更登録 | 狩猟者登録変更登録手数料 | 一件につき | 一、八〇〇 |
| 九 法第六十一条第五項に規定する狩猟者登録証の再交付 | 狩猟者登録証再交付手数料 | 一件につき | 一、一〇〇 |
| 十 法第六十一条第五項に規定する狩猟者記章の再交付 | 狩猟者記章再交付手数料 | 一件につき | 一、〇〇〇 |

四十一 岐阜県食品衛生条例の施行に関する事務

| 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額(円) |
|--|--------------------|-------|---|
| 一 母体保護法施行令(昭和二十四年政令第十六号。以下この表において「施行令」という。)第一条第一項の規定による受胎調節実地指導員の指定証の交付 | 受胎調節実地指導員指定証交付手数料 | 一通につき | 四、〇〇〇 |
| 二 施行令第一条第二項の規定による受胎調節実地指導員の標識の交付 | 受胎調節実地指導員標識交付手数料 | 一枚につき | 三、一〇〇 |
| 三 施行令第三条に規定する受胎調節実地指導員の指定証の訂正 | 受胎調節実地指導員指定証訂正手数料 | 一件につき | 二、四〇〇 |
| 四 施行令第五条に規定する受胎調節実地指導員の指定証の再交付 | 受胎調節実地指導員指定証再交付手数料 | 一通につき | 二、八〇〇 |
| 五 施行令第五条に規定する受胎調節実地指導員の標識の再交付 | 受胎調節実地指導員標識再交付手数料 | 一枚につき | 二、五〇〇 |
| 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額(円) |
| 一 岐阜県食品衛生条例(昭和五十六年岐阜県条例第二十号。以下この表において「条例」という。)第四条に規定する食品製造業の営業の許可の申請に対する審査 | 食品製造業営業許可申請手数料 | 一件につき | 一〇、〇〇〇円 ただし、継続して許可を受けようとする場合にあっては、五、〇〇〇円 |
| 二 条例第四条に規定する食品販売業の営業の許可の申請に対する審査(三の項又は四の項に掲げるものを除く。) | 食品販売業営業許可申請手数料 | 一件につき | 五、六〇〇円。 ただし、継続して許可を受けようとする場合にあっては、二、八〇〇円 |

| | | | |
|--|--|---------------------------|------------------------------------|
| <p>四十二 岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の施行に関する事務</p> | | | |
| <p>事務の内容</p> <p>一 岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年岐阜県条例第二十号。以下この表において「条例」という。)(第二項に規定する浄化槽保守点検業の営業の登録</p> <p>二 条例第二項第三項に規定する浄化槽保守点検業営業更新登録手数料</p> | <p>手数料の名称</p> <p>浄化槽保守点検業営業登録手数料</p> | <p>単位</p> <p>一件につき</p> | <p>額(円)</p> <p>三三、〇〇〇</p> |
| <p>事務の内容</p> <p>一 岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年岐阜県条例第二十号。以下この表において「条例」という。)(第二項に規定する浄化槽保守点検業の営業の登録</p> <p>二 条例第二項第三項に規定する浄化槽保守点検業営業更新登録手数料</p> | <p>手数料の名称</p> <p>浄化槽保守点検業営業登録手数料</p> | <p>単位</p> <p>一件につき</p> | <p>額(円)</p> <p>二八、〇〇〇</p> |
| <p>四十三 岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例の施行に関する事務</p> | | | |
| <p>事務の内容</p> <p>一 岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例(平成十八年岐阜県条例第二十号。以下この表において「条例」という。)(第十一条第一項の規定による野犬等の抑留中の飼養管理</p> | <p>手数料の名称</p> <p>野犬等飼養管理手数料</p> | <p>単位</p> <p>一頭一日につき</p> | <p>額(円)</p> <p>六七〇</p> |
| <p>四十一 岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の施行に関する事務</p> | | | |
| <p>事務の内容</p> <p>一 条例第四条に規定する食品販売業の営業の許可の申請に対する審査(季節的に期間を定めてする営業に係るものに限る。)</p> <p>二 条例第四条に規定する食品販売業の営業の許可の申請に対する審査(臨時にする営業に係るものに限る。)</p> <p>三 条例第四条に規定する食品製造又は食品販売の営業の許可を受けたい旨の証明書の交付</p> | <p>食品販売業臨時営業許可申請手数料</p> <p>食品製造等営業許可証明書交付手数料</p> | <p>一件につき</p> <p>一通につき</p> | <p>一、四〇〇</p> <p>七〇〇</p> <p>五〇〇</p> |

| | | | |
|---|--------------------------|--------------|---|
| <p>四十四 岐阜県埋立て等の規制に関する条例の施行に関する事務</p> | | | |
| <p>事務の内容</p> <p>一 岐阜県埋立て等の規制に関する条例(平成十八年岐阜県条例第四十七号。以下この表において「条例」という。)(第十条に規定する特定事業の許可の申請に対する審査</p> <p>二 条例第十三条第一項に規定する特定事業の変更の許可の申請に対する審査</p> | <p>埋立て等特定事業変更許可申請手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>二九、〇〇〇</p> |
| <p>四十五 県立病院において行う文書の交付に関する事務</p> | | | |
| <p>事務の内容</p> <p>一 生命保険診断書、自動車損害賠償保険診断書、恩給診断書、年金診断書若しくは訴訟関係診断書又はこれらに関する診療費明細書の交付</p> | <p>県立病院生命保険診断書等交付手数料</p> | <p>一通につき</p> | <p>生命保険診断書、自動車損害賠償保険診断書又はこれらに関する診療費明細書に係るものについては三、七五〇円、恩給診断書、年金診断書、訴訟関係診断書又はこれらに関する診療費明細書に係るものについては三、四〇〇円</p> |
| <p>二 条例第十一条第二項の規定による野犬等の返還</p> | | | |
| <p>野犬等返還手数料</p> | <p>野犬等返還手数料</p> | <p>一頭につき</p> | <p>三、二六〇</p> |
| <p>二 死亡(死産)診断書、普通診療費明細書又は死体検案書の交付</p> | <p>県立病院死亡診断書等交付手数料</p> | <p>一通につき</p> | <p>二、三一〇</p> |

| 事務の内容 | | 手数料 | | 区分 | | 単位 | | 額 (円) | |
|-----------------------------------|--------------|-------------------------------------|----------------------------------|---------|--|----|--|-------|-------|
| 一 尿・ふん便等検査(実施) | 尿・ふん便等検査実施手数 | 1 尿検査に係るもの | イ 尿中一般物質定性半定量検査(妊婦に係るものを除く) | 一検体につき | | | | | 二二〇 |
| | | ロ 尿沈さ顕微鏡検査 | 一検体につき | | | | | 二二〇 | |
| 二 尿・ふん便等検査(判断) | 尿・ふん便等検査判断手数 | イ 潜血反応検査 | 一検体につき | | | | | 七〇 | |
| | | ロ 塗抹顕微鏡検査 | 一検体につき | | | | | 一七〇 | |
| 三 血液学的検査(実施) | 血液学的検査実施手数 | 1 血液比重に係るもの | | 一人一月につき | | | | | 二八〇 |
| | | | | | | | | | 一三〇 |
| 三 血液学的検査(実施) | 血液学的検査実施手数 | 2 赤血球沈降速度測定に係るもの | | 一検体につき | | | | | 七〇 |
| | | | | | | | | | 一八〇 |
| 三 血液学的検査(実施) | 血液学的検査実施手数 | 3 血球計算に係るもの(妊婦に係るものを除く。4及び5において同じ。) | | 一検体につき | | | | | 一八〇 |
| | | | | | | | | | 二五〇 |
| 四十六 保健所及び保健環境研究所において行う衛生試験等に関する事務 | | | | | | | | | |
| 三 普通診断書又は証明書の交付 | | 料 | 県立病院普通診断書等交付手数 | 一通につき | | | | | 一、五八〇 |
| 四 再発行診察券の交付 | | 料 | 県立病院再発行診察券交付手数 | 一通につき | | | | | 二五〇 |
| 五 血液学的検査(判断) | | | | | | | | | |
| 四 血液学的検査(判断) | | | | | | | | | |
| 五 生化学的検査(実施) | | | | | | | | | |
| 四 血液学的検査(判断) | | | | | | | | | |
| 五 生化学的検査(実施) | | | | | | | | | |
| 7 末しょう血液一般検査に係るもの | 血液一般検査実施手数 | 6 血液像検査に係るもの | イ 口に掲げる場合以外の場合 ロ 特殊染色を併せて行う場合 | 一検体につき | | | | | 一八〇 |
| | | | | | | | | | 三三〇 |
| 4 血色素検査に係るもの | | 5 ヘマトクリット値に係るもの | | 一検体につき | | | | | 一八〇 |
| | | | | | | | | | 一五〇 |
| 1 総たんぱくに係るもの | | 2 血糖に係るもの | | 一検体につき | | | | | 八〇 |
| | | | | | | | | | 八〇 |
| 3 総コレステロールに係るもの | | 4 中性脂肪に係るもの | | 一検体につき | | | | | 一四〇 |
| | | | | | | | | | 一四〇 |
| 5 GOTに係るもの | | 6 GPTに係るもの | | 一検体につき | | | | | 一四〇 |
| | | | | | | | | | 一四〇 |
| 7 GTPに係るもの | | 8 ALPに係るもの | | 一検体につき | | | | | 八〇 |
| | | | | | | | | | 八〇 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|---------------------------------|--|---|--|--------------------------------------|--|---|--|--|--|--|--|---|--|
| | | | | | | | | | | 七 免 疫 学 的 検 査 (実 施) 数 料 実 施 手 数 | | 六 生 化 学 的 検 査 (判 断) 数 料 判 断 手 数 | | | | | |
| 3 梅 毒 血 清 反 応 検 査 (ト レ ボ ネ I マ 抗 原 使 用 検 査 | | | 2 梅 毒 血 清 反 応 検 査 (脂 質 抗 原 使 用 検 査 一 梅 毒 沈 降 反 応 に 係 る も の | | | 1 免 疫 血 液 学 的 検 査 に 係 る も の | | | | | | | | | | | |
| 口 F T A A B S 試 験 | | イ T P H A 試 験 | | 口 定 性 | | イ 定 量 | | 口 R h 血 液 型 | | イ A B O 血 液 型 | | | | | | | |
| 一 検 体 に つ き | | 一 検 体 に つ き | | 一 検 体 に つ き | | 一 検 体 に つ き | | 一 検 体 に つ き | | 一 検 体 に つ き | | 一 人 一 月 に つ き | | | | | |
| 一、二六〇 | | 二六〇 | | 四六〇 | | 一三〇 | | 二八〇 | | 一七〇 | | 一七〇 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 九 微 生 物 学 的 検 査 (実 施) 手 数 料 実 施 手 数 | | 八 免 疫 学 的 検 査 (判 断) 手 数 料 判 断 手 数 | | | | | |
| 1 排 泄 物 し ん 出 物 又 は 分 泌 物 の | | | 5 肝 炎 ウ イ ル ス 関 連 検 査 に 係 る も の | | | 4 感 染 症 血 清 反 応 検 査 に 係 る も の | | | | | | | | | | | |
| 口 蛍 光 顕 微 鏡 、 暗 視 野 装 置 等 を 使 用 し な い も の | | イ 蛍 光 顕 微 鏡 、 暗 視 野 装 置 等 を 使 用 す る も の | | 口 H C V 抗 体 価 | | イ H B s 抗 原 | | ホ つ つ が 虫 抗 体 価 | | ニ ウ イ ル ス 抗 体 価 | | ハ H I V 1 ・ 2 抗 体 価 精 密 測 定 | | ロ H I V 1 抗 体 価 精 密 測 定 | | イ H I V 1 ・ 2 抗 体 価 (保 健 所 長 が 必 要 で あ る と 認 め て 行 う も の を 除 く 。 口 及 び ハ に お い て 同 じ 。) | |
| 一 検 査 項 目 に つ き | | 一 検 査 項 目 に つ き | | 一 検 体 に つ き | | 一 検 体 に つ き | | 一 株 に つ き | | 一 検 体 に つ き | | 一 検 体 に つ き | | 一 検 体 に つ き | | 一 検 体 に つ き | |
| 二二〇 | | 二六〇 | | 一、〇〇〇 | | 二四〇 | | 一、八五〇 | | 六七〇 | | 三、一九〇 | | 二、三五〇 | | 一、〇九〇 | |

| 3 細菌 | | | 2 細菌 | | | | | | | | 顕微鏡検査に係るもの |
|---|-------------|---------|--------------------|------------|-------------------|----------------|-------------------------|--|---------|--------|-----------------|
| 菌種 | 剤感受性検査に係るもの | 検査に係るもの | 培養同定検査に係るもの | 口消化管からの検体 | イ口くう、気道又は呼吸器からの検体 | ハ泌尿器又は生殖器からの検体 | ニ血液又はせん刺液 | ホイからニまでに掲げる部位以外の部位からの検体 | ヘ簡易培養検査 | 一検体につき | 料 |
| イ 一菌種 | 口 二菌種 | ハ 三菌種以上 | イ 口くう、気道又は呼吸器からの検体 | 口 消化管からの検体 | ハ 泌尿器又は生殖器からの検体 | ニ 血液又はせん刺液 | ホイからニまでに掲げる部位以外の部位からの検体 | ヘ 簡易培養検査 | 一検体につき | 一検体につき | 一、〇九〇 |
| 一、〇九〇 | 一、四三〇 | 一、八五〇 | 一、〇九〇 | 一、〇九〇 | 一、〇一〇 | 一、〇九〇 | 九二〇 | 四六〇円。ただし、集団給食従事者、水道関係者及び食品営業施設従事者並びに一般依頼であつて十人以上の集団で検査を受ける者に係るものについては、二三〇円 | 一検体につき | 一検体につき | 一、〇九〇 |
| 11 水質試験 | | | 10 微生物学的検査(判断) | | | | | | | | 10 微生物学的検査判断手数料 |
| 11 水質試験 | | | 10 微生物学的検査(判断) | | | | | | | | 10 微生物学的検査判断手数料 |
| 1 物理化学的試験に係るもの | | | 6 抗酸菌 | | 5 抗酸菌 | | 4 抗酸菌分離培養検査に係るもの | | の | | |
| イ 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第十三条第一項に規定する水質検査 | | | イ 三薬剤以下 | | イ ナイアシンテスト | | イ ナイアシンテスト | | の | | |
| ロ イに掲げる水質検査に準ずる水道原水の水質検査 | | | ロ 四薬剤以上 | | ロ ナイアシンテスト以外のもの | | ロ ナイアシンテスト | | の | | |
| ハ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の三に規定するし尿処理施設の放流水の技術上の基準に関する試験 | | | 一検体につき | | 一検体につき | | 一検体につき | | 一、二六〇 | | |
| ニ 建築基準法(昭和二十五 | | | 一検体につき | | 一検体につき | | 一検体につき | | 一、一八〇 | | |
| 一条に規定する浄化槽の放 | | | 一検体につき | | 一検体につき | | 一検体につき | | 一、六八〇 | | |
| 六、九三〇 | | | 一、九三〇 | | 一、三三〇 | | 七六〇 | | 一、一八〇 | | |

| 2 菌学 的検 査に 係る もの | | 流水のBODに関する試験 | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|----------------------------|---------------|---------------------|---------------|--|--------|--------|--------|--------------------------|---------|--------|
| 口 水道 原水 の水 質検 査(一 群) | イ 水道 法第 十三 条第 一項 に規 定す る水 質検 査又 はこ れに 準ず る水 質検 査(一 般細 菌数 及び 大腸 菌又 は大 腸菌 群) | 試験の場 合の定 する指 成分の 簡易な 定性試 験項目 | | | | | 試験の場 合の定 する指 成分の 簡易な 定性試 験項目 | | | | | | |
| | | 極めて特殊な 手技を要する定 量試験項目 | 極めて特殊な 手技を要する定 量試験項目 | 複雑な定量 試験項目 | やや複雑な 定量試験項 目 | 簡易な定量 試験項目 | ラドン測定 | 飲用分析 | 鉱泉分析 | 泉水分析 | 小分析 | | |
| 一検体 | 一検体につき | 一検体につき | 一検体につき | 一検体につき | 一検体につき | 一検体につき | 一検体につき | 一検体につき | 一検体につき | 一検体につき | 一検体につき | 一検体につき | 一検体につき |
| 四、九四〇円 | 三、〇五〇 | 一三、七〇〇 | 一〇、二〇〇 | 五、八八〇 | 二、三二〇 | 一、〇五〇 | 五、六七〇 | 三、五七〇 | 四、九四〇 | 三九、九〇〇 | 六二、〇〇〇 | 一七、九〇〇 | |
| | | 十二 食品衛生試験 添加物、器具、容器包装等に 係る衛生試験 | | | | | | | | | | | |
| | | 食品等衛生試験 料手数 | | | | | | | | | | | |
| | | 1 理化学的試験 に係るもの | | | | | | | | | | | |
| | | イ 食品衛生試験 食品衛生法に基づく 成分規格又はこれ に準ずる試験 | | | | | | | | | | | |
| | | 二 岐阜県公衆浴場又は旅館業に供する施設における浴槽水等の使用水に関する基準(平成十四年岐阜県告示第百二十四号)第二に規定する浴槽水の基準に関する試験(大腸菌群数) | | | | | | | | | | | |
| | | 八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の三に規定するし尿処理施設の放流水の技術上の基準に関する試験(大腸菌群数) | | | | | | | | | | | |
| | | 般細菌数及びMPN法による大腸菌群数) | | | | | | | | | | | |
| 液体クロム試験 | 特殊な手技を要する試験 | 極めて特殊な手技を要する試験 | 複雑な試験 | やや複雑な試験 | 簡易な試験 | ラドン測定 | 飲用分析 | 鉱泉分析 | 泉水分析 | 小分析 | ただし、特定酵素基質培地法による場合にあっては、 | 一〇、二九〇円 | |
| 一試験 | 一試験につき | 一検体につき | 一試験につき | 一試験につき | 一試験につき | 一検体につき | 一検体につき | 一検体につき | 一検体につき | 一検体につき | 二、五二〇 | | |
| 三一、五〇〇 | | 四四、一〇〇 | 一四、七〇〇 | 八、〇九〇 | 一、六八〇 | 二、六三〇 | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|------------------------|-----|-----|-------------------|--------------------------------------|-----------------|-------------|--|--|--|--|--------------|------------|---------------------------|------------------------------|-----------------|--------|------------|--------|
| 二 証明書の交付 | 精神保健福祉セ ンター 付手数料 | 一通に | 七八〇 | 事務の内容 一 診断書の交付 | 手数料の名称 精神保健福祉セ ンター診断書交 付手数料 | 単位 一通に つき | 額(円) 九〇〇 | 備考 依頼人の請求に応じ職員が出張して検査等をする場合又は特別な原材料を要する検査等をする場合にあつては、当該検査等に要する職員の旅費及び検査器具の運搬費に相当する額又は実費に相当する額を加算する。 | 十六 成績 書の交付 衛生試 験等成 績書交 付手数 料 | 十五 委託 調査研 究 委託調 査研究 手数料 | 2 有害物質を含有する家庭用品の規 制に関する法律第四条第二項に規定 する基準に関する試験 | ヨ 有機水銀化合物 | カ メタノール | ド アル デヒ ド 接着剤 | ワ ホ ル ム 繊維製 品 | ヲ デイル ドリン | 合 物 | 一検体 につき | 三四、七〇〇 |
| | | | | | | | | | | | | 一検体 につき | 一一、六〇〇 | 一検体 につき | 一一、五五〇 | 一検体 につき | 七、五六〇 | 一検体 につき | 五、九九〇 |

四十七 精神保健福祉センターにおいて行う文書の交付に関する事務

別表第二(第二条関係)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---------------------|----------|-------------------------------|--------------------|---|---------------|-----------------|--------------------------|--------------------|---------------------------|-----------|----|---|-----------------------------|-------------|-----------------|------------------|----|-----------------------------|
| 二 介護保険法(以下この項 において「法」という。) の施行に関する事務 | 2 介護支援専門員再 研修手数料 | 指定研修実施機関 | 事務の種類 一 児童福祉法の施行に関す る事務 | 手数料の名称 保育士試験手数料 | 納入機関の名称 社団法人全国保育士養成 協議会(昭和四十四年八 月二十日に社団法人全国 保育養成協議会という名 称で設立された法人をい う。) | 額(円) 一、三七〇 | 単位 一通に つき | 希望が丘学園普 通診断書交付手 数料 | 希望が丘学園証 明書交付手数料 | 希望が丘学園再 発行診察券交付 手数料 | 一通に つき | 五〇 | 事務の内容 一 生命保険診断書、身体障害者診 断書、死亡診断書、自動車損害賠 償保険診断書、訴訟関係診断書そ の他これらに類するものの交付 | 希望が丘学園生 命保険診断書等 交付手数料 | 額(円) 八二〇 | 単位 一通に つき | センター証明書交 付手数料 | つき | 四十八 希望が丘学園において行う文書の交付に関する事務 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|----------------------|--------------------------------------|
| 3 介護支援専門員更 新研修手数料 | 指定研修実施機関 |
| 4 介護サービス情報 調査手数料 | 法第百十五條の三十第一 項に規定する指定調査機 関 |
| 5 介護サービス情報 公表手数料 | 法第百十五條の三十六第 一項に規定する指定情報 公表センター |

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十号

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例

目次

- 第一章 総則（第一条 第六条）
 - 第二章 事業計画書（第七条 第十条）
 - 第三章 事業計画の周知（第十一条 第十八条）
 - 第四章 事業計画書に生活環境影響調査方法を添付した場合の特例（第十九条 第二十二条）
 - 第五章 合意の形成（第二十三条 第二十五条）
 - 第六章 手続の終結（第二十六条 第二十九条）
 - 第七章 岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会（第三十条 第三十五条）
 - 第八章 雑則（第三十六条 第四十二条）
- 附則
- 第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事業計画の周知の手続、こ

れに対する関係住民等の意見を求めるための手続その他必要な事項を定めることにより、産業廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化と透明性の確保を図り、もって産業廃棄物処理施設等の設置等に係る合意の形成及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）をいう。
 - 二 令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）をいう。
 - 三 省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）をいう。
 - 四 適正処理条例 岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例（平成十一年岐阜県条例第十号）をいう。
 - 五 産業廃棄物 法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。
 - 六 産業廃棄物処理施設 法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。
 - 七 小規模産業廃棄物処理施設 適正処理条例第二十一条第一項に規定する小規模産業廃棄物処理施設であつて、その設置又は使用に関し同項又は同条第二項の規定による届出を要するものをいう。
 - 八 産業廃棄物処理施設等 前二号に掲げる施設をいう。
 - 九 産業廃棄物処理施設等の設置等 次に掲げる行為をいう。
 - イ 産業廃棄物処理施設の設置であつて、当該設置に関し第五条第一項第二号に規定する手続を要するもの
 - ロ 産業廃棄物処理施設に係る変更であつて、当該変更に関し第五条第一項第三号に規定する手続を要するもの
 - 八 小規模産業廃棄物処理施設の設置であつて、当該設置に関し第五条第一項第四号に規定する手続を要するもの
 - 二 小規模産業廃棄物処理施設に係る変更であつて、当該変更に関し第五条第一項第四号に規定する手続を要するもの
- ホ 自ら排出する産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設を設置している

者が当該産業廃棄物処理施設を産業廃棄物の処分の業の用に供する行為であつて、当該産業廃棄物の処分の業の実施に関し第五条第一項第一号に規定する手続を要するもの

十 生活環境影響調査 法第十五条第三項（法第十五条の二の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査をいう。

十一 事業者 産業廃棄物処理施設等の設置等を行う者とする者をいう。

十二 環境影響評価実施事業者 産業廃棄物処理施設等の設置等（令第七条第三号、第五号、第八号又は第十一号の二から第十四号までに掲げる産業廃棄物処理施設に係るものに限る。）であつて、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第四項に規定する対象事業又は岐阜県環境影響評価条例（平成七年岐阜県条例第十号）（第二条第二号に規定する対象事業）（同号に規定する第二種対象事業を除く。）に該当するものを行う事業者をいう。

十三 周知地域 産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事業計画の周知を行う地域をいう。

十四 関係住民 産業廃棄物処理施設等の設置等を行う土地から十メートル以内の土地について所有権又は賃借権その他の当該土地を使用する権利を有する者、周知地域内に居住する者その他生活環境の保全上利害関係を有する者として規則で定める者をいう。

十五 関係市町村 周知地域が所在する市町村をいう。

十六 関係市町村長 関係市町村の長をいう。

十七 合意の形成 産業廃棄物処理施設等の設置等に伴つて生ずる周辺地域の生活環境の保全に関する紛争を予防するための事業者と関係住民との相互理解をいう。

（県の責務）

第三条 県は、関係市町村と協力し、生活環境の保全に配慮した産業廃棄物処理施設等の設置等が行われるよう事業者の指導を行うとともに、合意の形成が図られるよう努めるものとする。

（事業者及び関係住民の責務）

第四条 事業者は、産業廃棄物処理施設等の設置等に当たっては、周辺地域の生活環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、関係住民に対し、事業計画について正確かつ誠実に情報を提供しなければならない。

2 事業者は、この条例に規定する手続の過程において、周辺地域の生活環境の保全のため適正な配慮を行う旨の見解を示したときは、誠実にこれを遵守しなければならない。

3 事業者及び関係住民は、相互の立場を尊重し、合意の形成に努めなければならない。（条例手続の時期）

第五条 事業者は、次に掲げる手続を行うときは、あらかじめこの条例に規定する手続を実施し、第二十九条の規定による通知を受けておかなければならない。

一 法第十四条第六項若しくは第十四条の二第二項又は第十四条の四第六項若しくは第十四条の五第一項の許可に係る申請（自ら排出する産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設を設置している事業者が当該産業廃棄物処理施設を使用して産業廃棄物の処分の業を行うもの）（許可の更新に係るものを除く。）に限る。

二 法第十五条第一項の許可に係る申請

三 法第十五条の二の五第一項の許可に係る申請

四 適正処理条例第二十一条第一項、第二項又は第三項の規定による届出（規則で定めるものを除く。）

2 事業者が第二十九条の規定による通知を受けた日から一年を経過した日以後に前項各号に掲げる手続を行うときは、事業者が当該通知を受けていないもののみなして前項の規定を適用する。

（許可の制限等）

第六条 知事は、産業廃棄物処理施設等の設置等について、事業者が第二十九条の規定による通知を受ける前に前条第一項第二号又は第三号の申請を行った場合は、当該申請が法第十五条の二第一項第二号（法第十五条の二の五第二項において準用する場合を含む。）の規定に適合していないものとして、当該許可をしないことができる。

2 知事は、産業廃棄物処理施設等の設置等について、事業者が第二十九条の規定による通知を受ける前に前条第一項第一号の申請を行った場合は、法第十四条第十一項（法第十四条の二第二項において準用する場合を含む。）又は第十四条の四第十一項（法第十四条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定により、当該許可に係る行為を行う前に第二十九条の規定による通知を受けるべき旨の条件を当該許可に付すことができる。

第二章 事業計画書

（事業計画書の提出）

第七条 事業者は、産業廃棄物処理施設等の設置等を行うときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事業計画書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 産業廃棄物処理施設等の設置等の目的又は産業廃棄物処理施設等の設置等が必要とする理由

三 産業廃棄物処理施設等の設置等の場所

四 産業廃棄物処理施設等の種類

五 産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類

六 産業廃棄物処理施設等の処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）

七 産業廃棄物処理施設等の位置、構造等の計画

八 産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画

九 周辺地域の生活環境の保全のための措置

十 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 事業者は、事業計画に係る産業廃棄物処理施設等が法第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の許可に係る申請に関し生活環境影響調査の結果を記載した書類（以下「生活環境影響調査結果書」という。）を添付しなければならないものであるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を事業計画書に添付しなければならない。

一 事業計画に係る産業廃棄物処理施設等が令第七条第三号、第五号、第八号又は第十一号の二から第十四号までのいずれかに掲げる産業廃棄物処理施設である場合

生活環境影響調査を行う方法について規則で定める事項を記載した書類（以下「生活環境影響調査方法書」という。）

二 事業計画に係る産業廃棄物処理施設等が令第七条各号（第三号、第五号、第八号及び第十一号の二から第十四号までを除く。）のいずれかに掲げる産業廃棄物処理施設である場合

生活環境影響調査結果書

（事業計画書の修正指示等）

第八条 知事は、前条第一項の規定による事業計画書（事業者が同条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した場合（第二十一条第一項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合を除く。）にあっては生活環境影

響調査方法書を、前条第二項第二号の規定により生活環境影響調査結果書を添付した場合及び第二十一条第一項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合にあっては生活環境影響調査結果書を含む。第十二条第二項（第十三条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第二項第一号、第二号及び第三号、第十九条第一項、第二十一条第一項並びに第二十三条第一項を除き、以下同じ。）の提出があったときは、速やかに、その写しを関係市町村長に送付するとともに、関係法令の規定の適用の有無及び周辺地域の生活環境の保全上の見地から特に配慮すべき事項について、期限を定めて意見を聴くものとする。

2 知事は、前条第一項の規定による事業計画書の提出があったときは、産業廃棄物処理施設等の設置等の場所及びその周辺の現況が事業計画書の内容と相違ないことを確認するものとする。

3 知事は、事業計画書を正確なものとするため必要があると認めるとき、又は事業計画書が法第十五条の二第一項第一号及び第十五条の二の二に規定する技術上の基準若しくは適正処理条例第二十一条第四項に規定する技術上の基準に適合しないと認めるときは、事業計画書の修正を指示することができる。

4 知事は、前項の規定により指示する事項がないとき、又は前項の規定により指示した事項について事業者が必要な修正を行ったと認めるときは、事業者にその旨を通知するものとする。

（事業計画の変更）

第九条 事業者は、事業計画書に記載された事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による届出があった場合について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項の規定による事業計画書（事業者が同条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した場合（第二十一条第一項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合を除く。）にあっては生活環境影響調査方法書を、前条第二項第二号の規定により生活環境影響調査結果書を添付した場合及び第二十一条第一項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合にあっては生活環境影響調査結果書を含む。第十二条第二項（第十三条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第二項第一号、第二号及び第三号、第十九条第一項、第二十一条第一項並びに第二十三条第一項を除き、以下同じ。）の提出」とあるのは「次条第一項の規定による届出」と、「その写し」とあるのは「当該届出に

係る書類の写し」と、同条第二項中「前条第一項の規定による事業計画書の提出」とあるのは「次条第一項の規定による届出」と読み替えるものとする。

3 知事は、前項において準用する前条第四項の規定による通知をする場合（規則で定める場合を除く。）は、事業者が第十一条第一項の規定による周知計画書の提出の手続以降の手続を再度実施すべきことを併せて指示するものとする。

4 事業者は、前項の規定による指示があったときは、第十一条第一項の規定による周知計画書の提出の手続以降の手続を実施しなければならない。この場合において、同項中「第七条第一項の規定による事業計画書の提出を行ったとき」とあるのは、「第九条第三項の規定による指示があったとき」とする。

（事業計画の廃止）

第十条 事業者は、事業計画を廃止したときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、関係市町村長に通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に対し周知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、知事は、廃止に係る事業計画について第十四条第一項の規定による広告の手続が行われていないときは、前項の規定による周知をしないことができる。

第三章 事業計画の周知

（周知計画書の提出）

第十一条 事業者は、第七条第一項の規定による事業計画書の提出を行ったときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した周知計画書を知事に提出しなければならない。

- 一 周知地域及び関係住民に関する事項
 - 二 第十四条第一項の規定による広告に関する事項
 - 三 第十五条第一項の縦覧に関する事項
 - 四 第十六条第一項の説明会に関する事項
 - 五 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項
- 2 周知地域は、産業廃棄物処理施設等の設置等により生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域として規則で定める地域を基準として定めなければならない。

（周知計画書の修正指示等）

第十二条 知事は、前条第一項の規定による周知計画書の提出があったときは、速やかに、その写しを関係市町村長に送付するとともに、その内容について、期限を定めて意見を聴くものとする。

に、その写しを関係市町村長に送付するとともに、その内容について、期限を定めて意見を聴くものとする。

2 知事は、事業計画（事業者が第七条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した場合（第二十一条第一項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合を除く。））にあっては生活環境影響調査を行う方法を、第七条第二項第二号の規定により生活環境影響調査結果書を添付した場合及び第二十一条第一項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合には生活環境影響調査の結果を含む。以下同じ。）の周知のため必要があるときは、周知計画書の修正を指示することができる。

3 知事は、前項の規定により指示する事項がないとき、又は前項の規定により指示した事項について事業者が必要な修正を行ったと認めるときは、事業者にその旨を通知するものとする。

（周知計画の変更）

第十三条 事業者は、周知計画書に記載された事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による届出があった場合（規則で定める場合を除く。）について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項の規定による周知計画書の提出」とあるのは「次条第一項の規定による届出」と、「その写し」とあるのは「当該届出に係る書類の写し」と、同条第二項中「事業計画（事業者が第七条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した場合（第二十一条第一項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合を除く。））にあっては生活環境影響調査を行う方法を、第七条第二項第二号の規定により生活環境影響調査結果書を添付した場合及び第二十一条第一項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合にあっては生活環境影響調査の結果を含む。以下同じ。）」とあるのは「事業計画」と読み替えるものとする。

（広告）

第十四条 事業者は、第八条第四項（事業計画書に記載された事項を変更した場合）にあっては、第九条第二項において準用する第八条第四項（の規定による通知及び第十二条第三項（周知計画書に記載された事項を変更した場合）にあっては、前条第二項において準用する第十二条第三項（の規定による通知があったときは、規則で定めるところにより、関係住民に対し次条第一項の縦覧及び第十六条第一項の説明会に関する事項

を広告しなければならない。

2 前項の規定による広告は、次条第一項の縦覧を開始する日の十日前までに行わなければならない。

(縦覧)

第十五条 事業者は、規則で定めるところにより、事業計画書の写しを三十日以上の間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の場合において、次の各号に掲げる事業者は、当該各号に定める事項その他規則で定める事項を当該縦覧において表示しなければならない。

一 第七条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法を添付した事業者(環境影響評価実施事業者を除く。) 生活環境影響調査を行う方法について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること。

二 第七条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法を添付した事業者(環境影響評価実施事業者に限る。) 意見書の提出ができないこと。

三 第七条第二項第二号の規定により事業計画書に生活環境影響調査結果書を添付した事業者 事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること。

四 前三号に掲げる事業者以外の事業者 事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること。

(説明会の開催)

第十六条 事業者は、前条第一項の縦覧の期間内に関係住民に対し事業計画に関する説明会を開催しなければならない。

2 前項の説明会は、周知地域内において開催しなければならない。ただし、周知地域内に適当な場所がないときは、この限りでない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(説明会への立会い)

第十七条 知事及び関係市町村長は、前条第一項の説明会の開催の状況を把握するため必要があると認めるときは、当該説明会にその職員を立ち会わせることができる。

(実施状況の報告)

第十八条 事業者は、第十四条第一項の規定による広告、第十五条第一項の縦覧及び第十六条第一項の説明会が終了したときは、その日から十日以内に、規則で定めるところにより、知事にこれらの実施状況について報告しなければならない。

第四章 事業計画書に生活環境影響調査方法を添付した場合の特例

(生活環境影響調査を行う方法についての意見書の提出)

第十九条 生活環境影響調査を行う方法について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者は、事業者(第七条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法を添付した事業者(環境影響評価実施事業者を除く。))に限る。以下この条及び次条において同じ。が第十五条第二項第一号の規定により生活環境影響調査を行う方法について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができることを表示して、同条第一項の縦覧を開始したときは、当該縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して十四日を経過する日までに、規則で定めるところにより、事業者に当該意見を記載した意見書を提出することができる。

2 前項の規定による意見書の提出は、知事を経由して行わなければならない。

3 知事は、前項の規定による意見書の送付があったときは、これを取りまとめ、事業者に送付するとともに、その写しを関係市町村長に送付するものとする。

(生活環境影響調査を行う方法の検討)

第二十条 事業者は、前条第三項の規定による意見書の送付があったときは、その日から三十日以内に、当該意見書の内容に配慮して生活環境影響調査を行う方法に検討を加えなければならない。

2 事業者は、前項の検討を終了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、当該検討の結果を関係住民に対し周知するとともに、知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があったときは、その写しを関係市町村長に送付するものとする。

4 事業者は、第二項の規定による届出を行う前に生活環境影響調査を行ってはならない。

(生活環境影響調査結果書の提出等)

第二十一条 事業者(第七条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法を添付した事業者に限る。))は、生活環境影響調査を行ったときは、速やかに、生活環境影響調査結果書を作成し、知事に提出しなければならない。

2 第八条第一項、第三項及び第四項の規定は、前項の規定による生活環境影響調査結果書の提出があった場合について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項の規定による事業計画書（事業者が同条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した場合）（第二十一条第一項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合を除く。）」にあつては生活環境影響調査方法書を、前条第二項第二号の規定により生活環境影響調査結果書を添付した場合及び第二十一条第一項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合にあつては生活環境影響調査結果書を含む。（第十二条第二項（第十三条第二項）において準用する場合を含む。）第十五条第二項第一号、第二号及び第三号、第十九条第一項、第二十一条第一項並びに第二十三条第一項を除き、以下同じ。）の提出」とあるのは「第二十一条第一項の規定による生活環境影響調査結果書の提出」と、同条第三項中「事業計画書を正確なものとするため必要があると認めるとき、又は事業計画が法第十五条の二第一項第一号及び第十五条の二に規定する技術上の基準若しくは適正処理条例第二十一条第四項に規定する技術上の基準に適合しないと認めるとき」とあるのは「生活環境影響調査結果書を正確なものとするため必要があると認めるとき」と、「事業計画書の修正」とあるのは「生活環境影響調査結果書の修正」と読み替えるものとする。

（事業計画の再度の周知）

第二十二条 前章の規定は、前条第一項の規定による生活環境影響調査結果書の提出があった場合について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第七条第一項の規定による事業計画書の提出」とあるのは「第二十一条第一項の規定による生活環境影響調査結果書の提出」と、同項第二号中「第十四条第一項」とあるのは「第二十二条において準用する第十四条第一項」と、同項第三号中「第十五条第一項」とあるのは「第二十二条において準用する第十五条第一項」と、同項第四号中「第十六条第一項」とあるのは「第二十二条において準用する第十六条第一項」と、第十二条第一項中「前条第一項」とあるのは「第二十二条において準用する前条第一項」と、同条第二項中「事業計画（事業者が第七条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した場合）（第二十一条第一項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合を除く。）」にあつては生活環境影響調査を行う方法を、第七条第二項第二号の規定により生活環境影響調査結果書を添付した場合及び第二十一条第一項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合にあつては生活環境影響調査の結果を含む。以下同じ。）とあるのは「事業計画」と、第十三条第二項中「前条

の規定」とあるのは「第二十二条において準用する前条の規定」と、同条第二項中「事業計画（事業者が第七条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した場合）（第二十一条第一項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合を除く。）」にあつては生活環境影響調査を行う方法を、第七条第二項第二号の規定により生活環境影響調査結果書を添付した場合及び第二十一条第一項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合にあつては生活環境影響調査の結果を含む。以下同じ。）とあるのは「事業計画」と読み替えるものとする」とあるのは「読み替えるものとする」と、第十四条第一項中「事業者は、第八条第四項」とあるのは「事業者は、第二十一条第二項において準用する第八条第四項」と、第十二条第三項（周知計画書に記載された事項を変更した場合にあつては、前条第一項において準用する第十二条第三項）とあるのは「第二十一条第二項において準用する第十二条第三項（周知計画書に記載された事項を変更した場合にあつては、第二十一条において準用する前条第二項）において準用する第二十一条第二項において準用する第十二条第三項」と、第十五条第二項中「次の各号に掲げる事業者は、当該各号に定める事項」とあるのは「事業者は、事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができる」と、第十六条第一項及び第十七条中「前条第一項」とあるのは「第二十二条において準用する前条第一項」と、第十八条中「第十四条第一項」とあるのは「第二十二条において準用する第十四条第一項」と、「第十五条第一項」とあるのは「第二十二条において準用する第十五条第一項」と、「第十六条第一項」とあるのは「第二十二条において準用する第十六条第一項」と読み替えるものとする。

第五章 合意の形成

（意見書の提出）

第二十三条 事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者は、事業者が第十五条第二項第三号若しくは第四号又は第二十二条において準用する第十五条第二項の規定により事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができることを表示して、第十五条第一項（第七条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者にあつては、第二十一条において準用する第十五条第一項）の縦覧を開始したときは、当該縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して十四日を経過する日までに、規則で定めるところにより、事業者に当該意見を記載した意見書を

提出することができる。

2 前項の規定による意見書の提出は、知事を経由して行わなければならない。

3 知事は、前項の規定による意見書の送付があったときは、これを取りまとめ、事業者に送付するとともに、その写しを関係市町村長に送付するものとする。

(見解書の提出等)

第二十四条 事業者は、前条第三項の規定による意見書の送付があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該意見書に記載された意見及びこれに対する見解を記載した見解書を作成し、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による見解書の提出があったときは、その写しを関係市町村長に送付するものとする。

3 事業者は、第一項の規定による見解書の提出をしたときは、速やかに、規則で定めるところにより、関係住民に対し見解の周知を行わなければならない。

(事業者の見解に対する意見書の提出等)

第二十五条 前二条の規定は、事業者が前条第三項の周知を開始した場合について準用する。この場合において、第二十三条第一項中「事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者は、事業者が第十五条第二項第三号若しくは第四号又は第二十二條において準用する第十五条第二項の規定により事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができることを表示して、第十五条第一項（第七条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法を添付した事業者にあつては、第二十二條において準用する第十五条第一項）の縦覧」とあるのは、「次条第一項の見解について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者は、事業者が同条第三項の周知」と、「当該縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して十四日を経過する日まで」とあるのは、「その日から二十日以内」と、前条第一項中「前条第三項」とあるのは「次条第一項において準用する前条第三項」と読み替えるものとする。

2 事業者は、前項において準用する前条第三項の周知を終了したときは、速やかに、その旨を知事に報告しなければならない。

第六章 手続の終結

(合意の形成の判断等)

第二十六条 知事は、第二十三条第二項（前条第一項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の送付がなかったとき、又は前条第二項の規定による報告があつたときは、第十八条（第二十二條において準用する場合を含む。）の規定による報告、第二十三条第一項（前条第一項において準用する場合を含む。）に規定する意見書、第二十四条第一項（前条第一項において準用する場合を含む。）に規定する見解書、次項の規定により提出を求めた資料又は意見書、第三十六条第二項に規定する書面の写しその他の資料に基づき、合意の形成について、次のいずれに該当するかについて判断し、その結果を事業者及び関係市町村長に通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に対し周知するものとする。

- 一 合意の形成が図られていると認めるとき。
- 二 この条例に規定する手続に関する事業者の取組が不十分であり、合意の形成が図られていないと認めるとき。
- 三 この条例に規定する手続に関する事業者の取組は十分であるが、合意の形成が図られていないと認めるとき。

2 知事は、前項の規定による判断のため必要があると認めるときは、事業者、関係住民又は関係市町村長に対し資料又は意見書の提出を求めることができる。

3 知事は、第一項の規定による判断をしようとする場合において、必要があると認めるときは、岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会の意見を聴くことができる。

4 知事は、第一項の場合において、事業者が同項第二号に該当する旨の通知をするときは、併せて、この条例に規定する手続のうち再度実施する必要があると認められるものうち最も早い段階の手続を指定するものとする。

5 事業者は、前項の規定による指定があつたときは、当該指定に係る手続以降の手続を実施しなければならない。ただし、次条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申立てがあつた場合は、この限りでない。

6 前項本文の場合において、次の表の第一欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

| | | | |
|---------------------------------|---------|-------------------------|------------------------|
| 第七條第一項の規定による事業計画書の提出の手続が指定された場合 | 第七條第一項 | 産業廃棄物処理施設等の設置等を行おうとするとき | 第二十六條第四項の規定による指定があつたとき |
| 第十一條第一項の規定による周知計画書 | 第十一條第一項 | 第七條第一項の規定による事業計画書の | 第二十六條第四項の規定による指定があつたとき |

| | | | |
|--|----------------------|------------------------------------|------------------------|
| の提出の手続が指定された場合 | 第二十条第一項 | 提出を行ったとき | たとき |
| 第二十条第一項の規定による生活環境影響調査を行う方法の検討の手続が指定された場合 | 第二十条第一項 | 前条第三項の規定による意見書の送付があったとき 当該意見書 | 第二十六条第四項の規定による指定があったとき |
| 第二十条第二項の規定による生活環境影響調査を行う方法の検討の結果の周知及び届出の手続が指定された場合 | 第二十条第二項 | 前項の検討を終了したとき 当該検討 | 第二十六条第四項の規定による指定があったとき |
| 第二十一条第一項の規定による生活環境影響調査結果書の作成及び提出の手続が指定された場合 | 第二十一条第一項 | 生活環境影響調査を行ったとき | 第二十六条第四項の規定による指定があったとき |
| 第二十二条において準用する第十一条第一項の規定による周知計画書の提出の手続が指定された場合 | 第二十二条において準用する第十一条第一項 | 第二十一条第一項の規定による生活環境影響調査結果書の提出を行ったとき | 第二十六条第四項の規定による指定があったとき |
| 第二十四条第一項の規定による見解書の作成及び提出の手続が指定された場合 | 第二十四条第一項 | 前条第三項の規定による意見書の送付があったとき 当該意見書 | 第二十六条第四項の規定による指定があったとき |
| 第二十四条第三項の規定による見解の周知の手続が指定された場合 | 第二十四条第三項 | 第一項の規定による見解書の提出をしたとき | 第二十六条第四項の規定による指定があったとき |
| 前条第一項において準用する第二十四条第一項の規定による | 前条第一項において準用する第二十四条 | 次条第一項において準用する前条第三項の規定による意見書 | 第二十六条第四項の規定による指定があったとき |

見解書の作成及び提出の手続が指定された場合

| | | |
|---|-----------------------|--|
| 第一項 | の送付があったとき | 次条第一項において準用する前条第一項の規定による意見書 |
| 前条第一項において準用する第二十四条第三項の規定による見解の周知の手続が指定された場合 | 前条第一項において準用する第二十四条第三項 | 第一項の規定による見解書の提出をしたとき 第二十六条第四項の規定による指定があったとき |

(異議の申立て)

第二十七条 前条第一項(第三項において準用する場合を除く。)の規定による判断に不服がある事業者は、同条第一項の規定による通知のあった日から十四日以内に、規則で定めるところにより、知事に異議を申し立てることができる。

2 前項の規定は、関係住民について準用する。この場合において、同項中「事業者」とあるのは「関係住民」と、「通知のあった日から十四日以内」とあるのは「周知が開始された日から二十日以内」と読み替えるものとする。

3 前条の規定は、第一項(前項において準用する場合を含む。)(の規定による申立てがあった場合)について準用する。この場合において、同条第二項中「第二十三条第二項(前条第一項において準用する場合を含む。)(の規定による意見書の送付がなかったとき、又は前条第二項の規定による報告があったとき」とあるのは「次条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)(の規定による申立てがあったとき」と、同条第二項中「判断のため必要があると認めるとき」とあるのは「判断をしようとするとき」と、又は関係市町村長に対し資料又は意見書の提出を求めることができる」とあるのは「及び関係市町村長の意見を聴かなければならない」と、同条第三項中「判断をしようとする場合において、必要があると認めるとき」とあるのは「判断をしようとするとき」と、「意見を聴くことができる」とあるのは「意見を聴かなければならない」と、同条第五項中「実施しなければならない」とあるのは「意見を聴かなければならない」と、同条第六項中「第二十六条第四項」とあるのは「第二十七条第三項において準用する第二十六条第四項」と読み替えるものとする。

4 知事は、前条第一項の規定による同項第三号に該当する旨の通知及び周知を行った

場合において、第一項（第二項において準用する場合を含む。）の規定による申立てがなかったときは、その旨を事業者及び関係市町村長に通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に対し周知するものとする。

（意見の調整）

第二十八条 事業者及び関係住民（第二十五条第一項において準用する第二十三条第一項の規定による意見書の提出を行った者に限る。以下この項において同じ。）は、前条第三項において準用する第二十六条第一項の規定による同項第三号に該当する旨の通知及び周知があつたとき、又は前条第四項の規定による通知及び周知があつたときは、知事が定める日から十四日以内に、規則で定めるところにより、意見の調整（事業者の見解及び関係住民の意見についての論点の整理、事業者及び関係住民による会議の開催その他適当と認められる方法により合意の形成を促すこと）をい。以下同じ。）を知事に申し出ることができる。

2 前項の規定による申出は、意見の調整の目的となる事項を示して行わなければならない。

3 知事は、第一項の規定により意見の調整の申出の受付を開始する日を選定したときは、事業者及び関係住民（第二十五条第一項において準用する第二十三条第一項の規定による意見書の提出を行った者に限る。）に対しこれを通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に対し周知するものとする。

4 知事は、第一項の規定による申出があつたときは、その旨を事業者が意見の調整の相手方としようとする関係住民及び関係市町村長（当該申出をした者が関係住民である場合にあつては、事業者及び関係市町村長）に通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に対し周知するものとする。

5 知事は、第一項の規定による申出があつたときは、当該申出に係る意見の調整を岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会に付するものとする。

6 事業者と事業者が意見の調整の相手方としようとする関係住民との意見の調整の結果に関し生活環境の保全上の見地から意見を有する関係住民は、第四項の規定による周知が開始された日から七日以内に、規則で定めるところにより、当該意見の調整への参加を知事に申し出ることができる。

7 知事は、前項の規定による申出があつたときは、その旨を岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会に通知するものとする。

8 第六項の規定による申出をした関係住民は、意見の調整に参加し、意見を述べるこ

とができる。

9 岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会は、意見の調整の結果、合意の形成が図られたと認めるときは、その旨を知事に報告するものとする。

10 知事は、前項の規定による報告があつたときは、事業者、第一項の規定による申出をした関係住民、事業者が意見の調整の相手方とした関係住民、第六項の規定による申出をした関係住民及び関係市町村長に通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に対し周知するものとする。

11 岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会は、事業者又は関係住民が意見の調整に応じないとき、合意の形成の見込みがないと認めるときその他意見の調整を続けることが適当でないと認めるときは、意見の調整を打ち切ることができる。

12 第九項及び第十項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第九項中「意見の調整の結果、合意の形成が図られたと認めるとき」とあるのは、「第十一項の規定により意見の調整を打ち切ったとき」と読み替えるものとする。

（終了の通知等）

第二十九条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を事業者及び関係市町村長に通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に対し周知するものとする。

一 第二十六条第一項の規定による同項第一号に該当する旨の通知をした場合において、第二十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定による申立てがなかったとき。

二 第二十六条第一項の規定による同項第三号に該当する旨の通知をした場合において、第二十七条第一項の規定による申立て及び前条第一項の規定による申出がなかったとき。

三 第二十七条第三項において準用する第二十六条第一項の規定による同項第一号に該当する旨の通知をしたとき。

四 第二十七条第三項において準用する第二十六条第一項の規定による同項第三号に該当する旨の通知をした場合において、前条第一項の規定による申出がなかったとき。

五 前条第九項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定による報告があつたとき。

第七章 岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会

(設置)

第三十条 次に掲げる事務を行わせるため、岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 一 この条例により委員会の権限に属させられたこと。
- 二 前号に掲げるもののほか、この条例の施行に関する重要な事項について調査審議すること。

2 委員会は、産業廃棄物処理施設等の設置等に係る合意の形成に関する事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第三十一条 委員会は、委員七人以内で組織する。

2 委員は、環境保全、行政手続又は産業廃棄物に関する法令に関し必要な知識又は経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第三十二条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第三十三条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、事業者、関係住民その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第三十四条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退

いた後も同様とする。

(委任)

第三十五条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第八章 雑則

(環境保全協定の締結)

第三十六条 事業者は、産業廃棄物処理施設等の設置等に関し、関係住民又は関係市町村長から生活環境の保全上必要な事項を定めた協定(以下「環境保全協定」という。)の締結を求められたときは、これに応じるよう努めなければならない。

2 事業者は、環境保全協定を締結したときは、速やかに、当該協定に係る書面の写しを知事に提出しなければならない。

(進捗状況等の公表)

第三十七条 知事は、規則で定めるところにより、この条例に規定する手続の進捗状況等について公表するものとする。

(勧告及び公表)

第三十八条 知事は、事業者が正当な理由がなくこの条例に規定する手続の全部若しくは一部を行わず、又は不正若しくは不誠実な方法によりこれを行ったと認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、勧告を受けた者に弁明の機会を与えなければならない。

(指導及び助言)

第三十九条 知事は、必要があると認めるときは、この条例に規定する手続に関し、事業者又は関係住民に対し指導及び助言を行うことができる。

(協力依頼)

第四十条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、関係市町村長その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(適用除外)

第四十一条 この条例は、岐阜市の区域内において産業廃棄物処理施設等の設置等を行

う事業者については、適用しない。

2 第六条及び第三章から第六章までの規定は、次に掲げる事業者（前項に規定する事業者を除く。）については、適用しない。この場合において、第五条第一項中「この条例」とあるのは「この条例（第三章から第六章までを除く。）」と、「第二十九条の規定による通知」とあるのは「第八条第四項（事業計画書に記載された事項を変更した場合）にあつては、第九条第二項において準用する第八条第四項（事業計画書に記載された事項を変更した場合）にあつては、第九条第二項において準用する第八条第四項」の規定による通知」とする。

一 自ら排出する産業廃棄物を処理するためにその排出する場所において産業廃棄物処理施設等の設置等（令第七条第三号、第五号、第八号及び第十一号の二から第十四号までに掲げる産業廃棄物処理施設を除く産業廃棄物処理施設に係るものに限る。）を行う事業者

二 前号に掲げるもののほか、次のイからハまでに掲げる産業廃棄物処理施設又は小規模産業廃棄物処理施設に係る産業廃棄物処理施設等の設置等を行う事業者

イ 産業廃棄物処理施設（令第七条第三号、第五号、第八号及び第十一号の二から第十四号までに掲げるものを除く。）であつて規則で定めるもの

ロ 小規模産業廃棄物処理施設（産業廃棄物の焼却を行うものを除く。）であつて規則で定めるもの

ハ 移動式の産業廃棄物処理施設又は移動式の小規模産業廃棄物処理施設であつて規則で定めるもの

3 第四章から第六章までの規定は、自ら排出する産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設等の設置等（令第七条第三号、第五号、第八号及び第十一号の二から第十四号までに掲げる産業廃棄物処理施設を除く産業廃棄物処理施設に係るものに限る。）を行う事業者（前二項に規定する事業者を除く。）については、適用しない。この場合において、第五条第一項中「この条例」とあるのは「この条例（第四章から第六章までを除く。）」と、「第二十九条の規定による通知を受けて」とあるのは「第十八条の規定による報告を行つた日」と、同条第二項中「第二十九条の規定による通知を受けて」とあるのは「第十八条の規定による報告を行つた日」と、「当該通知を受けていない」とあるのは「当該報告を行っていない」と、第六条第一項中「第二十九条の規定による通知を受ける」とあるのは「第十八条の規定による報告を行う」とする。

（規則への委任）

第四十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に産業廃棄物処理施設等の設置等についてこの条例に規定する手続に相当する手続として規則で定めるものが開始されている場合において、事業者が当該規則で定めるものを実施するときは、この条例は、当該産業廃棄物処理施設等の設置等について適用しない。

（検討）

3 知事は、この条例の施行後三年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（適正処理条例の一部改正）

4 適正処理条例の一部を次のように改正する。

目次中「産業廃棄物処理施設設置者等の義務」を「小規模産業廃棄物処理施設の設置等の届出」に改める。

「第二節 産業廃棄物処理施設設置者等の義務」を「第二節 小規模産業廃棄物処理施設等の届出」に改める。

第二十二條を削り、第二十一條の二を第二十二條とする。

第二十三條及び第二十四條を次のように改める。

第二十三條及び第二十四條 削除

第二十八條の二中「第二十一條の二」を「第二十二條」に改める。

第二十九條中「産業廃棄物処理施設設置者等」を「小規模産業廃棄物処理施設の設置者（第二十一條第一項、第二項又は第三項の規定による届出をしなければならない者をいう。）」に改める。

第三十一條第二号中「第二十一條の二」を「第二十二條」に改める。

（岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

5 岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一六十五の項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げる。

岐阜県地球温暖化防止基本条例をここに公布する。
平成二十一年三月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十一号

岐阜県地球温暖化防止基本条例

目次

前文

- 第一章 総則(第一条 第六条)
 - 第二章 県による地球温暖化対策(第七条 第九条)
 - 第三章 事業活動に係る地球温暖化対策(第十条 第十五条)
 - 第四章 日常生活に係る地球温暖化対策(第十六条・第十七条)
 - 第五章 自動車の使用に係る地球温暖化対策(第十八条 第二十四条)
 - 第六章 建築物に係る地球温暖化対策(第二十五条 第二十九条)
 - 第七章 森林の保全及び整備等による地球温暖化対策(第三十条)
 - 第八章 再生可能エネルギーの利用等による地球温暖化対策(第三十一条・第三十二条)
 - 第九章 地球温暖化の防止に関する教育及び学習等(第三十三条 第三十五条)
 - 第十章 雑則(第三十六条 第四十条)
- 附則

現代社会は、化石エネルギーと資源の大量消費に依存しながら著しい発展を遂げてきた。この発展に伴い、日常生活や事業活動から排出される温室効果ガスも、増加の一途をたどり、これが地球温暖化を引き起こし、自然生態系を含む地球環境への影響が懸念されている。今や地球温暖化の防止は、人類共通の課題であり、私たちは、大気中の温室効果ガスの濃度の安定化に向けて、温室効果ガスの排出の量を大幅に削減し、持続可能な社会を実現していかなければならない。

このような状況のなかで、私たちは、県土のおよそ八割を占める森林の二酸化炭素吸収機能を生かすとともに、環境に負荷をかけない生活様式への転換を進め、再生可能工

ネルギーの活用など、先取の気概をもって低炭素社会の実現に向けて先導的な役割を果たしていく必要がある。

このため県民、事業者、行政その他のあらゆる主体が参画し、相互に連携して地球温暖化対策の更なる推進を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献していくため、この条例を制定するものである。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、岐阜県環境基本条例(平成七年岐阜県条例第九号)第三条に定める基本理念にのっとり、地球温暖化の防止について県、事業者、県民及び観光旅行者その他の滞在者(以下「観光旅行者等」という。)の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化を促進するための基本的事項を定めることにより、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 地球温暖化 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第一百七号)以下「法」という。(第一条第一項に規定する地球温暖化をいう。)
 - 二 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化のための施策その他の地球温暖化の防止を図るための施策をいう。
 - 三 温室効果ガス 法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。
 - 四 温室効果ガスの排出 法第二条第四項に規定する温室効果ガスの排出をいう。
 - 五 再生可能エネルギー 太陽光その他規則で定めるエネルギーをいう。
- (県の責務)
- 第三条 県は、中長期的観点を含む総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施するものとする。
- 2 前項の規定による地球温暖化対策の策定及び実施は、国、市町村、事業者、県民及び事業者又は県民の組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)と連携して行うものとする。
- 3 県は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制のための措置を講ずるものとする。

4 県は、市町村が行う地球温暖化対策を促進するための技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

5 県は、事業者、県民及び民間団体が行う地球温暖化対策を促進するための支援を行うものとする。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する温室効果ガスの排出の抑制に関する調査その他の地球温暖化対策に協力するものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるものとする。

2 県民は、県が実施する地球温暖化対策に協力するものとする。

(観光旅行者等の責務)

第六条 観光旅行者等は、その滞在中の活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制のための措置を講ずるよう努めるものとする。

2 観光旅行者等は、県が実施する地球温暖化対策に協力するものとする。

第二章 県による地球温暖化対策

第七条 県は、地球温暖化の防止に関し、次に掲げる施策を実施するものとする。

一 事業者、県民、民間団体及び観光旅行者等が行う地球温暖化対策を促進するための普及啓発、情報提供並びに人材の確保及び育成に関すること。

二 環境マネジメントシステム（環境に配慮した事業活動を自主的に進めるための目標を決定し、当該目標を達成するための継続的な事業活動の改善を図る仕組みをいう。）であつて規則で定めるものの普及に関すること。

三 環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第二条第一項に規定する環境物品等をいう。以下同じ。）への需要の転換の促進に関すること。

四 廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効利用に関すること。

五 自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。以下同じ。）の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るた

めの施策の推進に関すること。

六 建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第百二十号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の環境性能の向上に関すること。

七 緑化の推進に関すること。

八 森林の保全及び整備並びに県産材（県内に所在する森林から生産された木材をいう。以下同じ。）その他の森林資源の利用の促進に関すること。

九 エネルギーの使用の合理化（以下「省エネルギー」という。）の推進に関すること。

十 再生可能エネルギーの普及に関すること。

十一 環境教育及び環境学習の推進に関すること。

十二 地球温暖化の防止に貢献する技術に係る研究開発の促進並びに当該技術を有する産業の育成及び振興に関すること。

十三 地球温暖化対策を効果的に実施するために必要な措置に係る調査研究に関すること。

十四 地球温暖化の防止に貢献する国際協力の推進に関すること。

十五 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化の防止に関すること。

(地球温暖化防止計画の策定)

第八条 知事は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画（以下「地球温暖化防止計画」という。）を定めるものとする。

2 地球温暖化防止計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 温室効果ガスの排出の抑制及び吸収の量に関する中長期目標

二 前号の目標を達成するために必要な措置の実施に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、地球温暖化防止計画を定めるに当たっては、あらかじめ、広く県民等に意見を求めるものとする。

4 知事は、地球温暖化防止計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、地球温暖化防止計画の変更について準用する。

（地球温暖化対策の実施状況等の公表）

第九条 知事は、毎年、地球温暖化防止計画に基づく地球温暖化対策の実施状況等を明

らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

第三章 事業活動に係る地球温暖化対策

(事業活動環境配慮指針)

第十条 知事は、事業者がその事業活動に伴う温室効果ガスの排出を効果的に抑制するために必要な事項に関する指針（以下「事業活動環境配慮指針」という。）を定めるものとする。

2 知事は、事業活動環境配慮指針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

(温室効果ガスの排出の量等の把握)

第十一条 事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量及びエネルギーの使用の量の把握に努めるものとする。

(温室効果ガス排出削減計画書の作成等)

第十二条 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者として規則で定める者（以下「特定事業者」という。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「温室効果ガス排出削減計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。この場合において、温室効果ガス排出削減計画書の作成は、事業活動環境配慮指針に基づいて行うものとする。

一 特定事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 二号に規定する目標の基準となる事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量

三 事業活動に伴う温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置及び当該措置により達成すべき目標

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 特定事業者以外の事業者は、前項の規定の例により、温室効果ガス排出削減計画書を作成し、知事に提出するよう努めるものとする。

3 前二項の規定により温室効果ガス排出削減計画書を提出した事業者は、温室効果ガス排出削減計画書の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、変更後の温室効果ガス排出削減計画書を知事に提出しなければならない。

(温室効果ガス排出削減計画書実績報告書の提出)

第十三条 前条第一項又は第二項の規定により温室効果ガス排出削減計画書を提出した事業者は、規則で定めるところにより、温室効果ガスの排出の量及び温室効果ガス排

出削減計画書（同条第三項の規定により変更後の温室効果ガス排出削減計画書を提出した事業者にあつては、当該変更後の温室効果ガス排出削減計画書）に記載した措置の実施状況を記載した報告書（以下「温室効果ガス排出削減計画書実績報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

(温室効果ガス排出削減計画書等の公表)

第十四条 知事は、第十二条第一項若しくは第二項の規定による温室効果ガス排出削減計画書の提出、同条第三項の規定による変更後の温室効果ガス排出削減計画書の提出又は前条の規定による温室効果ガス排出削減計画書実績報告書の提出があつたときは、速やかに、その概要を公表するものとする。

(補完的手段)

第十五条 特定事業者及び第十二条第二項の規定により温室効果ガス排出削減計画書を提出した事業者は、温室効果ガス排出削減計画書に定める温室効果ガスの排出の量の目標を達成する手段として、自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減によるほか、森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の規則で定める地球温暖化対策によることができる。

第四章 日常生活に係る地球温暖化対策

(エネルギーの使用の量の把握)

第十六条 県民は、その日常生活に伴うエネルギーの使用の量の把握に努めるものとする。

(環境物品等の選択等)

第十七条 県民は、日常生活に関し、物品を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける場合には、環境物品等を選択するよう努めるものとする。

2 県民は、日常生活に関し、廃棄物の発生の抑制、再利用及び再生利用その他資源の有効利用に努めるものとする。

第五章 自動車の使用に係る地球温暖化対策

(公共交通機関等の利用等への転換)

第十八条 県民は、自動車の使用に代えて、公共交通機関又は自転車（以下「公共交通機関等」という。）の利用等に努めるものとする。

2 知事は、県民の自動車の使用から公共交通機関等の利用等への転換を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自動車の適正な整備等)

第十九条 自動車を使用し、又は所有する者は、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出を抑制するため、自動車を適正に整備し、及び適切に運転するよう努めるものとする。

(自動車の原動機の停止)

第二十条 自動車を運転する者は、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出を抑制するため、自動車を駐車し、又は停車するときは、自動車の原動機を停止するよう努めるものとする。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(自動車通勤環境配慮指針)

第二十一条 知事は、事業者がその従業員の通勤に自家用自動車(自動車であつて、自家用として使用されるものをいう。以下同じ。)が使用されることに伴う温室効果ガスの排出を抑制するために必要な事項に関する指針(以下「自動車通勤環境配慮指針」という。)を定めるものとする。

2 知事は、自動車通勤環境配慮指針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

(自動車通勤環境配慮計画書の作成等)

第二十二条 常時使用される従業員の数が相当程度多い事業所として規則で定めるもの(以下「特定大規模事業所」という。)を設置する事業者(以下「特定大規模事業者」という。)は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「自動車通勤環境配慮計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。この場合において、自動車通勤環境配慮計画書の作成は、自動車通勤環境配慮指針に基づいて行うものとする。

一 特定大規模事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 特定大規模事業所の名称及び所在地

三 特定大規模事業所において従業員の通勤に自家用自動車を使用されることに伴う温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 特定大規模事業者以外の事業者は、前項の規定の例により、自動車通勤環境配慮計画書を作成し、知事に提出するよう努めるものとする。

3 前二項の規定により自動車通勤環境配慮計画書を提出した事業者は、自動車通勤環境配慮計画書の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、変更後の自動車

通勤環境配慮計画書を知事に提出しなければならない。

(自動車通勤環境配慮計画実績報告書の提出)

第二十三条 前条第一項又は第二項の規定により自動車通勤環境配慮計画書を提出した事業者は、規則で定めるところにより、自動車通勤環境配慮計画書(同条第三項の規定により変更後の自動車通勤環境配慮計画書を提出した事業者にあつては、当該変更後の自動車通勤環境配慮計画書)に記載した措置の実施状況を記載した報告書(以下「自動車通勤環境配慮計画実績報告書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

(自動車通勤環境配慮計画書の公表)

第二十四条 知事は、第二十二條第一項若しくは第二項の規定による自動車通勤環境配慮計画書の提出、同条第三項の規定による変更後の自動車通勤環境配慮計画書の提出又は前条の規定による自動車通勤環境配慮計画書実績報告書の提出があつたときは、速やかに、その概要を公表するものとする。

第六章 建築物に係る地球温暖化対策

(建築物環境配慮指針)

第二十五条 知事は、建築物の新築、増築又は改築(以下「新築等」という。)をしようとする者(以下「建築主」という。)が建築物に係る環境配慮措置を適正に講ずるために必要な事項に関する指針(以下「建築物環境配慮指針」という。)を定めるものとする。

2 知事は、建築物環境配慮指針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

(建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制)

第二十六条 建築主は、建築物に係る温室効果ガスの排出を抑制するため、建築物環境配慮指針に基づき、建築物に係る省エネルギー、再生可能エネルギーの利用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(建築物環境配慮計画書の作成等)

第二十七条 建築主であつて規則で定める規模以上の建築物(以下「特定建築物」という。)の新築等をしようとする者(以下「特定建築主」という。)は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「建築物環境配慮計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。この場合において、建築物環境配慮計画書の作成は、建築物環境配慮指針に基づいて行うものとする。

一 特定建築主の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 特定建築物の名称及び所在地

三 特定建築物の概要

四 建築物に係る温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置

五 省エネルギーのために講ずる措置

六 再生可能エネルギーの導入に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 特定建築主以外の建築主は、前項の規定の例により、建築物環境配慮計画を作成し、知事に提出するよう努めるものとする。

3 前二項の規定により建築物環境配慮計画を提出した建築主は、建築物環境配慮計画の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、変更後の建築物環境配慮計画を知事に提出しなければならない。

（工事完了の届出）

第二十八条 前条第一項又は第二項の規定により建築物環境配慮計画（同条第三項の規定により変更後の建築物環境配慮計画を提出した建築主にあっては、当該変更後の建築物環境配慮計画）を提出した建築主は、当該建築物に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

（建築物環境配慮計画等の公表）

第二十九条 知事は、第二十七条第一項若しくは第二項の規定による建築物環境配慮計画の提出、同条第三項の規定による変更後の建築物環境配慮計画の提出又は前条の規定による届出があつたときは、速やかに、その概要を公表するものとする。

第七章 森林の保全及び整備等による地球温暖化対策

第三十条 事業者、県民及び民間団体は、連携し、及び協働して、森林の適切な保全及び整備並びに県産材その他の森林資源の利用の推進に努めるものとする。

2 県は、森林の持つ温室効果ガスの吸収作用に関する事業者及び県民の理解を深めるため、情報提供その他の措置を講ずるものとする。

第八章 再生可能エネルギーの利用等による地球温暖化対策

（再生可能エネルギーの優先的利用等）

第三十一条 事業者及び県民は、事業活動及び日常生活に関し、省エネルギー、再生可能エネルギーの優先的な利用並びに温室効果ガスの排出の量が少ない設備及び機械器

具の優先的な使用に努めるものとする。

（再生可能エネルギーの普及等）

第三十二条 県は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及のために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、事業者及び県民による省エネルギー及び再生可能エネルギーの利用の促進を図るため、情報提供その他の措置を講ずるものとする。

第九章 地球温暖化の防止に関する教育及び学習等

（地球温暖化の防止に関する教育及び学習）

第三十三条 県は、県民が、学校、地域、家庭、職場その他の様々な場において、地球温暖化の防止について学ぶことができるようにするため、学校、民間団体、事業者、市町村等と連携し、教育及び学習の推進に努めるものとする。

（啓発活動及び広報活動）

第三十四条 県は、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について、事業者、県民及び観光旅行者等の理解を深めるため、啓発活動及び広報活動の充実に必要な措置を講ずるものとする。

（顕彰）

第三十五条 知事は、地球温暖化対策に積極的に取り組む事業者、県民及び民間団体の顕彰を行うものとする。

第十章 雑則

（指導及び助言）

第三十六条 知事は、事業者、県民及び観光旅行者等が、この条例に基づく地球温暖化対策を実施する場合において、必要な指導及び助言をすることができる。

（報告等の要求）

第三十七条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第十二条第一項若しくは第二項の規定による温室効果ガス排出削減計画書の提出をした事業者、第二十一条第一項若しくは第二項の規定による自動車通動環境配慮計画書の提出をした事業者又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による建築物環境配慮計画書の提出をした建築主に対し、これらの計画書に記載した措置の実施状況その他必要な事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。

（勧告）

第三十八条 知事は、第十二条第一項若しくは第三項、第十三条、第二十一条第一項若

しくは第三項、第二十三條、第二十七條第一項若しくは第二十八條の規定による提出又は届出(以下「提出等」という。)をすべき者が、正当な理由なく提出等をせず、又は虚偽の記載をして提出等をしたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、提出等を行い、又は提出等の内容を是正すべきことを勧告することができる。

(公表)

第三十九條 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第四十條 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第十二條から第十五條まで、第二十二條から第二十四條まで、第二十七條から第二十九條まで、第三十七條から第三十九條まで及び次項の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 この条例の施行の際現に建築基準法第六條第一項の規定による確認の申請書が提出されている建築物については、第二十七條第一項及び第二項の規定は、適用しない。

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十二号

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年岐阜県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一岐阜県歴史資料館の項及び岐阜県県政資料館の項を削る。

別表第三岐阜県歴史資料館(以下この項において「資料館」という。)の項及び岐阜県県政資料館(以下この項において「資料館」という。)の項を削り、同表岐阜県東海自然歩道関ヶ原ビジターセンター(以下この項において「センター」という。)の項管理の基準の欄第一号中「国民の祝日に関する法律」の下に「(昭和二十三年法律第七十八号)」を加える。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十三号

岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第十一条第三項の規定に基づき、岐阜県地方独立行政法人評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 委員会は、委員四人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期等)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第四条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第五条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員四人以内を置く。
2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 専門委員は、再任されることができる。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある専門委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある専門委員で会議に出席したものの(議長を除く。)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第七条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に関し学識経験を有する者その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十四号

岐阜県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年岐阜県条例第二十三号)の一部

を次のように改正する。

第二条第二項の表岐阜県総合医療センターの項中「心臓血管外科」の下に「小児外科、小児脳神経外科」を加える。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

岐阜県立看護大学条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十五号

岐阜県立看護大学条例の一部を改正する条例

岐阜県立看護大学条例(平成十一年岐阜県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「授業料」の下に「教員免許状更新講習受講料」を加え、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 大学の教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七号)第九条の三第一項に規定する免許状更新講習を受けようとする者は、教員免許状更新講習受講料を納入しなければならない。

第四条に次の一項を加える。

4 教員免許状更新講習受講料は、納入通知書に定める期限までに納入しなければならない。

| | | |
|-----|--------------|-------------|
| 別表中 | 科目等履修生 | 一単位につき二四、八 |
| 円を | 科目等履修生 | 一単位につき二四、八 |
| 円を | 教員免許状更新講習受講料 | 一時間につき一、〇〇〇 |

円 円

に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

岐阜県興行場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十六号

岐阜県興行場法施行条例の一部を改正する条例

岐阜県興行場法施行条例（昭和三十二年岐阜県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「喫煙所」の下に「を設ける場合」を加え、同号イ中「各階に一箇所以上、入場者」を「入場者」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ たばこの煙が喫煙所以外の施設に流入しない構造であること。

第三条第一号中「及び興行場内」を削り、同条第二号中「月一回以上殺虫剤の散布及び」を「常に清潔にし、定期的」に改め、同条第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、同条第九号中「以上」を「を超えて」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第八号を第九号とし、同条第七号中「殺虫剤の散布」を「ねずみ、昆虫等の防除」に改め、同号を同条第八号とし、同条第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 興行場内におけるねずみ、昆虫等の生息調査を定期的に実施し、必要に応じて防除を行うこと。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十七号

岐阜県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

岐阜県介護保険財政安定化基金条例（平成十二年岐阜県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「千分の一」を「零」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県立国際情報科学芸術アカデミー条例の一部を改正する条例をここに公布する。

岐阜県条例第二十八号

岐阜県立国際情報科学芸術アカデミー条例の一部を改正する条例

岐阜県立国際情報科学芸術アカデミー条例（平成七年岐阜県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中

| | | | |
|-----|--------|--------|--------|
| 研修料 | 入学金 | | 科目等履修生 |
| | 学生 | 科目等履修生 | |
| 研修員 | 研究生 | 学生 | 九、 |
| | 科目等履修生 | 研究生 | 一六九、 |
| 研修員 | 研究生 | 科目等履修生 | 八四、 |
| | 科目等履修生 | 研究生 | 二八、 |
| 研修料 | 研修員 | 研修料 | 知事が |

| |
|--------------|
| 八〇〇円 |
| 四〇〇円 |
| 〇〇〇円 |
| 七〇〇円 |
| 五〇〇円 |
| 六〇〇円 |
| 八〇〇円 |
| 定める額 |
| 入学の日 者とは、 |

| |
|------|
| 八〇〇円 |
| 二〇〇円 |
| 六〇〇円 |
| 二〇〇円 |
| 定める額 |

に改める。

を

| | | |
|---|--------------|--------------|
| 備考 県内の者とは、本人又はその配偶者若しくは一親等の親族が の一年前から引き続き岐阜県内に住所を有する者をいい、県外の それ以外の者をいう。 | 科目等履修生 | 九、 |
| | 学生 | 一三五、 二〇三、 |
| | 研究生 | 六七、 一〇一、 |
| 科目等履修生 | 県内の者 県外の者 | 二二、 三三、 |
| 研究員 | 県内の者 県外の者 | 知事が |
| 研修料 | | |

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

情報科学芸術大学院大学条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十九号

情報科学芸術大学院大学条例の一部を改正する条例

情報科学芸術大学院大学条例（平成十二年岐阜県条例第六十六号）の一部を次のよう
に改正する。

第四条第三項を次のように改める。

3 研究生の授業料は、前期及び後期のそれぞれの期について、別表に掲げる額にその
者のその期において在学する月数を乗じて得た額を、前期にあつては四月三十日まで
に、後期にあつては十月三十一日までに納入しなければならない。

第四条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 前項に規定する納入期限後に入学した研究生に係る入学の日の属する期の授業料の
納入期限は、同項の規定にかかわらず、当該入学の日の属する月の末日とする。

5 科目等履修生及び特別聴講学生の授業料は、全額を入学の日の属する月の末日まで
に納入しなければならない。

第六条中「第四条第一項から第三項まで」を「第四条第一項から第五項まで」に改め
る。

別 表 中

| | |
|--------|---------|
| 科目等履修生 | 九、八〇〇 |
| 学生 | 二八二、〇〇〇 |
| 研究生 | 八四、六〇〇 |
| 科目等履修生 | 二八、二〇〇 |
| 入学金 | |

岐阜県農林関係手数料徴収条例をここに公布する。

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則

備考 県内の者とは、本人又はその配偶者若しくは一親等の親族が入学の日の一年前から引き続き岐阜県内に住所を有する者をいい、県外の者とは、それ以外の者をいう。

円 円 円 円 円 円 円

に改め、同表に備考として次のように加える。

円 円 円 円

を

| | | | | |
|---------|---------|--------|---------|-------|
| 入学金 | | 科目等履修生 | | |
| 学生 | | 研究生 | | |
| 県内の者 | 県外の者 | 県内の者 | 県外の者 | |
| 二二六、〇〇〇 | 三三八、〇〇〇 | 六七、七〇〇 | 一〇一、五〇〇 | 九、八〇〇 |
| 科目等履修生 | 県内の者 | 県外の者 | 県内の者 | 県外の者 |
| | 二二、六〇〇 | 三三、八〇〇 | | |

平成二十一年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十号

岐阜県農林関係手数料徴収条例

(手数料の徴収)

第一条 県は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十七条の規定に基づき、別に条例で定めるものを除くほか、この条例の定めるところにより、農林関係の手数料を徴収するものとする。

(手数料の名称、額等)

第二条 手数料の名称、額等は、別表のとおりとする。

(手数料の徴収方法等)

第三条 手数料は、申請の際に徴収する。ただし、事務の性質上申請の際に徴収することができないものとして規則で定めるものについては、この限りでない。

2 納入された手数料は、返還しない。

(手数料の減免等)

第四条 知事は、公益その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減免し、又は手数料の納入を猶予することができる。

(過料)

第五条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料を科する。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(岐阜県みつばち転飼条例の一部改正)

2 岐阜県みつばち転飼条例(昭和三十一年岐阜県条例第十四号)の一部を次のように

| | | | | | | | | | |
|---|---|--|---|-----------------|-------|---|----------------|-------|---|
| 改正する。 | <p>第三条中「岐阜県手数料徴収条例（平成十二年岐阜県条例第三号）」を「岐阜県農林関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十号）」に改める。 （岐阜県種雄豚検査条例の一部改正）</p> | <p>3 岐阜県種雄豚検査条例（昭和三十九年岐阜県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十七条中「岐阜県手数料徴収条例（平成十二年岐阜県条例第三号）」を「岐阜県農林関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十号）」に改める。</p> | 別表（第二条関係） | 一 家畜商法の施行に関する事務 | 事務の内容 | <p>一家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号。以下この表において「法」という。）第三条第一項に規定する家畜商の免許</p> | 手数料の名称 | 単位 | 額（円） |
| | | | | | | | 家畜商免許手数料 | 一件につき | 一、六〇〇円。ただし、法第三条第二項第二号に規定する従事者（以下この項において単に「従事者」という。）の数が一人以上四人以下のものにあつては、九〇〇円、従事者の数が五人以上のものにあつては、五〇〇円 |
| | | | | | | | 家畜取引業務講習会手数料 | 一人につき | 三、七〇〇 |
| | | | | | | | 家畜商免許証書換え交付手数料 | 一通につき | 一、〇〇〇 |
| | | | | | | | 家畜商免許証書の換え交付 | | |
| 二 漁業法の施行に関する事務 | | | | | | | | | |
| 四 施行令第六条に規定する家畜商免許証の再交付 | 家畜商免許証再交付手数料 | 一通につき | 一、一〇〇 | | | | | | |
| 事務の内容 | | | | | | | | | |
| <p>一 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下この表において「法」という。）第十条に規定する漁業権の設定の免許の申請に対する審査</p> <p>二 法第十四条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する漁業権の共有の認可の申請に対する審査</p> <p>三 法第二十二条第一項に規定する漁業権の分割等の免許の申請に対する審査</p> <p>四 法第二十四条第二項に規定する定置漁業権等を目的とする抵当権の設定の認可の申請に対する審査</p> <p>五 法第二十六条第一項ただし書に規定する定置漁業権等の移転の認可の申請に対する審査</p> <p>六 法第三十六条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する休業中の漁業の許可の申請に対する審査</p> <p>七 漁業登録令（昭和二十六年政令第二百九十二号。以下この表において「政令」という。）第十条第一項に規定する免許漁業原簿の贈本等の交付</p> <p>八 政令第十条第一項に規定する免</p> | <p>漁業権設定免許申請手数料</p> <p>漁業権共有認可申請手数料</p> <p>漁業権分割等免許申請手数料</p> <p>漁業権抵当権設定認可申請手数料</p> <p>定置漁業権等移転認可申請手数料</p> <p>休業中漁業許可申請手数料</p> <p>免許漁業原簿贈本等交付手数料</p> <p>免許漁業原簿等</p> | <p>一件につき</p> <p>一件につき</p> <p>一件につき</p> <p>一件につき</p> <p>一件につき</p> <p>一件につき</p> <p>一枚につき</p> <p>一回に</p> | <p>三、七〇〇</p> <p>三、七〇〇</p> <p>二、五〇〇</p> <p>一、二〇〇</p> <p>一、二〇〇</p> <p>二、五〇〇</p> <p>五二〇</p> <p>二八〇</p> | | | | | | |

| 事務の内容 | | 手数料の名称 | 区分 | 単位 | 額(円) |
|--|--|------------------|--------------------------|-------|--------|
| 一 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百一十七号。以下この表において「法」という。)第四条(一)第四号。 | | 普通肥料登録手数料 | 1 第四条第一項第六号に掲げる普通肥料に係るもの | 一件につき | 一八、〇〇〇 |
| 二 法第十四条第一項又は第二項の認定を受けた製造業者等に対する調査 | | 農林物資認定製造業者等調査手数料 | 2 第四条第一項第七号に掲げる普通肥料に係るもの | 一件につき | 三五、〇〇〇 |
| 三 法第十五条第一項の規定による地鶏肉の小分け業者の認定の申請に対する審査 | | 地鶏肉の小分け業者認定申請手数料 | | 一件につき | 一六、〇〇〇 |
| 四 法第十五条第一項の認定を受けた地鶏肉の小分け業者に対する調査 | | 地鶏肉の小分け業者調査手数料 | | 一件につき | 一三、〇〇〇 |
| 備考 現地調査のため職員が出張を要する場合にあっては、当該現地調査に要する職員の旅費に相当する額を加算する。 | | | | | |
| 四 肥料取締法の施行に関する事務 | | | | | |
| 事務の内容 | | 手数料の名称 | 区分 | 単位 | 額(円) |
| 一 漁船法(昭和二十五年法律第七十八号。以下この表において「法」という。)第十条第一項に規定する漁船の登録の申請に対する審査 | | 漁船登録票再交付手数料 | | 一通につき | 二、四〇〇 |
| 二 法第十二条第三項に規定する漁船の登録票の再交付 | | 登録漁船等検認手数料 | | 一件につき | 三、六〇〇 |
| 三 法第十三条に規定する登録した漁船等の検認 | | 漁船登録変更申請 | 1 2に掲げるもの以外 | 一件につき | 二、三〇〇 |
| 四 法第十七条第一項に規定 | | | 2 動力漁船に係るもの | 一件につき | 六、九〇〇 |
| 五 漁船法の施行に関する事務 | | | | | |
| 第一項又は第二項に規定する普通肥料の登録 | | 普通肥料登録更新手数料 | 1 第四条第一項第六号に掲げる普通肥料に係るもの | 一件につき | 三、六〇〇 |
| 二 法第十二条第二項に規定する普通肥料登録の更新 | | | 2 第四条第一項第七号に掲げる普通肥料に係るもの | 一件につき | 七、一〇〇 |

| | | | | | |
|-------|---|---------------|----------|------|-------|
| 事務の内容 | 八 養ほう振興法の施行に関する事務 | 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額(円) |
| | 養ほう振興法(昭和三十年法律第百八十号)第四条第一項に規定するみつばちの転飼の許可の申請に対する審査 | みつばち転飼許可申請手数料 | 一転飼場所につき | 額(円) | 一、一〇〇 |
| 事務の内容 | 九 家畜取引法の施行に関する事務 | 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額(円) |
| | 養ほう振興法(昭和三十一年法律第三十一条)第三十一項において準用する場合を含む。)に規定する家畜の検査等を行った旨の証明書の交付(法第四条の二第三項に規定する家畜の検査及び法第五条第一項に規定する監視伝染病の発生を予察するための家畜の検査に係るものを除く。) | 家畜検査等証明書交付手数料 | 一通につき | 額(円) | 三五〇 |

| | | | | | |
|-------|---|-------------------|--------|---|--------|
| 事務の内容 | 十 養鶏振興法の施行に関する事務 | 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額(円) |
| | 養鶏振興法(昭和三十一年法律第四十九号)以下この表において「法」という。(第五条第一項に規定する標準鶏の認定の申請に対する審査) | 標準鶏認定申請手数料 | 一羽につき | 額(円) | 四〇 |
| 事務の内容 | 十一 薬事法の施行に関する事務 | 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額(円) |
| | 薬事法(昭和三十一年法律第四十五号)第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第三十六条の四第二項に規定する医薬品の販売又は授与に従事しようとする者の登録の申請に対する審査 | 動物用医薬品販売従事登録申請手数料 | 一件につき | 額(円) | 一〇、〇〇〇 |
| 事務の内容 | 十二 家畜取引法(昭和三十一年法律第百二十三号)以下この表において「法」という。(第三条に規定する家畜市場の登録の申請に対する審査) | 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額(円) |
| | 家畜市場登録申請手数料 | 一件につき | 額(円) | 四三、〇〇〇円 ただし、地域家畜市場に係るものにあつては、一七、〇〇〇円 | |
| 事務の内容 | 十三 家畜市場登録証の書換え交付 | 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額(円) |
| | 家畜市場登録証書換え交付手数料 | 一件につき | 額(円) | 三、八〇〇 | |
| 事務の内容 | 十四 家畜市場登録証の再交付 | 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額(円) |
| | 家畜市場登録証再交付手数料 | 一通につき | 額(円) | 六、四〇〇 | |

| | | | |
|--|------------------------------|--------------|--------------|
| <p>二 動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号。以下この表において「省令」という。）第百十五条の十二第一項に規定する販売従事登録証の書換え交付</p> | <p>動物用医薬品販売従事登録証書換え交付手数料</p> | <p>一通につき</p> | <p>二、〇〇〇</p> |
| <p>三 省令第百十五条の十三第一項に規定する販売従事登録証の再交付</p> | <p>動物用医薬品販売従事登録証再交付手数料</p> | <p>一通につき</p> | <p>二、九〇〇</p> |

十一 登録免許税法の施行に関する事務

| | | | |
|---|-------------------------|--------------|------------|
| <p>登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三二十四の項第一号に規定する建物又は土地に関する証明書の交付</p> | <p>登録免許税非課税証明書交付手数料</p> | <p>一通につき</p> | <p>五〇〇</p> |
|---|-------------------------|--------------|------------|

備考 現地調査のため職員が出張を要する場合には、当該現地調査に要する職員の旅費に相当する額を加算する。

十二 林業種苗法の施行に関する事務

| | | | |
|---|---------------------------|--------------|---------------|
| <p>事務の内容</p> | <p>手数料の名称</p> | <p>単位</p> | <p>額（円）</p> |
| <p>一 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号。以下この表において「法」という。）第十条第一項に規定する種苗生産事業者の登録</p> | <p>種苗生産事業者登録手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>六、四〇〇</p> |
| <p>二 法第十条第三項第三号イに規定する種苗の生産等に関する講習会</p> | <p>種苗講習会手数料</p> | <p>一人につき</p> | <p>一四、〇〇〇</p> |
| <p>三 法第十三条第一項に規定する種苗生産事業者の登録証の書換え交付</p> | <p>種苗生産事業者登録証書換え交付手数料</p> | <p>一通につき</p> | <p>三、五〇〇</p> |
| <p>四 法第十三条第二項に規定する種苗生産事業者の登録証の再交付</p> | <p>種苗生産事業者登録証再交付手数料</p> | <p>一通につき</p> | <p>三、〇〇〇</p> |

十四 卸売市場法の施行に関する事務

| | | | |
|--|----------------------|--------------|--------------|
| <p>事務の内容</p> | <p>手数料の名称</p> | <p>単位</p> | <p>額（円）</p> |
| <p>一 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号。以下この表において「法」という。）第五十五条に規定する地方卸売市場の開設の許可</p> | <p>地方卸売市場開設許可手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>二、〇〇〇</p> |
| <p>二 法第五十八条第一項に規定する卸売業務の許可</p> | <p>卸売業務許可手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>六、〇〇〇</p> |

| | | | |
|---|-----------------------|--------------|---|
| <p>五 法第二十条第二項に規定する種穂が育種母樹等から採取されたものであることの証明</p> | <p>育種母樹等採取種穂証明手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>三六、〇〇〇円に種子にあっては一キログラム又は一キログラムに満たない端数を増すことに五、九〇〇円を穂木にあっては一万本又は一万本に満たない端数を増すことに五、一〇〇円を加えた額</p> |
| <p>六 法第二十条第二項に規定する苗木が育種母樹等から採取されたものであることの証明</p> | <p>育種母樹等採取苗木証明手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>三六、〇〇〇円に一万本又は一万本に満たない端数を増すことに五、七〇〇円（幼苗にあっては、三、六〇〇円）として計算した額に証明に係る事実の確認の回数を乗じて得た額を加えた額</p> |

十五 遊漁船業の適正化に関する法律の施行に関する事務

| 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額(円) |
|---|----------------|-------|--------|
| 一 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号。以下この表において「法」という)第三条第一項に規定する遊漁船業者の登録の申請に対する審査 | 遊漁船業者登録申請手数料 | 一件につき | 二六、〇〇〇 |
| 二 法第三条第一項に規定する遊漁船業者の登録の更新の申請に対する審査 | 遊漁船業者登録更新申請手数料 | 一件につき | 一八、〇〇〇 |

十六 岐阜県みつばち転飼条例の施行に関する事務

| 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額(円) |
|---|---------------|----------|--|
| 岐阜県みつばち転飼条例(昭和三十一年岐阜県条例第十四号)第二条第一項に規定する県内におけるみつばちの転飼の許可 | みつばち県内転飼許可手数料 | 一転飼場所につき | 一五〇円にほつ群数を乗じて得た額。ただし、一転飼場所につき二、三〇〇円を限度とする。 |

十七 岐阜県種雄豚検査条例の施行に関する事務

| 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額(円) |
|---|-----------|--------|-------|
| 一 岐阜県種雄豚検査条例(昭和三十一年岐阜県条例第四十四号。以下この表において「条例」という)第五条第二項に規定する雄豚の定期検査 | 雄豚定期検査手数料 | 一頭につき | 一、二〇〇 |
| 二 条例第五条第二項に規定する雄豚の臨時検査 | 雄豚臨時検査手数料 | 一頭ににつき | 一、二〇〇 |
| 三 条例第十一条に規定する種雄豚 | 種雄豚認定書 | 一通に | 三五〇 |

認定書の書換え交付又は再交付

換え等手数料

つき

十八 森林文化アカデミーにおいて行う木材強度測定等に関する事務

| 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額(円) |
|-------------|--------------------|-------|---------|
| 一 木材強度測定 | 木材強度測定手数料 | 一件につき | 二、四二〇 |
| 二 木材含水率測定 | 木材含水率測定手数料 | 一件につき | 二、二四〇 |
| 三 木質構造等強度測定 | 木質構造等強度測定手数料(六体以内) | 一件につき | 一一〇、九〇〇 |
| 四 木質構造等強度試験 | 木質構造等強度試験手数料 | 一件につき | 一八、五〇〇 |
| 五 成績証明書の交付 | 木材強度測定等成績証明書交付手数料 | 一通につき | 三七〇 |

備考 木材強度測定手数料及び木材含水率測定手数料にあつては、測定に木材加工を必要とする場合は、当該木材加工に必要な実費に相当する額を加算する。

十九 肥料検査等に関する事務

| 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額(円) |
|--------------|---------------|--------|-------|
| 一 肥料検査(定性分析) | 肥料定性分析検査手数料 | 一成分につき | 一、五八〇 |
| 二 肥料検査(定量分析) | 肥料定量分析検査手数料 | 一成分につき | 三、一五〇 |
| 三 農作物種子発芽率検定 | 農作物種子発芽率検定手数料 | 一点につき | 二、一〇〇 |
| 四 証明書の交付 | 肥料検査等証明書交付手数料 | 一通につき | 三七〇 |

| | | | |
|--|------------------|-----------|---|
| 二十 家畜の診断等に関する事務 | | | |
| 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額(円) |
| 一 妊娠診断 | 家畜妊娠診断手数料 | 一頭に つき | 一、五四〇 |
| 二 初診 | 家畜初診手数料 | 一頭に つき | 一、〇五〇 |
| 三 診療 | 家畜診療手数料 | 一頭に つき | 農業災害補償法 施行規則第三十 三条第一項及び 第三十四条の三 第一項の診療そ の他の行為によ つて組合員が負 担すべき費用の 内容に応じて農 林水産大臣が定 める点数等(昭 和三十年農林省 告示第七百七十 八号)一の家畜 共済診療点数表 (以下この表に おいて「点数表」と いう。)中B 種の点数により 一点の単価を一 〇円として算定 した額 |
| 四 クロロディン16欠損症の遺伝子検査 | クロロディン16欠損症検査手数料 | 一頭に つき | 三、九五〇 |
| 五 家畜人工授精に関する講習会 | 家畜人工授精講習会手数料 | 一人に つき | 一五、〇〇〇 |
| 六 家畜受精卵移植に関する講習会 | 家畜受精卵移植 | 一人に つき | 四〇、〇〇〇 |
| <p>七 妊娠診断証明書の交付</p> <p>講習会手数料 一週につき 七七〇</p> <p>家畜妊娠診断証明書交付手数料 一週につき 七七〇</p> <p>備考 家畜診療手数料にあつては、点数表の付表である薬価基準表に記載されていない医薬品を使用して診療する場合は、実費に相当する額を加算する。</p> <p>二十一 家畜伝染性疾患の免疫学的検査に関する事務</p> <p>事務の内容</p> <p>一 家畜伝染性疾患の免疫学的検査(家畜伝染病予防法に基づくものを除く。以下この表において同じ。)</p> <p>二 家畜伝染性疾患の免疫学的検査証明書の交付</p> <p>手数料の名称 家畜伝染性疾患検査手数料</p> <p>単位 一頭に つき</p> <p>額(円) 七〇〇円。ただし、ヨネ病検査に係るものにあつては、三五〇円</p> <p>家畜伝染性疾患検査証明書交付手数料 一通につき 三七〇</p> | | | |
| <p>岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。</p> <p>平成二十一年三月三十日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>岐阜県条例第三十一号</p> <p>岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例</p> <p>岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例(昭和三十二年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第一項の表農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業の項を削り、同表農道整備事業の項を次のように改める。</p> <p>農道整備事業 工事費 広域農道 百分の七・五</p> | | | |

| | | |
|-------------------------------|------|--------|
| ただし、水源地域対策関連事業については、百分の五 | 基幹農道 | 百分の六 |
| | 一般農道 | 百分の二十五 |
| ただし、農業集落間を連絡するものについては、百分の十七・五 | 事務費 | |
| | 広域農道 | 百分の七・五 |
| | 基幹農道 | 百分の二十五 |
| | 一般農道 | 百分の二十五 |

第四条第一項の表農道施設強化対策事業の項中「豪雪地帯等において行うもの」を「豪雪地帯又は急傾斜地帯（受益地域（水田地帯を除く。）内の平均傾斜度が十五度以上の地域に限る。）において行うもの（以下「豪雪地帯等において行うもの」という。）」に改め、同表ふるさと農道緊急整備事業の項中「農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業」を「基幹農道整備事業」に、「広域営農団地農道整備事業」を「広域農道整備事業」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

岐阜県森林整備担い手対策基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十二号

岐阜県森林整備担い手対策基金条例の一部を改正する条例

岐阜県森林整備担い手対策基金条例（平成五年岐阜県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「及び使途」を削り、同条中「次の各号に掲げる事業に要する経費及び基金の管理等に要する経費に充てる」を「基金に編入する」に改め、同条各号を削る。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の

一条を加える。

（基金の使途）

第五条 基金は、次に掲げる事業に要する経費及び基金の管理等に要する経費に充てるものとする。

一 林業従事者育成確保事業

二 林業就労条件改善事業

三 その他森林整備の担い手対策に関する事業

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

岐阜県土木関係手数料徴収条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十三号

岐阜県土木関係手数料徴収条例

（手数料の徴収）

第一条 県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づき、別に条例で定めるものを除くほか、この条例の定めるところにより、土木関係の手数料を徴収するものとする。

（手数料の名称、額等）

第二条 手数料の名称、額等は、別表第一のとおりとする。

2 別表第二の中欄に掲げる手数料については、それぞれ同表の下欄に掲げる機関に納入しなければならない。

3 前項の規定により同項に規定する機関に納入された手数料は、当該機関の収入とする。

（手数料の徴収方法等）

第三条 手数料は、申請の際に徴収する。ただし、事務の性質上申請の際に徴収することができないものとして規則で定めるものについては、この限りでない。

| | | | | | |
|---|--------------------|-----------|-----------------------------|--|--|
| <p>事務の内容</p> <p>一 建設業法 (昭和二十四)</p> <p>建設業許 可申請手</p> | <p>手数料の 名称</p> | <p>区分</p> | <p>単位</p> <p>一件に つき</p> | <p>額(円)</p> <p>九〇、〇〇〇円 ただし、既に他</p> | <p>2 納入された手数料は、返還しない。ただし、次の各号に掲げる手数料について、当該各号に掲げる規定の適用を受ける場合は、この限りでない。</p> <p>一 別表第一一の表三の項及び四の項に規定する手数料 同表備考第二号又は第三号の規定</p> <p>二 別表第二二の表一の項に規定する手数料 同項第一号の備考第二号ただし書の規定</p> <p>三 別表第一十八の表に規定する手数料 同表備考第一号の規定</p> <p>(手数料の減免等)</p> <p>第四条 知事は、公益その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減免し、又は手数料の納入を猶予することができる。</p> <p>(過料)</p> <p>第五条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料を科する。</p> <p>(委任)</p> <p>第六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。</p> <p>(岐阜県屋外広告物条例の一部改正)</p> <p>2 岐阜県屋外広告物条例(昭和三十九年岐阜県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四十八条中「岐阜県手数料徴収条例(平成十二年岐阜県条例第三号)」を「岐阜県土木関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十三号)」に改める。</p> <p>別表第一(第二條、第三條關係)</p> <p>一 建設業法の施行に関する事務</p> |
| | | | | | <p>年法律第百号 以下この表に おいて「法」 という。(第 三條第一項に 規定する建設 業の許可の申 請に対する審 査</p> <p>二 法第三條第 三項に規定す る建設業の許 可の更新の申 請に対する審 査</p> <p>三 法第二十五 條第二項に規 定するあつせ ん又は調停</p> <p>建設業許 可更新申 請手数料</p> <p>建設工事 紛争調停 等手数料</p> <p>1 あつせんの申請に係 るもの</p> <p>一件に つき</p> <p>五〇、〇〇〇</p> <p>あつせんを求 める事項の価額 (当該価額を算 定することがで きない場合は、 五百万円とみな す。)に応じて、 次に定めるとこ ろにより算定し て得た額</p> <p>あつせんを 求める事項の 価額が百万円 まで一〇、 〇〇〇円</p> <p>(二) あつせんを 求める事項の 価額が百万円 を超え五百万 円までの部分 その価額一 万円までこと に二〇円</p> <p>の建設業につい て知事がした許 可と法第三條第 一項各号に掲げ る区分を同じく する許可に係る ものにあつては 五〇、〇〇〇円</p> |

| | | |
|----------------------------|---------------------|--|
| 2 の 調停の申請に係るも | 一件に つき | <p>(三) あつせんを 求める事項の 価額が五百万 円を超え二千 五百万円まで の部分 その 価額一百万円 までごとに一 五円</p> <p>(四) あつせんを 求める事項の 価額が二千五 百万円を超え る部分 その 価額一百万円 までごとに一 〇円</p> <p>(二) 調停を求め る事項の価額 が百万円を超 え五百万円ま での部分 そ の価額一百万 円までごとに</p> <p>(一) 調停を求め る事項の価額 が百万円まで 二〇、〇〇 〇円</p> |
| 四 法第二十五 条第二項に規 定する仲裁 | 建設工事 紛争仲裁 手数料 | <p>備考 あつせん又は調停を求める事項の価額を増加 するときの手数料の額は、増加後の価額について 算定した手数料の額と増加前の価額について算定 した手数料の額との差額とする。</p> <p>(三) 調停を求め る事項の価額 が五百万円を 超え一億円ま での部分 そ の価額一百万 円までごとに 二五円</p> <p>(四) 調停を求め る事項の価額 が一億円を超 える部分 そ の価額一百万 円までごとに 一五円</p> <p>一件に つき</p> <p>仲裁を求める 事項の価額(当 該価額を算定す ることができな い場合は、五百 万円とみなす。) に応じて、次に 定めるところに より算定して得 た額</p> <p>(一) 仲裁を求め る事項の価額 が百万円まで 五〇、〇〇 〇円</p> <p>(二) 仲裁を求め る事項の価額 が百万円を超</p> |

| | | | |
|---|--|--|--|
| <p>七 法第二十七 条の三十五第 七 建設業者 経営状況</p> | <p>六 法第二十七 条の二十九第 一項に規定す る総合評定値 の通知</p> | <p>五 法第二十七 条の二十六第 一項に規定す る経営規模等 の評価</p> | |
| | <p>建設業者 総合評定 値通知手 数料</p> | <p>建設業者 経営規模 等評価手 数料</p> | |
| <p>一件に つき</p> | <p>一件に つき</p> | <p>一件に つき</p> | <p>備考 仲裁を求める事項の価額を増加するときの 手数料の額は、増加後の価額について算定した手 料の額と増加前の価額について算定した手数料の 額との差額とする。</p> |
| <p>一五、九〇〇</p> | <p>四〇〇円に通知 を受けようとする 建設業一種類 につき二〇〇円 を加えた額</p> | <p>八、一〇〇円に 評価を受けよう とする建設業一 種類につき二、 三〇〇円を加え た額</p> | <p>え五百万円ま での部分そ の価額一万円 までごとに 一〇〇円 (三) 仲裁を求め る事項の価額 が五百万円を 超え一億円ま での部分そ の価額一万円 までごとに 六〇円 (四) 仲裁を求め る事項の価額 が一億円を超 える部分そ の価額一万円 までごとに 二〇円</p> |
| <p>備考</p> | | | |
| <p>事務の内容 一 建築基準法 (昭和二十五 年法律第二百 一号。以下こ の表において 「法」という 第六條第一項 (法第八十七 條第一項、法 第八十七條の</p> | <p>手数料の 名称 建築確認 申請等手 数料</p> | <p>区分 1 法 イ 床面積の合計 が三十平方メ ートル以下のもの ロ 床面積の合計 が三十平方メ ートルを超え百平 方メートル以下 のもの ハ 床面積の合計</p> | <p>分析手数 料 建設業許 可証明書 等交付手 数料 一通に つき 三五〇</p> |
| <p>単位</p> | <p>額(円)</p> | <p>一件に つき 一件に つき</p> | <p>一四、〇〇〇</p> |
| <p>二 建築基準法の施行に関する事務</p> | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--------------------------------------|--|--------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|--|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--|--|---|-------------------|-------------------|--|--------------|--|-------|-------|--|--|--|---------------------------------|---------------------------------|--|--|
| 二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)に規定する建築物の建築の確認の申請又は法第十八条第二項(法第八十七條第一項、法第八十七條の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)に規定する建築物の建築の計画の通知に対する審査 | いて準用する場合を含む。)に規定する建築物の建築の確認の申請又は法第十八条第二項(法第八十七條第一項、法第八十七條の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)に規定する建築物の建築の計画の通知に対する審査 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 12.5%; text-align: center;"> 一 規定する昇降機が含まれている場合は、備考 </td> <td style="width: 12.5%; text-align: center;"> リ 床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの </td> <td style="width: 12.5%; text-align: center;"> チ 床面積の合計が一萬平方メートルを超え五万平方メートル以下のもの </td> <td style="width: 12.5%; text-align: center;"> ト 床面積の合計が二千平方メートルを超え一萬平方メートル以下のもの </td> <td style="width: 12.5%; text-align: center;"> ハ 床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの </td> <td style="width: 12.5%; text-align: center;"> ホ 床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの </td> <td style="width: 12.5%; text-align: center;"> ニ 床面積の合計が二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のもの </td> <td style="width: 12.5%; text-align: center;"> が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">一件につき</td> <td style="text-align: center;">一件につき</td> <td style="text-align: center;">一件につき</td> <td style="text-align: center;">一件につき</td> <td style="text-align: center;">一件につき</td> <td style="text-align: center;">一件につき</td> <td style="text-align: center;">つき</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">四六〇、〇〇〇</td> <td style="text-align: center;">二四〇、〇〇〇</td> <td style="text-align: center;">一四〇、〇〇〇</td> <td style="text-align: center;">四八、〇〇〇</td> <td style="text-align: center;">三四、〇〇〇</td> <td style="text-align: center;">一九、〇〇〇</td> <td></td> </tr> </table> | 一 規定する昇降機が含まれている場合は、備考 | リ 床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの | チ 床面積の合計が一萬平方メートルを超え五万平方メートル以下のもの | ト 床面積の合計が二千平方メートルを超え一萬平方メートル以下のもの | ハ 床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの | ホ 床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの | ニ 床面積の合計が二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のもの | が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの | | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | つき | | 四六〇、〇〇〇 | 二四〇、〇〇〇 | 一四〇、〇〇〇 | 四八、〇〇〇 | 三四、〇〇〇 | 一九、〇〇〇 | | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 12.5%; text-align: center;"> 第二十八條第十法又請の申認の建の築物る定に規(限合)る場用すて準においに二條の十七第八(法一第條第六法 </td> <td style="width: 12.5%; text-align: center;"> 二 建築設備の設置に係るもの </td> <td style="width: 12.5%; text-align: center;"> 一 建築設備の設置に係るもの </td> <td style="width: 12.5%; text-align: center;"> 二 申請に係る計画に法第六條第五項又は法第十八條第四項に規定する構造計算適合性判定を要する建築物が含まれている場合は、当該建築物につき二の項区分の欄に掲げる額を構造計算適合性判定加算額として加算する。ただし、建築主事が構造計算適合性判定を求めなかったときは、この限りでない。 </td> <td style="width: 12.5%; text-align: center;"> 知に對する審査に係るもの </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">一件につき</td> <td style="text-align: center;">一件につき</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">五、〇〇〇円。ただし、小荷物専用昇降機については、三、〇〇〇円</td> <td style="text-align: center;">九、〇〇〇円。ただし、小荷物専用昇降機については、四、〇〇〇円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | 第二十八條第十法又請の申認の建の築物る定に規(限合)る場用すて準においに二條の十七第八(法一第條第六法 | 二 建築設備の設置に係るもの | 一 建築設備の設置に係るもの | 二 申請に係る計画に法第六條第五項又は法第十八條第四項に規定する構造計算適合性判定を要する建築物が含まれている場合は、当該建築物につき二の項区分の欄に掲げる額を構造計算適合性判定加算額として加算する。ただし、建築主事が構造計算適合性判定を求めなかったときは、この限りでない。 | 知に對する審査に係るもの | | 一件につき | 一件につき | | | | 五、〇〇〇円。ただし、小荷物専用昇降機については、三、〇〇〇円 | 九、〇〇〇円。ただし、小荷物専用昇降機については、四、〇〇〇円 | | |
| 一 規定する昇降機が含まれている場合は、備考 | リ 床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの | チ 床面積の合計が一萬平方メートルを超え五万平方メートル以下のもの | ト 床面積の合計が二千平方メートルを超え一萬平方メートル以下のもの | ハ 床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの | ホ 床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの | ニ 床面積の合計が二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のもの | が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | つき | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 四六〇、〇〇〇 | 二四〇、〇〇〇 | 一四〇、〇〇〇 | 四八、〇〇〇 | 三四、〇〇〇 | 一九、〇〇〇 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第二十八條第十法又請の申認の建の築物る定に規(限合)る場用すて準においに二條の十七第八(法一第條第六法 | 二 建築設備の設置に係るもの | 一 建築設備の設置に係るもの | 二 申請に係る計画に法第六條第五項又は法第十八條第四項に規定する構造計算適合性判定を要する建築物が含まれている場合は、当該建築物につき二の項区分の欄に掲げる額を構造計算適合性判定加算額として加算する。ただし、建築主事が構造計算適合性判定を求めなかったときは、この限りでない。 | 知に對する審査に係るもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 一件につき | 一件につき | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 五、〇〇〇円。ただし、小荷物専用昇降機については、三、〇〇〇円 | 九、〇〇〇円。ただし、小荷物専用昇降機については、四、〇〇〇円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|---------------------------------------|-------------------------------|--|
| <p>二 法第六條第 五項、法第六 條の二第三項 及び法第十八</p> | <p>構造計算 適合性判 定手数料</p> | <p>1 法イ国 第六 土交 床面積が 五項、 通大 一トトル以 臣の 下のもの</p> | <p>一件に つき 一〇八、〇〇〇</p> | <p>備考 一 この項において「床面積の合計」とは、次に掲げる区分 に応じ、それぞれ次に定めるところにより算定した面積の 合計面積をいう。 イ 建築物を建築する場合（口に掲げる場合及び移転する 場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積 ロ 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築す る場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係 る部分の床面積に二分の一を乗じて得た面積（床面積が 増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積） ハ 建築物の移転をし、大規模な修繕若しくは模様替えを し、又は用途を変更する場合（二に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分 の床面積に二分の一を乗じて得た面積 ニ 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物の移転を し、大規模な修繕若しくは模様替えをし、又は用途を変 更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積に二分 の一を乗じて得た面積 三 この項において「建築設備加算額」とは、次に掲げる区 分に応じ、それぞれ次に定める額とする。 イ 法第八十七條の二に規定する昇降機その他の建築設備 を設置する場合（口に掲げる場合を除く。） 九、〇〇 〇円（小荷物専用昇降機については、四、〇〇〇円） ロ 確認を受けた建築設備の計画を変更して昇降機その他 の建築設備を設置する場合 五、〇〇〇円（小荷物専用 昇降機については、三、〇〇〇円）</p> | <p>計画 の通 知に 対す る審 査に 係る もの</p> | | | |
| | | | | <p>条第四項に規 定する構造計 算適合性判定</p> | | | | |
| | | | | <p>法第六條の第三項及び第十條第四項に規定する構造計算適合性判定のもの</p> | <p>認定 を受 けた フロ アラ ムに よる もの</p> | <p>安全 性を 確保 した もの</p> | <p>つよ さな い もの</p> | <p>認定 を受 けた フロ アラ ムに よる もの</p> |
| <p>その他 のフロ アラ ムに よる もの</p> | <p>床面積が 一トトル 以下 の もの</p> | <p>床面積が 二トトル 以下 の もの</p> | <p>床面積が 二トトル 以下 の もの</p> | <p>一件に つき</p> | <p>一件に つき</p> | <p>一件に つき</p> | <p>一件に つき</p> | |
| <p>一五七、〇〇〇</p> | <p>三一九、〇〇〇</p> | <p>一八七、〇〇〇</p> | <p>一三四、〇〇〇</p> | <p>二〇九、〇〇〇</p> | | | | |

| | | | | | | | | | |
|---|--|---|--|----------------------------------|--|----------------------------------|--|----------------------------------|--|
| <p>三 法第七條第一項(法第八十七條の二又は法第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)に規定する建築物の建築工事の完了の検査の申請又は</p> | | <p>備考 この項において「床面積」とは、構造計算適合性判定を行う建築物の床面積をいう。ただし、当該建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては、当該建築物の当該部分は、それぞれの建築物とみなす。</p> | | | | | | | |
| <p>建築工事完了検査申請等手数料</p> | | <p>一 法第七條第一項に規定する建築物の建築工事の完了</p> | | <p>二 法第七條第一項に規定する建築物の建築工事の完了</p> | | <p>三 法第七條第一項に規定する建築物の建築工事の完了</p> | | <p>四 法第七條第一項に規定する建築物の建築工事の完了</p> | |
| <p>床面積の合計が三十平方メートル以下のもの</p> | | <p>床面積の合計が三十一平方メートル以上のもの</p> | | <p>床面積の合計が三十一平方メートル以上のもの</p> | | <p>床面積の合計が三十一平方メートル以上のもの</p> | | <p>床面積の合計が三十一平方メートル以上のもの</p> | |
| <p>一件につき</p> | | <p>一件につき</p> | | <p>一件につき</p> | | <p>一件につき</p> | | <p>一件につき</p> | |
| <p>一〇、〇〇〇</p> | | <p>一〇、〇〇〇</p> | | <p>一〇、〇〇〇</p> | | <p>一〇、〇〇〇</p> | | <p>一〇、〇〇〇</p> | |
| <p>法第十八條第十四項(法第八十七條の二又は法第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)に規定する建築物の建築工事の完了の通知に対する審査</p> | | | | | | | | | |
| <p>の検査の申請又は法第十八條第十四項に規定する建築物の建築工事の完了の通知に対する審査に係るもの</p> | | | | | | | | | |
| <p>する建築物の建築工事の完了の通知に対する審査を受けるもの</p> | | | | | | | | | |
| <p>床面積の合計が二百平方メートル以下のもの</p> | | <p>床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの</p> | | <p>床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの</p> | | <p>床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの</p> | | <p>床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの</p> | |
| <p>一件につき</p> | | <p>一件につき</p> | | <p>一件につき</p> | | <p>一件につき</p> | | <p>一件につき</p> | |
| <p>一〇、〇〇〇</p> | | <p>一〇、〇〇〇</p> | | <p>一〇、〇〇〇</p> | | <p>一〇、〇〇〇</p> | | <p>一〇、〇〇〇</p> | |

| | | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| <p>3 法第七条第一項（法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合に限る。）に規定する建築物の建築工の完了の検査の申請又は法第十八条第十四項</p> | | | | | | | |
| <p>2 法第七条第一項（法第八十七条の二において準用する場合に限る。）に規定する建築物の建築工の完了の検査の申請又は法第十八条第十四項（法第八十七条の二において準用する場合に限る。）に規定する建築物の建築工の完了の通知に対する審査に係るもの</p> | | | | | | | |
| <p>超え二万平方メートル以下のもの</p> | | | | | | | |
| <p>床面積の合計が一万平方メートルを超え五万平方メートル以下のもの</p> | | | | | | | |
| <p>床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの</p> | | | | | | | |
| <p>一件につき</p> | | | | | | | |
| <p>一件につき</p> | | | | | | | |
| <p>一件につき</p> | | | | | | | |
| <p>九、〇〇〇</p> | | | | | | | |
| <p>一八〇、〇〇〇</p> | | | | | | | |
| <p>三七〇、〇〇〇</p> | | | | | | | |
| <p>一三、〇〇〇円 ただし、小荷物専用昇降機については、八、〇〇〇円</p> | | | | | | | |
| <p>四 法第七条の三第二項に規定する建築物の建築工の中間の検査の申請又は法第十八条第十七項に規定する建築物の建築工の特定工の完了の通知に対する審査</p> | | | | | | | |
| <p>建築工事中間検査申請等手数料</p> | | | | | | | |
| <p>備考 この項において「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した面積の合計面積をいう。 一 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）当該建築物に係る部分の床面積 二 建築物の移転をし、又は大規模な修繕若しくは模様替えをした場合、当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積に二分の一を乗じて得た面積</p> | | | | | | | |
| <p>（法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合に限る。）に規定する建築物の建築工の完了の通知に対する審査に係るもの</p> | | | | | | | |
| <p>1 床面積の合計が三十平方メートル以下のも</p> | | | | | | | |
| <p>2 床面積の合計が三十平方メートルを超え五百平方メートル以下のも</p> | | | | | | | |
| <p>3 床面積の合計が五百平方メートルを超え二百平方メートル以下のも</p> | | | | | | | |
| <p>4 床面積の合計が二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のもの</p> | | | | | | | |
| <p>5 床面積の合計が五百平方メートルを超え二千平方メートル以下のも</p> | | | | | | | |
| <p>6 床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの</p> | | | | | | | |
| <p>一件につき</p> | | | | | | | |
| <p>一件につき</p> | | | | | | | |
| <p>一件につき</p> | | | | | | | |
| <p>九、〇〇〇</p> | | | | | | | |
| <p>一、〇〇〇</p> | | | | | | | |
| <p>一五、〇〇〇</p> | | | | | | | |
| <p>二〇、〇〇〇</p> | | | | | | | |
| <p>三三、〇〇〇</p> | | | | | | | |
| <p>四五、〇〇〇</p> | | | | | | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| <p>五 法第七条の六第一項第一号(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)又は法第十八条第二十二項第一号(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)に規定する建築物等の仮使用の承</p> | <p>建築物等仮使用承認申請手数料</p> | <p>備考 この項において「床面積の合計」とは、建築物のうち法第七条の三第四項に規定する建築物の建築工事の中間の検査又は法第十八条第十八項に規定する建築物の建築工事の特定工程の完了の通知に対する検査を受けた部分の床面積の合計をいう。</p> | |
| | | <p>7 床面積の合計が二千万平方メートル以下のもの</p> | |
| | | <p>8 床面積の合計が一万平方メートルを超え五万平方メートル以下のもの</p> | |
| | | <p>9 床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの</p> | |
| <p>一件につき</p> | <p>一件につき</p> | <p>一件につき</p> | |
| <p>一一〇、〇〇〇</p> | <p>一六〇、〇〇〇</p> | <p>三三〇、〇〇〇</p> | |
| <p>九 法第四十四条第一項第四号に規定する公共用歩廊等に係る道路内の建築制限の特例の許可の</p> | <p>八 法第四十四条第一項第三号に規定する特定高架道路等の上空に設ける建築物等に係る道路内の建築制限の特例の認定の申請に対する審査</p> | <p>七 法第四十四条第一項第二号に規定する公衆便所等に係る道路内の建築制限の特例の許可の申請に対する審査</p> | <p>六 法第四十三条第一項ただし書に規定する建築物の敷地と道路の關係に係る建築の許可の申請に対する審査</p> |
| <p>公共用歩廊等道路内建築許可申請手数料</p> | <p>道路上空建築物等道路内建築認定申請手数料</p> | <p>公衆便所等道路内建築許可申請手数料</p> | <p>建築物敷地制限特例許可申請手数料</p> |
| | | | |
| <p>一件につき</p> | <p>一件につき</p> | <p>一件につき</p> | <p>一件につき</p> |
| <p>一六〇、〇〇〇</p> | <p>二七、〇〇〇</p> | <p>三三、〇〇〇</p> | <p>三三、〇〇〇</p> |

| | | | | | | | | |
|-------------------------|---|--|---|----------------------------|-----------------------------------|--|-----------|---|
| 申請に対する 審査 | 十 法第四十七 条ただし書に 規定する壁面 線を越える建 築物の許可の 申請に対する 審査 | 十一 法第四十 八条第一項た だし書、第二 項ただし書、 第三項ただし 書、第四項た だし書、第五 項ただし書、 第六項ただし 書、第七項た だし書、第八 項ただし書、 第九項ただし 書、第十項た だし書、第十 一項ただし書 第十二項た だし書又は第 十三項ただし 書(法第八十七 条第二項若し くは第三項又 は法第八十八 条第二項にお いて準用する 場合を含む。) に規定する用 途地域等にお ける建築物の | 用途地域 内建築等 許可申請 手数料 | 壁面線外 建築物許 可申請手 数料 | 一件に つき | 一件に つき | 一六〇、〇〇〇 | |
| 建築等の許可 の申請に対す る審査 | 十二 法第五十 一条ただし書 (法第八十七 条第二項若し くは第三項又 は法第八十八 条第二項にお いて準用する 場合を含む。) に規定する特 殊建築物等の 敷地の位置の 許可の申請に 対する審査 | 十三 法第五十 二条第十項、 第十一項又は 第十四項に規 定する建築物 の容積率に係 る制限の特例 の許可の申請 に対する審査 | 十四 法第五十 三条第四項に 規定する壁面 線の指定等が ある場合にお ける建築物の 建ぺい率に係 る制限の特例 の許可の申請 に対する審査 | 十五 法第五十 公園内等 | 特殊建築 物等敷地 位置許可 申請手数 料 | 壁面線指 定等建築 物建ぺい 率制限特 例許可申 請手数料 | 一件に つき | 一件に つき 一六〇、〇〇〇 一六〇、〇〇〇 三三、〇〇〇 |

| | | |
|--|--|--|
| <p>十七 法第五十五條第二項に規定する第一種低層住宅専用地域等における建築物の高さに係る制限の特例の認定の申請に対する審査</p> | <p>十六 法第五十三條の二第一項第三号又は第四号(法第五十七條の五第三項において準用する場合を含む。)に規定する建築物の敷地面積の最低限度が定められた地域における建築物の敷地面積に係る制限の特例の許可の申請に対する審査</p> | <p>三条第五項第三号に規定する公園等のある建築物の建ぺい率に係る制限の特例の許可の申請に対する審査</p> |
| <p>建築物高さ制限特例認定申請手数料</p> | <p>建築物敷地面積許可申請手数料</p> | <p>建築物建ぺい率制限特例許可申請手数料</p> |
| | | |
| <p>一件につき</p> | <p>一件につき</p> | <p>つき</p> |
| <p>二七、〇〇〇</p> | <p>一六〇、〇〇〇</p> | |
| <p>二十一 法第五十七條の二第一項に規定する特例容積率適用地区内における建築物の特例容積率の限度の指定の申請に対する審査</p> | <p>二十 法第五十七條第一項に規定する高架物内高さ制限特例認定申請手数料</p> | <p>十八 法第五十五條第三項各号に規定する第一種低層住宅専用地域等における建築物の高さに係る制限の特例の許可の申請に対する審査</p> |
| <p>特別容積率適用地区内建築物特例容積率指定申請手数料</p> | <p>高架工作物内高さ制限特例認定申請手数料</p> | <p>日影建築物高さ制限特例許可申請手数料</p> |
| <p>1 建築物の数が二であるもの 2 建築物の数が三以上であるもの</p> | | |
| <p>一件につき</p> | <p>一件につき</p> | <p>一件につき</p> |
| <p>七八、〇〇〇円に建築物の数から二を控除した数に二八、〇〇〇円を乗じて得た額を加えた額</p> | <p>二七、〇〇〇</p> | <p>一六〇、〇〇〇</p> |

| | | | |
|---|---|---|---|
| <p>二十五 法第五 十九条第四項 に規定する高 度利用地区に おける建築物 の許可申請</p> | <p>二十四 法第五 十九条第一項 第三号に規定 する高度利用 地区における 建築物の容積 率等に係る特 例の許可の申 請に対する審 査</p> | <p>二十三 法第五 十七条の四第 一項ただし書 に規定する特 例容積率適用 地区内におけ る建築物の高 さに係る制限 の特例の許可 の申請に対す る審査</p> | <p>二十二 法第五 十七条の第三 一項に規定す る特例容積率 適用地区内に おける建築物 の特例容積率 の限度の指定 の取消しの申 請に対する審 査</p> |
| <p>高度利用 地区内建 築物高さ 制限特例 許可申請</p> | <p>高度利用 地区内建 築物容積 率等特例 許可申請 手数料</p> | <p>特例容積 率適用地 区内建築 物高さ制 限特例許 可申請手 数料</p> | <p>特例容積 率適用地 区内建築 物特例容 積率指定 取消申請 手数料</p> |
| <p>一件に つき</p> | <p>一件に つき</p> | <p>一件に つき</p> | <p>一件に つき</p> |
| <p>一六〇、〇〇〇</p> | <p>一六〇、〇〇〇</p> | <p>一六〇、〇〇〇</p> | <p>六、四〇〇円に 現に存する建築 物の数に二、一 〇〇〇円を乗じ て得た額を加え た額</p> |
| <p>二十八 法第六 十七条の第二 三項第二号に 規定する特定 防災街区整備 地区内におけ る建築物の敷 地面積に係る 制限の特例の 許可の申請に 対する審査</p> | <p>二十七 法第六 十条の第二第 一項第三号に 規定する都市再 生特別地区内 における建築 物の容積率等 に係る制限の 特例の許可の 申請に対する 審査</p> | <p>二十六 法第五 十九条の第二 一項に規定す る敷地内に広 い空地を有す る建築物の容 積率等に係る 制限の特例の 許可の申請に 対する審査</p> | <p>の各部分の高 さに係る制限 の特例の許可 の申請に対す る審査</p> |
| <p>特定防災 街区整備 地区内建 築物敷地 面積制限 特例許可 申請手数 料</p> | <p>都市再生 特別地区 内建築物 容積率等 制限特例 許可申請 手数料</p> | <p>空地有建 築物容積 率等制限 特例許可 申請手数 料</p> | <p>手数料</p> |
| <p>一件に つき</p> | <p>一件に つき</p> | <p>一件に つき</p> | |
| <p>一六〇、〇〇〇</p> | <p>一六〇、〇〇〇</p> | <p>一六〇、〇〇〇</p> | |

| | | | | |
|--|---|--|---|---|
| <p>三十二 法第六十八号に規定する景観地区内における建</p> <p>景観地区内建築物壁面位置制限特例許可申請</p> | <p>三十一 法第六十八号第一項第二号に規定する景観地区内における建築物の高さに係る制限の特例の許可の申請に対する審査</p> <p>景観地区内建築物高さ制限特例許可申請手数料</p> | <p>三十 法第六十七条の二第九項第二号に規定する特定防災街区整備地区内における建築物の間口率及び高さに係る制限の特例の許可の申請に対する審査</p> <p>特定防災街区整備地区内建築物間口率等制限特例許可申請手数料</p> | <p>二十九 法第六十七条の二第五項第二号に規定する特定防災街区整備地区内における建築物の壁面の位置に係る制限の特例の許可の申請に対する審査</p> <p>特定防災街区整備地区内建築物壁面位置制限特例許可申請手数料</p> | |
| <p>一件につき</p> | <p>一件につき</p> | <p>一件につき</p> | <p>一件につき</p> | |
| <p>一六〇、〇〇〇</p> | <p>一六〇、〇〇〇</p> | <p>一六〇、〇〇〇</p> | <p>一六〇、〇〇〇</p> | |
| <p>三十六 法第六</p> <p>再開発等</p> | <p>三十五 法第六十八号の三第一項から第三項までに規定する再開発等促進区等内の建築物の容積率等に係る制限の特例の認定の申請に対する審査</p> <p>再開発等促進区等内建築物制限特例認定申請手数料</p> | <p>三十四 法第六十八号第五項に規定する景観地区内における建築物の各部分の高さに係る制限の特例の認定の申請に対する審査</p> <p>景観地区内建築物高さ制限特例認定申請手数料</p> | <p>三十三 法第六十八号第三項第二号に規定する景観地区内における建築物の敷地面積に係る制限の特例の許可の申請に対する審査</p> <p>景観地区内建築物敷地面積特例許可申請手数料</p> | <p>建築物の壁面の位置に係る制限の特例の許可の申請に対する審査</p> <p>手数料</p> |
| <p>一件に</p> | <p>一件につき</p> | <p>一件につき</p> | <p>一件につき</p> | |
| <p>一六〇、〇〇〇</p> | <p>二七、〇〇〇</p> | <p>二七、〇〇〇</p> | <p>一六〇、〇〇〇</p> | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| <p>三十九 法第六十八条の五の二に規定する防災街区整備地区計画の区域内の建築物の容積率に係る制限の特例の認定の申請に対する審査</p> | <p>三十八 法第六十八条の四に規定する地区計画等の区域内の建築物の容積率に係る制限の特例の認定の申請に対する審査</p> | <p>三十七 法第六十八条の三第七項に規定する開発整備促進区内の建築物の用途に係る制限の特例の認定の申請に対する審査</p> | <p>十八 条の三第四項に規定する再開発等促進区内の建築物の各部分の高さに係る制限の特例の許可の申請に対する審査</p> |
| <p>防災街区整備地区計画区域 内建築物容積率制限特例認定申請手数料</p> | <p>誘導容積型地区計画等区域 内建築物容積率制限特例認定申請手数料</p> | <p>開発整備促進区内建築物用途制限特例認定申請手数料</p> | <p>促進区等内建築物高さ制限特例許可申請手数料</p> |
| <p>一件につき</p> | <p>一件につき</p> | <p>一件につき</p> | <p>つき</p> |
| <p>二七、〇〇〇</p> | <p>二七、〇〇〇</p> | <p>二七、〇〇〇</p> | <p></p> |
| <p>四十三 法第六十八条の七第五項に規定する予定道路に係る建築物の延べ面積に係る制限の特例</p> | <p>四十二 法第六十八条の五の六に規定する地区計画等の区域内の建築物の建ぺい率に係る制限の特例の認定の申請に対する審査</p> | <p>四十一 法第六十八条の五の五第一項又は第二項に規定する地区計画等の区域内の建築物の容積率等に係る制限の特例の認定の申請に対する審査</p> | <p>四十 法第六十八条の五の三第二項に規定する地区計画等の区域内の建築物の各部分の高さに係る制限の特例の許可の申請に対する審査</p> |
| <p>予定道路内建築物延べ面積制限特例許可申請手数料</p> | <p>地区計画等区域内建築物建ぺい率制限特例認定申請手数料</p> | <p>街並み誘導型地区計画等区域内建築物制限特例認定申請手数料</p> | <p>高度利用地区型地区計画等区域内建築物高さ制限特例許可申請手数料</p> |
| <p>一件につき</p> | <p>一件につき</p> | <p>一件につき</p> | <p>一件につき</p> |
| <p>一六〇、〇〇〇</p> | <p>二七、〇〇〇</p> | <p>二七、〇〇〇</p> | <p>一六〇、〇〇〇</p> |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|---|--------------------------------------|-------------------------------|----------------------|--|---|--|---|---------------------|---|--|---|------------------------------|---------------------|---|---|--|--|----------------------|---|--|---|--|----------------------|--|---|---|---|---------------------|---|---|---|-------------------------------|----------------------|-------------------------------------|-------------------------------|---|-------------------------------|----------------------|
| <p>の許可の申請 に対する審査</p> | <p>四十四 法第八 十五條第五項 に規定する仮 設建築物の建 築の許可の申 請に対する審 査</p> | <p>仮設建築 物建築許 可申請手 数料</p> | <p>一件に つき 一一〇、〇〇〇</p> | <p>額 二三八、〇〇〇</p> | <p>四十五 法第八 十六條第一項 に規定する總 合的設計によ る一団地の建 築物に係る建 築制限の特例 の認定の申請 に対する審査</p> | <p>総合的設 計一団地 内建築物 制限特例 認定申請 手数料</p> | <p>1 建築物の数が二であ るもの 2 建築物の数が三以上 であるもの</p> | <p>一件に つき 七八、〇〇〇 一件に つき 七八、〇〇〇 円に建築物の数が ら二を控除した 数に二八、〇〇 〇円を乗じて得 た額を加えた額</p> | <p>額 七八、〇〇〇</p> | <p>四十六 法第八 十六條第二項 に規定する既 存建築物を前 提とした総合 的設計による 建築物に係る 建築制限の特 例の認定の申 請に対する審 査</p> | <p>総合的設 計建築物 制限特例 認定申請 手数料</p> | <p>1 建築物（既存建築物 を除く。以下この項に おいて同じ。）の数が一 であるもの 2 建築物の数が二以上 であるもの</p> | <p>一件に つき 七八、〇〇〇</p> | <p>額 七八、〇〇〇</p> | <p>四十七 法第八 十六條第三項 に規定する總 合的設計によ る一団地の建 築物に係る建 築制限の特例 の許可の申請</p> | <p>総合的設 計一団地 内建築物 制限特例 許可申請 手数料</p> | <p>1 建築物の数が二であ るもの 2 建築物の数が三以上 であるもの</p> | <p>一件に つき 二三八、〇〇〇 一件に つき 二三八、〇〇〇 円に建築物の数が ら二を控除し た数に二八、〇 〇〇円を乗じて 得た額を加えた</p> | <p>額 二三八、〇〇〇</p> | <p>四十八 法第八 十六條第四項 に規定する既 存建築物を前 提とした総合 的設計による 建築物に係る 建築制限の特 例の許可の申 請に対する審 査</p> | <p>総合的設 計建築物 制限特例 許可申請 手数料</p> | <p>1 建築物（既存建築物 を除く。以下この項に おいて同じ。）の数が一 であるもの 2 建築物の数が二以上 であるもの</p> | <p>一件に つき 二三八、〇〇〇 一件に つき 二三八、〇〇〇 円に建築物の数が ら二を控除し た数に二八、〇 〇〇円を乗じて 得た額を加えた</p> | <p>額 二三八、〇〇〇</p> | <p>四十九 法第八 十六條の第二 項に規定す る一敷地内認 定建築物以外 の建築物の認 定の申請に対 する審査</p> | <p>一敷地内 認定建築 物以外建 築物制限 申請手数 料</p> | <p>1 建築物（一敷地内認 定建築物を除く。以下 この項において同じ。） の数が一であるもの 2 建築物の数が二以上 であるもの</p> | <p>一件に つき 七八、〇〇〇 一件に つき 七八、〇〇〇 円に建築物の数が ら二を控除した 数に二八、〇〇 〇円を乗じて得 た額を加えた額</p> | <p>額 七八、〇〇〇</p> | <p>五十 法第八 十六條の第二 項に規定す る一敷地内認 定建築物以外 の建築物の認 定の申請に対 する審査</p> | <p>一敷地内 認定建築 物以外建 築物制限 申請手数 料</p> | <p>1 建築物（一敷地内許 可建築物を除く。以下 この項において同じ。）</p> | <p>一件に つき 二三八、〇〇〇</p> | <p>額 二三八、〇〇〇</p> | <p>五十一 法第八 十六條の第二 項に規定す</p> | <p>一敷地内 許可建築 物以外建</p> | <p>1 建築物（一敷地内許 可建築物を除く。以下 この項において同じ。）</p> | <p>一件に つき 二三八、〇〇〇</p> | <p>額 二三八、〇〇〇</p> |
|--------------------------|---|--------------------------------------|-------------------------------|----------------------|--|---|--|---|---------------------|---|--|---|------------------------------|---------------------|---|---|--|--|----------------------|---|--|---|--|----------------------|--|---|---|---|---------------------|---|---|---|-------------------------------|----------------------|-------------------------------------|-------------------------------|---|-------------------------------|----------------------|

| | | | | |
|---------------------|---|---|---|---|
| 五十五 法第八十六條の八第三項に規定す | 五十四 法第八十六條の八第一項に規定する既存建築物に係る工事の全体計画の認定の申請に対する審査 | 五十三 法第八十六條の六第二項に規定する同条第一項の都市計画に基づき建築する建築物の建築制限の特例の認定の申請に対する審査 | 五十二 法第八十六條の五第一項に規定する複数建築物の認定又は許可の取消しの申請に対する審査 | 一敷地内許可建築物以外の建築物の許可の申請に対する審査 |
| 既存建築物工事全体計画変更 | 既存建築物工事全体計画認定申請手数料 | 都市計画建築物建築制限特例認定申請手数料 | 複数建築物認定等取消申請手数料 | 建築物許可申請手数料 |
| | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 2 建築物の数が二以上であるもの 一件につき |
| 二七、〇〇〇 | 二七、〇〇〇 | 二七、〇〇〇 | 六、四〇〇円に現に存する建築物の数に二一、〇〇〇円を乗じて得た額を加えた額 | 二三八、〇〇〇円に建築物の数から一を控除した数に二八、〇〇〇円を乗じて得た額を加えた額 |

| | | | | |
|------------------------------------|--|---------------------------------|------------------------------|--------|
| 五 法第二十三條第三項の規定による一級建築士事務所登録簿の登録の更新 | 四 法第二十三條第一項に規定する二級建築士事務所登録簿又は木造建築士事務所登録簿への登録 | 三 法第二十三條第一項に規定する一級建築士事務所登録簿への登録 | 二 法第十三條に規定する二級建築士試験又は木造建築士試験 | 事務の内容 |
| 一級建築士事務所登録簿更新手数料 | 二級建築士木造建築士事務所登録簿登録手数料 | 一級建築士事務所登録簿登録手数料 | 二級建築士木造建築士試験手数料 | 手数料の名称 |
| 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一人につき | 単位 |
| 一五、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 一五、〇〇〇 | 一六、九〇〇 | 額(円) |

三 建築士法の施行に関する事務

| | |
|--|--------------------------------|
| 五十六 一の項から五十五の項までに掲げる確認、許可等を受け、又は法の規定による届出をした旨の証明書の交付 | 既存建築物に係る工事の全体計画の変更の認定の申請に対する審査 |
| 建築確認等証明書交付手数料 | 更認定申請手数料 |
| 一通につき | |
| 三五〇 | |

| 事務の内容 | | 手数料の名称 | 区分 | 単位 | 額(円) |
|---|---|--------------------|----|-------|--|
| 一 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下この表において「法」という。)第十五条の二第一項に規定するものを含む。 (国(法令の規定により国の行政機関とみなされるものを含む。) 又は都道府県(法令の規定により都道府県とみなされるものを含む。)の申請に係るものを除く。 以下この表において同じ。) | | 土地収用等事業紛争あつせん申請手数料 | | 一件につき | 九三、〇〇〇 |
| 四 土地収用法の施行に関する事務 | | | | | |
| 六 | 法第二十三条第三項の規定による二級建築士事務所登録簿又は木造建築士事務所登録簿の登録の更新 | | | 一件につき | 一〇、〇〇〇 |
| 七 | 一の項に掲げる免許に係る免許証の交付又は三の項から六の項までに掲げる登録を受けた旨の証明書 の交付 | | | 一件につき | 三五〇 |
| | 二級建築士木造建築士事務所登録簿更新手数料 | | | 一件につき | |
| | 二級建築士木造建築士登録等証明書交付手数料 | | | 一件につき | |
| | 二 法第十五条の七第一項に規定する仲裁の申請に対する審査 | 土地収用等事業紛争仲裁申請手数料 | | 一件につき | 一二六、〇〇〇 |
| | 三 法第十八条第一項(法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)に規定する事業の認定の申請に対する審査 | 土地収用等事業認定申請手数料 | | 一件につき | 一五八、〇〇〇 |
| | 四 法第三十九条第一項(法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)に規定する裁決の申請に対する審査 | 土地収用等裁決申請手数料 | | 一件につき | 五六、四〇〇 |
| 1 | 損失補償の見積額(以下この表において単に「見積額」という。)が十万円以下の場合 | | | 一件につき | 五六、四〇〇 |
| 2 | 見積額が十万円を超え五百万円以下の場合 | | | 一件につき | 五六、四〇〇円に見積額の十万円を超える部分が五万円に達することに五、七〇〇円を加えた額 |
| 3 | 見積額が百万円を超え五百万円以下の場合 | | | 一件につき | 一五九、五〇〇円に見積額の百万円を超える部分が十万円に達することに七、一〇〇円を加えた額 |
| 4 | 見積額が五百万円を超え二千万円以下の場合 | | | 一件につき | 四四三、五〇〇円に見積額の五百万円を超える部分が百万円に |

| | | | | | |
|--|-----------------------------|--|--|---|--|
| | | 五 法第九十四 条第二項(法 第二百二十四 条第二項(法 第二百三十八 条第一項にお いて準用する 場合を含む。) 又は法第二百 三十八条第一 項において準 用する場合を 含む。) | | 土地収用 等損失補 償裁決申 請手数料 | |
| 5 見積額が百万円を超 え五百万円以下の場合 | 4 見積額が十万円を超 え百万円以下の場合 | 3 見積額が五万円を超 え十万円以下の場合 | 2 見積額が五千円を超 え五万円以下の場合 | 1 見積額が五千円以下 の場合 | 6 見積額が一億円を超 える場合 |
| 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき |
| 一五九、五〇〇 円に見積額の百 | 五〇〇円を加えた 額 | 二六、四〇〇円 に見積額の五万 円を超える部分 が一万円に達す ることに六、〇 〇〇円を加えた 額 | 三、〇〇〇円に 見積額の五千円 を超える部分が 五千円に達する ことに二、六〇 〇円を加えた額 | 三、〇〇〇 | 七五〇、〇〇〇 |
| 七 法以外の法 律の規定によ る収用委員会 の裁決の申請 に対する審査 | | 六 法第一百六 条第一項(法 第二百三十八 条第一項にお いて準用する 場合を含む。) に規定する協 議の確認の申 請に対する審 査 | | 起業地協 議確認申 請手数料 | |
| 1 都市計画法(昭和四 十二年法律第百号)第 五十二條の四第二項 (同法第五十七條の五 において準用する場合 を含む。)及び第六十 | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき |
| 五の項区分の欄 に掲げる区分に 応じそれぞれ額 の欄に掲げる額 に二分の一を乗 じて得た額 | 五〇〇円を加えた 額 | 二六、四〇〇 | 七五〇、〇〇〇 を加えた額 | 五五〇、〇〇〇 円に見積額の二 千万円を超える 部分が四百万円 に達することに 一〇、〇〇〇円 を加えた額 | 四四三、五〇〇 円に見積額の五 百万円を超える 部分が百万円に 達することに七 一〇〇円を加え た額 |

| 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額 (円) | |
|--|--|------------------------------|---|---------------|
| <p>備考 同一の起業者が行う同一の事業に関し、法第二条又は法第五条から第七条までの規定のうちいずれが二以上の規定による取用又は使用をするため、事業の認定の申請、裁決の申請若しくは協議の確認の申請を一の申請によって行う場合又は法第九十四条第二項に規定する裁決の申請をする場合は、それぞれ一件の申請とみなす。</p> <p>五 宅地建物取引業法の施行に関する事務</p> | | | <p>八条第三項において準用する同法第二十八条第三項の規定による場合</p> | |
| | <p>2 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第八十五条第一項の規定による場合</p> | <p>一件につき</p> | <p>五の項区分の欄に掲げる区分に応じそれぞれ額の欄に掲げる額に二分の一を乗じて得た額</p> | |
| | <p>3 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)第九条第五項(同法第二十条第六項において準用する場合を含む。)の規定による場合</p> | <p>一件につき</p> | <p>五の項区分の欄に掲げる区分に応じそれぞれ額の欄に掲げる額に二分の一を乗じて得た額</p> | |
| | <p>4 生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第十二条第四項において準用する同法第六条第六項の規定による場合</p> | <p>一件につき</p> | <p>五の項区分の欄に掲げる区分に応じそれぞれ額の欄に掲げる額に二分の一を乗じて得た額</p> | |
| | <p>5 1から4までに掲げる法律の規定以外の法律の規定による場合</p> | <p>一件につき</p> | <p>五の項区分の欄に掲げる区分に応じそれぞれ額の欄に掲げる額</p> | |
| <p>六 道路法の施行に関する事務</p> <p>事務の内容</p> <p>道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十七条の二第一項に規定する特殊車両の通行の許可の申請に対する審査(道路管理者を異にする二以上の道路に係るものに限る。)</p> | <p>一 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)以下この表において「法」という。)第三条第一項に規定する宅地建物取引業の免許又は同条第三項に規定する宅地建物取引業の免許の更新の申請に対する審査</p> | <p>宅地建物取引業免許等申請手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>三三、〇〇〇</p> |
| | <p>二 法第十六条第一項に規定する宅地建物取引主任者資格試験</p> | <p>宅地建物取引主任者資格試験手数料</p> | <p>一人につき</p> | <p>七、〇〇〇</p> |
| | <p>三 法第十八条第一項に規定する宅地建物取引主任者資格登録簿への登録</p> | <p>宅地建物取引主任者資格登録簿登録手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>三七、〇〇〇</p> |
| | <p>四 法第十九条の二に規定する宅地建物取引主任者資格の登録の移転の申請に対する審査</p> | <p>宅地建物取引主任者資格登録移転申請手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>八、〇〇〇</p> |
| | <p>五 法第二十二條の二第一項又は第五項に規定する宅地建物取引主任者証の交付の申請に対する審査</p> | <p>宅地建物取引主任者証交付申請手数料</p> | <p>一通につき</p> | <p>四、五〇〇</p> |
| | <p>六 法第二十二條の三第一項に規定する宅地建物取引主任者証の有効期間の更新の申請に対する審査</p> | <p>宅地建物取引主任者証有効期間更新申請手数料</p> | <p>一通につき</p> | <p>四、五〇〇</p> |
| | <p>七 宅地建物取引主任者資格試験に合格したことその他の宅地建物取引業に関する証明書の交付</p> | <p>宅地建物取引業関係証明書交付手数料</p> | <p>一通につき</p> | <p>三五〇</p> |

七 建設機械抵当法の施行に関する事務

| 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額(円) |
|---|--------------|-------|--------|
| 建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)第四条第一項に規定する建設機械の打刻又は検認の申請に対する審査 | 建設機械打刻等申請手数料 | 一個につき | 三六、〇〇〇 |

八 租税特別措置法の施行に関する事務

| 事務の内容 | 手数料の名称 | 区分 | 単位 | 額(円) |
|---|---------------|---|---|--|
| 一 租税特別措置法(昭和三十三年法律第三十六号)以下この表において「法」という。(第二十八条の四第三項第五号イ若しくは法第六十三条第三項第五号イ又は法第三十一条の二第二項第十五号八若しくは法第六十二条の三第四項第十五号八に規定する宅地の造成が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請 | 優良宅地造成認定申請手数料 | 1 造成宅地の面積が〇・一ヘクタール未満のもの 2 造成宅地の面積が〇・一ヘクタール以上〇・三ヘクタール未満のもの 3 造成宅地の面積が〇・三ヘクタール以上〇・六ヘクタール未満のもの 4 造成宅地の面積が〇・六ヘクタール以上二ヘクタール未満のもの 5 造成宅地の面積が一ヘクタール以上三ヘクタール未満のもの 6 造成宅地の面積が三ヘクタール以上六ヘクタール未満のもの 7 造成宅地の面積が六ヘクタール以上十ヘクタール未満のもの | 一件につき 一件につき 一件につき 一件につき 一件につき 一件につき 一件につき | 八六、〇〇〇 一三〇、〇〇〇 一九〇、〇〇〇 二六〇、〇〇〇 三九〇、〇〇〇 五一〇、〇〇〇 六六〇、〇〇〇 |

に対する審査

| 二 法第二十八条の四第三項第六号若しくは法第六十三条第三項第六号又は法第三十一条の二第二項第十六号二若しくは法第六十二条の三第四項第十六号二に規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査 | 優良住宅新築認定申請手数料 | タール未満のもの | 一件につき | 額(円) |
|---|---------------|--|-------|---------|
| | | 8 造成宅地の面積が十ヘクタール以上のもの | 一件につき | 八七〇、〇〇〇 |
| | | 1 新築住宅の床面積の合計が百平方メートル以下のもの | 一件につき | 六、二〇〇 |
| | | 2 新築住宅の床面積の合計が百平方メートルを超え五百平方メートル以下のもの | 一件につき | 八、六〇〇 |
| | | 3 新築住宅の床面積の合計が五百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの | 一件につき | 一三、〇〇〇 |
| | | 4 新築住宅の床面積の合計が二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のもの | 一件につき | 三五、〇〇〇 |
| | | 5 新築住宅の床面積の合計が一万平方メートルを超え五万平方メートル以下のもの | 一件につき | 四三、〇〇〇 |
| | | 6 新築住宅の床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの | 一件につき | 五八、〇〇〇 |
| 三 租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号。以下この表において「施行令」という。)第十一項又は施行令第九條第十一項 | 特定住宅用地認定申請手数料 | | 一件につき | 四七、〇〇〇 |

| 事務の内容 | | 手数料の名称 | 区分 | 単位 | 額(円) |
|--|--|--------------------------|--|--|---|
| 一 宅地造成等 規制法(昭和 三十六年法律 第百九十一号、 以下この表に おいて「法」 という。)第 八条第一項に 規定する宅地 造成に関する 工事の許可の 申請に対する 審査 | | 宅地造成 許可申請 手数料 | 1 切土又は盛土をする 土地の面積(以下この 表において単に「面積」 という。)が五百平方 メートル以下のもの 2 面積が五百平方メー トルを超え千平方メー トル以下のもの 3 面積が千平方メー トルを超え二千平方メー トル以下のもの 4 面積が二千平方メー トルを超え五千平方メー | 一件に つき 一件に つき 一件に つき 一件に つき | 一、二、〇〇〇 二、一、〇〇〇 三、一、〇〇〇 四、七、〇〇〇 |
| 九 宅地造成等規制法の施行に関する事務 | | | | | |
| 四 施行令第十 九条第十二項 第四号又は施 行令第三十八 条の五第十項 第四号に規定 する譲渡予定 価額に関する 申出に対する 審査 | | 譲渡予定 価額審査 手数料 | | 一件に つき | 四、三、〇〇〇 |
| 三 宅地造成等 規制法施行規 則(昭和三十 七年建設省令 第三号)第三 十条に規定す る確認済証の 交付に係る計 | | 宅地造成 変更許可 申請手 料 | 1 切土又は盛土を伴う 設計の変更に係るもの 2 1に掲げるもの以外 のもの | 一件に つき 一通に つき | 切土又は盛土を する土地の面積 に従い、一の項 区分の欄に掲げ る区分に応じそ れぞれ額の欄に 掲げる額 一〇、〇〇〇 三五〇 |
| | | | 10 面積が十平方メー トルを超えるもの 9 面積が七平方メー トルを超え十平方メ ートル以下のもの 8 面積が四平方メー トルを超え七平方メ ートル以下のもの 7 面積が二平方メー トルを超え四平方メ ートル以下のもの 6 面積が一平方メー トルを超え二平方メ ートル以下のもの 5 面積が五千平方メー トルを超え一万平方メ ートル以下のもの 1メートル以下のもの | 一件に つき 一件に つき 一件に つき 一件に つき 一件に つき 一件に つき | 四二〇、〇〇〇 三四〇、〇〇〇 二五〇、〇〇〇 一七〇、〇〇〇 一一〇、〇〇〇 六七、〇〇〇 |

| | | | |
|--|--|--|--|
| 画が法第八条 第一項又は第 十二条第一項 の規定に適合 している旨の 証明書の交付 | | | |
|--|--|--|--|

十 不動産の鑑定評価に関する法律の施行に関する事務

| 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額(円) |
|---|--------------------------|-----------|--------|
| 一 不動産の鑑定評価に関する法律 (昭和三十八年法律第百五十二号、 以下この表において「法」という。) 第二十二條第一項に規定する不動 産鑑定業者登録簿への登録の申請 に対する審査 | 不動産鑑定業者 登録申請手数料 | 一件に つき | 一五、六〇〇 |
| 二 法第二十二條第三項に規定する 不動産鑑定業者登録の更新の申請 に対する審査 | 不動産鑑定業者 登録更新申請手 数料 | 一件に つき | 一一、四〇〇 |

十一 砂利採取法の施行に関する事務

| 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額(円) |
|---|-------------------------|-----------|--------|
| 一 砂利採取法(昭和四十三年法律 第七十四号。以下この表において 「法」という。)(第十六條に規定す る砂利採取計画の認可の申請に対 する審査(河川管理者として行う ものに限る。) | 砂利採取計画認 可申請手数料 | 一件に つき | 三七、七〇〇 |
| 二 法第二十條第一項に規定する砂 利採取計画の変更の認可の申請に 対する審査(河川管理者として行 うものに限る。) | 砂利採取計画変 更認可申請手数 料 | 一件に つき | 一七、〇〇〇 |

十二 都市計画法の施行に関する事務

| 事務の内容 | 手数料の 名称 | 区分 | 単位 | 額(円) |
|--|---------------------|--|-----------|---------|
| 一 都市計画法 (以下この表 において「法 とていう。第 二十九條第一 項又は第二項 に規定する開 発行為の許可 の申請に対す る審査 | 開発行為 許可申請 手数料 | 1 主 として 自己の 居住 の用に 供する 住宅の 建築の 用に 供する 目的 で行う 開発 行為に 係るも の | | |
| | | イ 開発区域の面 積が〇・一ヘク タール未満のも の | 一件に つき | 八、六〇〇 |
| | | ロ 開発区域の面 積が〇・一ヘク タール以上〇・ 三ヘクタール未 満のもの | 一件に つき | 二二、〇〇〇 |
| | | ハ 開発区域の面 積が〇・三ヘク タール以上〇・ 六ヘクタール未 満のもの | 一件に つき | 四三、〇〇〇 |
| | | ニ 開発区域の面 積が〇・六ヘク タール以上一ヘ クタール未満の もの | 一件に つき | 八六、〇〇〇 |
| | | ホ 開発区域の面 積が一ヘクター ル以上三ヘクタ ー未満のもの | 一件に つき | 一三〇、〇〇〇 |
| | | ヘ 開発区域の面 積が三ヘクター ル以上六ヘクタ ー未満のもの | 一件に つき | 一七〇、〇〇〇 |
| | | ト 開発区域の面 積が六ヘクター ル以上十ヘクタ ー未満のもの | 一件に つき | 二二〇、〇〇〇 |
| | | チ 開発区域の面 積が十ヘクター | 一件に つき | 三〇〇、〇〇〇 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|--|--|--|--|--|--|---------------------------------|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| | | | | | | | | 2 主とし て住宅 以外の 建築物 で自己 の業務 用に供 するも の建築 物の積 積が〇・ 三ヘク ター以上 〇・六 ヘクター 未 満のもの | | | | | | | | | | | | | | | | |
| チ 積が十ヘク ター以上の もの | ト 積が六ヘク ター以上十 ヘクター 未 満のもの | ハ 積が三ヘク ター以上六 ヘクター 未 満のもの | ホ 積が一ヘク ター以上三 ヘクター 未 満のもの | ニ 積が〇・六 ヘクター以 上一ヘク ター未 満の もの | ハ 積が〇・三 ヘクター以 上〇・六 ヘクター未 満のもの | ロ 積が〇・一 ヘクター以 上〇・三 ヘクター未 満のもの | イ 積が〇・一 ヘクター未 満の もの | ル 以上のもの | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 四八〇、 〇〇〇 | 三四〇、 〇〇〇 | 二七〇、 〇〇〇 | 二〇〇、 〇〇〇 | 一一〇、 〇〇〇 | 六五、 〇〇〇 | 三三〇、 〇〇〇 | 一三、 〇〇〇 |
| | | | | | | | | | | | | | 3 又は1 に掲げ るもの 以外の もの | | | | | | | | | | | |
| チ 積が十ヘク ター以上の もの | ト 積が六ヘク ター以上十 ヘクター 未 満のもの | ハ 積が三ヘク ター以上六 ヘクター 未 満のもの | ホ 積が一ヘク ター以上三 ヘクター 未 満のもの | ニ 積が〇・六 ヘクター以 上一ヘク ター未 満の もの | ハ 積が〇・三 ヘクター以 上〇・六 ヘクター未 満のもの | ロ 積が〇・一 ヘクター以 上〇・三 ヘクター未 満のもの | イ 積が〇・一 ヘクター未 満の もの | ル 以上のもの | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 一件に つき | 八七〇、 〇〇〇 | 六六〇、 〇〇〇 | 五一〇、 〇〇〇 | 三九〇、 〇〇〇 | 二六〇、 〇〇〇 | 一九〇、 〇〇〇 | 一三〇、 〇〇〇 | 八六、 〇〇〇 |

| | | | | | |
|---|------------------------------|--|------------------------------|--|--|
| | | | | <p>二 法第三十五 条の二第一項 に規定する開 発行為の変更 の許可の申請 に対する審査</p> | |
| | | | | <p>開発行為 変更許可 申請手数 料</p> | |
| | | | | | |
| | | | | <p>一件に つき</p> | |
| | | | | <p>次に掲げる額 を合計した額。 ただし、当該額 が八七〇、〇〇 〇円を超えると きは、八七〇、 〇〇〇円</p> <p>(一) 開発行為に 関する設計の 変更(二)のみ に該当する場 合を除く。)</p> <p>開発区域の 面積(二)に規 定する変更を 伴う場合(三)は 変更前の開 発区域の面積 とし、開発区 域の縮小を伴 う場合にあつ ては縮小後の 開発区域の面 積とする。)</p> <p>に従い、一の 項区分の欄に 掲げる区分に 応じそれぞれ 額の欄に掲げ る額に十分の 一を乗じて得 た額</p> <p>(二) 新たな土地 の開発区域へ の編入に係る 法第三十条第 一項第一号か ら第四号まで に掲げる事項</p> | |
| 五 法第四十三 条第一項に規 | 市街化調 整区域内 | 三 法第四十一 条第二項ただ し書(法第三 十五條の二第 四項において 準用する場合 を含む。)に 規定する市街 化調整区域内 等における建 築物の敷地等 の制限に係る 特例の許可の 申請に対する 審査 | 予定建築 物外建築 等許可申 請手数料 | 市街化調 整区域内 敷地等制 限特例許 可申請手 数料 | |
| 四 法第四十二 条第一項ただ し書に規定す る予定建築物 等以外の建築 等の許可の申 請に対する審 査 | 1 敷地の面積が〇・一 ヘクタール未満のもの | | 一件に つき | 一件に つき | |
| | 一件に つき | | 二六、〇〇〇 | 四六、〇〇〇 | |
| | 六、九〇〇 | | | | <p>の変更 新た に編入される 開発区域の面 積に従い、一 の項区分の欄 に掲げる区分 に応じそれぞ れ額の欄に掲 げる額</p> <p>(三) (一)又は(二)に 掲げる変更以 外の変更 一 〇、〇〇〇円</p> |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------------------|--|--|--|--|------------------------------------|---------------------|--|--------------|---------------|--|----------------------|------------|--------------|------------|--|-----------------------|------------|--------------|------------|
| <p>定する開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等の許可の申請に対する審査</p> | <p>建築等許可申請手数料</p> | <p>2 敷地の面積が〇・一ヘクタール以上〇・三ヘクタール未満のもの</p> | <p>3 敷地の面積が〇・三ヘクタール以上〇・六ヘクタール未満のもの</p> | <p>4 敷地の面積が〇・六ヘクタール以上一ヘクタール未満のもの</p> | <p>5 敷地の面積が一ヘクタール以上のもの</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>六 法第四十五条に規定する開発許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査</p> | <p>開発許可地位承継承認申請手数料</p> | <p>1 申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が一ヘクタール未満であるもの</p> | <p>2 申請をする者が行おうとする開発行為が、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するもの又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が一ヘクタール以</p> | <p>一件につき 一件につき 一件につき 一件につき</p> | <p>一八、〇〇〇 三九、〇〇〇 六九、〇〇〇 九七、〇〇〇 一、七〇〇</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>十三 積立式宅地建物販売法の施行に関する事務</p> <table border="1" data-bbox="454 1167 1433 2056"> <tr> <td data-bbox="1252 1167 1433 1361"> <p>七 法第四十七条第五項に規定する開発登録簿の写しの交付</p> </td> <td data-bbox="1252 1368 1433 1473"> <p>開発登録簿写し交付手数料</p> </td> <td data-bbox="1252 1480 1433 1765"> <p>3 申請をする者が行おうとする行為が1又は2に掲げるもの以外であるもの</p> </td> <td data-bbox="1252 1771 1433 1854"> <p>一件につき</p> </td> <td data-bbox="1252 1861 1433 2056"> <p>一七、〇〇〇</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 1167 1248 1361"> <p>八 一の項から六の項までに規定する許可又は承認を受けた旨の証明書の交付</p> </td> <td data-bbox="1077 1368 1248 1473"> <p>開発許可等証明書交付手数料</p> </td> <td data-bbox="1077 1480 1248 1765"> <p>一通に</p> </td> <td data-bbox="1077 1771 1248 1854"> <p>一通につき</p> </td> <td data-bbox="1077 1861 1248 2056"> <p>三五〇</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1167 1072 1361"> <p>九 都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第六十条に規定する確認済証の交付に係る計画が法の規定に適合している旨の証明書の交付</p> </td> <td data-bbox="454 1368 1072 1473"> <p>開発行為等適合証明交付手数料</p> </td> <td data-bbox="454 1480 1072 1765"> <p>一通に</p> </td> <td data-bbox="454 1771 1072 1854"> <p>一通につき</p> </td> <td data-bbox="454 1861 1072 2056"> <p>三五〇</p> </td> </tr> </table> | | | | | | <p>七 法第四十七条第五項に規定する開発登録簿の写しの交付</p> | <p>開発登録簿写し交付手数料</p> | <p>3 申請をする者が行おうとする行為が1又は2に掲げるもの以外であるもの</p> | <p>一件につき</p> | <p>一七、〇〇〇</p> | <p>八 一の項から六の項までに規定する許可又は承認を受けた旨の証明書の交付</p> | <p>開発許可等証明書交付手数料</p> | <p>一通に</p> | <p>一通につき</p> | <p>三五〇</p> | <p>九 都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第六十条に規定する確認済証の交付に係る計画が法の規定に適合している旨の証明書の交付</p> | <p>開発行為等適合証明交付手数料</p> | <p>一通に</p> | <p>一通につき</p> | <p>三五〇</p> |
| <p>七 法第四十七条第五項に規定する開発登録簿の写しの交付</p> | <p>開発登録簿写し交付手数料</p> | <p>3 申請をする者が行おうとする行為が1又は2に掲げるもの以外であるもの</p> | <p>一件につき</p> | <p>一七、〇〇〇</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>八 一の項から六の項までに規定する許可又は承認を受けた旨の証明書の交付</p> | <p>開発許可等証明書交付手数料</p> | <p>一通に</p> | <p>一通につき</p> | <p>三五〇</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>九 都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第六十条に規定する確認済証の交付に係る計画が法の規定に適合している旨の証明書の交付</p> | <p>開発行為等適合証明交付手数料</p> | <p>一通に</p> | <p>一通につき</p> | <p>三五〇</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>事務の内容 積立式宅地建物販売法(昭和四十六年法律第百一十一号)第三条第一項に規定する積立式宅地建物販売法の許可の申請に対する審査</p> | <p>積立式宅地建物販売業許可申請手数料</p> | <p>単位 一件につき</p> | <p>額(円) 八〇、〇〇〇</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | |

十四 浄化槽法の施行に関する事務

| 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額(円) |
|---|-------------------|-------|--------|
| 一 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号。以下この表において「法」という。)第二十一条第一項に規定する浄化槽工事業の登録の申請に対する審査 | 浄化槽工事業登録申請手数料 | 一件につき | 三三、〇〇〇 |
| 二 法第二十一条第三項に規定する浄化槽工事業の更新の登録の申請に対する審査 | 浄化槽工事業更新登録申請手数料 | 一件につき | 二六、〇〇〇 |
| 三 法第二十三条第三項に規定する浄化槽工事業者登録簿の謄本の交付 | 浄化槽工事業者登録簿謄本交付手数料 | 一枚につき | 六八〇 |
| 四 法第二十三条第三項に規定する浄化槽工事業者登録簿の閲覧 | 浄化槽工事業者登録簿閲覧手数料 | 一回につき | 四三〇 |

十五 不動産特定共同事業法の施行に関する事務

| 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額(円) |
|---|------------------|-------|--------|
| 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第三条第一項に規定する不動産特定共同事業の許可の申請に対する審査 | 不動産特定共同事業許可申請手数料 | 一件につき | 八〇、〇〇〇 |

十六 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に関する事務

| 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額(円) |
|--|-----------------|-------|---------|
| 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第一百六条第一項に規定する予定道路に係る建築物の敷料 | 予定道路関係特例許可申請手数料 | 一件につき | 一六〇、〇〇〇 |

地と道路との関係の特例に関する許可の申請に対する審査

十七 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事務

| 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額(円) |
|--|----------------|-------|--------|
| 一 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第四十四号。以下この表において「法」という。)第二十一条第一項に規定する解体工事業の登録の申請に対する審査 | 解体工事業登録申請手数料 | 一件につき | 三三、〇〇〇 |
| 二 法第二十一条第二項に規定する解体工事業の登録の更新の申請に対する審査 | 解体工事業登録更新申請手数料 | 一件につき | 二六、〇〇〇 |

十八 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事務

| 事務の内容 | 手数料の名称 | 区分 | 単位 | | 額(円) |
|--|---------------|------------------------------|-------|---------|------|
| | | | 単位 | 額(円) | |
| 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第十七条第一項に規定する特定建築物(同条第四項の規定による適合通知の申出をする特定建築物で、当該建築物について建築基準法第六条第一項の規定により建築の確認の申 | 特定建築物物計画認定手数料 | 1 国土交通大臣の認定を受けたプロムに | 一件につき | 一〇八、〇〇〇 | |
| | | 2 床面積が千平方メートル以下 | 一件につき | 一三四、〇〇〇 | |
| の | の | 3 床面積が千平方メートルを超え二平方メートル以下のもの | 一件につき | 一四八、〇〇〇 | |
| | | 4 床面積が二平方メートルを超え一平方メートル以下のもの | 一件につき | 一八七、〇〇〇 | |

請をする場合に
 おいて同条第五
 項の規定による
 構造計算適合性
 判定を要するも
 のに限る。()の
 建築等の計画の
 認定の申請に対
 する審査

| め た の の | | 2 そ の 他 の も の | | の に よ っ て 安 全 性 を 確 か め た も の | |
|---|-----------|---------------------------------|---|---|---------|
| 水 床面積が五万 平方メートルを 超えるもの | 一件に つき | 三一九、〇〇〇 | イ 床面積が千平 方メートル以下 のもの | 一件に つき | 一五七、〇〇〇 |
| 水 床面積が五万 平方メートルを 超えるもの | 一件に つき | 五八七、〇〇〇 | ロ 床面積が千平 方メートルを超 え二千平方メ ートル以下のもの | 一件に つき | 二〇九、〇〇〇 |
| 二 床面積が一万 平方メートルを 超え五万平方メ ートル以下のもの | 一件に つき | 三一九、〇〇〇 | ハ 床面積が二千 平方メートルを 超え一万平方メ ートル以下のもの | 一件に つき | 二四〇、〇〇〇 |

備考

- 一 知事が事務の内容の欄に規定する構造計算適合性判定に準ずる審査を求めなかつた場合は、徴収しない。
- 二 この表において「床面積」とは、申請における建築物の床面積をいう。ただし、当該建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては、当該建築物の当該部分は、それぞれ一の建築物とみなす。

十九 岐阜県屋外広告物条例の施行に関する事務

| 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額(円) |
|---|------------------|-------|--------|
| 一 岐阜県屋外広告物条例(昭和三十九年岐阜県条例第四十七号)以下この表において「条例」という。第二十九条第一項に規定する屋外広告物の登録の申請に対する審査 | 屋外広告物登録手数料 | 一件につき | 一〇、〇〇〇 |
| 二 条例第二十九条第三項に規定する屋外広告物の更新の登録の申請に対する審査 | 屋外広告物更新登録手数料 | 一件につき | 一〇、〇〇〇 |
| 三 一の項又は二の項の登録を受けたい旨の証明書の交付 | 屋外広告物登録等証明書交付手数料 | 一通につき | 三五〇 |
| 四 条例第三十七条第一項第一号に規定する屋外広告物関係法令に関する課程の講習会 | 屋外広告物関係法令講習会手数料 | 一人につき | 一、〇五〇 |
| 五 条例第三十七条第一項第二号に規定する屋外広告物の表示の方法に関する課程の講習会 | 屋外広告物表示方法講習会手数料 | 一人につき | 七五〇 |
| 六 条例第三十七条第一項第三号に規定する屋外広告物の施工に関する課程の講習会 | 屋外広告物施工講習会手数料 | 一人につき | 一、二〇〇 |

二十 岐阜県宅地開発基準条例を廃止する条例附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる廃止前の岐阜県宅地開発基準条例の施行に関する事務

| 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額(円) |
|---|-----------------|-------|---|
| 岐阜県宅地開発基準条例を廃止する条例(平成十三年岐阜県条例第十三号)附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる廃止前の岐阜県宅地開発基準条例(昭和四十八年岐阜県条例第十七号)第十條第一項に規定する宅地開発事業に係る工事の設計の変更の確認(当該宅 | 宅地開発事業設計変更確認手数料 | 一件につき | 次に掲げる額を合計した額。ただし、当該額が八七〇、〇〇〇円を超えるときは、八七〇、〇〇〇円 |

(一) 宅地開発事

区分
額 (円)

附表

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>地開発事業に関し八の表に規定する優良宅地造成認定申請手数料を納入する場合を除く)</p> |
| | | |
| | | |
| | | <p>業に関する設計の変更(二)のみに該当する場合を除く) 開発区域の面積(二)に規定する変更を伴う場合であつては変更前の開発区域の面積とし、開発区域の縮小を伴う場合であつては縮小後の開発区域の面積とする。)に 従い、附表区分の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表額の欄に掲げる額に十分の一を乗じて得た額 (二) 新たな土地の開発区域への編入、新たに編入される開発区域の面積に従い、附表区分の欄に掲げる区分に応じそれぞれ額の欄に掲げる額</p> |

岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

| 事務の種類 | 手数料の名称 | 納入機関の名称 |
|---------------------|------------------|--|
| 一 建築士法の施行に関する事務 | 二級建築士木造建築士試験手数料 | 財団法人建築技術教育普及センター(昭和五十七年九月十日に財団法人建築技術教育普及センターという名称で設立された法人をいう。) |
| 二 宅地建物取引業法の施行に関する事務 | 宅地建物取引主任者資格試験手数料 | 財団法人不動産適正取引推進機構(昭和五十九年四月十二日に財団法人不動産適正取引推進機構という名称で設立された法人をいう。) |

別表第二(第二条関係)

| | |
|-----------------------------------|---------|
| 一 開発区域の面積が〇・一ヘクタール以上〇・三ヘクタール未満のもの | 一三〇、〇〇〇 |
| 二 開発区域の面積が〇・三ヘクタール以上〇・六ヘクタール未満のもの | 一九〇、〇〇〇 |
| 三 開発区域の面積が〇・六ヘクタール以上一ヘクタール未満のもの | 二六〇、〇〇〇 |
| 四 開発区域の面積が一ヘクタール以上三ヘクタール未満のもの | 三九〇、〇〇〇 |
| 五 開発区域の面積が三ヘクタール以上六ヘクタール未満のもの | 五一〇、〇〇〇 |
| 六 開発区域の面積が六ヘクタール以上十ヘクタール未満のもの | 六六〇、〇〇〇 |
| 七 開発区域の面積が十ヘクタール以上のもの | 八七〇、〇〇〇 |

平成二十一年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十四号

岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例

第一条 岐阜県屋外広告物条例(昭和三十九年岐阜県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第四十九条の表中「及び各務原市」を「各務原市及び下呂市」に改める。

第二条 岐阜県屋外広告物条例の一部を次のように改正する。

第四十九条の表中「高山市」の下に「多治見市」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定及び次項の規定 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日

二 第二条の規定及び附則第三項の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日

(岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

2 岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一十三の項中「及び各務原市」を「各務原市及び下呂市」に改める。

3 岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一十三の項中「高山市」の下に「多治見市」を加える。

岐阜県教育委員会関係手数料徴収条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十五号

岐阜県教育委員会関係手数料徴収条例

(手数料の徴収)

第一条 県は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十七条の規定に基づき、別に条例で定めるものを除くほか、この条例の定めるところにより、教育委員会関係の手数料を徴収するものとする。

(手数料の名称、額等)

第二条 手数料の名称、額等は、別表のとおりとする。

(手数料の徴収方法等)

第三条 手数料は、申請の際に徴収する。ただし、事務の性質上申請の際に徴収することができないものとして規則で定めるものについては、この限りでない。

2 納入された手数料は、返還しない。

(手数料の減免等)

第四条 知事は、公益その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減免し、又は手数料の納入を猶予することができる。

(過料)

第五条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料を科する。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

別表(第二条関係)

一 教育職員免許法の施行に関する事務

| 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額(円) |
|--|-----------------|-------|-------|
| 一 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)以下この表において「法」という。(第五条第一項又は法第十六条の二第一項に規定する普通免許状の授与)(法第 | 教育職員普通免許状授与等手数料 | 一通につき | 三、三〇〇 |

| | | | | | | | | | |
|--|---------------------|--------|--|-------|--|--|--|--|--|
| 五 条の二第三項に規定する新教育領域の追加の定めを含む。三の項において同じ。） | | | | | | | | | |
| 二 法第五条第三項に規定する特別免許状の授与 | 教育職員特別免許状授与手数料 | 一通につき | | 三、三〇〇 | | | | | |
| 三 法第五条第六項に規定する臨時免許状の授与 | 教育職員臨時免許状授与等手数料 | 一通につき | | 一、七〇〇 | | | | | |
| 四 一の項から三の項までに掲げる免許状を授与した旨の証明書の交付 | 教育職員免許状授与証明書交付手数料 | 一通につき | | 三五〇 | | | | | |
| 五 法第六条第一項に規定する教育職員検定 | 教育職員検定手数料 | 一人につき | | 一、七〇〇 | | | | | |
| 六 法第九条の二第一項に規定する普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新 | 教育職員免許状有効期間更新手数料 | 一人につき | | 三、〇〇〇 | | | | | |
| 七 法第九条の二第五項に規定する普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長 | 教育職員免許状有効期間延長手数料 | 一人につき | | 三、〇〇〇 | | | | | |
| 八 法第十五条に規定する免許状の書換え | 教育職員免許状書換え手数料 | 一通につき | | 八七〇 | | | | | |
| 九 法第十五条に規定する免許状の再交付 | 教育職員免許状再交付手数料 | 一通につき | | 一、一〇〇 | | | | | |
| 十 法別表第三備考第六号に規定する文部科学大臣の認定する講習 | 教育職員免許法認定講習手数料 | 一科目につき | | 一、〇〇〇 | | | | | |
| 十一 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号。以下この表において「改正法」という。）附則第二条第二項に規定する免許状更新講習の修了の確認及び同条第三項第三号に規定する免許状更新講習の課程の修了後文部科学省令で定める期間内に | 教育職員免許状更新講習修了確認等手数料 | 一人につき | | 三、〇〇〇 | | | | | |

| | | | |
|---|-----------------------------|-------|-------|
| あることの確認 | | | |
| 十二 改正法附則第二条第四項に規定する修了確認期限の延期 | 教育職員免許状更新講習修了確認期限延期手数料 | 一人につき | 三、〇〇〇 |
| 十三 改正法附則第二条第五項に規定する免許状更新講習の受講免除の認定 | 教育職員免許状更新講習受講免除認定手数料 | 一人につき | 三、〇〇〇 |
| 十四 六の項、七の項及び十一の項から十三の項までに掲げる事務に係る証明書を発行した旨の証明書の交付 | 教育職員免許状有効期間更新証明書等発行証明書交付手数料 | 一通につき | 三五〇 |
| 十五 六の項、七の項及び十一の項から十三の項までに掲げる事務に係る証明書の書換え | 教育職員免許状有効期間更新証明書等書換え手数料 | 一通につき | 八七〇 |
| 二 銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関する事務 | | | |
| 事務の内容 | | | |
| 一 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下この表において「法」という。）第十四条第一項に規定する美術品として価値のある古式銃砲等の登録の申請に対する審査 | 古式銃砲等登録申請手数料 | 一件につき | 六、三〇〇 |
| 二 法第十五条第二項に規定する美術品として価値のある古式銃砲等に係る登録証の再交付 | 古式銃砲等登録証再交付手数料 | 一通につき | 三、五〇〇 |
| 三 法第十八条の二第一項に規定する美術品として価値のある刀剣類の製作の承認の申請に対する審査 | 刀剣類製作承認申請手数料 | 一件につき | 八〇〇 |

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第三十六号

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年岐阜県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

| | |
|--------------|---------------|
| 岐阜県立加茂高等学校 | 美濃加茂市及び加茂郡白川町 |
| 岐阜県立加茂農林高等学校 | 美濃加茂市 |

を 岐阜 岐阜

岐阜県立加茂高等学校
 岐阜県立加茂農林高等学校

美濃加茂市
 に改める。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

岐阜県立学校以外の教育機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第三十七号

岐阜県立学校以外の教育機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県立学校以外の教育機関の設置に関する条例(昭和三十六年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表に次のように加える。

岐阜県文化財保護センター

岐阜市

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第三十八号

岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例

岐阜県都市公園条例(昭和三十七年岐阜県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

別表第四四一(一)の表中

| | | | |
|-------|-------------|--------|--------|
| 使用 | 一部 | 一八、九〇〇 | 二一、〇〇〇 |
| | 土曜日、日曜日及び休日 | 一八、九〇〇 | 二一、〇〇〇 |
| その他の日 | その他の日 | 二一、六〇〇 | 二四、七〇〇 |
| | その他の日 | 二一、六〇〇 | 二四、七〇〇 |

| | | | | | | |
|---|--------|--------|-------|---|------------------|-------------|
| 〇 | 一八、九〇〇 | 五八、八〇〇 | 七、四〇〇 | を | 一部使用フロアの全部を使用する場 | 土曜日 |
| 〇 | 一八、九〇〇 | 五八、八〇〇 | 七、四〇〇 | を | フロアの二分の一を | 土曜日、日曜日及び休日 |

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則

改める。

| | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| の | 及、 | の | 及、 | の | 及、 |
| 四、二〇〇 | 六、三〇〇 | 六、三〇〇 | 九、四五〇 | 二二、六〇〇 | 一八、九〇〇 |
| 四、九〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、三五〇 | 一〇、五〇〇 | 一四、七〇〇 | 二二、〇〇〇 |
| 四、二〇〇 | 六、三〇〇 | 六、三〇〇 | 九、四五〇 | 二二、六〇〇 | 一八、九〇〇 |
| 一三、三〇〇 | 一九、六〇〇 | 一九、九五〇 | 二九、四〇〇 | 三九、九〇〇 | 五八、八〇〇 |
| 一、四〇〇 | 二、四七〇 | 二、一〇〇 | 三、七〇〇 | 四、二〇〇 | 七、四〇〇 |

に

| | |
|---------------------------------|-------------------|
| 使用する 場合 | 使用する 場合 |
| その他 日 | その他 日 |
| フロア の三分 の一を 使用す る場合 | 土曜日 日曜日 び休日 |

岐阜県警察本部組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十九号

岐阜県警察本部組織条例の一部を改正する条例

岐阜県警察本部組織条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。
十二 被疑者取調べの監督に関する事項

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

岐阜県警察関係手数料徴収条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十号

岐阜県警察関係手数料徴収条例

（手数料の徴収）

第一条 県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づき、別に条例で定めるものを除くほか、この条例の定めるところにより、警察関係の手数料を徴収するものとする。

（手数料の名称、額等）

第二条 手数料の名称、額等は、別表第一のとおりとする。

2 別表第二の中欄に掲げる手数料については、それぞれ同表の下欄に掲げる機関に納入しなければならない。

3 前項の規定により同項に規定する機関に納入された手数料は、当該機関の収入とする。

(手数料の徴収方法等)

第三条 手数料は、申請の際に徴収する。ただし、事務の性質上申請の際に徴収することができないものとして規則で定めるものについては、この限りでない。

2 納入された手数料は、返還しない。

(手数料の減免等)

第四条 知事は、公益その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減免し、又は手数料の納入を猶予することができる。

(過料)

第五条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料を科する。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、別表第一七の表十七七の項の規定は、平成二十一年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成二十一年十二月三十一日までの間における別表第一七の表十五の項、十六の項及び二十四の項の適用については、同表十五の項中「二、一〇〇円」とあるのは「一、六五〇円」と、同表十六の項中「三、六五〇円」とあるのは「三、二〇〇円」と、同表二十四の項中「一、五五〇」とあるのは「一、一〇〇」とする。

3 この条例の施行の日から平成二十一年五月三十一日までの間における別表第一七の表十八の項、二十八の項第十二号及び二十九の項の規定の適用については、同表十八の項中「法第九十七条の二第一項第三号イ」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十号)による改正後の法第九十七条の二第一項第三号イ」

と、同表二十八の項第十二号中

| | |
|-------|--|
| 一件につき | 五、八〇〇円。 |
| 一件につき | ただし、法第九十七条の二第一項第三号イ又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合は、五、三五〇円 |

とあるのは

| | |
|--------|--------|
| 一時間につき | 一時間につき |
|--------|--------|

と、同表二十九の項第一号中「一、六五〇」とあるのは「二、一〇〇」と、同表第三号中「一、五〇〇」とあるのは「一、四〇〇」と、同表第三号

| | |
|--------|-------|
| 二、一〇五〇 | 一、五〇〇 |
|--------|-------|

中

| | |
|-------|--|
| 一件につき | 五、八〇〇円。 |
| 一件につき | ただし、法第九十七条の二第一項第三号イ又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合は、五、三五〇円 |

とあるのは

| | |
|-------|--------|
| 一件につき | 二、一三五〇 |
|-------|--------|

とする。

別表第一（第二条関係）

一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の施行に関する事務

| 事務の内容 | 手数料の名称 | 区分 | 単位 | 額(円) |
|---|-------------|--|-------|---|
| 一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百一十二号、以下この表において「法」という。）第三条第一項に規定する風俗営業の許可の申請に対する審査 | 風俗営業許可申請手数料 | 1 ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第百二十九号、以下この表において「施行令」という。）第七条に規定する営業であつて、営業所に設置する遊技機に法第二十条第二項に規定する認定を受けた遊技機以外の遊技機がないもの | 一件につき | 二七、〇〇〇円（三月以内の期間を限つて営むものにあつては、一六、〇〇〇円） |
| | | 2 ぱちんこ屋又は施行令第七条に規定する営業であつて、営業所に設置する遊技機に法第二十条第二項に規定する認定を受けた遊技機以外の遊技機があるもの | 一件につき | 二七、〇〇〇円（三月以内の期間を限つて営むものにあつては、一六、〇〇〇円）に法第二十条第二項に規定する認定を受けた遊技機以外の遊技機一台につき二〇〇円（同条第四項に規定する遊技機の型式の検定（以下この表において単に「検定」という。）を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機にあつては、附表第一 |

| 四 法第七条の二第一項に規定する合併による風俗営業者の承継の承 | 三 法第七条第一項に規定する相続による風俗営業の承継の承認の申請に対する審査 | 二 法第五条第四項に規定する風俗営業の許可証の再交付 | 一 法第七条第一項に規定する風俗営業の許可証の再交付 | 三 ぱちんこ屋及び施行令第七条に規定する営業以外の風俗営業 | 二 法第七条第一項に規定する風俗営業の許可証の再交付 | 一 法第七条第一項に規定する風俗営業の許可証の再交付 | 区分の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表額の欄に掲げる額から二、七〇〇円を控除した額を加えた額 |
|---------------------------------|--|----------------------------|----------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|--|
| 風俗営業者合併承認申請手数料 | 風俗営業相続承認申請手数料 | 風俗営業許可証再交付手数料 | 風俗営業許可証再交付手数料 | 一件につき | 一通につき | 一件につき | 二七、〇〇〇円（三月以内の期間を限つて営むものにあつては、一五、〇〇〇円） |
| 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 一件につき | 二七、〇〇〇円（三月以内の期間を限つて営むものにあつては、一五、〇〇〇円） |
| 二、二〇〇円 | 九、〇〇〇円。ただし、同時に一を超える承認を申請する場合における当該一を超える承認に係るものにあつては、三、八〇〇円 | 一、二〇〇円 | 一、二〇〇円 | 二七、〇〇〇円（三月以内の期間を限つて営むものにあつては、一五、〇〇〇円） | 二七、〇〇〇円（三月以内の期間を限つて営むものにあつては、一五、〇〇〇円） | 二七、〇〇〇円（三月以内の期間を限つて営むものにあつては、一五、〇〇〇円） | 二七、〇〇〇円（三月以内の期間を限つて営むものにあつては、一五、〇〇〇円） |

備考 同時に一を超える許可を申請する場合における当該一を超える許可に係る手数料の額は額の欄に掲げる額から九、三〇〇円を控除した額とし、法第四条第三項の規定が適用される営業所に係る許可を申請する場合における手数料の額は額の欄に掲げる額に七、四〇〇円を加えた額とする。

| | | | | |
|---|--|--|-------------------|---|
| <p>認の申請に 対する審査</p> | <p>風俗営業 者分割承 認申請手 数料</p> | | <p>一件に つき</p> | <p>二、一、〇〇〇円 ただし、同時に 一を超える承認 を申請する場合 における当該一 を超える承認に 係るものにあつ ては、三、八〇 〇円</p> |
| <p>五 法第七条の 三第一項に規 定する分割に よる風俗営業 者の承継の承 認の申請に対 する審査</p> | <p>風俗営業 者分割承 認申請手 数料</p> | | <p>一件に つき</p> | <p>二、一、〇〇〇円 ただし、同時に 一を超える承認 を申請する場合 における当該一 を超える承認に 係るものにあつ ては、三、八〇 〇円</p> |
| <p>六 法第九条第 一項に規定す る風俗営業所 の構造等の変 更の承認の申 請に対する審 査</p> | <p>風俗営業 所構造等 変更承認 申請手数 料</p> | | <p>一件に つき</p> | <p>一、一、〇〇〇 円</p> |
| <p>七 法第九条第 四項に規定す る風俗営業の 許可証の書換 え</p> | <p>風俗営業 許可証書 換え手数 料</p> | | <p>一件に つき</p> | <p>一、五〇〇 円</p> |
| <p>八 法第十条の 二第一項に規 定する特例風 俗営業者の認 定の申請に対 する審査</p> | <p>特例風俗 営業者認 定申請手 数料</p> | | <p>一件に つき</p> | <p>一五、〇〇〇円 ただし、同時に 一を超える認定 を申請する場合 における当該一 を超える認定に 係るものにあつ ては、一、一、七 〇〇円</p> |
| <p>九 法第十条の 二第五項に規 定する特例風 俗営業者認 定証再交</p> | <p>特例風俗 営業者認 定証再交</p> | | <p>一通に つき</p> | <p>一、二〇〇 円</p> |
| <p>俗営業者の認 定証の再交付</p> | <p>遊技機認 定申請手 数料</p> | <p>十 法第二十 二項に規定 する遊技機 の認定の申 請に対する 審査</p> | <p>一件に つき</p> | <p>二、七〇〇 円</p> |
| <p>十一 法第二十 二項に規定 する遊技機 の型式の検 定の申請に 対する審査</p> | <p>遊技機型 式検定申 請手数料</p> | <p>1 法第二十 二項に規定 する遊技機 の型式の検 定の申請に 対する審査 を受けた型式</p> | <p>一台に つき</p> | <p>六、三〇〇 円</p> |
| <p>2 岐阜県公安委員会 以外の都道府県公安委員 会の検定を受けた型式 (1に掲げるものを除 く)</p> | <p>1 法第二十 二項に規定 する遊技機 の型式の検 定の申請に 対する審査 を受けた型式</p> | <p>2 岐阜県公安委員会 以外の都道府県公安委員 会の検定を受けた型式 (1に掲げるものを除 く)</p> | <p>一台に つき</p> | <p>一八、〇〇〇 円</p> |
| <p>3 1又は2に掲げる型 式以外の型式</p> | <p>1 法第二十 二項に規定 する遊技機 の型式の検 定の申請に 対する審査 を受けた型式</p> | <p>3 1又は2に掲げる遊 技機以外の遊技機</p> | <p>一台に つき</p> | <p>附表第一区分の 欄に掲げる区分 に応じそれぞれ 同表額の欄に掲 げる額</p> |
| <p>備考 同時に一を超える台数の遊技機につき認定を 受けようとする場合における当該一を超える台数 の遊技機に係る手数料の額は、額の欄に掲げる額 から二、七〇〇円を控除した額とする。</p> | <p>1 法第二十 二項に規定 する遊技機 の型式の検 定の申請に 対する審査 を受けた型式</p> | <p>3 1又は2に掲げる遊 技機以外の遊技機</p> | <p>一台に つき</p> | <p>附表第一区分の 欄に掲げる区分 に応じそれぞれ 同表額の欄に掲 げる額</p> |

| | | |
|---|---|--|
| | | <p>十二法第二十 条第五項に規 定する遊技機 の認定に係る 試験の申請に 対する審査</p> |
| | | <p>遊技機試 験申請手 数料</p> |
| | | <p>1 ちんぱ 遊技機</p> |
| <p>入賞を容易にす るたに子計算機 の中央演算処理装 置を構成する集積 回路を以下 の表において同 じものを 内蔵する もの</p> | <p>マイク ロセッ クプロ セッ クを内 蔵しない もの</p> | <p>イ 賞を 容易 にす るた に子 計算 機の 中央 演算 処理 装置 を構 成す る集 積回 路を 以下 の表 にお いて 同じ もの を内 蔵す るも の</p> <p>マイク ロセッ ク つぎ 一 台に</p> <p>ハ、 一〇〇</p> <p>同表額の欄に掲 げる額 三二、三〇〇</p> |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| <p>くを除く をもち がとる がとる せとる 動作し て連続 を連続 装置を 特定該 当のも の（い てられ 設置が 設定特 口</p> | <p>マイク ロセッ クプロ セッ クを内 蔵する もの</p> | <p>限の るも でが とる とる せと 動作 し連 続を 連続 装置 を特 定該 当の もい てら れ設 置が 設定 特口</p> |
| | <p>マイク ロセッ クプロ セッ クを内 蔵する もの</p> | |
| | <p>つぎ 一 台に</p> | <p>つぎ 一 台に</p> |
| | <p>ハ、 一〇〇</p> | <p>二五、 三〇〇</p> |
| | | |

| | | | | | | | | | | |
|--|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------|--------------------|---------------------|-------------------|-----|
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 備考 同時に一を超える台数の遊技機につき遊技機試験を受けようとする場合における当該一を超える台数の遊技機の手数料の額は、額の欄に掲げる額から二、三〇〇円を控除した額とする。 | 2 回胴式遊技機 | 3 アレンジポール遊技機 | 4 ジャンボール遊技機 | 5 1 から4までの遊技機 | イ マイクロプロセッサを内蔵するもの | ロ マイクロプロセッサを内蔵しないもの | イ マイクロプロセッサを内蔵するもの | ロ マイクロプロセッサを内蔵しないもの | イ またはロに掲げるもの以外のもの | 八 |
| | イ マイクロプロセッサを内蔵するもの | イ マイクロプロセッサを内蔵するもの | イ マイクロプロセッサを内蔵するもの | イ マイクロプロセッサを内蔵するもの | イ マイクロプロセッサを内蔵するもの | ロ マイクロプロセッサを内蔵しないもの | イ マイクロプロセッサを内蔵するもの | ロ マイクロプロセッサを内蔵しないもの | イ またはロに掲げるもの以外のもの | 一 |
| | 一台につき | 一台につき | 一台につき | 一台につき | 一台につき | 一台につき | 一台につき | 一台につき | 一台につき | 台 |
| | 六二、三〇〇 | 一五、三〇〇 | 三一、三〇〇 | 一〇、八〇〇 | 三一、三〇〇 | 一〇、八〇〇 | 二五、三〇〇 | 三、三〇〇 | 五、七〇〇 | 七〇〇 |
| 十三 法第二十 条第五項に規定する遊技機の型式の検定に係る試験の申請に対する審査 | | | | | | | | | | |
| 遊技機型式試験申請手数料 | | | | | | | | | | |
| 1 ちんぱ遊技機 | | | | | | | | | | |
| イ 特装が設置されるもの | ロ 特装が設置されないもの | イ 特装が設置されるもの | ロ 特装が設置されないもの | イ 特装が設置されるもの | ロ 特装が設置されないもの | イ 特装が設置されるもの | ロ 特装が設置されないもの | イ 特装が設置されるもの | ロ 特装が設置されないもの | イ |
| マイクロプロセッサを内蔵するもの | マイクロプロセッサを内蔵しないもの | マイクロプロセッサを内蔵するもの | マイクロプロセッサを内蔵しないもの | マイクロプロセッサを内蔵するもの | マイクロプロセッサを内蔵しないもの | マイクロプロセッサを内蔵するもの | マイクロプロセッサを内蔵しないもの | マイクロプロセッサを内蔵するもの | マイクロプロセッサを内蔵しないもの | 台 |
| 一台につき | 一台につき | 一台につき | 一台につき | 一台につき | 一台につき | 一台につき | 一台につき | 一台につき | 一台につき | 台 |
| 二九〇、二〇〇 | 二九〇、二〇〇 | 一、一三五二〇〇 | 一、一三五二〇〇 | 一、一三五二〇〇 | 一、一三五二〇〇 | 二九〇、二〇〇 | 二九〇、二〇〇 | 一、一五四二〇〇 | 一、一五四二〇〇 | 台 |

| | | | | | | | | | | | |
|---|-------------------------------|-------------------|---|--|---|---|--|-------------------------------------|--------------------------------|------------|---|
| <p>十四 法第二十 条第十項にお いて準用する 法第九条第一 項に規定する 遊技機の変更 の承認の申請 に対する審査</p> | <p>遊技機変 更承認申 請手数料</p> | <p>一件に つき</p> | <p>三、四〇〇円 (法第二十條第 二項に規定する 認定を受けた遊 技機以外の遊技 機がある場合に あつては、三、 四〇〇円に当該</p> | <p>4 球 遊 機 やん じ イ マイ ク ロ プ ロ セ ッ サ ー を 内 蔵 す る も の</p> | <p>3 ア レ ン ジ ポ ー ル 遊 技 機 イ マイ ク ロ プ ロ セ ッ サ ー を 内 蔵 す る も の</p> | <p>2 回 式 遊 技 機 イ マイ ク ロ プ ロ セ ッ サ ー を 内 蔵 す る も の</p> | <p>1 法 第 二 十 一 条 第 一 項 に 規 定 す る 者 又 は 第 二 十 一 条 第 二 項 に 規 定 す る 者</p> | <p>風俗営業 所管理者 講習手 数料</p> | <p>講習一 時間 に つき</p> | <p>六五〇</p> | <p>遊技機一台につ き二〇円(検 定を受けた型 式に属する遊 技機以外の遊 技機にあつて は、附表第一 区分の欄に掲 げる区分に応 じそれぞれ同 表額の欄に掲 げる額から二 、七〇〇円を 控除した額) を加えた額</p> |
| <p>十四 法第二十 条第十項にお いて準用する 法第九条第一 項に規定する 遊技機の変更 の承認の申請 に対する審査</p> | <p>遊技機変 更承認申 請手数料</p> | <p>一件に つき</p> | <p>三、四〇〇円 (法第二十條第 二項に規定する 認定を受けた遊 技機以外の遊技 機がある場合に あつては、三、 四〇〇円に当該</p> | <p>4 球 遊 機 やん じ イ マイ ク ロ プ ロ セ ッ サ ー を 内 蔵 す る も の</p> | <p>3 ア レ ン ジ ポ ー ル 遊 技 機 イ マイ ク ロ プ ロ セ ッ サ ー を 内 蔵 す る も の</p> | <p>2 回 式 遊 技 機 イ マイ ク ロ プ ロ セ ッ サ ー を 内 蔵 す る も の</p> | <p>1 法 第 二 十 一 条 第 一 項 に 規 定 す る 者 又 は 第 二 十 一 条 第 二 項 に 規 定 す る 者</p> | <p>風俗営業 所管理者 講習手 数料</p> | <p>講習一 時間 に つき</p> | <p>六五〇</p> | <p>遊技機一台につ き二〇円(検 定を受けた型 式に属する遊 技機以外の遊 技機にあつて は、附表第一 区分の欄に掲 げる区分に応 じそれぞれ同 表額の欄に掲 げる額から二 、七〇〇円を 控除した額) を加えた額</p> |

| | |
|--|--|
| <p>十七 法第二十 七条第四項 (法第三十一 条の十二第二 項において準 用する場合を 含む。)又は 第三十一条の 二第四項(法 第三十一条の</p> | <p>映像送信型性 風俗特殊営業 店舗型電話異 性紹介営業及 び無店舗型電 話異性紹介営 業(以下この 表において 「性風俗関連 特殊営業」と 総称する。) に係る法第二 十七條第一項 第三十一條の 二第一項、第 三十一條の七 第一項、第三 十一條の十二 第一項又は第 三十一條の十 七第一項の届 出書の提出が あつた旨を記 載した書面 (以下この表 において「届 出確認書」と いう。)の交 付</p> |
| <p>性風俗関 連特殊営 業変更届 出確認書 交付手数 料</p> | <p>則第三条第二項の規定 により性風俗関連特殊 営業に係る法第二十七 条第一項、第三十一 条の二第一項、第三十 一条の七第一項、第三十 一条の十二第一項若し くは第三十一条の十七 第一項の届出書を提出 したものとみなされる 者</p> |
| <p>2 1に掲げるもの以外 のもの</p> | <p>1 変更に係る事項が受 付所の新設に係るもの</p> |
| <p>一通に つき</p> | <p>一通に つき</p> |
| <p>一、五〇〇</p> | <p>一、九〇〇円と 八、五〇〇円に 当該新設に係る 受付所の数を乗 じて得た額との 合計額</p> |
| <p>十八 性風俗関 連特殊営業に 係る届出確認 書又は変更届 出確認書の再 交付 料 交付手数</p> | <p>七第二項及び 第三十一条の 十七第二項に おいて準用す る場合を含む。 の規定に基づ く性風俗関連 特殊営業に係 る法第二十七 条第二項(法 第三十一条の 十二第二項に おいて準用す る場合を含む) 又は第三十一 条の二第二項 (法第三十一 条の七第二項 及び第三十一 条の十七第二 項において準 用する場合を 含む。)の届 出書の提出が あつた旨を記 載した書面 (以下この表 において「変 更届出確認書 という。)の 交付</p> |
| <p>一通に つき</p> | <p>一、二〇〇</p> |

| 査 | | | |
|--|--------------------|-------|---|
| 三 火薬類取締法の施行に関する事務 | | | |
| 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額(円) |
| 一 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号。以下この表において「法」という。)第十七条第一項に規定する火薬類の譲渡の許可(法第五十条の二第一項の規定により読み替えられる場合に限る。)(の申請に対する審査) | 火薬類譲渡許可申請手数料 | 一件につき | 一、二〇〇 |
| 二 法第十七条第一項に規定する火薬類の譲受けの許可(法第五十条の二第一項の規定により読み替えられる場合であつて、火工品のみに係るものに限る。)(の申請に対する審査) | 火工品譲受け許可申請手数料 | 一件につき | 二、四〇〇 |
| 三 法第十七条第一項に規定する火薬類の譲受けの許可(法第五十条の二第一項の規定により読み替えられる場合であつて、火工品のみに係るものを除く。)(の申請に対する審査) | 火薬類譲受け許可申請手数料 | 一件につき | 六、九〇〇円。ただし、申請に係る火薬類(火工品を除く。)の数量が二十五キログラム以下のものであつては、三、五〇〇円 |
| 四 法第十九条第一項に規定する火薬類の運搬証明書の交付 | 火薬類運搬証明書交付手数料 | 一通につき | 二、四〇〇 |
| 五 法第二十四条第一項に規定する火薬類の輸入の許可(法第五十条の二第一項の規定により読み替えられる場合に限る。)(の申請に対する審査) | 火薬類輸入許可申請手数料 | 一件につき | 二五、〇〇〇円。ただし、申請に係る火薬類(火工品を除く。)の数量が二十五キログラム以下のものにあつて |
| 四 質屋営業法の施行に関する事務 | | | |
| 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額(円) |
| 一 質屋営業法(昭和二十五年法律第五百十八号。以下この表において「法」という。)第二条第一項に規定する質屋営業の許可の申請に対する審査 | 質屋営業許可申請手数料 | 一件につき | 二五、〇〇〇 |
| 二 法第四条第一項に規定する質屋の営業所の移転の許可の申請に対する審査 | 質屋営業所移転許可申請手数料 | 一件につき | 二、〇〇〇 |
| 三 法第四条第一項に規定する質屋の管理者の新設又は変更の許可の申請に対する審査 | 質屋営業管理者新設変更許可申請手数料 | 一件につき | 五、七〇〇 |
| 四 法第八条第二項に規定する質屋営業の許可証の書換え(法第四条第一項に係るものを除く。) | 質屋営業許可証書換え手数料 | 一件につき | 一、五〇〇 |
| 五 法第八条第四項に規定する質屋営業の許可証の再交付 | 質屋営業許可証再交付手数料 | 一通につき | 一、三〇〇 |
| 五 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行に関する事務 | | | |
| 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額(円) |
| 一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号。以下この表において「法」という。)第五十九条第五項に規定する核汚染物に係る運搬証明書の交付 | 核汚染物運搬証明書交付手数料 | 一通につき | 一五、〇〇〇 |
| 二 法第五十九条第九項に規定する核汚染物に係る運搬証明書の書換え | 核汚染物運搬証明書書換え手数料 | 一通につき | 四、六〇〇 |
| は、二、一〇〇〇円 | | | |

| | | | | |
|---|--|--|--|--|
| <p>え</p> <p>三 法第五十九条第十項に規定する核汚染物に係る運搬証明書の再交付</p> <p>料</p> <p>一通につき</p> <p>二、二〇〇</p> | <p>六 銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関する事務</p> | <p>事務の内容</p> <p>一 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下この表において「法」という。）第四条第一項に規定する銃砲等の所持の許可の申請に対する審査</p> <p>手数料の名称</p> <p>銃砲等所持許可申請手数料</p> <p>単位</p> <p>一件につき</p> <p>額（円）</p> <p>九、〇〇〇円。ただし、同時に一を超える許可を申請する場合における当該一を超える許可に係るものにあつては、五、三〇〇円</p> | <p>二 法第五条の三第一項に規定する銃砲等の取扱いに関する講習会</p> <p>猟銃等取扱講習会手数料</p> <p>一人につき</p> <p>六、八〇〇円。ただし、現に法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている猟銃等を所持している者及び法第五条の二第三項第二号に掲げる者にあつては、三、〇〇〇円</p> | <p>三 法第五条の四第一項に規定する猟銃の操作等に関する技能検定</p> <p>猟銃操作等技能検定手数料</p> <p>一人につき</p> <p>二一、〇〇〇</p> <p>四 法第六条第一項に規定する国際競技に参加する外国人に係る銃砲等の所持の許可の申請に対する審査</p> <p>外国人銃砲等所持許可申請手数料</p> <p>一件につき</p> <p>三、九〇〇円。ただし、同時に一を超える許可を申請する場合における当該一</p> |
| <p>を越える許可に係るものにあつては、一、六〇〇円</p> | <p>五 法第七条第一項ただし書の規定による猟銃等の所持に係る許可証への許可事項の記載の申請に対する審査</p> <p>猟銃等所持許可証記載申請手数料</p> <p>一件につき</p> <p>五、四〇〇円。ただし、同時に一を超える許可を申請する場合における当該一を超える許可に係るものにあつては、三、一〇〇円</p> | <p>六 法第七条第二項に規定する猟銃等の所持に係る許可証の書換え</p> <p>猟銃等所持許可証書換え手数料</p> <p>一通につき</p> <p>一、八〇〇</p> <p>七 法第七条第二項に規定する猟銃等の所持に係る許可証の再交付</p> <p>猟銃等所持許可証再交付手数料</p> <p>一通につき</p> <p>二、二〇〇</p> <p>八 法第七条の三第一項に規定する猟銃等の所持の許可の更新の申請に対する審査</p> <p>猟銃等所持許可更新申請手数料</p> <p>一件につき</p> <p>五、八〇〇円（新たな許可証の交付を伴わないものにあつては、五、四〇〇円）。ただし、同時に一を超える許可の更新を申請する場合における当該一を超える許可の更新に係るもの及び同時に五の項に規定する許可事項の記載の申請をする場合にあつては、三、五〇〇円（新たな許可証の交付を伴わないもの</p> | <p>五、八〇〇円（新たな許可証の交付を伴わないものにあつては、五、四〇〇円）。ただし、同時に一を超える許可の更新を申請する場合における当該一を超える許可の更新に係るもの及び同時に五の項に規定する許可事項の記載の申請をする場合にあつては、三、五〇〇円（新たな許可証の交付を伴わないもの</p> | <p>五、八〇〇円（新たな許可証の交付を伴わないもの</p> |

| 事務の内容 | | 手数料の名称 | 区分 | 単位 | 額(円) |
|--|--------------------|-----------------|--|-------|---------------|
| 七 道路交通法の施行に関する事務 | | | | | |
| 一 道路交通法(昭和三十一年法律第百五号。以下この表において「法」という。)第四十九條第一項の規定により設置されたパーキング・メーターの作動 | パーキング・メーターの作動 | パーキング・メーター作動手数料 | 1 六十分の時間制限駐車区間に係るもの 2 三十分の時間制限駐車区間に係るもの | 一回につき | 二〇〇 一〇〇 |
| 二 法第四十九條第一項の規定により設置されたパーキング・チケットの発給 | パーキング・チケット発給手数料 | | | 一枚につき | 二〇〇 |
| 三 法第五十一條の八第一項に規定する登録 | 放置車両確認等法人登録費 | | | 一件につき | 一三、〇〇〇 |
| 九 法第九條の五第二項に規定する射撃教習を受ける資格の認定の申請に対する審査 | 射撃教習資格認定申請手数料 | | | 一件につき | 七、九〇〇 |
| 十 法第九條の十第二項に規定する射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査 | 射撃練習資格認定申請手数料 | | | 一件につき | 七、九〇〇 |
| | | | | | にあつては、三(一〇〇円) |
| 九 法第五十一條の八第一項に規定する登録 | 駐車監視員資格者証の書換え交付手数料 | | | 一通につき | 二、一〇〇 |
| 八 法第五十一條の十三第一項に規定する登録 | 駐車監視員資格者証の書換え交付手数料 | | | 一通につき | 二、一〇〇 |
| 七 法第五十一條の十三第一項第一号に規定する認定の申請に対する審査 | 駐車監視員資格者等認定手数料 | | | 一人につき | 四、五〇〇 |
| 六 法第五十一條の十三第一項第一号イに規定する放置車両の確認等に関する技能及び知識に関する講習 | 駐車監視員資格者講習手数料 | | | 一人につき | 一九、〇〇〇 |
| 五 法第五十一條の十三第一項に規定する駐車監視員資格者証の交付の申請に対する審査 | 駐車監視員資格者証交付審査手数料 | | | 一通につき | 九、九〇〇 |
| 四 法第五十一條の八第六項に規定する登録の更新の申請に対する審査 | 放置車両確認等登録法人更新審査手数料 | | | 一件につき | 一三、〇〇〇 |

| | | | | | | | | | | |
|--|--|--|---|--|-----------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|--|
| <p>条の十三第一項に規定する駐車監視員資格者の再交付</p> <p>員資格者証再交付手数料</p> | <p>十 法第七十七条第一項に規定する道路の使用の許可の申請に対する審査</p> <p>道路使用許可申請手数料</p> | <p>十一 法第七十八条第五項に規定する道路の使用に係る許可証の再交付</p> <p>道路使用許可証再交付手数料</p> | <p>十二 法第八十九条第一項に規定する運転免許試験</p> <p>運転免許試験手数料</p> | <p>1 大型自動車 イ 法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>2 中型自動車 ロ 法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>3 小型自動車 ハ 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合</p> | <p>つき</p> | <p>一件につき 二、三〇〇</p> | <p>一通につき 五〇〇</p> | <p>一件につき 一、八五〇</p> | <p>一件につき 二、〇〇〇</p> | <p>四、九五〇円。ただし、法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験又は法第九十七条の二第二項に規定する確認をその試験又</p> |
| <p>は確認を行う者が提供する自動車を使用者に受ける場合にあっては、八、六五〇円</p> | <p>2 普通自動車 イ 法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>二、一〇〇</p> | <p>ロ 法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>二、〇五〇</p> | <p>ハ 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合</p> <p>二、四〇〇円。ただし、法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験又は法第九十七条の二第二項に規定する確認をその試験又は確認を行う者が提供する自動車を使用者に受ける場合にあっては、三、四〇〇円</p> | <p>3 特定第一種運転の場合</p> <p>イ 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合</p> <p>二、〇〇〇</p> | <p>つき</p> | <p>一件につき 二、一〇〇</p> | <p>一件につき 二、〇五〇</p> | <p>一件につき 二、四〇〇</p> | <p>一件につき 二、〇〇〇</p> | <p>二、〇〇〇</p> |

| | | | | | | | |
|---|-------------------------------------|---|---|-------------------|-------------------|----------------------------|--|
| <p>十三 法第八十 九条第二項に 規定する運転 について必要 な技能に係る 検査</p> | <p>運転免許 技能検査 手数料</p> | <p>1 大型自動車仮運転免 許又は中型自動車仮運 転免許を受けている者 に対する法第八十九条 第二項の規定による検 査（以下この項におい</p> | <p>イ 法第九十七条 の二第一項第二 号に該当して同 項の規定の適用 を受ける場合</p> <p>ロ 法第九十七条 の二第一項第四 号に該当して同 項の規定の適用 を受ける場合</p> <p>ハ 法第九十七条 の二第一項の規 定の適用を受け ない場合</p> | <p>一件に つき</p> | <p>一件に つき</p> | <p>二、〇〇〇</p> | <p>型自 動車 第二 種免 許等 とい う。係 るもの</p> |
| <p>一件に つき</p> <p>三、九五〇円。 ただし、検査を その検査を行う 者が提供する自 動車を使用して 受ける場合であつ</p> | | | <p>三、一〇〇円。 ただし、法第九 十七条第一項第 二号に掲げる事 項について行う 試験をその試験 を行う者が提供 する自動車を使 用して受ける場 合にあつては、 四、七五〇円</p> | <p>一件に つき</p> | <p>一、六五〇</p> | | |
| <p>三、九五〇円。 ただし、検査を その検査を行う 者が提供する自 動車を使用して 受ける場合であつ</p> | | | <p>三、一〇〇円。 ただし、法第九 十七条第一項第 二号に掲げる事 項について行う 試験をその試験 を行う者が提供 する自動車を使 用して受ける場 合にあつては、 四、七五〇円</p> | <p>一件に つき</p> | <p>一、六五〇</p> | | |
| <p>一件に つき</p> | | | <p>三、一〇〇円。 ただし、法第九 十七条第一項第 二号に掲げる事 項について行う 試験をその試験 を行う者が提供 する自動車を使 用して受ける場 合にあつては、 四、七五〇円</p> | <p>一件に つき</p> | <p>一、六五〇</p> | | |
| <p>二、〇〇〇</p> | | | <p>三、一〇〇円。 ただし、法第九 十七条第一項第 二号に掲げる事 項について行う 試験をその試験 を行う者が提供 する自動車を使 用して受ける場 合にあつては、 四、七五〇円</p> | <p>一件に つき</p> | <p>一、六五〇</p> | | |
| <p>二、〇〇〇</p> | | | <p>三、一〇〇円。 ただし、法第九 十七条第一項第 二号に掲げる事 項について行う 試験をその試験 を行う者が提供 する自動車を使 用して受ける場 合にあつては、 四、七五〇円</p> | <p>一件に つき</p> | <p>一、六五〇</p> | | |
| <p>二、〇〇〇</p> | | | <p>三、一〇〇円。 ただし、法第九 十七条第一項第 二号に掲げる事 項について行う 試験をその試験 を行う者が提供 する自動車を使 用して受ける場 合にあつては、 四、七五〇円</p> | <p>一件に つき</p> | <p>一、六五〇</p> | | |
| <p>十四 法第九十 一条に規定す る運転免許に 付された条件 の全部又は一 部の解除の申 請に対する審 査</p> | <p>運転免許 限定解除 申請手数 料</p> | <p>一件に つき</p> | <p>一、七〇〇円。 ただし、限定解 除審査をその限 定解除審査を行 う者が提供する 自動車により受 ける場合にあつ ては、三、三五 〇円</p> | <p>一件に つき</p> | <p>四、三〇〇円。</p> | <p>て「検査」といふ。に 係るもの</p> | |
| <p>十五 法第九十 二条第一項の 規定による運 転免許証の交 付</p> | <p>運転免許 証交付手 数料</p> | <p>一通に つき</p> | <p>二、一〇〇円 (法第九十二条 第一項後段の規 定により一の種 類の免許証に他 の種類の免許に 係る事項を記載 して当該他の種 類の免許証の交 付に代える場合 にあつては、一、 一〇〇円に当該 他の種類の免許 の数に二〇〇円 を乗じて得た額 を加えた額)。 ただし、仮運転 免許に係るもの にあつては、一、</p> | <p>一件に つき</p> | <p>四、三〇〇円。</p> | <p>ては、七、六五 〇円</p> | |
| <p>十四 法第九十 一条に規定す る運転免許に 付された条件 の全部又は一 部の解除の申 請に対する審 査</p> | <p>運転免許 限定解除 申請手数 料</p> | <p>一件に つき</p> | <p>一、七〇〇円。 ただし、限定解 除審査をその限 定解除審査を行 う者が提供する 自動車により受 ける場合にあつ ては、三、三五 〇円</p> | <p>一件に つき</p> | <p>四、三〇〇円。</p> | <p>ては、七、六五 〇円</p> | |
| <p>十四 法第九十 一条に規定す る運転免許に 付された条件 の全部又は一 部の解除の申 請に対する審 査</p> | <p>運転免許 限定解除 申請手数 料</p> | <p>一件に つき</p> | <p>一、七〇〇円。 ただし、限定解 除審査をその限 定解除審査を行 う者が提供する 自動車により受 ける場合にあつ ては、三、三五 〇円</p> | <p>一件に つき</p> | <p>四、三〇〇円。</p> | <p>ては、七、六五 〇円</p> | |
| <p>十四 法第九十 一条に規定す る運転免許に 付された条件 の全部又は一 部の解除の申 請に対する審 査</p> | <p>運転免許 限定解除 申請手数 料</p> | <p>一件に つき</p> | <p>一、七〇〇円。 ただし、限定解 除審査をその限 定解除審査を行 う者が提供する 自動車により受 ける場合にあつ ては、三、三五 〇円</p> | <p>一件に つき</p> | <p>四、三〇〇円。</p> | <p>ては、七、六五 〇円</p> | |
| <p>十四 法第九十 一条に規定す る運転免許に 付された条件 の全部又は一 部の解除の申 請に対する審 査</p> | <p>運転免許 限定解除 申請手数 料</p> | <p>一件に つき</p> | <p>一、七〇〇円。 ただし、限定解 除審査をその限 定解除審査を行 う者が提供する 自動車により受 ける場合にあつ ては、三、三五 〇円</p> | <p>一件に つき</p> | <p>四、三〇〇円。</p> | <p>ては、七、六五 〇円</p> | |

| | | | | |
|--|---|---|--------------------|--|
| <p>十六 法第九十 四條第二項の 規定による運 転免許証の再 交付</p> | <p>運転免許 証再交付 手数料</p> | | <p>一通に つき</p> | <p>二〇〇円 三、六五〇円。 ただし、仮運転 免許に係るもの にあつては、一、 二〇〇円</p> |
| <p>十七 法第九十 七條の二第一 項第三号イに 規定する認知 機能検査</p> | <p>認知機能 検査手数 料</p> | | <p>一件に つき</p> | <p>六五〇</p> |
| <p>十八 法第九十 七條の二第一 項第三号イに 規定する認知 機能検査を实 施する検査員 に対する講習</p> | <p>認知機能 検査員講 習手数料</p> | | <p>三十分 につき</p> | <p>三五〇</p> |
| <p>十九 法第九十 九條の二第四 項に規定する 技能検定員資 格者証の交付</p> | <p>自動車教 習所技能 検定員資 格者証交 付手数料</p> | | <p>一通に つき</p> | <p>一、二〇〇</p> |
| <p>二十 法第九十 九條の二第四 項第一号イに 規定する技能 検定員に係る 審査</p> | <p>自動車教 習所技能 検定員審 査手数料</p> | <p>1 大型自動車免許又は 中型自動車免許に係る もの</p> | <p>一人に つき</p> | <p>二四、七〇〇円 (審査を受けよ うとする者が附 表第一審査細目 の欄に掲げる審 査細目について の審査を免除さ れる者であるこ きは、それぞれ 二四、七〇〇円 から同表大型自 動車免許又は中 型自動車免許の 欄に掲げる額を</p> |
| <p>2 普通自動車免許に係 るもの</p> | <p>一人に つき</p> | <p>二〇、五〇〇円 (審査を受けよ うとする者が附 表第一審査細目 の欄に掲げる審 査細目について の審査を免除さ れる者であるこ きは、それぞれ 二〇、五〇〇円 から同表普通自 動車免許の欄に 掲げる額を控除 した額)</p> | <p>控除した額)</p> | |
| <p>3 特定第一種運転免許 に係るもの</p> | <p>一人に つき</p> | <p>一四、一〇〇円 (審査を受けよ うとする者が附 表第一審査細目 の欄に掲げる審 査細目について の審査を免除さ れる者であるこ きは、それぞれ 一四、一〇〇円 から同表特定第 一種運転免許の 欄に掲げる額を 控除した額)</p> | <p>控除した額)</p> | |
| <p>4 大型自動車第二種免 許等に係るもの</p> | <p>一人に つき</p> | <p>二二、四五〇円 (審査を受けよ うとする者が附 表第一審査細目 の欄に掲げる審 査細目について の審査を免除さ れる者であるこ きは、それぞれ</p> | <p>控除した額)</p> | |

| | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|--|---|--------------------------------|--|---|------------------------------|---|---|-------------------------|
| <p>二十一 法第九 十九條の三第 四項に規定す る教習指導員 資格者証の交 付</p> | <p>自動車教 習所教習 指導員資 格者証交 付手数料</p> | <p>二十二 法第九 十九條の三第 四項第一号イ に規定する教 習指導員に係 る審査</p> | <p>自動車教 習所教習 指導員審 査手数料</p> | <p>2 普通自動車免許に係 るもの</p> | <p>一人に つき</p> | <p>一一、一五〇円 (審査を受けよ うとする者が附 表第二審査細目 の欄に掲げる審 査細目について の審査を免除さ れる者であるこ きは、それぞれ 一一、一五〇円 から同表普通自 動車免許の欄に</p> | <p>1 大型自動車免許又は 中型自動車免許に係 るもの</p> | <p>一人に つき</p> | <p>一五、六五〇円 (審査を受けよ うとする者が附 表第二審査細目 の欄に掲げる審 査細目について の審査を免除さ れる者であるこ きは、それぞれ 一五、六五〇円 から同表大型自 動車免許又は中 型自動車免許の 欄に掲げる額を 控除した額)</p> | <p>二二、四五〇円 から同表大型自 動車第二種免許 等の欄に掲げる 額を控除した額)</p> | |
| <p>二十三 法第百 二條の二第一項 に規定する基 準該当初心運 転者に係る再 試験</p> | <p>基準該当 初心運転 者再試験 手数料</p> | <p>1 普通自動車免許に係 るもの</p> | <p>一人に つき</p> | <p>二、〇五〇円。 ただし、法第百 二條の二第二項に 規定する普通自 動車の運転につ いて必要な技能 について行う試 験をその試験を</p> | <p>4 大型自動車第二種免 許等に係るもの</p> | <p>一人に つき</p> | <p>一三、三〇〇円 (審査を受けよ うとする者が附 表第二審査細目 の欄に掲げる審 査細目について の審査を免除さ れる者であるこ きは、それぞれ 一三、三〇〇円 から同表大型自 動車第二種免許 等の欄に掲げる 額を控除した額)</p> | <p>3 特定第一種運転免許 に係るもの</p> | <p>一人に つき</p> | <p>九、五〇〇円 (審査を受けよ うとする者が附 表第二審査細目 の欄に掲げる審 査細目について の審査を免除さ れる者であるこ きは、それぞれ 九、五〇〇円か ら同表特定第一 種運転免許の欄 に掲げる額を控 除した額)</p> | <p>掲げる額を控除 した額)</p> |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|--|--|--|--|----------------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|------------|--------------|
| <p>二十六 法第百四 四の四第六 項に規定する</p> | <p>二十五 法第百 一条の二の二 第一項に規定 する運転免許 証の更新申請 書の経由</p> | <p>二十四 法第百 一条第一項又 は法第百一条 の二第一項に 規定する運転 免許証の更新</p> | <p>運転免許 証更新手 数料</p> | <p>3 に 係 る も の</p> | <p>2 大 型 自 動 二 輪 車 免 許 又 は 普 通 自 動 二 輪 車 免 許 に 係 る も の</p> | <p>一人に つき</p> | <p>運転経歴 証明書交 付手数料</p> | <p>運転免許 証更新申 請書経由 手数料</p> | <p>運転免許 証更新手 数料</p> | <p>一人に つき</p> | <p>一人に つき</p> | <p>一人に つき</p> | <p>一 、 〇 〇 〇</p> | <p>行う者が提供する自動車を使用 して受ける場合にあっては、三 〇五〇円</p> <p>一、九〇〇円。 ただし、法第百 条の二第二項に 規定する大型自 動二輪車又は普 通自動二輪車の 運転について必 要な技能につい て行う試験をそ の試験を行う者 が提供する自動 車を使用して受 ける場合にあっ ては、三、五五 〇円</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>運転経歴証明 書の交付</p> <p>二十七 法第百 七条の七第一 項に規定する 国外運転免許 証の交付</p> <p>二十八 法第百 八条の二第一 項各号に規定 する自動車の 運転等に係る 講習</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>国外運転 免許証交 付手数料</p> <p>自動車運 転等講習 手数料</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>5 法 第 百 八 条 の 二 第 一 項 第 一 号 に 規 定 す る 講 習</p> | <p>4 法 第 百 八 条 の 二 第 一 項 第 二 号 に 規 定 す る 講 習</p> | <p>3 法 第 百 八 条 の 二 第 一 項 第 三 号 に 規 定 す る 講 習</p> | <p>2 法 第 百 八 条 の 二 第 一 項 第 二 号 に 規 定 す る 講 習</p> | <p>1 法 第 百 八 条 の 二 第 一 項 第 一 号 に 規 定 す る 講 習</p> | <p>2 法 第 百 八 条 の 二 第 一 項 第 二 号 に 規 定 す る 講 習</p> | <p>1 法 第 百 八 条 の 二 第 一 項 第 一 号 に 規 定 す る 講 習</p> | <p>口 普 通 自 動 二 輪 車 免 許 に 係 る も の</p> | <p>口 大 型 自 動 二 輪 車 免 許 に 係 る も の</p> | <p>口 普 通 自 動 二 輪 車 免 許 に 係 る も の</p> | <p>口 大 型 自 動 二 輪 車 免 許 又 は 中 型 自 動 二 輪 車 免 許 に 係 る も の</p> | <p>口 大 型 自 動 二 輪 車 免 許 又 は 中 型 自 動 二 輪 車 免 許 に 係 る も の</p> | <p>口 大 型 自 動 二 輪 車 免 許 又 は 中 型 自 動 二 輪 車 免 許 に 係 る も の</p> | <p>口 大 型 自 動 二 輪 車 免 許 又 は 中 型 自 動 二 輪 車 免 許 に 係 る も の</p> | <p>一 時 間 に つ き</p> | <p>一 時 間 に つ き</p> | <p>一 時 間 に つ き</p> | <p>一 時 間 に つ き</p> | <p>一 時 間 に つ き</p> | <p>一 時 間 に つ き</p> | <p>一 通 に つ き</p> | <p>四、一〇〇</p> | <p>四、二〇〇</p> | <p>二、四五〇</p> | <p>四、七〇〇</p> | <p>二、三〇〇</p> | <p>二、六〇〇</p> | <p>七〇〇</p> | <p>二、六五〇</p> |

| | | | |
|--|--|--|-----------------|
| <p>三十 法第百八条の三第一項の規定による初心運転者講習の通知又は法第百八条の</p> | <p>二十九 法第百八条の二第二項に規定する車両の運転に關する技能及び知識の向上を図るための講習</p> | <p>特定任意高齡者講習手数料</p> | <p>車免許に係るもの</p> |
| <p>初心運転者講習等通知手数料</p> | <p>1 チャレンジ講習に係るもの 2 特定任意高齡者講習(簡易)に係るもの 3 特定任意高齡者講習(シニア運転者)に係るもの</p> | <p>1 一件につき 2 一件につき 3 一件につき</p> | <p>つき</p> |
| <p>一通につき</p> | <p>五、八〇〇円。ただし、法第九十七条の二第一項第三号イ又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合は、五、三五〇円</p> | <p>九、四〇〇</p> | <p>一件につき</p> |
| <p>八五〇</p> | <p>二、六五〇 一、五〇〇</p> | <p>一三、四〇〇</p> | <p>つき</p> |

| | | | | | | | | |
|-------------------------------------|------------------------------|------------------------|-----------------------------|--------------------------------------|--------------------------------|------------------------------|-------------------------|-------------------------------------|
| <p>七 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第一条第三</p> | <p>六 自動車の運転技能の評価方法に關する知識</p> | <p>五 技能検定の実施に關する知識</p> | <p>四 自動車教習所に關する法令に關する知識</p> | <p>三 法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてい</p> | <p>二 自動車の運転技能に關する觀察及び採点の技能</p> | <p>一 技能検定員として必要な自動車の運転技能</p> | <p>審査細目</p> | <p>三の二の規定による輕微違反行為をした者に対する講習の通知</p> |
| <p>二、七五〇円</p> | <p>二、二〇〇円</p> | <p>二、二〇〇円</p> | <p>二、一五〇円</p> | <p>二、一五〇円</p> | <p>七、〇五〇円</p> | <p>四、一五〇円</p> | <p>大型自動車免許又は中型自動車免許</p> | <p></p> |
| <p></p> | <p>二、〇〇〇円</p> | <p>一、九五〇円</p> | <p>一、九〇〇円</p> | <p>一、九〇〇円</p> | <p>六、七五〇円</p> | <p>三、九五〇円</p> | <p>普通自動車免許</p> | <p></p> |
| <p></p> | <p>二、〇〇〇円</p> | <p>二、〇五〇円</p> | <p>二、一五〇円</p> | <p>二、一五〇円</p> | <p>二、二五〇円</p> | <p>一、三五〇円</p> | <p>特定第一種運転免許</p> | <p></p> |
| <p></p> | <p>三、二〇〇円</p> | <p></p> | <p></p> | <p></p> | <p>七、九五〇円</p> | <p>四、六〇〇円</p> | <p>大型自動車第一種免許等</p> | <p></p> |

附表第一

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| 項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識 | | | | |
|--|--|--|--|--|

備考

一 技能検定員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の大型自動車免許又は中型自動車免許の欄、普通自動車免許の欄、特定第一種運転免許の欄及び大型自動車第二種免許等の欄に定めるところによるほか、更に、大型自動車免許又は中型自動車免許に係るものにあつては三、七五〇円を、普通自動車免許に係るものにあつては九五〇円を、特定第一種運転免許に係るものにあつては一、〇五〇円を、大型自動車第二種免許等に係るものにあつては三、二五〇円を控除するものとする。

二 技能検定員審査を受けようとする者が三の項及び四の項の審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、三の項及び四の項の大型自動車免許又は中型自動車免許の欄、普通自動車免許の欄及び特定第一種運転免許の欄に定めるところによるほか、更に、三〇〇円を控除するものとする。

附表第二

| 審査細目 | 大型自動車免許又は中型自動車免許 | 普通自動車免許 | 特定第一種運転免許 | 大型自動車第二種免許等 |
|-----------------|------------------|---------|-----------|-------------|
| 一 教習指導員として必要な自動 | 四、四五〇円 | 四、一〇〇円 | 一、三五〇円 | 四、八〇〇円 |

| 車の運転技能 | 二 技能教習に必要な教習の技能 | 三 学科教習に必要な教習の技能 | 四 法第八八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識 | 五 自動車教習所に関する法令についての知識 | 六 教習指導員として必要な教育についての知識 | 七 道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識 |
|--------|-----------------|-----------------|---|-----------------------|------------------------|--|
| | 一、三〇〇円 | 一、二五〇円 | 一、四五〇円 | 一、四五〇円 | 一、四〇〇円 | |
| | 一、三五〇円 | 一、二五〇円 | 一、二五〇円 | 一、二五〇円 | 一、二〇〇円 | |
| | 一、三〇〇円 | 一、二五〇円 | 一、二五〇円 | 一、二五〇円 | 一、一五〇円 | |
| | 二、〇〇〇円 | | | | | 二、七五〇円 |

備考

一 教習指導員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の大型自動車免許又は中型自動車免許の欄、普通自動車免許の欄

| 八 自動車の保管場所の確保等に関する法律の施行に関する事務 | | | |
|--|---|---|---|
| 事務の内容 | 手数料の名称 | 単位 | 額(円) |
| 一 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律百四十五号。以下この表において「法」という。)第四条第一項に規定する自動車の保管場所の確保を証する書面の交付の申請に対する審査 二 法第六条第一項(法第七条第二項(法第十三条第四項及び法附則第八項において準用する場合を含む。)、法第十三条第四項及び法附則第八項において準用する場合を含む。))に規定する保管場所標章の交付 | 自動車保管場所 証明書交付申請 手数料 自動車保管場所 標章交付手数料 | 一件につき 一件につき | 二、二〇〇 五〇〇 |
| 特定第一種運転免許の欄及び大型自動車第二種免許等の欄に定めるところによるほか、更に、大型自動車免許又は中型自動車免許に係るものにあつては三、四五〇円を、普通自動車免許に係るものにあつては九〇〇円を、特定第一種運転免許に係るものにあつては一、一〇〇円を、大型自動車第二種免許等に係るものにあつては二、九五〇円を控除するものとする。 二 教習指導員審査を受けようとする者が四の項及び五の項の審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、四の項及び五の項の大型自動車免許又は中型自動車免許の欄、普通自動車免許の欄及び特定第一種運転免許の欄に定めるところによるほか、更に、大型自動車免許又は中型自動車免許に係るものにあつては一五〇円を、普通自動車免許に係るものにあつては一〇〇円を、特定第一種運転免許に係るものにあつては五〇円を控除するものとする。 | | | |
| 九 警備業法の施行に関する事務 | | | |
| 事務の内容 | 手数料の名称 | 区分 | 単位 |
| 一 警備業法(昭和四十七年法律百十七号。以下この表において「法」という。)第四条に規定する警備業の認定の申請に対する審査 二 法第五条第五項に規定する警備業の認定の再交付 三 法第七条第一項に規定する警備業の認定の有効期間の更新の申請に対する審査 四 法第十一条第三項に規定する警備業の認定証の書換え 五 法第二十二條第二項に規定する警備員 | 警備業認定申請手数料 警備業認定再交付手数料 警備業認定更新申請手数料 警備業認定証書換え手数料 警備員指導教育責任者資格 | 一件につき 一件につき 一通につき 一件につき 一件につき | 二、三〇〇 二、二〇〇 一、三、〇〇〇 二、二〇〇 九、八〇〇 |
| 則第八項において準用する場合を含む。))に規定する保管場所標章の再交付 | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|--|--|---|--|--|--|---|--|--|--|
| <p>十 法第二十三 条第一項に規 定する警備員 等の検定</p> | | | | <p>九 法第二十二 条第八項に規 定する警備員 の指導及び教 育に関する講 習</p> | | | | <p>八 法第二十二 条第六項に規 定する警備員 指導教育責任 者資格者証の 再交付</p> | | | | <p>七 法第二十二 条第五項に規 定する警備員 指導教育責任 者資格者証の 書換え</p> | | | | <p>六 法第二十二 条第二項第一 号に規定する 警備員指導教 育責任者講習</p> | | | | <p>指導教育責任 者資格者証の 交付の申請に 対する審査</p> | | | |
| <p>警備員等 検定手数 料</p> | | | | <p>現任警備 員指導教 育責任者 講習手数 料</p> | | | | <p>警備員指 導教育責 任者資格 者証再交 付手数料</p> | | | | <p>警備員指 導教育責 任者資格 者証書換 え手数料</p> | | | | <p>警備員指 導教育責 任者講習 手数料</p> | | | | <p>者証交付 申請手数 料</p> | | | |
| <p>1 空港保安警備業務に 係るもの</p> | | | | <p>2 施設警備業務に係る もの</p> | | | | <p>3 雑踏警備業務に係る もの</p> | | | | <p>4 交通誘導警備業務に 係るもの</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>一人に つき</p> | | | | <p>一人に つき</p> | | | | <p>一人に つき</p> | | | | <p>一人に つき</p> | | | | <p>一人に つき</p> | | | | | | | |
| <p>一六、〇〇〇</p> | | | | <p>一六、〇〇〇</p> | | | | <p>一三、〇〇〇</p> | | | | <p>一四、〇〇〇</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>十一 法第二十 三条第四項に 規定する合格 証明書の交付 の申請に対す る審査</p> | | | | <p>十二 法第二十 三条第五項に おいて準用す る法第二十二 条第五項に規 定する合格証 明書の書換え</p> | | | | <p>十三 法第二十 三条第五項に おいて準用す る法第二十二 条第六項に規 定する合格証 明書の再交付</p> | | | | <p>十四 法第二十 三条第二項に 規定する機械 警備業務管理 者資格者証の 交付の申請に 対する審査</p> | | | | <p>十五 法第二十 三条第二項第 一号に規定す る機械警備業 務管理 者講習手 数料</p> | | | | | | | |
| <p>合格証明 書再交付 手数料</p> | | | | <p>合格証明 書書換え 手数料</p> | | | | <p>合格証明 書交付申 請手数料</p> | | | | <p>機械警備 業務管理 者資格者 証交付申 請手数料</p> | | | | <p>機械警備 業務管理 者講習手 数料</p> | | | | | | | |
| <p>5 核燃料物質等危険物 の 運搬警備業務に係るも の</p> | | | | <p>6 貴重品運搬警備業務 に係るもの</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>一人に つき</p> | | | | <p>一人に つき</p> | | | | <p>一人に つき</p> | | | | <p>一人に つき</p> | | | | <p>一人に つき</p> | | | | | | | |
| <p>一六、〇〇〇</p> | | | | <p>一六、〇〇〇</p> | | | | <p>一〇、〇〇〇</p> | | | | <p>二、二〇〇</p> | | | | <p>三、八〇〇</p> | | | | | | | |

| | | | | |
|--|--|--|-------------------|--------------|
| <p>務管理者講習</p> | <p>十六 法第四十二 条第三項に おいて準用す る法第二十二 条第五項に規 定する機械警 備業務管理者 資格者証の書 換え</p> | <p>機械警備 業務管理 者資格者 証書換え 手数料</p> | <p>一通に つき</p> | <p>二、〇〇〇</p> |
| <p>十七 法第四十二 条第三項に おいて準用す る法第二十二 条第六項に規 定する機械警 備業務管理者 資格者証の再 交付</p> | <p>機械警備 業務管理 者資格者 証再交付 手数料</p> | <p>一通に つき</p> | <p>一、八〇〇</p> | |
| <p>十八 警備業法 の一部を改正 する法律(平 成十六年法律 第五十号)附 則第五条に規 定する審査</p> | <p>検定審査 手数料</p> | <p>一件に つき</p> | <p>四、七〇〇</p> | |

十 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に関する事務

| | | | | | | | |
|-------------------------|--|---------------|------------------------|-----------|--------------|-------------|---------------|
| <p>事務の内容</p> | <p>一 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(以下この表において「法」という。)第四条に規定する自動車運転代行業の認定の申請に対する審査</p> | <p>手数料の名称</p> | <p>自動車運転代行業認定申請手数料</p> | <p>単位</p> | <p>一件につき</p> | <p>額(円)</p> | <p>一三、〇〇〇</p> |
| <p>二 法第五条第五項に規定する自動</p> | <p>自動車運転代行</p> | <p>一通に</p> | <p>一、九〇〇</p> | | | | |

十一 探偵業の業務の適正化に関する法律の施行に関する事務

| | | | |
|---------------------------------------|-------------------------------|--------------|--------------|
| <p>車運転代行業の認定証の再交付</p> | <p>業認定証再交付 手数料</p> | <p>つき</p> | <p>二、一〇〇</p> |
| <p>三 法第八条第三項に規定する自動車運転代行業の認定証の書換え</p> | <p>自動車運転代行業認定証書換え 手数料</p> | <p>一通につき</p> | <p>二、一〇〇</p> |

| | | | |
|--|------------------------|--------------|--------------|
| <p>事務の内容</p> | <p>手数料の名称</p> | <p>単位</p> | <p>額(円)</p> |
| <p>一 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成十八年法律第六十号。以下この表において「法」という。)第四条第三項の規定に基づく同条第一項の規定による届出があったことを証する書面の交付</p> | <p>探偵業届出証明書交付手数料</p> | <p>一通につき</p> | <p>三、六〇〇</p> |
| <p>二 法第四条第三項の規定に基づく同条第二項の規定による届出があったことを証する書面の交付</p> | <p>探偵業変更届出証明書交付手数料</p> | <p>一通につき</p> | <p>一、五〇〇</p> |
| <p>三 法第四条第三項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付</p> | <p>探偵業届出証明書再交付手数料</p> | <p>一通につき</p> | <p>一、〇〇〇</p> |

別表第二(第一条関係)

| | | | | | |
|-------------------------|---|---------------|------------------------------------|----------------|---|
| <p>事務の種類</p> | <p>一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の施行に関する事務</p> | <p>手数料の名称</p> | <p>遊技機試験申請手数料 遊技機型式試験申請手数料</p> | <p>納入機関の名称</p> | <p>財団法人保安電子通信技術協会(昭和五十七年五月一日に財団法人保安電子通信技術協会という名称で設立された法人をいう。)</p> |
| <p>二 道路交通法の施行に関する事務</p> | <p>自動車運転等講習手数料(道路交通法第百八条の二第一項第二号の講習のうち同法第百八</p> | <p>指定講習機関</p> | | | |

条の四第一項に規定する指定講習機関（以下この項において「指定講習機関」という。）に行わせるもの及び同法第百八条の二第一項第十号の講習に係るものに限る。）

知事の給与等の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第四十一号

知事の給与等の特例に関する条例

（知事及び副知事の給与の特例）

第一条 知事及び副知事の給与の月額は、知事及び副知事の給与に関する条例（昭和二十四年岐阜県条例第十八号）第一条各項の規定にかかわらず、知事にあつては同条第一項に掲げる額から当該額に百分の十五を乗じて得た額を減じた額、副知事にあつては同条第二項に掲げる額から当該額に百分の十を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条各項に規定する額とする。

（教育長の給与の特例）

第二条 教育長の給与の月額は、岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成十一年岐阜県条例第三十八号）第二条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に百分の十を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に規定する額とする。

（常勤の監査委員の給与の特例）

第三条 常勤の監査委員の給与の月額は、岐阜県各種委員等給与条例（昭和二十三年岐阜県条例第四十八号）第五条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に百分の十を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に規定する額とする。

（執行機関である委員会の委員及び監査委員の報酬の月額の特例）

第四条 執行機関である委員会の委員（内水面漁場管理委員会委員を除く。）及び監査委員の報酬の月額は、岐阜県各種委員等給与条例第二条の規定にかかわらず、同条例別表に規定する額から当該額に百分の七を乗じて得た額を減じた額とする。

附則

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 この条例は、平成二十二年三月三十一日限り、その効力を失う。

岐阜県職員の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第四十二号

岐阜県職員の給与の特例に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十二年岐阜県条例第二十九号。以下「給与条例」という。）、岐阜県職員の育児休業等に関する条例（平成四年岐阜県条例第四号。以下「育児休業条例」という。）、岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四十八号。以下「任期付研究員条例」という。）、岐阜県一般職の任期付職員採用等に関する条例（平成十四年岐阜県条例第三十八号。以下「任期付職員条例」という。）、その他の給与に関する条例に基づいて支給する給与の額を減ずるため、給与の特例を定めるものとする。

（職員の給与の特例）

第二条 特例期間における給与条例、任期付研究員条例及び任期付職員条例の適用を受ける職員（給与条例第二十七条第一項に規定する職員を除く。以下「給料表適用職員」という。）の給料月額及び岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年岐阜県条例第六号。以下「平成十八年改正条例」という。）（附則第七項から第九項までの規定による給料の額）（以下「差額支給額」

という。)との合計額は、給与条例第四条、第六条及び第六条の二の規定、育児休業条例第十八条から第二十一条までの規定、任期付研究員条例第五条(第四項を除く。)の規定、任期付職員条例第四条(第四項を除く。)並びに平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められた額(以下「給料基礎額」という。)(から給料基礎額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合(以下「特定割合」という。))を乗じて得た額(当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

一 次に掲げる職にある職員 百分の七

秘書広報統括監

危機管理統括監

総務部長

総合企画部長

環境生活部長

健康福祉部長

商工労働部長

農政部長

林政部長

県土整備部長

都市建築部長

ぎふ清流国体推進局長

振興局長

会計管理者

議会事務局長

人事委員会事務局長

監査委員事務局長

労働委員会事務局長

二 次に掲げる職員 百分の六

イ 給与条例第五条の二に規定する職員

ロ 前号に掲げる職員以外の職員であつて、給与条例第十条第一項の規定により管理職手当が支給される職にあるもの

ハ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律

第五十号)第二条第一項の規定により公益的法人等に派遣されている職員のうち当該公益的法人等において管理職手当又はこれに相当する給与の支給を受けているもの

二 任期付職員条例別表第一に規定する給料表の適用を受ける職員のうち、その号給が三号給以上であるもの

ホ 任期付職員条例別表に規定する給料表の適用を受ける職員のうち、その号給が三号給以上であるもの

三 次に掲げる職員 百分の四

イ 前二号に掲げる職員以外の職員であつて、給与条例第二十三条第五項の規定により期末手当基礎額の加算を受ける職員のうち、同項の人事委員会規則で定める割合が百分の十以上の割合であるもの

ロ 前二号に掲げる職員以外の職員であつて、任期付職員条例別表第一に規定する給料表の適用を受けるもの及び任期付職員条例別表第二に規定する給料表の適用を受けるもの

ハ 前二号に掲げる職員以外の職員であつて、任期付職員条例別表に規定する給料表の適用を受けるもの

四 前三号に掲げる職員以外の職員 百分の三・五

2 特例期間における給与条例第九条の規定による給料の調整額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額(以下「調整基礎額」という。)(から調整基礎額に特定割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じた時は、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

3 前二項の規定にかかわらず、給料表適用職員に係る次に掲げる額の算出の基礎となる給料月額及び差額支給額との合計額並びに給料の調整額は、それぞれ給料基礎額及び調整基礎額とする。

一 手当(期末手当及び勤勉手当を除く。)の額

二 給与条例第十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額(給与条例第十三条又は第二十八条の三の規定を適用する場合に係るものを除く。)

三 岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例(昭和四十六年岐阜県条例第三十七号)第三条に規定する教職調整額

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、給料表適用職員に係る岐阜県職員退職手当条例(昭和二十八年岐阜県条例第四十一号)の規定による退職手当の額の算出の基礎

となる給料月額及び給料の調整額は、それぞれ給料基礎額（差額支給額を除く。）及び調整基礎額とする。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

知事及び副知事の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十三号

知事及び副知事の給与に関する条例の一部を改正する条例

知事及び副知事の給与に関する条例（昭和二十四年岐阜県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号中「百分の七十」を「百分の六十三」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の四十五」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十四号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部を改正する条例

（岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第一条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十一年岐

阜県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項第一号中「二十六万八千五百円」を「三十六万五千五百円」に改める。

第二十二條の二第一項中「教頭」の下に「主幹教諭、指導教諭」を加える。

第二十二條の三中「定時制の課程又は」を「定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる副校長、定時制の課程又は」に、「従事する教諭」を「従事する主幹教諭、指導教諭、教諭」に改める。

第二十二條の六第四項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改める。

別表第三口の表中

| 2 級 | |
|---------|--|
| 給料月額 | |
| 円 | |
| 192,800 | |
| 194,500 | |
| 196,200 | |
| 197,900 | |
| 199,700 | |
| 201,400 | |
| 203,100 | |
| 204,800 | |
| 206,600 | |
| 208,500 | |
| 210,400 | |
| 212,300 | |
| 214,000 | |
| 216,000 | |

| | | | |
|---------|---------|--|--|
| 218,000 | 218,000 | | |
| 220,000 | 220,000 | | |
| 221,900 | 221,900 | | |
| 224,600 | 224,600 | | |
| 227,300 | 227,300 | | |
| 230,000 | 230,000 | | |
| 232,800 | 232,800 | | |
| 235,700 | 235,700 | | |
| 238,600 | 238,600 | | |
| 241,500 | 241,500 | | |
| 244,300 | 244,300 | | |
| 247,100 | 247,100 | | |
| 249,900 | 249,900 | | |
| 252,700 | 252,700 | | |
| 255,500 | 255,500 | | |
| 258,100 | 258,100 | | |
| 260,700 | 260,700 | | |
| 263,300 | 263,300 | | |
| 265,900 | 265,900 | | |
| 268,500 | 268,500 | | |
| 271,100 | 271,100 | | |
| 273,700 | 273,700 | | |
| 276,300 | 276,300 | | |
| 278,900 | 278,900 | | |
| 281,500 | 281,500 | | |
| 284,100 | 284,100 | | |
| 286,600 | 286,600 | | |
| 289,200 | 289,200 | | |
| 291,700 | 291,700 | | |
| 294,200 | 294,200 | | |
| 296,500 | 296,500 | | |
| 299,200 | 299,200 | | |
| 301,900 | 301,900 | | |
| 304,600 | 304,600 | | |
| 307,100 | 307,100 | | |
| 309,600 | 309,600 | | |
| 312,100 | 312,100 | | |
| 314,600 | 314,600 | | |
| 317,000 | 317,000 | | |
| 319,200 | 319,200 | | |
| 321,400 | 321,400 | | |
| 323,600 | 323,600 | | |
| 325,900 | 325,900 | | |
| 328,100 | 328,100 | | |
| 330,300 | 330,300 | | |
| 332,500 | 332,500 | | |
| 334,700 | 334,700 | | |
| 336,900 | 336,900 | | |
| 339,100 | 339,100 | | |
| 341,300 | 341,300 | | |
| 343,500 | 343,500 | | |
| 345,700 | 345,700 | | |
| 347,900 | 347,900 | | |
| 350,100 | 350,100 | | |
| 352,100 | 352,100 | | |
| 354,200 | 354,200 | | |
| 356,300 | 356,300 | | |
| 358,400 | 358,400 | | |
| 360,400 | 360,400 | | |
| 362,400 | 362,400 | | |
| 364,400 | 364,400 | | |
| 366,400 | 366,400 | | |
| 368,400 | 368,400 | | |
| 370,100 | 370,100 | | |
| 371,800 | 371,800 | | |
| 373,500 | 373,500 | | |
| 375,200 | 375,200 | | |
| 376,700 | 376,700 | | |
| 378,200 | 378,200 | | |
| 379,700 | 379,700 | | |
| 381,200 | 381,200 | | |
| 382,700 | 382,700 | | |
| 384,200 | 384,200 | | |
| 385,700 | 385,700 | | |
| 387,200 | 387,200 | | |
| 388,600 | 388,600 | | |
| 390,000 | 390,000 | | |
| 391,400 | 391,400 | | |
| 392,900 | 392,900 | | |
| 394,200 | 394,200 | | |
| 395,500 | 395,500 | | |
| 396,800 | 396,800 | | |
| 398,200 | 398,200 | | |
| 399,300 | 399,300 | | |
| 400,400 | 400,400 | | |
| 401,500 | 401,500 | | |
| 402,600 | 402,600 | | |
| 403,700 | 403,700 | | |
| 404,800 | 404,800 | | |
| 405,900 | 405,900 | | |
| 406,800 | 406,800 | | |
| 407,800 | 407,800 | | |
| 408,800 | 408,800 | | |

| | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 286,600 | 355,300 | 221,900 | 297,700 | | 425,300 | 409,800 |
| 289,200 | 357,400 | 224,600 | 300,400 | 279,400 | 425,800 | |
| 291,700 | 359,500 | 227,300 | 303,100 | | | 410,700 |
| 294,200 | 361,600 | 230,000 | 305,800 | | 426,200 | 411,600 |
| | | | | を | 426,700 | 412,500 |
| | | 232,800 | 308,500 | | 427,200 | 413,400 |
| 296,500 | 363,700 | 235,700 | 311,200 | | 427,700 | |
| 299,200 | 365,800 | 238,600 | 313,900 | | | 414,100 |
| 301,900 | 367,900 | 241,500 | 316,600 | | | 414,900 |
| 304,600 | 370,000 | | | | 428,100 | 414,900 |
| | | 244,300 | 319,300 | | 428,600 | 415,700 |
| 307,100 | 372,100 | 247,100 | 321,700 | | 429,100 | 416,500 |
| 309,600 | 374,100 | 249,900 | 324,100 | | 429,600 | |
| 312,100 | 376,100 | 252,700 | 326,500 | | | 417,300 |
| 314,600 | 378,100 | | | | 430,000 | 418,100 |
| | | 255,500 | 328,900 | | | 418,900 |
| 317,000 | 380,100 | 258,100 | 331,100 | | | 419,700 |
| 319,200 | 381,900 | 260,700 | 333,300 | | | |
| 321,400 | 383,700 | 263,300 | 335,500 | | | 420,500 |
| 323,600 | 385,500 | | | | | 421,000 |
| | | 265,900 | 337,700 | | | 421,500 |
| 325,900 | 387,300 | 268,500 | 339,900 | | | 422,000 |
| 328,100 | 389,000 | 271,100 | 342,100 | | | |
| 330,300 | 390,700 | 273,700 | 344,300 | | | 422,400 |
| 332,500 | 392,400 | | | | | 422,900 |
| | | 276,300 | 346,500 | | | 423,400 |
| 334,700 | 394,100 | 278,900 | 348,700 | | | 423,900 |
| 336,900 | 395,600 | 281,500 | 350,900 | | | |
| 339,100 | 397,100 | 284,100 | 353,100 | | | 424,300 |
| | | | | | | 424,800 |

| | | | | | | | | |
|--|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 改訂 回 昇 給 加 付 「教頭」 の 「副校長、教頭、 主幹教諭、指導教諭」 に 対 し の 別 表 | 426,200 | | 411,600 | | 384,200 | 430,500 | 341,300 | 398,600 |
| | 426,700 | | 412,500 | | 385,700 | 431,700 | | |
| | 427,200 | | 413,400 | | | | 343,500 | 400,100 |
| | 427,700 | | | | 387,200 | 432,900 | 345,700 | 401,600 |
| | | | 414,100 | | 388,600 | 434,000 | 347,900 | 403,100 |
| | 428,100 | | 414,900 | | 390,000 | 435,100 | 350,100 | 404,600 |
| | 428,600 | | 415,700 | | 391,400 | 436,200 | | |
| | 429,100 | | 416,500 | | | | 352,100 | 406,100 |
| | 429,600 | | | | 392,900 | 437,300 | 354,200 | 407,500 |
| | | | 417,300 | | 394,200 | 438,400 | 356,300 | 408,900 |
| | 430,000 | | 418,100 | | 395,500 | 439,500 | 358,400 | 410,300 |
| | | | 418,900 | | 396,800 | 440,600 | | |
| | | | 419,700 | | | | 360,400 | 411,700 |
| | | | | | 398,200 | 441,700 | 362,400 | 413,100 |
| | | | 420,500 | | 399,300 | 442,500 | 364,400 | 414,500 |
| | | | 421,000 | | 400,400 | 443,300 | 366,400 | 415,900 |
| | | | 421,500 | | 401,500 | 444,100 | | |
| | | | 422,000 | | | | 368,400 | 417,300 |
| | | | | | 402,600 | 444,900 | 370,100 | 418,700 |
| | | | 422,400 | | 403,700 | 445,500 | 371,800 | 420,100 |
| | | | 422,900 | | 404,800 | 446,100 | 373,500 | 421,500 |
| | | | 423,400 | | 405,900 | 446,700 | | |
| | | | 423,900 | | | | 375,200 | 422,900 |
| | | | | | 406,800 | 447,300 | 376,700 | 424,200 |
| | | | 424,300 | | 407,800 | 447,900 | 378,200 | 425,500 |
| | | 424,800 | | 408,800 | 448,500 | 379,700 | 426,800 | |
| 279,400 | 308,800 | 425,300 | | 409,800 | 449,100 | | | |
| | | 425,800 | | | | 381,200 | 428,100 | |
| | | | | 410,700 | 449,700 | 382,700 | 429,300 | |

| | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------------|
| 405,100 | 386,500 | | 309,600 | 252,700 | 199,700 | 第三 八の 表中 |
| 405,800 | 387,500 | 357,900 | 312,100 | | 201,400 | |
| 406,500 | | 359,600 | 314,600 | 255,500 | 203,100 | |
| 407,200 | 388,400 | 361,300 | | 258,100 | 204,800 | |
| | 389,400 | 363,000 | 317,000 | 260,700 | | |
| 407,700 | 390,400 | | 319,200 | 263,300 | 206,600 | |
| 408,300 | 391,400 | 364,700 | 321,400 | | 208,500 | |
| 408,900 | | 366,100 | 323,600 | 265,900 | 210,400 | |
| 409,500 | 392,200 | 367,500 | | 268,500 | 212,300 | |
| | 393,100 | 368,900 | 325,900 | 271,100 | | |
| 409,900 | 394,000 | | 328,100 | 273,700 | 214,000 | |
| 410,500 | 394,900 | 370,400 | 330,300 | | 216,000 | |
| 411,100 | | 371,700 | 332,500 | 276,300 | 218,000 | |
| 411,700 | 395,900 | 373,000 | | 278,900 | 220,000 | |
| | 396,700 | 374,300 | 334,700 | 281,500 | | |
| 412,100 | 397,500 | | 336,900 | 284,100 | 221,900 | |
| 412,700 | 398,300 | 375,700 | 339,100 | | 224,600 | |
| 413,300 | | 376,800 | 341,300 | 286,600 | 227,300 | |
| | 399,100 | 377,900 | | 289,200 | 230,000 | |
| 414,300 | 399,900 | 379,000 | 343,500 | 291,700 | | |
| 414,900 | 400,700 | | 345,200 | 294,200 | 232,800 | |
| 415,500 | 401,500 | 380,200 | 347,100 | | 235,700 | |
| 416,100 | | 381,300 | 349,000 | 296,500 | 238,600 | |
| | 402,200 | 382,400 | | 299,200 | 241,500 | |
| 416,500 | 402,900 | 383,500 | 350,800 | 301,900 | | |
| | 403,600 | | 352,600 | 304,600 | 244,300 | |
| 276,000 | 404,300 | 384,500 | 354,400 | | 247,100 | |
| | | 385,500 | 356,200 | 307,100 | 249,900 | |

を

| | | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 258,100 | 355,900 | 204,800 | 305,800 | 2 級 | 特 2 級 |
| 317,000 | 391,700 | 260,700 | 357,700 | | | | |
| 319,200 | 392,900 | 263,300 | 359,500 | 206,600 | 308,500 | 給料月額 | 給料月額 |
| 321,400 | 394,100 | | | 208,500 | 311,200 | | |
| 323,600 | 395,300 | | | 210,400 | 313,900 | 円 | 円 |
| | | 265,900 | 361,300 | 212,300 | 316,600 | | |
| | | 268,500 | 363,000 | | | 164,400 | 254,100 |
| 325,900 | 396,500 | 271,100 | 364,700 | | | 166,500 | 256,900 |
| 328,100 | 397,700 | 273,700 | 366,400 | 214,000 | 319,300 | 168,600 | 259,700 |
| 330,300 | 398,900 | | | 216,000 | 321,700 | 170,800 | 262,500 |
| 332,500 | 400,100 | 276,300 | 368,100 | 218,000 | 324,100 | | |
| | | 278,900 | 369,800 | 220,000 | 326,500 | 172,800 | 265,300 |
| 334,700 | 401,300 | 281,500 | 371,500 | | | 175,000 | 268,000 |
| 336,900 | 402,400 | 284,100 | 373,200 | 221,900 | 328,900 | 177,200 | 270,700 |
| 339,100 | 403,500 | | | 224,600 | 331,100 | 179,400 | 273,400 |
| 341,300 | 404,600 | 286,600 | 374,900 | 227,300 | 333,300 | | |
| | | 289,200 | 376,400 | 230,000 | 335,500 | 181,700 | 276,100 |
| 343,300 | 405,700 | 291,700 | 377,900 | | | 184,500 | 278,800 |
| 345,200 | 406,700 | 294,200 | 379,400 | 232,800 | 337,700 | 187,200 | 281,500 |
| 347,100 | 407,700 | | | 235,700 | 339,800 | 189,900 | 284,200 |
| 349,000 | 408,700 | 296,500 | 380,900 | 238,600 | 341,900 | | |
| | | 299,200 | 382,300 | 241,500 | 344,000 | 192,800 | 286,900 |
| 350,800 | 409,700 | 301,900 | 383,700 | | | 194,500 | 289,600 |
| 352,600 | 410,500 | 304,600 | 385,100 | 244,300 | 346,100 | 196,200 | 292,300 |
| 354,400 | 411,300 | | | 247,100 | 348,100 | 197,900 | 295,000 |
| 356,200 | 412,100 | 307,100 | 386,500 | 249,900 | 350,100 | | |
| | | 309,600 | 387,800 | 252,700 | 352,100 | 199,700 | 297,700 |
| 357,900 | 412,900 | 312,100 | 389,100 | | | 201,400 | 300,400 |
| 359,600 | 413,700 | 314,600 | 390,400 | 255,500 | 354,100 | 203,100 | 303,100 |

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則

第四条第一号中「第二十一条」を「第二十条の七」に改める。

第三条第一項中「又は二級」を「二級又は特二級」に改める。

第二条中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改める。

第二条 岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例（昭和四十六年岐阜県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

同表備考（一）中「級別」を「階級、級別、待遇、待遇、待遇」に改める。

| | |
|---------|---------|
| 407,200 | |
| 407,700 | |
| 408,300 | |
| 408,900 | |
| 409,500 | |
| 409,900 | |
| 410,500 | |
| 411,100 | |
| 411,700 | |
| 412,100 | |
| 412,700 | |
| 413,300 | |
| 413,900 | |
| 414,300 | |
| 414,900 | |
| 415,500 | |
| 416,100 | |
| 416,500 | |
| 276,000 | 303,700 |

に改め、

| |
|---------|
| 388,400 |
| 389,400 |
| 390,400 |
| 391,400 |
| 392,200 |
| 393,100 |
| 394,000 |
| 394,900 |
| 395,900 |
| 396,700 |
| 397,500 |
| 398,300 |
| 399,100 |
| 399,900 |
| 400,700 |
| 401,500 |
| 402,200 |
| 402,900 |
| 403,600 |
| 404,300 |
| 405,100 |
| 405,800 |
| 406,500 |

428,300

| |
|---------|
| 361,300 |
| 363,000 |
| 364,700 |
| 366,100 |
| 367,500 |
| 368,900 |
| 370,400 |
| 371,700 |
| 373,000 |
| 374,300 |
| 375,700 |
| 376,800 |
| 377,900 |
| 379,000 |
| 380,200 |
| 381,300 |
| 382,400 |
| 383,500 |
| 384,500 |
| 385,500 |
| 386,500 |
| 387,500 |

| |
|---------|
| 414,500 |
| 415,300 |
| 416,100 |
| 416,800 |
| 417,500 |
| 418,200 |
| 418,900 |
| 419,600 |
| 420,300 |
| 421,000 |
| 421,700 |
| 422,300 |
| 422,900 |
| 423,400 |
| 423,900 |
| 424,500 |
| 425,100 |
| 425,600 |
| 426,100 |
| 426,700 |
| 427,300 |
| 427,800 |

岐阜県職員等旅費条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十一年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十五号

岐阜県職員等旅費条例の一部を改正する条例

岐阜県職員等旅費条例（昭和三十二年岐阜県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「採用された職員」の下に「（人事委員会規則で定める職員に限る。）」を加え、同条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第三条第一項中「出張し、又は赴任した」を「出張をし、又は赴任をした」に改める。

第六条第六項中「旅行の回数又は旅行中の日数に応じ一回当たり又は一日」を「旅行中の夜数に応じ一夜」に改める。

第七条第一項中「支度料」を削り、同条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第十条第一項中「第二条第三項」を「第一条第二項」に改める。

第十二条中「職務の級の変更」を削る。

第十四条第一項中「二級以下の職務にある者」を「知事等以外の者」に改める。

第十六条第一項第一号口中「二級以上の職務にある者」を「知事等以外の者」に改め、同号八を削り、同項第二号口中「九級以下の職務にある者」を「知事等以外の者」に改める。

第十九条第一項中「近距離旅行（路程六十キロメートル以内の旅行をいう。）以外の」を「宿泊を伴つ」に、「旅行の区分に応じた別表第一の定額による」を「一夜につき五百五十円とする」に改め、同条第二項を削る。

第二十三条中「宿泊した」を「宿泊を伴つ」に、「第十九条第二項」を「第十九条」に、「五分分」を「五夜分」に改める。

第二十六条第一項中「旅行諸費（第十九条第二項の旅行諸費を除く。第三項において同じ。）」を削り、同条第三項中「旅行諸費」を削り、「支給しない」を「支給しない」に改める。

第二十六条第一項中「旅行諸費（第十九条第二項の旅行諸費を除く。第三項において同じ。）」を削り、同条第三項中「旅行諸費」を削り、「支給しない」を「支給しない」に改める。

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

第三十一条第一号イ中「及び七級以上の職務にある者」を削り、同号ロ中「六級以下の職務にある者」を「知事等以外の者」に改め、同条第四号中「又は六級以上の職務にある者」を削る。

第三十二条第一号イ中「七級以上の職務にある者については最上級の直近下位の級の運賃、六級以下二級以上の職務にある者については、七級以上の職務にある者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃、一級の職務にある者については最下級の運賃」を「知事等以外の者については最上級の二級下位の級の運賃」に改め、同号ロ中「七級以上の職務にある者については中級の運賃、六級以下の職務にある者については下級の運賃」を「知事等以外の者については最下級の運賃」に改め、同号ハ中「その他の者」を「知事等以外の者」に改め、同条第三号中「又は七級以上の職務にある者」を削る。

第三十三条第一項第一号ロ中「及び長時間にわたる航空路による旅行として人事委員会規則で定めるもの(以下「特定航空旅行」という。)をする七級以上の職務にある者」を削り、同号ハ中「九級以下の職務にある者(ロに該当する者を除く。)」を「知事等以外の者」に改め、同項第二号イ中「及び特定航空旅行をする七級以上の職務にある者」を削り、同号ロ中「九級以下の職務にある者(イに該当する者を除く。)」を「知事等以外の者」に改める。

第三十七条第二項第一号中「着後手当及び支度料」を「及び着後手当」に改める。

第三十八条を次のように改める。

第三十八条 削除

第三十九条中「並びに入出国税」を「入出国税その他人事委員会規則で定めるもの」に改める。

第四十一条中「第七条第八項」を「第七条第七項」に改める。

第四十四条第一項第三号イ中「第十九条第二項」を「第十九条」に改め、同項第四号ハ(一)中「第十九条第二項」を「第十九条」に、「及び旅行諸費については十五日分、」を「については十五日分、旅行諸費及び」に改め、同号ハ(二)中「支度料を除く。」を削る。

付則第二項中「宿泊料及び支度料」を「及び宿泊料」に改める。

別表第一中「第十九条 第二十三関係」を「第二十條 第二十三條、第二十六條関係」に改め、一の表を削り、別表第一二の表七級以上の職務にある者の項を削り、同表六級以下の職務にある者の項中「六級以下の職務にある者」を「知事等以外の者」に改め、同表を別表第一一の表とし、同表の次に次の一表を加える。

二 移転料

| 区分 | 金額 |
|-------------------------|----------|
| 路程五十キロメートル未満 | 一〇七、〇〇〇円 |
| 路程五十キロメートル以上百キロメートル未満 | 一二三、〇〇〇円 |
| 路程百キロメートル以上三百キロメートル未満 | 一五二、〇〇〇円 |
| 路程三百キロメートル以上五百キロメートル未満 | 一八七、〇〇〇円 |
| 路程五百キロメートル以上千キロメートル未満 | 二四八、〇〇〇円 |
| 路程千キロメートル以上千五百キロメートル未満 | 二六一、〇〇〇円 |
| 路程千五百キロメートル以上二千キロメートル未満 | 二七九、〇〇〇円 |
| 路程二千キロメートル以上 | 三三四、〇〇〇円 |

別表第一三の表を削る。

別表第二中「第三十四条 第三十六条、第三十八条、第四十条関係」を「第三十条 第三十六条、第四十条、第四十二関係」に改め、同表一の表七級以上の職務にある者の項を削り、同表六級以下三級以上の職務にある者の項中「六級以下三級以上の職務にある者」を「知事等以外の者」に改め、同表二級以下の職務にある者の項を削り、別表第二二の表及び三の表を次のように改める。

二 移転料

| 区分 | 金額 |
|--------------------------|----------|
| 路程百キロメートル未満 | 一一六、〇〇〇円 |
| 路程百キロメートル以上五百キロメートル未満 | 一五四、〇〇〇円 |
| 路程五百キロメートル以上千キロメートル未満 | 一二〇、〇〇〇円 |
| 路程千キロメートル以上千五百キロメートル未満 | 二七六、〇〇〇円 |
| 路程千五百キロメートル以上二千キロメートル未満 | 三四八、〇〇〇円 |
| 路程二千キロメートル以上五千キロメートル未満 | 四二八、〇〇〇円 |
| 路程五千キロメートル以上一万キロメートル未満 | 四七一、〇〇〇円 |
| 路程一万キロメートル以上一万五千キロメートル未満 | 五一四、〇〇〇円 |
| 路程一万五千キロメートル以上二万キロメートル未満 | 五五六、〇〇〇円 |

路程二万キロメートル以上

六〇一、〇〇〇円

三 死亡手当

| 区分 | 金額 |
|---------|----------|
| 知事 | 六四〇、〇〇〇円 |
| 副知事 | 五八〇、〇〇〇円 |
| 知事等以外の者 | 四九〇、〇〇〇円 |

附 則

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 改正後の岐阜県職員等旅費条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

平成二十一年三月三十日印刷
平成二十一年三月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 飯尾文芸社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))